

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2012年6月27日
【事業年度】	2011年度（自2011年4月1日至2012年3月31日）
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部門 部門長 橋谷 義典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南1丁目7番1号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	IR部門 部門長 橋谷 義典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月		2007年度 2008年3月	2008年度 2009年3月	2009年度 2010年3月	2010年度 2011年3月	2011年度 2012年3月
売上高及び営業収入	百万円	8,871,414	7,729,993	7,213,998	7,181,273	6,493,212
営業利益（損失）	百万円	475,299	227,783	31,772	199,821	67,275
税引前利益（損失）	百万円	567,134	174,955	26,912	205,013	83,186
当社株主に帰属する当期純利益 （損失）	百万円	369,435	98,938	40,802	259,585	456,660
包括利益（損失）	百万円	-	479,243	93,498	359,727	428,413
純資産額	百万円	3,741,938	3,216,602	3,285,555	2,936,579	2,490,107
総資産額	百万円	12,515,176	11,983,480	12,862,624	12,911,122	13,295,667
1株当たり純資産額	円	3,453.25	2,954.25	2,955.47	2,538.89	2,021.66
基本的1株当たり当社株主に帰 属する当期純利益（損失）	円	368.33	98.59	40.66	258.66	455.03
希薄化後1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益（損失）	円	351.10	98.59	40.66	258.66	455.03
自己資本比率	%	27.7	24.7	23.1	19.7	15.3
自己資本利益率	%	10.8	3.1	1.4	9.4	20.0
株価収益率	倍	10.8	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フ ロー	百万円	757,684	407,153	912,907	616,245	519,539
投資活動によるキャッシュ・フ ロー	百万円	910,442	1,081,342	746,004	714,439	882,886
財務活動によるキャッシュ・フ ロー	百万円	505,518	267,458	365,014	10,112	257,336
現金・預金及び現金同等物 期末残高	百万円	1,086,431	660,789	1,191,608	1,014,412	894,576
従業員数	人	180,500	171,300	167,900	168,200	162,700

- (注)1 当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。
- 2 2006年9月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）は確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に関する会計基準を公表しました。この基準は、年金制度資産及び退職給付債務の測定日を会計年度末とすることを要求しています。ソニーは2008年度からこの基準にもとづく測定日を適用し、利益剰余金の期首残高を668百万円、累積その他の包括利益を630百万円それぞれ減額しました。
- 3 2008年度、2009年度、2010年度及び2011年度の株価収益率については、1株当たり当社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載していません。

- 4 ソニーは、2009年4月1日から、連結財務諸表における非支配持分に関する会計基準にしたがい、表示及び開示に関してこの基準を適用しました。これにより、従来、連結貸借対照表上の負債の部と資本の部の中間に独立の科目として表示していた少数株主持分を、非支配持分として連結貸借対照表上の資本の部に含めて表示しています。また、連結損益計算書上の当期純利益（損失）は、非支配持分に帰属する当期純利益（損失）を含めて表示しています。この基準の表示に関する規定は遡及的に適用され、過年度の連結財務諸表を組替再表示しています。これにともない、非支配持分に帰属する包括利益（損失）を含めた金額を、2008年度から包括利益（損失）として記載しています。
- 5 売上高及び営業収入には、消費税等は含まれていません。
- 6 純資産額は米国会計原則にもとづく資本合計を使用しています。
- 7 過年度の総資産額を2011年度の表示に合わせて変更しています。この変更にともない、過年度の自己資本比率も変更しています。（「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『3 主要な会計方針の要約』参照）
- 8 1株当たり純資産額、自己資本比率及び自己資本利益率は、当社株主に帰属する資本合計を用いて算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月		2007年度 2008年3月	2008年度 2009年3月	2009年度 2010年3月	2010年度 2011年3月	2011年度 2012年3月
売上高	百万円	4,513,121	3,674,823	2,936,014	3,211,249	2,572,123
経常利益又は経常損失()	百万円	228,575	35,648	96,348	67,248	86,863
当期純利益又は当期純損失()	百万円	401,850	76,297	87,742	275,846	166,963
資本金	百万円	630,575	630,765	630,821	630,921	630,923
発行済株式総数	千株	1,004,443	1,004,535	1,004,571	1,004,637	1,004,638
純資産額	百万円	2,546,483	2,428,649	2,313,089	2,017,888	1,828,265
総資産額	百万円	4,426,477	3,956,928	4,025,938	3,632,128	3,861,163
1株当たり純資産額	円	2,534.09	2,413.40	2,296.27	2,000.46	1,810.11
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	円 (円)	25.00 (12.50)	42.50 (30.00)	25.00 (12.50)	25.00 (12.50)	25.00 (12.50)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()	円	400.65	76.03	87.44	274.87	166.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	388.93	-	-	-	-
自己資本比率	%	57.4	61.2	57.2	55.3	47.0
自己資本利益率	%	17.1	3.1	3.7	12.8	8.7
株価収益率	倍	9.9	-	-	-	-
配当性向	%	6.2	-	-	-	-
従業員数	人	17,555	18,054	16,230	16,617	16,576

(注)1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 2008年度の1株当たり配当額には、中間期に実施した特別配当10円を含んでいます。

3 2008年度以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

2【沿革】

年月	経過
1946年 5月	電気通信機及び測定器の研究・製作を目的とし、東京都中央区日本橋に資本金19万円をもって東京通信工業(株)を設立。
1947年 2月	本社及び工場を東京都品川区に移転。
1955年 8月	東京店頭市場に株式公開。
1958年 1月	社名をソニー(株)と変更。
12月	東京証券取引所上場。
1960年 2月	米国にSony Corporation of Americaを設立。
1961年 6月	米国でADR(米国預託証券)を発行。
1968年 3月	米国CBS Inc.との合併により、シービーエス・ソニーレコード(株)を設立(当社50%出資)。(1988年1月 当社100%出資、1991年4月 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメントに社名変更)
1970年 9月	ニューヨーク証券取引所上場。
1979年 8月	米国 The Prudential Insurance Co. of Americaとの合併により、ソニー・ブルーデンシャル生命保険(株)を設立(当社50%出資)。(1991年4月 ソニー生命保険(株)に社名変更、1996年3月 当社100%出資)
1984年 7月	ソニーマグネスケール(株)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。(1996年10月 ソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)に社名変更、2004年4月 ソニーマニュファクチャリングシステムズ(株)に社名変更、2012年4月 ソニーイーエムシーエス(株)と統合)
1987年 7月	ソニーケミカル(株)(2006年7月 ソニー宮城(株)と統合し、ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株)に社名変更)の株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1988年 1月	米国CBS Inc.のレコード部門であるCBS Records Inc.を買収。(1991年1月 Sony Music Entertainment Inc.に社名変更、2008年12月 Sony Music Holdings Inc.に社名変更)
1989年11月	米国Columbia Pictures Entertainment, Inc.を買収。(1991年8月 Sony Pictures Entertainment Inc.に社名変更)
1991年11月	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントの株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1993年11月	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントを設立。
1994年 4月	事業本部制を廃止し、新たにカンパニー制を導入。
1997年 6月	執行役員制を導入。
1999年 4月	カンパニーを統合・再編し、新たにネットワークカンパニー制を導入。
2000年 1月	上場子会社3社(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソニーケミカル(現：ソニーケミカル&インフォメーションデバイス(株))、ソニー・プレジジョン・テクノロジー(現：ソニーイーエムシーエス(株))を株式交換により完全子会社化。
2001年 4月	組立系設計・生産プラットフォーム会社ソニーイーエムシーエス(株)を設立。 半導体設計・生産プラットフォーム会社ソニーセミコンダクタ九州(株)(2011年11月 ソニー白石セミコンダクタ(株)と統合し、ソニーセミコンダクタ(株)に社名変更)を設立。
6月	ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(2006年10月 ソネットエンタテインメント(株)に社名変更)を対象とする子会社連動株式を発行。
10月	Telefonaktiebolaget LM Ericsson(以下「エリクソン」とソニー(株)の携帯電話端末事業における合併会社Sony Ericsson Mobile Communications AB(以下「ソニー・エリクソン」)を設立(当社50%出資)。
2002年10月	上場子会社アイワ(株)を株式交換により完全子会社化(2002年12月 吸収合併)。
2003年 6月	委員会等設置会社へ移行。
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス(株)(以下「SFH」、ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)及びソニー銀行(株)を子会社とする持株会社)を設立。 Samsung Electronics Co., Ltd.(以下「Samsung」と液晶ディスプレイパネル製造を行う合併会社 S-LCD Corporationを設立(当社50%マイナス1株出資)。(2012年1月 ソニーが保有する持分全てをSamsungに売却)。
8月	ソニーの海外音楽制作事業において、Bertelsmann AGと合併会社 SONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTを設立(当社50%出資)。
2005年 4月	Sony Corporation of America及び米国の複数投資家グループなどからなるコンソーシアムが Metro-Goldwyn-Mayer Inc.を買収。

年月	経過
2005年10月 12月	ネットワークカンパニー制を廃止し、事業本部・事業グループなどからなる新組織を導入。ソニーコミュニケーションネットワーク(株) (現：ソネットエンタテインメント(株)) を対象とする子会社連動株式を当社普通株式への一斉転換により終了。同社の株式を東京証券取引所マザーズに上場。
2007年 2月	本社を東京都港区に移転。
10月	SFHの株式を東京証券取引所市場第一部に上場。
2008年 1月	ソネットエンタテインメント(株)が東京証券取引所マザーズから市場第一部へ市場変更。
10月	Bertelsmann AGの保有するSONY BMG MUSIC ENTERTAINMENTの持分50%を取得し、完全子会社化。2009
2009年12月	年 1月にSony Music Entertainmentへ社名変更。
2009年12月	シャープ株式会社と大型液晶パネル及び液晶モジュールの製造・販売事業に関する合併会社シャープ
2009年12月	ディスプレイプロダクト株式会社(以下「SDP」)に出資(当社7%出資)。(2012年6月 ソニー
2009年12月	が保有する持分全てをSDPに売却)。
2012年 2月	エリクソンの保有するソニー・エリクソンの持分50%を取得し、完全子会社化。Sony Mobile
2012年 2月	Communications ABに社名変更。

3【事業の内容】

ソニーは、2011年4月1日付の組織変更にもない、当年度第1四半期より、主にコンシューマー・プロフェッショナル&デバイス(以下「CPD」)分野及びネットワークプロダクツ&サービス(以下「NPS」)分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のCPD分野及びNPS分野に含まれていた事業は、新設されたコンシューマープロダクツ&サービス(以下「CPS」)分野及びプロフェッショナル・デバイス&ソリューション(以下「PDS」)分野に移管されました(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『29 セグメント情報』参照)。

ソニーは、CPS、PDS、映画、音楽、金融、ソニーモバイル及びその他の事業から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示されています。CPS分野には、主としてテレビ事業、ホームオーディオ・ビデオ事業、デジタルイメージング事業、パーソナル・モバイルプロダクツ事業、ゲーム事業などが含まれます。PDS分野には、主としてプロフェッショナル・ソリューション事業、半導体事業、コンポーネント事業などが含まれます。映画分野では主として映画、ビデオソフト及びテレビ番組を含む映像ソフトの企画・製作・取得・製造・販売・配給・放映、音楽分野では主として音楽ソフトなどの企画・制作・製造・販売、アニメーション作品の制作・販売、金融分野では主として生命保険・損害保険ビジネス、銀行業及びクレジットファイナンス事業、ソニーモバイル分野では主として携帯電話の設計・開発・製造・販売、その他分野では主としてブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造、ネットワークサービス関連事業、広告代理店事業などを行っています。

2012年3月31日現在の子会社数は1,300社、関連会社数は104社であり、このうち連結子会社(変動持分事業体を含む)は1,267社、持分法適用会社は95社です。

なお、当社の連結財務諸表は米国会計原則にもとづいて作成しており、関係会社の情報についても米国会計原則の定義にもとづいて開示しています。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様です。

C P S、P D S、映画、音楽、金融、ソニーモバイル、その他の各分野の事業内容ならびに主要会社は次のとおりです。

事業区分及び主要製品		主要会社
C P S		
テレビ	液晶テレビ	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司
ホーム オーディオ・ ビデオ	ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー DVDビデオプレーヤー/レコーダー 家庭用オーディオ カーオーディオ	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司
デジタル イメージング	ビデオカメラ デジタルカメラ	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司
パーソナル・ モバイル プロダクツ	パーソナルコンピューター パーソナルナビゲーションシステム 携帯型オーディオ	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司
ゲーム	ゲーム機 ソフトウェア	㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント Sony Computer Entertainment America LLC Sony Computer Entertainment Europe Ltd.
P D S		
プロフェッショナル・ソリューション	放送用・業務用オーディオ/ビデオ/ モニター その他業務用機器	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニーマーケティング㈱ Sony Electronics Inc. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司
半導体	イメージセンサー、その他の半導体	当社、ソニーセミコンダクタ㈱ Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd.
コンポーネント	光学ピックアップ、電池 オーディオ/ビデオ/ データ記録メディア データ記録システム	当社、ソニーイーエムシーエス㈱ ソニーエナジー・デバイス㈱ ソニーケミカル&インフォメーションデバイス㈱ ソニーマーケティング㈱ ソニーオプティアーク㈱ Sony Electronics Inc. Sony Europe Limited 索尼(中国)有限公司 索尼精密部件(惠州)有限公司

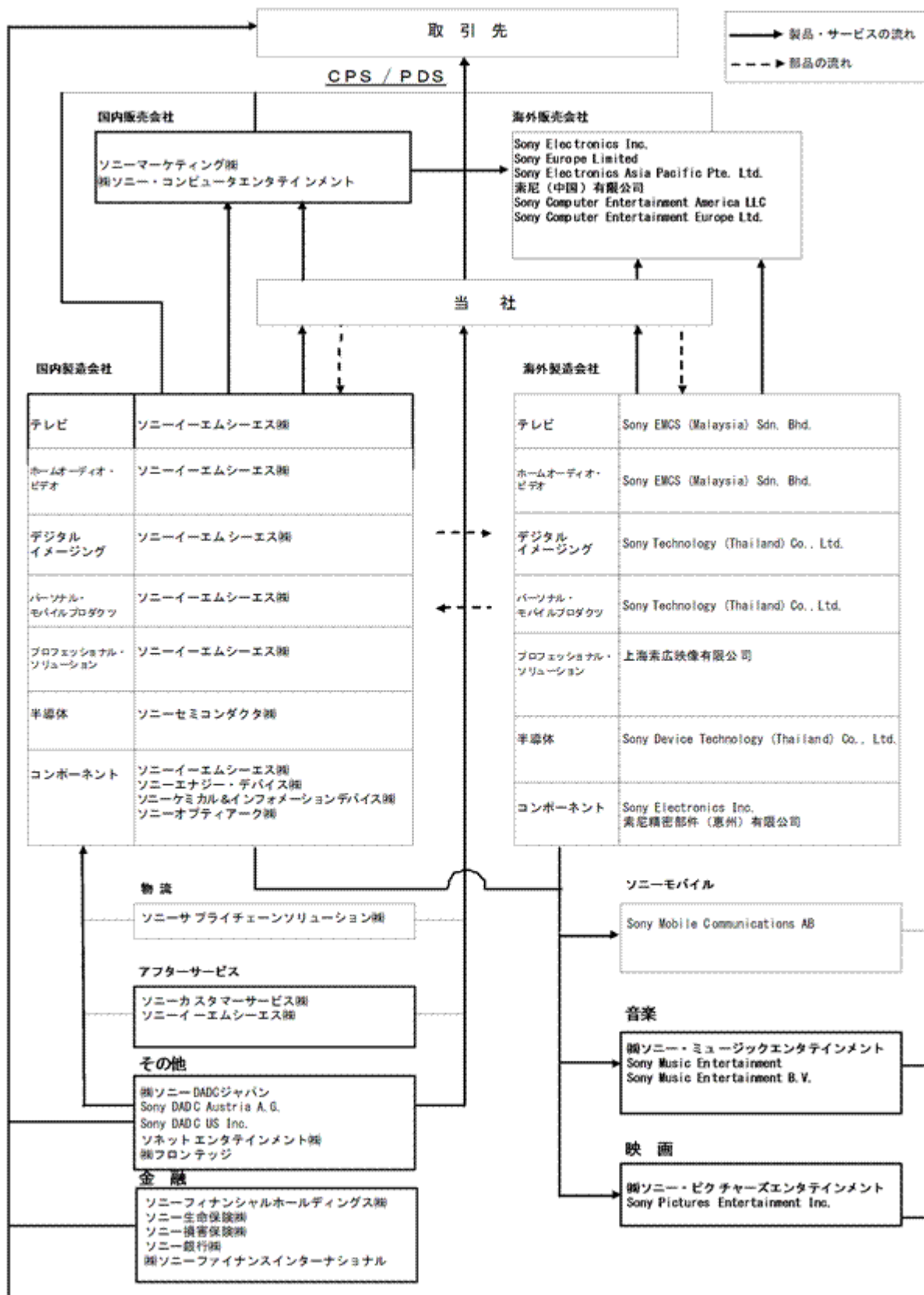
事業区分及び主要製品	主要会社
映画 映像ソフトの企画・製作・取得・製造・販売・配給・放映	(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント Sony Pictures Entertainment Inc.
音楽 音楽ソフトなどの企画・制作・製造・販売 アニメーション作品の制作・販売	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント Sony Music Entertainment Sony Music Entertainment B.V. (株)アニプレックス
金融 生命保険 損害保険 銀行 クレジットファイナンス事業	ソニーフィナンシャルホールディングス(株) ソニー生命保険(株) ソニー損害保険(株) ソニー銀行(株) (株)ソニーファイナンスインターナショナル
ソニーモバイル 携帯電話の設計・開発・製造・販売	Sony Mobile Communications AB
その他 上記カテゴリーに含まれない製品やサービス ブルーレイディスク/DVD/CD ネットワークサービス関連事業 広告代理店事業 その他の事業	(株)ソニーDADCジャパン Sony DADC Austria A.G. Sony DADC US Inc. ソネットエンタテインメント(株) (株)フロンテッジ

[ビジネスセグメントの関連性]

国内及び海外の製造会社が製造した一部の半導体を、ゲーム事業の会社に供給しています。

その他分野のディスク製造では、国内及び海外の製造会社が製造した一部の記録メディアを、ゲーム事業、映画分野及び音楽分野の会社に供給しています。

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
ソニーイーエムシーエス(株) *3	東京都港区	100	C P S ・ P D S	100.0	・製品を当社及び当社の子会社へ納入 しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場 用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・当社へ所有建物の一部を事務所用と して賃貸しています。 ・当社から製造設備を賃借していま す。 ・役員の兼任等・・・・・・有
ソニーエナジー・デバイス (株)	福島県郡山市	100	P D S	100.0	・当社製品の製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
ソニーオプティーク(株)	東京都品川区	1,490	P D S	(1.0) 100.0	・製品を当社の子会社へ納入していま す。 ・当社所有の土地・建物の一部を事務 所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・有
ソニー企業(株)	東京都中央区	100	その他	100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
ソニー銀行(株) *5	東京都千代田区	31,000	金 融	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
ソニーグローバルソリュー ションズ(株)	東京都品川区	100	全社(共通)	100.0	・当社所有の土地・建物の一部を事務 所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・有
ソニーケミカル&インフォ メーションデバイス(株)	東京都品川区	5,480	P D S	100.0	・製品を当社及び当社の子会社へ納入 しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場 用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・有
(株)ソニー・コンピュータエ ンタテインメント	東京都港区	100	C P S	100.0	・当社より製品を仕入れています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場 用として賃借しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を事務 所用として賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・有
ソニーサプライチェーンソ リューション(株)	東京都品川区	1,550	全社(共通)	100.0	・当社製品・部品を当社より仕入れる とともに、海外関係会社製の製品・ 部品を当社へ納入しています。 ・役員の兼任等・・・・・・有
ソニー生命保険(株) *3,5	東京都港区	70,000	金 融	(100.0) 100.0	・当社所有の土地の一部を事務所用と して賃借しています。 ・当社へ所有建物の一部を事務所用と して賃貸しています。 ・役員の兼任等・・・・・・無
ソニーセミコンダクタ(株) *3,7	福岡県福岡市	24,250	P D S	100.0	・製品を当社及び当社の子会社へ納入 しています。 ・当社所有の土地・建物の一部を工場 用として賃借しています。 ・役員の兼任等・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
ソニー損害保険(株) *5	東京都大田区	20,000	金融	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・有
(株)ソニー-DADCジャパン	静岡県榛原郡 吉田町	480	その他	100.0	・役員の兼任等・・・・有
ソニービジネスソリューション(株)	東京都港区	1,111	P D S	100.0	・当社所有の土地・建物の一部を事務 所用として賃借しています。 ・当社の賃貸建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
(株)ソニーファイナンスイン ターナショナル	東京都港区	100	金融	100.0	・役員の兼任等・・・・有
ソニーフィナンシャルホール ディングス(株) *4,5	東京都港区	19,900	金融	60.0	・役員の兼任等・・・・有
ソニーマニュファクチャ リングシステムズ(株)	埼玉県久喜市	100	その他	100.0	・当社製品の製造・販売会社です。 ・当社所有の建物の一部を事務所用と して賃借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソニーマーケティング(株) *3	東京都港区	100	C P S ・ P D S	100.0	・当社製品の国内における販売会社で す。 ・当社所有の建物の一部を事務所用と して賃借しています。 ・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
(株)ソニー・ミュージックエン タテインメント	東京都千代田区	100	音楽	100.0	・役員の兼任等・・・・有
(株)ソニー・ミュージックコ ミュニケーションズ	東京都新宿区	480	音楽	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
(株)ソニー・ミュージック ディストリビューション	東京都千代田区	480	音楽	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
ソニーモバイルコミュニ ケーションズ(株)	東京都港区	3,000	携帯電話	(100.0) 100.0	・当社所有の土地・建物の一部を事務 所用として賃借しています。 ・当社の賃貸建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
ソネットエンタテインメン ト(株) *4	東京都品川区	7,970	その他	(12.6) 58.2	・役員の兼任等・・・・有
(株)フロンテッジ	東京都港区	100	その他	60.0	・当社製品の広告宣伝の一部を請け 負っています。 ・役員の兼任等・・・・有
フェリカネットワークス(株)	東京都品川区	6,000	P D S	57.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用と して転借しています。 ・役員の兼任等・・・・有
Beijing SE Potevio Mobile Communications Company Ltd. (BMC)	中国北京市	千元 210,016	携帯電話	(51.0) 51.0	・役員の兼任等・・・・無
Califon Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
Columbia Pictures Industries, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
CPE Holdings, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
CPT Holdings, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無
C3D Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 154	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・有
Gracenote, Inc.	アメリカ デラウェア	-	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・有
Jeopardy Productions, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・無

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
LEP Holdings, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1,000	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
Lot, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
PEP Communications	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
Quadra Productions, Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
Screen Gems, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 101	映 画	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
上海索広電子有限公司	中国上海市	千元 118,696	C P S ・ P D S	(70.0) 70.0	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
上海索広映像有限公司	中国上海市	千元 850,719	C P S ・ P D S	(70.0) 70.0	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
S-LCD Holding AB	スウェーデン ストックホルム	千ユーロ 1,495,711	C P S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Americas Holding Inc. *3	アメリカ デラウェア	千米ドル 10	全社（共通）	100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Australia Limited	オーストラリア シドニー	千オーストラリアドル 3,500	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・当社製品のオーストラリアにおける販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Brasil Ltda.	ブラジル アマゾン	千リアル 91,557	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・当社製品のブラジルにおける製造・販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Capital Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 500	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
索尼（中国）有限公司	中国北京市	千元 1,006,936	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Computer Entertainment America LLC	アメリカ カリフォルニア	米ドル -	C P S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Computer Entertainment Europe Limited	イギリス ロンドン	千ユーロ 75,077	C P S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Computer Entertainment Hong Kong Limited	香港	千香港ドル 4,000	C P S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
Sony Corporation of America *3	アメリカ ニューヨーク	百万米ドル 11,317	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Corporation of Hong Kong Ltd.	香港	千米ドル 142	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・当社製品の東アジア地域における販売会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony DADC Austria A.G.	オーストリア アニフ	千ユーロ 3,664	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無
Sony DADC US Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
Sony de Mexico S.A. de C.V.	メキシコ メキシコシティ	千メキシカンペソ 123,633	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・有
索尼数字产品（無錫）有限公司	中国 江蘇省	千元 485,584	C P S	(100.0) 100.0	・当社製品の中国における製造会社です。 ・役員の兼任等・・・・・・有
Sony Digital Reading Platform S.A.R.L. *8	ドイツ ルクセンブルグ	千ユーロ 13	C P S	(100.0) 100.0	・役員の兼任等・・・・・・無

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Deutschland GmbH	ドイツ ベルリン	千ユーロ 110,006	その他	(99.8) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Sony Device Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンカディ	百万バーツ 1,062	P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品のタイにおける製造・販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd.*3	シンガポール	千米ドル 118	C P S ・ P D S	100.0	・ 当社製品のシンガポールにおける販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Electronics Inc.*3,15	アメリカ デラウェア	米ドル 570	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品の米国における製造・販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Electronics of Korea Corp.	韓国 馬山市	百万韓国ウォン 5,740	P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品の韓国における製造会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	千米ドル 165,025	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品のシンガポールにおける製造・販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
索尼電子(無錫)有限公司	中国 江蘇省	千元 588,038	P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品の中国における製造会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア スランゴール	千マレーシ アドル 35,000	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品のマレーシアにおける製造会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Europe Limited *3,10,15	イギリス サリー	千ユーロ 56,596	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品の欧州における製造・販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Film Holding Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Global Treasury Services Plc	イギリス ロンドン	千米ドル 8,073	全社(共通)	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Global Treasury Services (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク	千米ドル 14,592	全社(共通)	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Gulf FZE	アラブ首長国連邦 ドバイ	千米ドル 9,799	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品のの中近東地域における販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
SONY INDIA PRIVATE LIMITED	インド ニューデリー	千インドル ピー 554,860	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品のインドにおける製造会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Inter-American, S.A.	パナマ	千米ドル 14,510	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品の中南米地域における販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony International (Hong Kong) Ltd.	香港	千米ドル 2,000	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 製品を当社へ販売しています。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Korea Corporation	韓国 ソウル市	百万韓国ウォン 1,600	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品の韓国における販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Latin America Inc.	アメリカ フロリダ	米ドル 1	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品の米国における販売会社です。 ・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Mobile Communications AB *12	スウェーデン ルンド	千ユーロ 100,001	携帯電話	100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有
Sony Music Entertainment	アメリカ デラウェア	-	音 楽	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
Sony Music Entertainment B.V.	オランダ ヒルバーサム	千ユーロ 34	音 楽	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Music Holdings Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 2,500	音 楽	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Network Entertainment International LLC *9	アメリカ カリフォルニア	-	C P S	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony of Canada Ltd.	カナダ オンタリオ	千カナダドル 175,668	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品のカナダにおける販売会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Online Entertainment LLC	アメリカ カリフォルニア	-	C P S	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Overseas Holding B.V. *3,11	オランダ バートホーフフェドルプ	千ユーロ 181,512	全社 (共通)	100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Pictures Animation Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Pictures Cable Ventures Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Pictures Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 110	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Pictures Home Entertainment Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Pictures Releasing Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Pictures Releasing International Corporation	アメリカ カリフォルニア	米ドル 25,000	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Pictures Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
Sony Pictures Worldwide Acquisitions Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 無
索尼精密部件 (惠州) 有限公司	中国 広東省	千米ドル 79,354	P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品の中国における製造会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Taiwan Limited	台湾台北市	千台湾ドル 9,000	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Technology (Thailand) Co., Ltd.	タイ アユタヤ	千バーツ 570,880	C P S	(100.0) 100.0	・ 当社製品のタイにおける製造会社です。 ・ 役員の兼任等 有
Sony Thai Co., Ltd.	タイ バンコク	千バーツ 210,000	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 当社製品のタイにおける販売会社です。 ・ 役員の兼任等 有
索尼物流貿易 (中国) 有限公司	中国 上海市	千米ドル 7,663	全社 (共通)	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Supply Chain Solutions (Korea) Co., Ltd.	韓国 ソウル市	千米ドル 4,686	全社 (共通)	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony Supply Chain Solutions (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア スランゴール	千マレーシ アドル 30,500	全社 (共通)	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有
Sony U.S. Funding Corporation	アメリカ デラウェア	米ドル 107	その他	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等 有

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
SPE Corporate Services Inc.	アメリカ カリフォルニア	米ドル 2	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・無
Tandem Licensing Corp.	アメリカ デラウェア	米ドル 1,000	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・無
TriStar Pictures, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 1	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・無
TriStar Television, Inc.	アメリカ デラウェア	米ドル 100	映 画	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・無
ZAO Sony Electronics	ロシア モスクワ	千ロシア ルーブル 745	C P S ・ P D S	(100.0) 100.0	・ 役員の兼任等・・・・・・有
その他 1,163社					

(2) 持分法適用関連会社 95社 *12,*13,*14

- (注) 1 「主な事業の内容」には、事業の種類別セグメントの名称を記載しています。
- 2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内書です。
- *3 特定子会社に該当します。
- *4 有価証券報告書を提出しています。
- *5 当社はソニーフィナンシャルホールディングス(株)の株式を60%保有しています。ソニーフィナンシャルホールディングス(株)は、ソニー銀行(株)、ソニー生命保険(株)、ソニー損害保険(株)の株式を、それぞれ100%保有しています。
- 6 ソニーモバイルディスプレイ(株)は、2012年3月30日付で、売却により連結子会社から除外されました。
- *7 2011年11月、ソニーセミコンダクタ九州(株)が、社名をソニーセミコンダクタ(株)と変更しました。
- *8 2011年5月、Sony Network Entertainment Europe S.A.R.L.が、社名をSony Digital Reading Platform S.A.R.L.と変更しました。
- *9 2011年9月30日付で、当社の連結子会社であるSony Network Entertainment America Inc.は、Sony Network Entertainment International LLCを存続会社として合併しました。
- *10 2011年4月1日付で、当社の連結子会社であるSony Espana S.A.、Sony France S.A.、及びSony Italia S.p.A.は、Sony Europe Limitedを存続会社として合併しました。
- *11 2011年11月16日付で、当社の連結子会社であるSony Europe Holding B.V.は、Sony Holding (Asia) B.V.を存続会社として合併しました。なお、2012年1月、Sony Holding (Asia) B.V.は社名をSony Overseas Holding B.V.に変更しています。
- *12 2012年2月16日付けで、Sony Ericsson Mobile Communications AB(以下「ソニーエリクソン」)が提出子会社の持分法適用会社から連結子会社となりました。なお、ソニーエリクソンは、社名をSony Mobile Communications ABに変更しました。
- *13 S-LCD Corporationは、2012年1月19日付で、売却により持分法適用会社から除外されました。
- *14 ビットワレット(株)は、2011年7月1日付で、売却により持分法適用会社から除外されました。
- *15 Sony Electronics Inc.及びSony Europe Limitedについては売上高(連結会社間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。主要な損益情報等は以下のとおりです。

	主要な損益情報等				
	売上高及び 営業収入 (百万円)	税引前 当期純損失 (百万円)	当期純損失 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
Sony Electronics Inc.	573,321	35,661	22,489	4,347	212,373
Sony Europe Limited	644,004	77,857	111,395	79,172	194,777

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2012年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
C P S	54,600
P D S	57,200
映画	7,200
音楽	6,400
金融	7,800
ソニーモバイル	8,900
その他	9,600
全社(共通)	11,000
合計	162,700

- (注) 1 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。
 2 2011年度末の従業員数は、ソニー・エリクソンの取得(「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『25 企業結合』参照)による増加がありました。事業所の売却や生産調整にともない、アジア(日本を除く)の製造拠点を中心に大幅に人員が減少した結果、前年度末に比べ約5,500名減少し、約162,700名となりました。

(2) 提出会社の状況

2012年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
16,576	41.6	17.0	9,515,714

セグメントの名称	従業員数(人)
C P S	4,890
P D S	5,120
全社(共通)	6,566
合計	16,576

- (注) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

ソニーの労働組合員数は全従業員数の24%であり、労使関係は良好です。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績の概要については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

ソニーは、2011年4月1日付の組織変更にともない、当年度第1四半期より、主にコンシューマー・プロフェッショナル&デバイス（以下「CPD」）分野及びネットワークプロダクツ&サービス（以下「NPS」）分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のCPD分野及びNPS分野に含まれていた事業は、新設されたコンシューマープロダクツ&サービス（以下「CPS」）分野及びプロフェッショナル・デバイス&ソリューション（以下「PDS」）分野に移管されました。CPS分野には、テレビ事業、ホームオーディオ・ビデオ事業、デジタルイメージング事業、パーソナル・モバイルプロダクツ事業、ゲーム事業などが含まれます。Samsung Electronics Co., Ltd.との合併会社S-LCD Corporation（以下「S-LCD」）の持分法による投資損益も、CPS分野に含まれます。PDS分野には、プロフェッショナル・ソリューション事業、半導体事業、コンポーネント事業などが含まれます。

映画分野、音楽分野、金融分野については、従来からの変更はありません。2012年2月15日、ソニーはTelefonaktiebolaget LM Ericsson（以下「エリクソン」）の保有するSony Ericsson Mobile Communications AB（以下「ソニー・エリクソン」）の持分50%を取得しました。これにともない、ソニー・エリクソンはソニーの100%子会社となり、社名をSony Mobile Communications ABに変更しました。これにともない、従来単独セグメントとして表示されていたソニー・エリクソン分野を、第4四半期よりソニーモバイル分野へと変更しました。

2【生産、受注及び販売の状況】

ソニーの生産・販売品目は極めて多種多様であり、エレクトロニクス機器、ゲーム機やゲームソフト、音楽・映像ソフト等は、その性質上、原則として見込生産を行っています。なお、ソニーはCPS分野及びPDS分野においては、市場の変化に柔軟に対応して生産活動を行っていることから、生産状況は販売状況に類似しています。このため生産及び販売の状況については「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるCPS分野及びPDS分野の業績に関連付けて示しています。

3【対処すべき課題】

ソニーの経営陣が認識している経営課題とそれに対処するための取り組みは以下のとおりです。

2011年に東日本大震災及びタイの洪水ならびにユーロ圏金融市場混乱の影響を受け大きく悪化した先進国経済は、米国及び日本に一部回復の兆しが現れたものの、ユーロ圏危機の継続などにより、景気回復の先行きは依然不透明な状況です。一方、新興国はややペースが鈍化するものの、成長が持続するものと思われる。

エレクトロニクス事業の立て直しはソニーの最優先課題であり、2012年4月1日付で発足した新経営体制の下、エレクトロニクス事業を再生し、成長へと転換し、映画、音楽、金融事業と同様に安定的に収益貢献するための施策を策定しました。ソニーは、以下の5つの重点施策に積極的に取り組んでいきます。

(1) コア領域の強化（デジタルイメージング・ゲーム・モバイル）

デジタルイメージング、ゲーム、モバイルの3領域をエレクトロニクス事業における重点領域と位置づけ、投資及び技術開発を集中します。

- ・デジタルイメージング事業では、ソニーが得意とするイメージセンサー、信号処理技術、レンズなどの独自技術の開発を一層強化し、民生用エレクトロニクス製品（コンパクトデジタルカメラ、ビデオカメラ、レンズ交換式デジタル一眼カメラなど）、放送・業務用機器（放送局向けカメラ、セキュリティカメラなど）の商品力強化と差異化を実現していきます。また、これらの要となる技術をセキュリティやメディカルなど幅広いアプリケーションに活用することで、デジタルイメージングの領域を広げていきます。

- ・ゲーム事業では、「プレイステーション3（以下「PS3」）」、「PlayStation®Vita（以下「PS Vita」）」を中心にハードウェア及びソフトウェア群と「PlayStation®Network（以下「PSN」）」や周辺機器ビジネスの拡大をめざします。PSN関連では、ゲームソフトウェアのダウンロード販売の拡大、定額課金サービスの強化、PlayStation®Suite対応端末及び対応コンテンツの拡大を行っています。

- ・モバイル事業では、完全子会社化が完了したソニーモバイルが担うスマートフォン事業と、タブレット及びPC事業を、技術開発、設計、販売・マーケティングなどの面で融合させ、魅力的な製品を迅速に開発し、市場投入していきます。また、デジタルイメージングやゲームなどの技術や、映画・音楽・ゲームソフトウェアなどのコンテンツ、ネットワークサービスプラットフォームである「Sony Entertainment Network（以下「SEN」）」、これまでの携帯電話事業で培った通信技術やビジネスノウハウを活用することで、新しいモバイ

ル製品の市場投入や新しいビジネスモデルの構築を推進していきます。さらに、モバイル製品群のオペレーション統合による効率化や最適化も追求します。

(2) テレビ事業の再建

テレビ事業は2013年度の黒字化達成に向け、2011年11月2日に発表した収益改善プランの実行に既に着手していますが、2012年度以降もこれを加速します。既に実行したSamsungとの液晶パネル製造合弁の解消による液晶パネル関連コストの削減に続き、さらなる設計効率の追求やモデル数削減など事業構造の変革に取り組んでいきます。液晶テレビについては、画質・音質の向上や地域ニーズに合わせた製品の投入を継続的に行い、魅力ある製品ラインアップを展開していきます。さらに将来に向けては、有機ELなどの次世代ディスプレイの開発及び商品化、モバイル製品や映画・音楽コンテンツなどグループ内での連携による商品力の向上など、ハードウェアの差異化も追求し、ソニーの液晶テレビの魅力を高めていきます。

(3) 新興国市場での事業の拡大

ソニーのアセットであるグローバルな事業展開とブランド力を、成長著しい新興国での販売の拡大をめざします。ソニーは現在、インドやメキシコなどの民生用AV/IT市場において大きなシェアを獲得するなど、新興国市場での強い基盤を既に有しています。今後も新興国市場でのプレゼンスを高めるべく、販売・マーケティングの経営資源を集中し、販売オペレーションのさらなる強化、地域ニーズに合った製品の投入、映画・音楽事業などグループのエンタテインメント資産を活用した販売促進を積極的に展開します。

(4) 新規事業の創出/イノベーションの加速

中長期の成長を目的としたイノベーションの加速及び商品の本質的価値を追求するための差異化技術の強化を、積極的に推進していきます。中長期の成長をめざす具体的な事業領域の例として、メディカル事業と4K関連事業があります。新規事業領域であるメディカル事業については、既に参入済みの医療用プリンターやモニター、カメラ、レコーダーなどの医療周辺機器に加えて、ソニーの強みであるデジタルイメージングの各種要素技術を活用した内視鏡などの医療機器向けビジネスや、半導体レーザー、イメージセンサー、微細加工などの技術を活用できるライフサイエンス事業にも参入していきます。また、ソニーの持つオーディオ・ビジュアルの技術を結集して、フルHDの4倍以上の解像度を持つ“4K”の普及にも積極的に取り組んでいきます。イメージセンサーや信号処理画像圧縮LSI、高速光伝送モジュールなどの独自開発のデバイスを搭載した業務用機器及び民生用ハイエンド製品を皮切りに、順次4K対応の製品群を追加・拡充していきます。

(5) 事業ポートフォリオの見直し/経営のさらなる健全化

事業の選択と集中を加速し、重点/新規領域に向けた投資を強化します。投資に関しては、重点領域としてイメージセンサーの生産能力拡大や新規領域であるメディカル事業などにおける開発、M&Aなどの戦略投資を積極的に検討していきます。一方、それ以外の事業領域においては提携や事業譲渡などの可能性も積極的に追求し、事業ポートフォリオの組み換えを実施していきます。

また、前述のコア事業の強化、成長領域への経営資源の移行を行っていくために、事業ポートフォリオの組み替えに加え、本社組織・事業子会社・販売体制を適切に再構築し、経営のさらなる健全化を図っていきます。

なお、2011年3月に発生した東日本大震災及び2011年後半に発生したタイの洪水にともない、製造事業所に対する直接的な被害や、サプライチェーンの混乱による原材料・部品の不足、法人顧客の需要減などの影響が生じた結果、2011年度のソニーの業績は大きな影響を受けました。しかしながら、グループをあげて生産活動の早期再開に取り組んだこと、およびサプライチェーンの混乱の解消などにともない、2011年度末までに震災及び洪水の影響はほぼ解消したため、2012年の業績に対する悪影響は軽微であると見込んでいます。なお、ソニーは2012年度にタイの洪水被害に対する保険金の一部受け取りを見込んでいます。(連結財務諸表注記『19 東日本大震災及びタイの洪水』参照)

映画事業においては、ソニーは、熾烈な競争、製作費や広告宣伝費などの費用の増加、世界的なパッケージメディア市場の縮小傾向など家庭向け映像ソフト市場の成熟化、外部のファイナンスへの限定的なアクセス、違法デジタルコピーの問題に直面しています。ソニーは、これらの課題に対処するため、広く全世界にアピールできる幅広いジャンルの映画やテレビ番組を製作あるいは買い付けしていきます。また、デジタル配信を含む、新たな作品の配給方法を追求しています。加えて、ソニーは映画やテレビ番組を製作及び取得するための代替的なファイナンス手段を継続的に模索し、著作権のあるコンテンツの不正ダウンロードに対抗するほか、そのテレビネットワーク事業を世界中に拡大する機会を追求していきます。

音楽事業は数年来、困難な市場環境においてその事業を行っています。音楽デジタル配信の売上は成長が続いているものの、現時点ではまだパッケージメディア売上の継続的な縮小を補完するにいたっておらず、この傾向は今後も中期的に継続することが見込まれます。デジタル配信事業は、現在の配信プラットフォームの米国での成長及び全世界での拡大と新たな配信プラットフォーム及び先進的な製品の導入により、大きな可能性を有しています。このような市場環境に対して、ソニーは新人の発掘及び既存タレントへの投資、スポンサーシップや音楽をベースとしたテレビ番組などの新規成長事業の開拓も継続して行っています。

金融事業においては、企業経営にとって先行きの不透明な環境にあっても安定的な金融サービスを適切に提供する役割を發揮することと、将来を見据えた成長戦略を確実に実現していくことの両立が求められていると認識しています。ソニーフィナンシャルホールディングスグループ（以下「SFHグループ」）は、これまでも、「お客さまからもっとも信頼される金融サービスグループ」を目指すことをビジョンとして掲げ、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、反社会的勢力排除に向けた態勢、個人情報保護等の内部管理態勢の充実を図りつつ、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る）を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスの提供を追求してきました。SFHグループは、今後も、上記の経営戦略を実行することにより、ビジョンの実現と持続的な企業価値の拡大を目指すとともに、上場金融機関としての社会的役割と使命を踏まえて、持続可能な社会の実現に向け、すべてのステークホルダーへの責任を果たしていきます。

グローバル環境計画「Road to Zero」

ソニーは、2010年4月に環境計画「Road to Zero」を発表しました。ソニーは、持続可能な社会の実現をめざし、2050年までに自らの事業活動及び製品のライフサイクルを通して、「環境負荷ゼロ」を達成することを長期的ビジョンとして掲げています。ソニーは、継続的なイノベーションとオフセット・メカニズムの活用を通じて、この長期ビジョン達成をめざします。環境計画「Road to Zero」においては、以下の4つの目標を柱とした総合的なロードマップを設定しています。

- ・ 気候変動について、エネルギーの使用を削減し、温室効果ガスの排出ゼロをめざす。
- ・ 資源について、重点資源の新材利用ゼロをめざし、廃棄物を最小化し、水を適正利用する。また回収リサイクルを継続推進する。
- ・ 化学物質について、予防的措置を通じた化学物質の環境に対するリスクの最小化と特定の物質の削減・代替推進を行う。
- ・ 生物多様性について、事業活動と地域社会貢献活動を通じて、生物多様性の維持・回復を推進する。

上記目標のうち、気候変動については具体的には下記を含む中期目標を設定しています。

- ・ ソニーグループ全体の事業所から排出されるCO2換算温室効果ガスの絶対量を、2015年度までに2000年度比で30%削減をめざす。
 - ・ 製品の消費電力を2015年度までに2008年度比で一台当たり30%削減をめざす。
- グローバル環境計画「Road to Zero」及び環境への取り組みの詳細は、ソニーのCSRレポート（<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/csr/report/index.html>）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあると考えております。なお、当該事項は、本書提出日現在において入手しうる情報にもとづいて判断したものです。

ソニーは2012年4月1日付の組織変更にともない、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を予定しています。2012年度第1四半期より、新しいセグメント区分にもとづいて業績を開示する予定です。「事業等のリスク」における以下の記述は、2011年度現在のビジネスセグメント区分にもとづいています。

(1) ソニーはC P S分野を中心に一層激化する競争を克服しなければなりません。

ソニーは、コンシューマー製品に関して、新規参入を含む競合他社から販売される製品と、価格や機能などのいくつかの要因で競い合っています。変化し一層多様化する消費者の嗜好に訴求する製品を作るため、また、消費者の多くがソニーと同種の製品をすでに所有しているという状況に対処するために、ソニーはより優れた技術を開発し、消費者の嗜好を予測し競争力ある価格の魅力的な製品を迅速に開発する必要があります。ソニーは、様々なコンシューマー製品において、一層激化する競合企業との価格競争、小売業者の集約化及び製品サイクルの短期化による価格低下圧力の高まりに直面しています。ソニーの業績は、変化し一層多様化する消費者の嗜好に合った製品を、効率的に開発し、様々な販売チャネルを通じて、競争力のある価格で提供し続けるソニーの能力に依存しています。もし、ソニーのコンシューマー製品に対して頻繁に影響を及ぼす価格下落について効果的に予測し対応できない場合、既存の事業モデルが変化する場合、又はコンシューマー製品の平均販売単価の下落スピードが製造原価削減のスピードを上回った場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) ソニーは、競争力を維持し消費者の需要を喚起するため、新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの頻繁な導入及び切り替えを適正に管理しなければなりません。

ソニーは、非常に変化が激しく厳しい競争環境におかれているコンシューマーエレクトロニクス製品やネットワークサービス、ならびに携帯電話業界において、成熟市場及び成長市場の両方で製品、イメージセンサーなどの半導体やコンポーネント、サービス、及び技術を導入したり、これらを拡充することにより、消費者の需要を喚起し続けていく必要があります。新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの導入及び切り替えの成功は、開発をタイムリーにかつ成功裡に完了させること、市場における認知度、ソニーが新製品や生産立ち上げにともなうリスクを管理できる能力、新製品ののためのアプリケーションソフトウェアが入手できること、予測される製品需要に沿って購入契約や在庫水準を効果的に管理できること、予測される需要を満たす適正な数量及びコストの製品を確保できること、導入初期における新製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの品質その他の問題に関するリスクなど、数多くの要素に依拠しています。また、競争力を維持するためには、ソニーが、技術革新に対応し、既存の製品やサービスの機能を統合・強化した製品やサービスに対する消費者需要の変化に応じていくことも重要です。さらに、新たにアップグレードされた製品、半導体やコンポーネント、及びサービスが、ソニーが強みをもつ既存の製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの売上に悪影響を与えたことがあり、また将来において悪影響を与える可能性があります。例えば、高解像度のイメージセンサー、高速オンライン及びワイヤレス通信、モバイル製品OS(オペレーティングシステム)、大容量データメモリー及びストレージ、ならびにネットワークサービスなどにおける技術革新は、スマートフォンやタブレットなどの製品に対する消費者需要へとつながりました。これらスマートフォンやタブレットは、携帯電話、携帯音楽プレイヤー、コンパクトデジタルカメラ、家庭用ビデオカメラ、PC、携帯ゲームハードウェア、及びウェブブラウザなどのアプリケーションソフトウェアを含む、複数の既存製品やサービスの機能を兼ね備えています。したがって、新たな製品、半導体やコンポーネント、及びサービスの頻繁な導入及び切り替えを適切に管理できない場合、ソニーの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) ソニーは、より高度に専門化した企業や経営資源において優位性を有する企業との競争にさらされています。

ソニーは、業種の異なる複数のビジネス分野に従事しており、さらにそれぞれの分野において数多くの製品・サービス部門を有するため、大規模な多国籍企業から、数少ないビジネス領域に特化し高度に専門化した企業にいたるまで、業界の既存企業や新規参入企業など広範囲な他企業と競争しています。加えて、ソニーの外部委託生産パートナーが、現在ソニーの供給業者として生産している製品の市場に自社ブランドで参入し、当該市場で競合相手となる可能性もあります。また、既存の、及び潜在的な競合他社がソニーより高度な財務・技術・労働・マーケティング資源を有する可能性があり、いくつかの事業領域で競合他社と同程度の資金投入や投資もしくは製品の値下げを行うことができない可能性もあります。さらに、ソニーの金融分野における各社は、財務、マーケティングなどの経営資源において優位性を有し確立された地位にある競合他社と有効に競争できない可能性があります。このように、既存及び新規参入の競合他社に対して効果的に対応できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) ソニーの研究開発投資が想定した成果をもたらさない可能性があります。

ソニーは、消費者の嗜好の変化や急速な技術革新という特徴をもつ厳しい市場で競争しています。技術革新が進み、技術的な模倣が比較的になくなったことにより、新しい製品やサービスが陳腐化するスピードが早まり、熾烈な競争と継続的な価格下落につながる傾向が強まっています。このような環境の下、ソニーは、製品の競争力を強化するため、高水準の研究開発投資を継続的に行っています。例えば、ゲーム事業では、特に新しいプラットフォームの開発・導入時において、ライフサイクルの長い競争力ある製品を開発し提供するために、多額の研究開発投資を必要とします。しかしながら、このような研究開発投資が革新的な技術を生み出さなかったり、想定した成果を十分迅速にもたらさなかったり、又は競合企業が技術開発に先行した結果、市場のニーズに合った競争力のある新製品やサービスをタイムリーに商品化できない場合、ソニーの業績及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) ソニーの構造改革は多額の費用を必要としますが、その目的が達成できない可能性があります。

ソニーは、グループ全体の投資計画の見直し、製造事業所の統廃合、人材の再配置及び人員の削減などに焦点を当てた経営体質強化施策を2011年度も継続して実施しました。2011年度は、総額548億円の構造改革費用を計上しました。2012年度には、約750億円の構造改革費用を計上する見込みですが、景気後退の影響や不採算事業からの撤退などにより、追加的にもしくは将来において多額の構造改革費用を計上する可能性があります。これらの構造改革費用は、主として、売上原価、販売費及び一般管理費、又はその他の営業損益（純額）に計上され、ソニーの営業損益及び当社株主に帰属する当期純損益に悪影響を及ぼします（連結財務諸表注記『20 構造改革に係る費用及び資産の減損』参照）。ソニーは、製造オペレーションの合理化、低コスト国への生産移管・集約、外部委託生産の活用を継続的に実施するとともに、販売会社における販売費及び一般管理費の削減、さらに間接部門及び情報処理業務の外部委託化も進めていきます。また、ソニーは、グローバルセールス&マーケティング、生産、物流、調達、品質、研究開発などの機能に関する横断的組織を通じて、ビジネスプロセスの最適化及び収益力強化に向け継続的に取り組んでいます。

内的又は外的な要因により、上述の構造改革施策による効率性の向上及びコスト削減が予定どおり実現しない可能性があり、また構造改革による効果が現れたとしても市場環境の予想以上の悪化により、収益性の改善が予定している水準に達しない可能性もあります。構造改革の目的達成を妨げうる内的な要因には、構造改革計画の変更、利用可能な経営資源を効果的に用いて構造改革を実行できないこと、事業部門間の連携ができないこと、新しい業務プロセスや戦略の実行の遅れ、構造改革実施後のビジネスオペレーションを効果的に管理及び監視できないこと、などがあります。一方、外的な要因には、例えば、ソニーが構造改革を計画どおりに実行するのを妨げる、地域ごとの労働規制や労働組合との間の協約、日本における労働慣行による追加的な負担があります。構造改革プログラムを完全に成功裡に実行できない場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。加えて、構造改革費用の支出により、営業キャッシュ・フローが減少する可能性があります。

(6) 戦略事業におけるソニーの買収及び第三者との合併が成功しない可能性があります。

ソニーは、技術獲得や効率的な新規事業開発のため、又は事業の競争力強化のため、買収、第三者との合併及びその他の戦略的出資を積極的に実施しています。また、ソニーは、当初の目的を既に達成したなどの理由により、合併事業の持分を売却したり、合併パートナーの持分を買収したりすることがあります。例えば、ソニーは、2012年2月、エリクソンとの携帯電話の製造・販売に関する合併会社であるソニー・エリクソンにおいてエリクソンが保有する持分50%を取得し、同社をソニーの完全子会社としました。2012年1月には、ソニーはSamsungとの液晶パネル製造に関する合併事業であるS-LCDの保有持分すべてをSamsungに売却し、合併を解消しました。

ソニーが事業買収を実施し、それを統合するにあたり、多額の費用が生じる可能性があります。加えて、ソニーは、戦略上の目的や予定していた売上増加及び費用削減を実現できなかったり、買収先事業において核となる人材を確保できない可能性もあります。また、買収した事業に関連する債務を承継することにより、ソニーの業績は悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、現在、いくつかの合併会社や戦略的パートナーシップに出資を行っており、また、将来新たな出資を行う可能性があります。ソニーと相手企業が競争状況の変化その他の理由により共通の財務目的を達成できない場合、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、ソニーと相手企業が共通の財務目的を達成する過程にあったとしても、パートナーシップの期間中、ソニーの業績に短期的又は中期的な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの合併や戦略的出資企業について、ソニーが利害の対立に直面するリスクやキャッシュ・フローへの支配権を含む合併及びその他の戦略的出資に対する支配権を十分に確保できないリスクがあり、またソニー固有の技術やノウハウが漏洩するリスクも増加します。加えて、ソニーブランドを使用する合併会社の行為もしくは事業活動により、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。さらに、合併事業が大幅な業績不振に陥ったり、業績不振が一定期間続いた場合などには、ソニーは追加的な出資や債務保証を求められるほか、合併解消に至る可能性もあります。

(7) ソニーには、生産能力増強のための設備投資もしくは出資を回収できないリスクがあります。

ソニーは、C P S 及び P D S 分野において、製造設備に対する投資を継続的に行っています。こうした例として、イメージセンサーの旺盛な需要に対応するために生産能力を増強する目的で行うイメージセンサー製造設備に対する追加投資があげられます。ソニーは、2011年度にイメージセンサー生産増強のために約1,200億円の投資を実施しました。予期せぬ市場環境の変化にともない需要が減少し、想定した販売規模を達成できない場合、あるいは供給過剰により製品の単価が下落した場合、ソニーがこうした設備投資もしくは出資の一部又は全部について、回収することができない、あるいは回収できるとしても想定より長い期間を要する可能性があります。この場合、当該設備投資もしくは出資を行った資産が減損の対象になり、ソニーの収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (8) 外部のビジネスパートナーへの依存度が高まることにより、ソニーの、財務上のリスク、ブランドイメージや評判を傷つけるリスク、及びその他のリスクが高まる可能性があります。

限られた経営資源の中で迅速な事業展開や業務効率化を図る必要性が高まっていることから、ソニーは部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスに関して、外部の供給業者及びビジネスパートナーへの依存度が高まっています。また、モバイル製品向けのアンドロイドOSなどのソフトウェア技術や、サービスを提供する外部のビジネスパートナーにも依存しています。このような外部依存の結果、ソニーの製品やサービスが、部品及びコンポーネント、ソフトウェア、又はネットワークサービスに関する品質問題の影響を受ける可能性があります。また、ソニーの製品及びサービスに使用される外部の部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスが、著作権又は特許侵害で訴訟を受ける可能性があります。さらに、外部のビジネスパートナーが、ソニーの製品やサービスではなく、競合の製品やサービスを優先し、ソニー製品やサービスに対するサポートを打ち切ったり、契約条件を変更したりする可能性があります。部品及びコンポーネント、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスに関する外部の供給業者及びビジネスパートナーへの依存に起因する問題は、ソニーの業績や、ブランドイメージ又は評判に悪影響を及ぼすことがあります。また、ソニーではC P S 分野、特にテレビ事業において、製品や部品の供給に関し外部委託生産の依存度が高まっています。ソニーがこのような外部委託関係を円滑に運営できない場合、又は自然災害などがソニーのビジネスパートナーに影響を及ぼす場合、ソニーが目標生産量や品質水準に到達できなくなったり、ソニー固有の技術やノウハウが漏洩することなどにより、ソニーの生産活動に支障を与える可能性があります。加えて、ソニーは、資材調達・物流・販売・データ処理・人事・経理その他のサービスなど広範囲な業務を外部のビジネスパートナーに委託しています。外部のビジネスパートナーが法規制を十分に遵守しなかった場合や、第三者の知的所有権を侵害した場合、もしくは事故もしくは自然災害などにさらされたり、経営破綻によりその事業やサービスが停止した場合には、ソニーの事業に影響を及ぼす可能性もあります。

- (9) ソニーは市況変動が大きい部品やコンポーネントの調達及び需要変動の大きい製品、部品やコンポーネントの在庫管理を効率的に行う必要があります。

C P S 及び P D S 分野において、ソニーはモバイル製品向けチップセット[01]などの半導体や液晶パネルなど、大量の部品やコンポーネントを自社製品に使用しています。これら部品やコンポーネントの供給量や価格の変動は、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。例えば、部品やコンポーネントの供給不足が生じた場合、これらの価格が高騰しソニーの製品原価が上昇する可能性があります。また、ソニーが一社に調達を依存している部品やコンポーネントが供給不足になった場合は、ソニーの生産事業所で稼働調整もしくは停止となる可能性があります。さらに、これらの部品やコンポーネントの価格は、石油化学製品、コバルト、銅及びレアアースなどの原材料の価格に応じて変動し、製品原価に影響を与えることがあります。

ソニーは消費者需要の予測にもとづいて事前に決定した生産量及び在庫計画に沿って部品やコンポーネントを発注していますが、そうした消費者需要の変動は大きく、また予測が難しいものです。不正確な消費者需要予測や不十分な経営管理により在庫不足もしくは過剰在庫が発生し、その結果生産計画に混乱が生じて売上の機会損失や在庫調整につながる可能性もあります。ソニーでは、部品、コンポーネントや製品が陳腐化したり、在庫が使用見込みを上回ったり、もしくは在庫の帳簿金額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。例えば、過去にソニーは、一部の半導体や液晶パネルの不足によりPCやオーディオ・ビジュアル製品に対する消費者需要を満たせなかったことがあり、また、一部の半導体や液晶パネルで過剰在庫を抱えた際にそれらの部品やコンポーネントの価格が低下したために在庫の評価減を計上した経験もあります。さらに、最近の例では、2011年3月に発生した東日本大震災や2011年後半に始まったタイの洪水により供給業者が影響を受けたため、部品及びコンポーネントの供給不足が発生しました。過去にこのような売上機会の損失及び在庫調整、ならびに部品及びコンポーネントの供給不足がソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼしたことがあり、将来においても悪影響を与える可能性があります。

- (10) ソニーの売上及び収益性は、ソニーの主要市場の経済や雇用などの動向に敏感です。

ソニーの売上及び収益性は、ソニーが事業を営む主要市場の経済、雇用、その他の動向に敏感です。これらの市場が深刻な景気後退に陥り、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。また、その後の景気回復が広範囲にわたり、かつ持続する保証はありません。2011年度のソニーの売上高及び営業収入（以下「売上

高」)において、日本、欧州、米国における構成比はそれぞれ32.4%、19.5%、18.7%でした。加えて、ブラジル、ロシア、インド、中国その他の新興国市場における成長目標を実現することがソニーの業績にとってますます重要になっています。

ソニーの業績は、消費者及び法人顧客の需要や、小売業者・卸売業者及び販売代理店の業績に依存しています。最近のヨーロッパにおける債務危機など、ソニーの主要市場における経済状況の悪化や今後悪化するという見通しにより、最終消費者の購買、消費意欲が低下した結果、消費が低迷する可能性があります。また、キャッシュ・フローの不足、資金調達の困難、消費者の需要減などから経営が悪化した法人顧客やそのほかのビジネスパートナーからのソニーの製品やサービスに対する需要が減少する可能性があります。経営が悪化した法人顧客によるソニーに対する義務の不履行も、ソニーの業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性もあります。

ソニーの外部供給業者も同様の困難を被り、ソニーに対する契約義務の履行能力に影響を受ける可能性があります。その結果、ソニーが競争的な価格で製品やサービスを調達できなくなる場合には、ソニーの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、世界的な景気動向は、その他の様々な影響を与える可能性があります。例えば、構造改革費用の積み増し、年金及びその他の退職給付債務にかかる費用の増加及び追加的な資金拠出、資産の減損の追加的な計上などを通じて、ソニーの業績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼしたことがあり、将来も及ぼす可能性があります。

(11) 売上と費用が異なる通貨で発生することにより、ソニーの業績は為替変動の影響を受ける可能性があります。

多くのソニーの製品は、開発・製造された国とは異なる国において販売されるため、ソニーの営業損益は為替レートの変動の影響を受けます。例えば、CPS及びPDS分野においては研究開発費や本社間接費は主に円で、材料費を含む製造費用は主に米ドル及び円で発生しています。売上は日本・米国・欧州・中国・新興国市場を含むその他地域に分散して発生しています。売上が計上される通貨と費用が発生する通貨は必ずしも一致していないため、ソニーの業績は為替変動の影響、特に円及び米ドルに対するユーロの変動の影響を受けやすい構造になっています。さらに、近年では中国や新興国市場を含むその他地域におけるビジネス拡大とともに、これら地域の通貨の円及びドルに対する変動の影響も大きくなっています。米ドルやユーロを含め複数の外国通貨の価値が、外国為替市場において想定以上の水準で変動した場合、ソニーの業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。中長期的な為替レート水準の変化は、ソニーの経営資源のグローバルな配分を妨げたり、研究開発、資材調達、生産、物流、販売活動を、為替レート変化の影響後でも収益をあげられるように遂行する能力を低下させる可能性があります。

また、ソニーは、輸出入取引により生じる短期の外貨建債権債務(純額)の大部分を取引予定の事前にヘッジしていますが、かかるヘッジ活動によっても、為替レートの変動リスクを完全に取り除くことはできません。

(12) 外貨建ての売上や資産の割合が高いソニーの業績は、外国為替相場変動の影響を受ける可能性があります。

ソニーは、世界中の各子会社の現地通貨ベースの業績を、それぞれの通貨の月別平均為替レートを使って円換算し、連結損益計算書を作成しています。また、ソニーは、世界中の各子会社の現地通貨ベースの資産及び負債を、それぞれの市場の期末為替レートを使って円換算し、連結貸借対照表を作成しています。ソニーの業績や資産及び負債のかなりの部分が外貨建てとなっており、例えば、2011年度の日本の売上高の構成比は全体の32.4%にとどまります。したがって、国際的に展開しているソニーの事業(金融分野を除く)においては、それぞれの業績、資産及び負債を円に換算してソニーに連結する際に、円の各通貨に対する為替レートの変動の影響を大きく受ける可能性があります。特に米ドル、ユーロもしくはその他の外国通貨に対し大幅に円高となった場合、外国為替相場の変動はこれまでもソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼしており、将来においてもその可能性があります。

- (13) 国際金融市場における深刻かつ不安定な混乱状況や格付けの低下は、ソニーの資金調達や資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性があります。

国際金融市場が深刻かつ不安定な混乱状況に陥った場合、金融その他の資産価格全般に下落圧力が生じたり、資金調達に影響が生じる可能性があります。従来、ソニーは、営業キャッシュ・フロー、コマーシャルペーパー（以下「CP」）及び中長期債などのその他の債券の発行、銀行やその他の融資機関からの借入金などにより資金を調達してきました。しかしながら、将来にわたってこのような資金源から受諾可能な条件での資金調達が可能な状況が継続するという保証はありません。市場が不安定な混乱状況に陥り、CP及び中長期債により十分な資金調達ができなくなった場合、ソニーはCP及び中長期債の満期償還やその他の必要な流動性を賄うため、金融機関と契約している資金コミットメントラインや資産の売却など代替的な資金源を活用する可能性があります。このような市況下では、前述のような資金調達手段が受諾可能な条件で利用可能となる、もしくは十分な資金を調達できる保証はありません。その結果、ソニーの業績、財政状態及び流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

同様に、為替相場及び世界的な金融市場の変動により、資本の部の構成要素である累積その他の包括利益に含まれる外貨換算調整額及び年金債務調整額などが変動し、資本の部に含まれる累積その他の包括利益の減少を通じて、ソニーの信用格付け評価にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。ソニーの信用格付けの低下は、資金調達コストの上昇を招き、ソニーのCP及び中長期債市場からの調達に悪影響を与える恐れがあり、ひいてはソニーの業績、財政状態及び流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (14) ソニーは、様々な国で事業を行うことのリスクにさらされています。

ソニーは、世界各地において事業活動を行っており、このような国際的な事業遂行には課題が生じることもあります。例えば、CPS及びPDS分野において、中国やその他のアジアの国々における製品、部品及びコンポーネントの生産や調達が増加しているため、これらの地域外の市場に製品を供給するのに必要な時間が長くなり、変化する消費者需要に対応することがより難しくなる可能性があります。さらにソニーは、複数の国において、ソニーにとって望ましくない政治的・経済的な要因により、事業を企画・管理する上で困難に直面する可能性があります。この例としては、文化的・宗教的な摩擦、期待される行動規範からの逸脱、現地の各種法規制や貿易政策及び税法の不遵守、ならびに十分なインフラの欠如などがあります。加えて、特に、主要な市場及び地域における現地部品調達規制・事業及び投資許認可要件・為替管理・輸出入管理・資産国有化・海外投資収益の本国送金制限などの現地の法規制や貿易政策及び税法の変更は、ソニーの業績に影響を与える可能性があります。例えば、ソニーやパートナーが生産活動を行う中国やその他の国々において、労働争議の発生及び労働法制や政策の変更など労働環境が著しく変化した場合、ソニーの製品及び部品の生産や出荷が妨げられたり、人件費の高騰や優秀な従業員の不足が発生することなどにより、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。ソニーが事業を展開する地域において、不安定な国際又は国内政治・軍事情勢が今後生じた場合、ソニーやそのビジネスパートナーの事業活動が阻害されたり、当該地域の消費者の購買意欲を低下させたりすることにより、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、一部の国において、前述の要因や、自然災害及び疫病などその他の要因による混乱から回復するのに要する時間が長くなる可能性があります。さらに、ソニーの事業活動にとって新興国市場はより一層重要になってきているため、ソニーが前述のリスクの影響を受けやすくなった結果、業績及び財政状態に悪影響を被る可能性があります。

- (15) ソニーの成功は、技術やマネジメントなどの分野における有能な人材の採用・確保に依存しています。

ソニーが、ますます競争が激しくなる市場において、ネットワーク関連製品やソフトウェアを含むエレクトロニクス製品、又はゲーム、映画や音楽などのコンテンツの開発、設計、製造、マーケティング及び販売において継続的に成功を収めるためには、経営陣やその他のマネジメント、技術やコンテンツクリエイションなどの領域において、核となる人材を惹きつけ確保することが必要となります。しかしながら、このような有能な人材に対する需要は強く、ソニーが将来の事業に必要な人材を採用・確保できない可能性があります。そのような事態が生じた場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (16) ソニーはハードウェア、ソフトウェア、エンタテインメント・コンテンツ、ならびにネットワークサービスの競争力を向上させるための、異なる事業ユニット間の事業戦略及びオペレーションの統合に成功しない可能性があります。

ソニーは、市場における差異化を図るために、ハードウェア、ソフトウェア、エンタテインメント・コンテンツ、ならびにネットワークサービスの統合を促進させることが不可欠であり、この戦略が売上の拡大及び収益性の向上につながると考えています。しかしながら、この戦略は、ネットワークサービス技術の継続的な発展（ソニー内外を問わず）、ソニーの様々な事業ユニットや販売チャネルにおける戦略及びオペレーション上の連携と適切な優先順位付け、ネットワークに接続可能なソニーの製品や事業ユニット間、ならびに業界内における技術やインターフェース規格の標準化に依存しています。さらに、新規参入企業も多く、継続的に変化する厳しい競争環境において、消費者にとって革新的で魅力あるユーザーインターフェースをもち、ネットワークプラットフォームにシームレスに接続可能なハードウェアを、より高い性能かつ競争力のある価格で提供し続ける必要があります。

また、ソニーは競争力があり差異化された、ソニー自身の、又は主要な映画製作及びテレビ制作会社、音楽レーベル会社、ゲーム制作会社や出版社などの第三者からライセンスを受けた、音楽・映像・ゲームコンテンツを提供できることが不可欠であると考えています。ソニーがこの戦略の実行に成功しない場合、ソニーの評判、競争力及び収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (17) ソニーのオンライン上の事業活動は、法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが増加したり活動が制限されたりする可能性があります。

ソニーは、エンタテインメント領域に関するネットワークサービス、金融サービス、エレクトロニクス及びエンタテインメント製品の販売・マーケティングなど、オンライン上の事業活動を広範囲にわたって行っており、関連する法規制による制約を受けています。この法規制には、プライバシー、消費者保護、データの保存及び保護、コンテンツ関連規制、名誉毀損、年齢確認その他のオンライン上の児童保護、「cookie」（インターネット上のウェブサイトを通じて特定のユーザーを識別し、利用履歴データを保存・管理するためのソフトウェア）などのソフトウェアの最終ユーザーのPC又は他の情報端末へのインストール、価格設定、広告（成人及び児童向け）、租税、著作権や商標権、販促、及び課金などに関わるものが含まれています。これらの法規制（オンライン上の事業活動に対処するために制定された法規制やインターネット普及以前に制定されたもののオンライン上の事業活動にも適用される法規制）の運用は、各国により異なり、また、多くの場合、法規制そのものが不明確・不確定であったり、今後変更されたりする可能性があります。ソニーはこれらの法規制遵守のために多額の費用を計上する可能性があります。また、これらの法規制を遵守できなかった場合、多額の罰金、その他の法的責任、ソニーの評判への悪影響などが生じる可能性があります。さらに、これらの法規制遵守のために行われるオンライン上の事業活動の変更や制限はソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。加えて、関連する法規制の変更やオンライン上の事業活動を保護する法令の変更が生じた場合、又はこのような保護範囲を狭めるような解釈を裁判所が行った場合、ソニーの法的責任に対するリスクが増加し、法規制遵守のための費用の増加もしくは一部のオンライン上の事業活動に対する制限につながる可能性があります。

- (18) ゲームハードウェアを始めとするコンシューマー製品の売上は特に消費者需要の季節性の影響を受けます。

ソニーのゲーム事業が提供するハードウェア（「プレイステーション 2」、PSP®「プレイステーション・ポータブル」、PS3、ならびにPS Vitaなど）は種類が比較的少ない上に、総需要に占める年末商戦の比率が高くなります。ソニーのその他のコンシューマー製品も年末商戦需要に依存しています。その結果、特にこの時期において、他社との競争状況や市場環境の変化、有力ゲームソフトタイトルを含むコンシューマー製品の発売遅延、ハードウェアの供給不足などが生じた場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

- (19) ネットワークサービスを含むゲーム事業の売上及び収益性はプラットフォームの普及の成否に依存しており、この普及は外部の事業者により制作されるものを含むソフトウェアラインアップの充実度の影響を受けています。

ゲーム事業の売上及び収益性には、プラットフォームの普及の成否が重要な影響を及ぼします。この普及は第三者により制作されたものを含めた十分なソフトウェアの品揃えやネットワークサービスが消費者に提供されるか否かに影響されます。ソフトウェアの品揃えやネットワークサービスの充実度は、他の多くのコンテンツ事業に見られるようにソフトウェアそのものの売上及び収益性に影響を与えるのみならず、プラットフォーム全体の普及に影響を及ぼすため、ハードウェア及びネットワークサービスの売上及び収益性にも影響を及ぼします。ゲームソフトウェアの開発事業者や開発・販売事業者がソフトウェアの開発や供給を定期的実施し続ける保証はなく、全く実施されない可能性もあります。ソフトウェア開発の中断や遅れはソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

- (20) ソニーの映画及び音楽分野やゲーム事業などのコンテンツ事業は、新しい技術の開発や高速インターネット接続の普及にともなって広がりつつある違法デジタルコピーや違法ダウンロードの影響を受けています。

デジタル技術の進歩と低価格化、インターネット接続の普及と高速化、ならびにデジタルフォーマットでのコンテンツの普及により、ソニーの映画及び音楽分野やゲーム事業などのコンテンツの著作権を違法デジタルコピー及び偽造から保護することが難しくなってきました。特に、ソフトウェア及び技術の進歩により、コンテンツ著作権者の許可なくインターネットやその他のサービス経由でデジタルメディアファイルの複製、転送やダウンロードができるようになり、高品質なデジタルメディアファイルの不正な作成、送信や再配信がより簡単にできるようになってきているため、従来の著作権をベースとするビジネスモデルが逆風を受け、脅かされ続けています。こうしたコンテンツの不正入手が可能であることは、正規製品の売上減少や売価の低下圧力につながり、ソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。ソニーは、知的財産の保護支援、映画、テレビ番組、音楽、ゲームなどの正規のデジタル配信のための新しいサービスの開発や著作権のあるコンテンツの不正なデジタル配信への対抗のために費用を計上しており、今後も引き続き費用を計上します。こうした動向はソニーの短期的な費用の増加にもつながり、また、想定している効果を達成できない可能性もあります。

(21) 映画及び音楽分野の業績は、消費者に全世界で受け入れられるかどうか及び競合作品やその他の娯楽の有無により変動します。

映画及び音楽分野の業績は、主として、作品が消費者に全世界で受け入れられるかどうかという予測が難しい要因に左右され、変動する可能性があります。映画作品やテレビ番組の製作・制作ならびに番組の放送は、それらの作品が消費者にどの程度受け入れられるか分かる前に多額の投資を行わなければなりません。同様に、音楽分野でもアーティスト自身やその作品が消費者にどう受け入れられるか確定する前に多額の投資を行わなければなりません。映画及び音楽分野における作品の商業的成功は、同時期もしくは近接した時期に公開された他の競合作品が消費者に受け入れられるかどうか、ならびに、それらに代わる娯楽及びレジャー活動を消費者が享受できる状況にあるかどうか依存しています。こうした娯楽やレジャー活動の中には、様々なオンライン上の選択肢が含まれます。特に大型期待作品をはじめ、映画作品やテレビ番組の業績が想定を下回った場合、公開もしくは放映した年度の映画分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、将来においても、作品最初の公開と、それに続く映像ソフトやテレビ局など流通市場から得られる収入には高い相関性がみられることから、映画分野の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。同様に、音楽作品の業績が想定を下回った場合、作品をリリースした年度の音楽分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(22) エンタテインメント・コンテンツの製作・制作、取得ならびにマーケティング費用の高騰は、音楽及び映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

音楽分野の成功は消費者に長期にわたって受け入れられるアーティスト、ソングライター及び楽曲版權のカatalogの発掘及び育成に大きく依存しており、有能な新規アーティストやソングライターを発掘・育成できない場合、音楽分野の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。音楽業界各社間における販売競争の激化に加え、このようなアーティストを発掘し、契約を締結し維持するための各社間の競争も激化しています。映画分野では、トップ・タレントに対する高い需要が映画作品やテレビ番組の製作・制作費用の高騰につながっています。プレミアムな映画作品やテレビ番組を獲得するための、他のエンタテインメント企業との競争は激しく、映画作品やテレビ番組の取得費用が上昇する可能性があります。映画分野の作品の製作・制作費用及び取得費用の増加は、これらのマーケティング費用の増加とともに、映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

(23) 音楽及び映像パッケージメディア売上の継続的な減少や消費者による新たな技術の受容は、音楽及び映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

CD、DVDならびにブルーレイディスクなどのパッケージメディアフォーマットの全般的な成熟化や、オンライン配信への移行、主要な小売事業者の財政状態の悪化、小売事業者の展示スペースをめぐる競争の激化などの業界全体の動向により、音楽及び映像パッケージメディア売上が全地域で減少しており、今後も減少する可能性があります。加えて、急速な技術変化や消費者による新たな技術の受容は、消費者がエンタテインメント作品を取得し視聴するタイミングや方法に影響を与えています。キオスクや宅配レンタル、インターネットを通じた正規デジタル配信、携帯電話やその他のポータブル電子機器への配信など、エンタテインメント・コンテンツの新しい販売形態が現れているものの、これらの新しい販売経路からの収入は、パッケージメディア売上の減少を十分に補完するにはいたっていません。このような状況は、音楽及び映画分野、ディスク製造事業の業績に影響を与えてきており、今後も影響を与える可能性があります。

(24) 広告市場の変化、あるいはテレビ放送契約更新の失敗もしくは更新時における条件悪化により、映画分野の業績が悪影響を受ける可能性があります。

世界的なテレビネットワークを含む、映画分野のテレビ番組事業の売上の大部分は、多様なプラットフォーム上での広告収入が占めています。そのため、広告市場に対する宣伝広告支出額全体が減少した場合、映画分野の業績に悪影響を与える可能性があります。広告市場の景気は特定の広告主や産業の経済の見通し、広告主の支出の優先順位、及び一般的な経済状態によって変動し、映画分野の広告収入の成長に悪影響を与える可能性があります。また、映画分野の売上には、米国内外のテレビネットワークから得られる映画作品やテレビ番組を含む映像ソフトの放映権収入が含まれますが、テレビネットワークの広告収入や視聴料収入が低迷した場合、映画分野の放映権収入に悪影響を与える可能性があります。さらに、世界的なテレビネットワークでの放映は、外部のケーブルテレビ、衛星テレビやその他の放送システムに依存しています。これらの放送ネットワーク業者とのテレビ放送契約更新の失敗もしくは更新時における契約条件の悪化は、映画分野における世界的なテレビネットワークからの広告収入や視聴料収入に悪影響を与える可能性があります。

(25) 映画分野の業績はストライキによる影響を受ける可能性があります。

映画分野及びその供給業者の一部は、脚本家、監督、俳優、その他のアーティストや専門職・技術スタッフなど、労働協約が適用される、映画作品やテレビ番組の企画・製作に欠かせない専門的技能を有する労働組合員に依存しています。新たな合意や契約締結にいたる見通しが不確実であること、又はそれらが成立しないことによってもたらされる労働組合によるストライキが生じた場合、あるいはストライキ、サボタージュやロックアウトの可能性が生じた場合、製作活動の遅延や停止を招く可能性があります。こうした遅延や停止は、その期間の長さ

よっては、将来予定されている映画やテレビ番組作品の公開の遅延や中断をもたらす可能性があり、映画分野の業績やキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。また、労働協約が合意に至らない場合や好ましくない条件で更新された場合、映画分野における費用が増加し、業績に悪影響を与える可能性があります。

- (26) 金融分野は、法規制が厳格な業界で事業を遂行しており、新しい法令や監督官庁の施策などが、事業遂行の自由度を妨げ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性があります。

ソニーの金融分野は、日本における保険や銀行といった法規制や監督の厳格な業界で事業を行っています。法規制・政策などの将来における改正・変更や、それが与える影響は予測が不可能であり、また、こうしたことが法規制遵守に対応するための費用の増加や事業活動に対する制約にもつながる可能性があります。ソニーという共通のブランドを用いて各会社が事業を行っているため、ソニーの金融分野のいずれかの事業において法規制違反などが発生した場合には、ソニーの金融分野における事業全体の評判に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法規制遵守のための追加費用が生じ、ソニーの金融分野の業績に悪影響を与える可能性もあります。なお、ソニー株式会社は、連結子会社であるSFHから財務支援又は融資ローンの形態による資金を受け取ることに、日本の監督官庁の指針による制約を受けています。これらの指針が将来変更された場合、ソニー株式会社がSFHから資金を受け取り使用することに関しさらに制約を受ける可能性があります。

- (27) 金融分野の業績及び財政状態は、株価の下落により、悪影響を受ける可能性があります。

金融分野において、ソニー生命は株式に加え、時価が株価指数変動の影響を受ける債券型の複合金融商品を保有しています。株価の下落により、ソニー生命の保有する株式の減損及び売却した場合には売却損が計上される可能性があります。また、株式の売却益の減少や売却損の増加、ならびに当該複合金融商品の未実現利益の減少や未実現損失の増加により、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。さらに、米国会計基準では、変額保険の最低死亡保証にかかる責任準備金の評価に用いる保険数理上の前提と、繰延保険契約費の償却費見直しも求められています。このため、ソニー生命の特別勘定資産運用利回りの悪化時には、責任準備金の追加計上や繰延保険契約費の前倒し償却が必要となる可能性もあります。その場合、ソニーの業績に悪影響を与える可能性があります。

- (28) 金融分野の業績及び財政状態は、金利の変動により重大な影響を受ける可能性があります。

ソニーの金融分野においては、生命保険事業及び損害保険事業における保険引受債務、ならびに銀行事業における預金、借入金その他の債務など、各事業の負債の状況に鑑み、運用資産を適切に管理するため、資産負債管理（以下「ALM」）を行っています。ALMは、長期的な資産負債のバランスを考慮しながら、安定的な収益を確保することを目的としています。ソニーがALMを適切に遂行できない場合、あるいはALMにより合理的に対処することができるレベルを超えて市場環境に大きな変化があった場合には、ソニーの金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。特にソニー生命においては、通常、契約者に対して負う債務の期間が、長期日本国債を中心とした運用資産の投資期間よりも長期であるため、低金利の状況においては、残存する保険契約の予定利率（責任準備金計算用）は一般的に変化しない一方で、ソニー生命の投資ポートフォリオからの収益が減少する傾向があります。その結果、ソニー生命の収益性と保険契約債務を履行し続ける長期的な能力に悪影響が生じる可能性があります。

- (29) 金融分野の投資ポートフォリオは、株価及び金利変動リスク以外の様々なリスクにさらされています。

安定した投資収益を確保するため、ソニーの金融分野では日本の短期国債や地方債、国内社債、外国公社債、国内株式、貸付金、不動産など、様々な投資資産を保有する一方、日本の長期国債を中心とした資産ポートフォリオを構成しています。金利及び株価変動リスクに加え、ソニーの金融分野の投資ポートフォリオは、為替リスク、信用リスク及び不動産投資リスクなど、様々なリスクにさらされており、そのようなリスクが金融分野の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、ソニー銀行(株)（以下「ソニー銀行」）では、2012年3月末において住宅ローンが貸出金の89.7%又は総資産の39.7%を占めており、ソニー銀行の住宅ローンに関して不良債権が増加したり、担保設定されている不動産の価値が減少した場合、ソニー銀行の貸出金ポートフォリオの信用力に悪影響を及ぼし、これにより与信関係費用が生じる可能性があります。

- (30) ソニーの金融分野において、保険金・給付金の支払い実績が見積りと乖離することにより、将来の責任準備金の積み増しを余儀なくされる場合があります。

ソニーの生命保険事業及び損害保険事業においては、保険業法及び保険業法施行規則に従い、将来の保険金・給付金の支払いに備えた責任準備金を積み立てています。これらの責任準備金は、保険契約の保障対象となる事象の頻度や時期、支払うべき保険金・給付金の額、保険料収入を原資に購入される資産の運用益など、多くの前提と見積りにもとづいて計算されています。これらの前提と見積りは本質的に不確実なものであるため、最終的に支払うべき保険金・給付金の額や支払時期、又は保険金・給付金の支払いより前に、保険契約債務に対応した資産が想定していた水準に達するかどうかを正確に判断することは困難です。保険契約の保障対象となる事象の頻度と時期及び支払うべき保険金・給付金の額は、以下のようなコントロール困難な多くのリスクと不確実な要素に影

響されます。

- ・ 死亡率、疾病率など、計算の前提と見積りの根拠となる傾向の変化
- ・ 信頼に堪えるデータの入手可能性、及びそのデータを正確に分析する能力
- ・ 適切な料率・価格設定手法の選択と活用
- ・ 法令上の基準、保険金査定方法及び医療費の変化

保険事業における実績が計算の前提条件や見積りよりも大きく悪化した場合、責任準備金の積立てが不足する可能性があります。また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや基準などに変更があった場合には、より厳しい計算の前提や見積り又は保険数理計算にもとづいて責任準備金の積み増しが必要となる可能性があります。これら責任準備金の引当額の増加は、金融分野における業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。さらに、日本における大地震などの大規模災害や感染症などの疫病の発生により、責任準備金の積み立て前提を超える保険金の支払が生じた場合、金融分野の財政状態及び業績は、悪影響を受ける可能性があります。

- (31) ソニーの設備や情報システムは、大規模な災害、停電、違法行為などにより、被害を受ける可能性があります。また、これらの予期できない大惨事にもなうサプライチェーンや生産活動の混乱及び法人顧客からの需要減などがソニーの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの本社、及び半導体生産設備のような最先端デバイス製造拠点の多くは、他国よりも地震のリスクが比較的高い日本の国内にあります。また、データセンター運営、研究開発、資材調達、製造、映画やテレビ番組の製作・制作、物流、販売、ならびにサービスに使用される、ソニーや、外部サービスプロバイダー及びビジネスパートナーの、世界各地にあるオフィスや設備は、自然災害、伝染病などの疫病、テロ行為、大規模停電、大規模火災などの予期できない大惨事により、破壊されたり、一時的に機能が停止したり、混乱に陥ったりする可能性があります。これらのオフィスや設備のいずれかが前述の大惨事により重大な損害を受けた場合、営業活動の停止、生産・出荷・売上計上の遅れ、オフィスや設備の修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性があります。加えて、ソニーに原材料、部品及びコンポーネントを供給する事業者がかかる大惨事の被害を受けた場合、原材料、部品及びコンポーネントの供給が滞り、それによりソニーの製造拠点は稼働調整や停止を余儀なくされ、出荷が滞り新製品の導入が遅れるなどの影響を受ける可能性があります。また、ソニーは、原材料、部品及びコンポーネントの価格高騰や法人顧客の需要減少の影響を受ける可能性があります。

この例として、東日本大震災やタイの洪水により、ソニーにおいても建物や機械設備などの固定資産、製造事業所及び倉庫における棚卸資産に被害を受けました。また、複数の製造事業所において操業の一時的な停止や生産活動の再配置を余儀なくされたことにより、一部製品の生産・出荷が遅れが生じました。さらに、業界全体でのサプライチェーンの混乱にもなない、一部製品の生産・出荷の遅れや法人顧客からの大幅な需要減少による悪影響も受けました。

将来、日本において再度大地震が起きた場合、特にソニーの本社がある東京や、完成品の製造事業所が数多く所在する東海地方及び半導体製造事業所が所在する九州地方で起きた場合には、ソニーの事業は東日本大震災時よりも大きな被害を受ける可能性があり、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、ソニーの営業活動においてネットワーク及び情報システムの役割がさらに重要になりつつあるなか、ソフトウェア又はハードウェアの欠陥、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入など、前述のもしくはそれ以外の予測できない出来事から生じるネットワーク及び情報システム停止のリスクが高まっています。例えば、2011年、ソニーのネットワークサービス、オンラインゲーム、ならびに複数の子会社のウェブサイトが一連のサイバー攻撃を受け、一定期間のあいだサービスを一時的に停止しました。

将来において類似した出来事が起こる結果、主要な事業オペレーションの停止、生産・出荷・売上計上の遅れ、設備やネットワーク及び情報システムのセキュリティ強化や修繕・置換えにかかる多額の費用計上などが生じる可能性もあり、さらにその結果必要となる関連費用及び損失を将来の受取保険金ではカバーしきれない場合や、支払保険料が増加する場合には、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- (32) 顧客、ビジネスパートナー及び自社情報の紛失、漏洩、不正流出、又はこれら情報へのアクセスや改変、その他の情報セキュリティ侵害があった場合、ソニーのブランドイメージ及び評判や事業に悪影響を与え、損害賠償責任を負う可能性があります。

ソニーは、日常業務において外部のサービスプロバイダなどを利用することも含め、情報技術やオンラインサービスを活用し、データ処理の集中化を図っています。したがって、顧客情報を保管・転送するにあたり、万全な安全対策を取ることは、業務上不可欠です。しかしながら、ソニーもしくはサービスプロバイダやビジネスパートナーが保有する、顧客情報の保管・転送のための情報技術やその他のシステム、あるいは情報のセキュリティが、悪意をもった第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受けたり、ソニーもしくは外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーの従業員の故意又は不注意による、行為もしくは不作為の影響を受ける可能性があります。その結果、顧客情報に関して、紛失、漏洩、不正流出、又は顧客の承諾を得ない第三者によるアクセスや改変が発生する可能性があります。例えば、ソニーのネットワークサービス及びオンラインゲーム事業ならびに複数の子会社のウェブサイトがサイバー攻撃の対象となり、いくつかの事例においては、顧客情報が不正にアクセスされ、実際に取得され、又はその可能性が生じました。

加えて、ソニーもしくは外部のサービスプロバイダやその他のビジネスパートナーは、ソニーのビジネス情報や、ソニーの法人顧客、供給業者その他のビジネスパートナーのデータを処理、保管しています。ソニーもしくはそのビジネスパートナーが保有する、これら情報の保管・転送のための情報技術やその他のシステム、あるいは情報のセキュリティが、悪意をもった第三者や人為的もしくは自然の事象により侵害を受けたり、ソニーもしくは外部のサービスプロバイダやビジネスパートナーの従業員の故意又は不注意による、行為もしくは不作為の影響を受ける可能性があります。その結果、ソニーのビジネス情報や法人顧客、供給業者及びその他のビジネスパートナーのデータに関して、紛失、漏洩、不正流出、又は顧客の承諾を得ない第三者によるアクセスや改変が発生する可能性があります。

さらに、ソニーもしくはそのサービスプロバイダやビジネスパートナーが提供する製品やサービスの機密性、完全性ならびに使用可能性が、同様の侵害や、故意又は不注意による作為もしくは不作為による影響を受ける可能性があります。例えば、ソニーのウェブサイトはDoS（サービス停止）攻撃やその他の攻撃の対象となったことがあります。

顧客やビジネスパートナーの情報の紛失、漏洩、不正流出、もしくはこれらの情報へのアクセスや改変、又は製品やサービスを含めたその他の情報セキュリティの侵害が生じることにより、規制当局による調査や規制措置を含む法的措置が取られ、ソニーのブランドイメージや評判に重大な影響を及ぼし、ソニーの事業、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。さらに、ソニーのビジネス情報の紛失、漏洩、不正流出、又はこれらの情報へのアクセスや改変、もしくは製品やサービスの機密性、完全性ならびに利用可能性に対する悪影響も、ソニーの事業、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

- (33) 現在もしくは将来における訴訟及び規制当局による法的手続きが不利な結果に終わった場合、ソニーの事業が悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、様々な国において事業の遂行に関して、訴訟及び規制当局による法的手続きに服するリスクにさらされています。訴訟及び規制当局による法的手続きは、ソニーに多額かつ不確定な損害賠償や事業活動の制約をもたらすことがあります。その発生の可能性や影響の程度を予測するには相当の期間を要する場合があります。例えば、公正な競争に反する市場慣行に関する政府の監督が、訴訟や規制当局による法的手続きにつながる可能性があります。多大な法的責任や規制当局による不利な措置が課された場合や、訴訟及び規制当局による法的手続きへの対応に多大なコストがかかった場合、ソニーの事業活動や業績、財政状態、キャッシュ・フロー及び評判に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

- (34) ソニーは製品品質や製造物責任による財務上のリスクや評判を損なうリスクにさらされています。

急速な技術の進化や、モバイル製品及びオンラインサービスに対する需要増にともない、コンシューマー製品、ノンコンシューマー製品、部品及びコンポーネント、半導体、ソフトウェア、ならびにネットワークサービスなどのソニーの製品・サービスは一層高機能かつ複雑になっています。このような傾向により、製品品質や製造物責任問題に関するリスクが高まる可能性があります。ソニーが行う、急速な技術の進化や、モバイル製品及びオンラインサービスの需要増への対応や、製品品質管理への取り組みは成功しない可能性があり、その結果、製品回収、アフターサービス、及び訴訟などの費用が発生する可能性があります。また、利点のあるなしにかかわらず、ソニーの製品に関連する安全性の問題に関する申立て又は訴訟は、ソニーのブランドイメージや高品質な製品やサービスを提供する企業という評価に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの問題は、ソニーが直接顧客に販売する製品のみならず、半導体を含むソニー製の部品が搭載された他社製品においても生じる可能性があります。

- (35) ソニーの業績及び財政状態は退職給付債務により悪影響を受ける可能性があります。

ソニーは、確定給付制度に関する会計基準に従い、予測給付債務から年金制度資産の公正価値を差し引いた金額を未積立年金債務として認識しています。年金数理純損益については、従業員の平均残存勤務年数にわたり規則的に償却することにより年金費用に含めています。運用収益の悪化による年金制度資産価値の減少や、割引率の低下、昇給率の増加やその他の年金数理計算前提となる比率の変動による予測給付債務増加にともない未積立年金債務が増加し、その結果、売上原価又は販売費及び一般管理費として計上される年金費用が増加する可能性があります。

ソニーの業績及び財政状態は、国内及び海外年金制度の積立状況から悪影響を受ける可能性があります。特にソニーの年金の大部分を占める国内年金は約30%を持分証券に投資しており、不利な株式市場環境及びクレジット市場のボラティリティが、ソニーの年金制度資産及び将来見積年金負債に対して悪影響を与える可能性があります。その結果として、ソニーの業績及び財政状態は、悪影響を受ける可能性があります。

さらにソニーの業績及び財政状態は、日本の確定給付企業年金法の年金積立要求により悪影響を受ける可能性があります。この確定給付企業年金法により、ソニーは定期的な財政再計算や年次の財政決算を含む年金財政の検証を行うことが求められています。年金制度資産の公正価値に対して法定の責任準備金が超過した場合、また法令もしくは特別な政令などにより猶予された期間内に制度資産の公正価値が回復しない場合には、ソニーは年金制度への追加拠出が必要となり、キャッシュ・フローを減少させる可能性があります。同様に、海外の年金制度資産についても各国の法令にもとづき追加拠出が必要となる場合、キャッシュ・フローを減少させる可能性があ

ります。また、今後、法令が定める掛金の更新にともなって年金制度資産の長期期待収益率などの前提を見直した際、年金への拠出金の水準が引上げられ、将来の相当な期間にわたってキャッシュ・フローに対して悪影響を及ぼす要因となる可能性があります。

- (36) 繰延税金資産に対して評価性引当金を計上している税務管轄におけるさらなる損失の発生、ソニーが繰延税金資産を最大限に利用できないこと、追加的な税金負債あるいは税率の変動が当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において最終的な税額の決定が不確実な状況が多く生じ、このような状況が長期間に及ぶ場合もあります。ソニーの税金引当や税金資産、税金負債の帳簿価額の計算は高度な判断と見積り（将来の課税所得の見積りを含む）を必要とします。

繰延税金資産は、税務管轄ごとに評価されます。一部の税務管轄において、ソニーは繰越欠損金を含めた繰延税金資産のうち、50%超の可能性をもって回収可能ではないと結論付けられたものに対して評価性引当金を計上しています。2011年度において、主に米国の繰延税金資産に対し、現金支出をとまなわない評価性引当金を計上したことにより、多額の当社株主に帰属する当期純損失を計上しました。2012年3月31日時点において、ソニーは主に(1)日本の当社とその連結納税グループ及び日本の一部子会社の地方税、(2)米国のSony Americas Holding Inc.とその連結納税グループ、(3)スウェーデンのSony Mobile Communications AB、ならびに(4)英国のSony Europe Limitedにおいて評価性引当金を計上しています。評価性引当金を計上した税務管轄において損失を計上し続けた場合、税金費用の戻し入れは計上されず、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、ソニーが税務戦略を実行できない場合、営業活動や税務戦略から繰越欠損金を使用するために十分な課税所得を適切な税務管轄内で将来に生み出せない場合、あるいは繰越欠損金の使用を法的に制限される場合に、繰延税金資産は未使用のまま消滅、又は回収できず、将来において利用可能な税金支出の減額ができなくなる可能性があります。評価性引当金を計上せずに残存している繰延税金資産のいずれかが、50%超の可能性をもって未使用のまま消滅し将来の課税所得と相殺することができない場合や他の理由で回収ができない場合には、ソニーは追加の評価性引当金を認識しなければならず、税金費用が増加します。繰延税金資産が未使用のまま消滅した時点あるいは追加の評価性引当金が計上された期間において、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産及び評価性引当金の評価において、連結会社間の移転価格に関して調整される不確実な税務ポジションの決定が重要な要素となります。ソニーは、日本及び様々な税務管轄において法人税を課されており、通常の営業活動において連結会社間を含む多くの取引がありますが、最終的な税額の決定は不確実です。ソニーは、税務当局から税務申告に対して継続的な調査を受けており、その結果、法人税の引当の妥当性を決定する税務調査の結果を受けて起こりうる悪影響を定期的に評価しています。これらの評価には高度な判断が要求され、翌期以降に追加的な証拠が入手可能になることにより、ソニーの不確実な税務ポジションの最終的な結果とそれにとまなう評価性引当金の計上が、当社株主に帰属する当期純損益及びソニーの財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記に加え、ソニーの将来における実効税率は、法定税率の変更や異なる法定税率が適用される各国での利益の割合の変化、又は繰越欠損金及び繰越税額控除の使用制限や制約を含む租税法規の改正やそれらの解釈の変更などにより不利な影響を受ける可能性があります。

- (37) ソニーは、営業権、無形固定資産もしくはその他の長期性資産の減損を計上する可能性があります。

ソニーは多くの営業権、無形固定資産及び長期性資産を保有しており、業績の悪化や時価総額の減少、減損の判定に用いられる高度な判断を必要とする見積り・前提の変更により、減損を計上する可能性があります。ソニーは、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産について、年一回第4四半期に減損の判定を行い、また、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などの要因や兆候による減損判定の必要性を継続的に評価しています。保有しかつ使用する長期性資産及び処分予定の長期性資産の回収可能性は、個々の資産又は資産グループの簿価が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に検討されます。保有しかつ使用する長期性資産については、長期性資産又は資産グループの簿価と割引前将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討され、帳簿価額が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。

営業権、無形固定資産及びその他の長期性資産の減損の判定もしくは金額の算定において、公正価値は将来見積キャッシュ・フローの現在価値、又は比較可能な市場価額により算定されており、この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、持続成長率、適切な類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。将来見積キャッシュ・フローの現在価値に影響を与える見積り・前提の変更は、営業権の減損の判定の際に使用される報告単位の公正価値の減少もしくは無形固定資産や長期性資産、資産グループの公正価値の減少を招く可能性があります。公正価値の減少は、現金支出をとまなわない減損費用の計上につながることもあります。いずれの要因も、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能

性があります。

(38) ソニーは第三者の知的財産権の侵害を追及され、重大な損害賠償責任を負う可能性があります。

ソニーの製品は広範囲にわたる技術を利用しています。その技術が第三者の保有する知的財産権を侵害しているという主張がソニーに対してなされており、今後なされる可能性もあります。かかる主張により、和解やライセンス契約の締結あるいは多額の損害賠償金を支払うことが必要となった場合や、ソニーの製品の一部分が一時的又は恒久的に市場での販売を差し止められることとなった場合は、ソニーの事業活動や業績、財政状態及び評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

(39) ソニーは第三者の知的財産権につき必要なライセンスを継続して取得できない可能性があります。また、ソニーの事業遂行に必要な知的財産権につき、継続して十分な保護を受けたり、行使したりできない可能性があります。

多くのソニー製品は第三者の特許その他の知的財産権のライセンス供与を受けて設計されています。過去の経験や業界の慣行により、将来的に必要なかつビジネスに有効な様々な知的財産権のライセンスの供与を受け又は更新できるとソニーは考えていますが、全く供与されない、又は受諾可能な条件で供与されない可能性があります。そのような場合には、ソニーは、製品の設計変更や、営業・販売の断念を余儀なくされる可能性があります。さらに、ソニーの知的財産権は、これらに関して紛争が生じたり、無効にされたりする可能性があります。また、ソニーの知的財産権が、ソニーの競争力を維持するうえで十分ではない可能性があります。そのような場合、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(40) ソニーは、環境や労働安全衛生、人権などの社会的責任に関する法規制の対象となっており、これによりオペレーションにかかるコストが上昇したり、ソニーの活動が制限されたり、評判に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーは、大気汚染、水質汚染、有害物質の使用の管理、廃止、削減や一部製品の省エネ、廃棄物管理、製品や電池、梱包材料のリサイクル、土壌浄化、従業員や消費者の安全衛生、調達や生産工程における人権侵害といった課題に関する法規制を含む、特に環境や労働安全衛生、人権などの社会的責任に関する広範囲な法規制の対象となっています。例えば、ソニーは以下のような法規制を遵守することが求められています。

- ・有害物質の使用規制の指令（“The Restriction of Hazardous Substances “RoHS” Directive”）、電気・電子機器の廃棄に関する指令（“The Waste Electrical and Electronic Equipment “WEEE” Directive”）、エネルギー関連製品に対するエコデザイン要求指令（“The ecodesign requirements for Energy-related Products (“ErP”) Directive”）、ならびに化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規制（“The Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals “REACH” regulation”）など、EUが施行した環境に関する法規制
- ・温室効果ガス排出量に関する開示、温室効果ガス排出削減、炭素税やエレクトロニクス製品の省エネなど気候変動問題に関する法規制や政策
- ・排出量のキャップ&トレードや削減制度（例えば、東京都の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」など）
- ・環境や人権、労働、武力紛争に関する、原材料調達を含む購買活動に対する法規制

加えて、特にアジア地域において、コンシューマーエレクトロニクス部品や製品の製造業者の、労働環境を含む労働慣行、及び環境活動に対する消費者の関心が高まってきています。

これらの社会的責任に関する法規制がより強化されたり、また将来新たな法規制が導入される可能性があります。このような新たな法規制の導入により、ソニーにとりその遵守にかかるコストが増加する可能性があります。また、様々な分野における既存又は新たな法規制にソニーが対応していないとみなされた場合には、罰金、刑罰、法的制裁、その他の費用や原状回復義務の対象になる可能性があります。ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、法規制を遵守できない場合や、消費者の関心が高まっているこれらの問題にソニーが適切な対応をとることができないとみなされた場合には、それが法的に求められているかどうかに関わらず、ソニーの評判が傷つけられる可能性があります。その結果、消費者が製品の購入にあたって他社製品を選択する場合にも、ソニーの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

PS 2 及びPS 3 ハードウェアを含むソニーのDVDビデオプレーヤー機能付製品は、米国のMPEG LA LLC、Dolby Laboratories Licensing Corporation及びNissim Corp.とのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている。DVD規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。PS 3 ハードウェアを含むソニーのブルーレイディスク™プレーヤー機能付製品は、DVD規格上特定されている技術に関する上記の特許に加え、米国のMPEG LA LLC、AT&T Inc.及びOne-Blue, LLCとのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている。ブルーレイディスク規格上特定されている技術に関する特許にも大きく依存しています。さらに、ソニーのデジタルテレビ製品は、Thomson Licensing Inc.とのライセンス契約にもとづきライセンスを供与されている。デジタルテレビ規格上特定されている技術に関する特許に大きく依存しています。

6【研究開発活動】

ソニーは、コンシューマーエレクトロニクスとエンタテインメントを提供するグローバルなリーディングカンパニーになることをめざし、コアビジネスのさらなる強化やネットワーク関連施策の推進等を新たな3カ年の目標として設定、2008年6月、中期経営方針説明会にて発表しました。特にC P S 分野及びP D S 分野を中心とするコアビジネスにおいては、量的な拡大のみならず質的な向上もともなう豊かな成長をめざしています。

主にC P S 分野及びP D S 分野における研究開発の重点領域として、ソニーは以下の4つを定義しています。

- (1) ソフトウェア技術(アプリケーション開発、信号処理、ユーザーインターフェイス、画像処理技術)
- (2) 次世代デバイス(ディスプレイ、イメージセンサー、レーザー、薄膜、伝送技術)
- (3) 知的情報処理(認識技術、情報セキュリティ、ワイヤレス)
- (4) 先端材料(医療エレクトロニクス、環境技術、次世代バッテリー)

またソニーは、社内外の先進技術を活用するオープン・イノベーションを推進し、事業化を加速します。ソニー独自の技術力と外部の専門性を融合することにより、R&Dの効率向上を図り、ネットワーク時代において急速に変化するカスタマーニーズと嗜好に迅速に対応していくことをめざします。

ソニー本社が直轄する研究開発の各組織と主なミッションは、2011年度末時点で、それぞれ以下のとおりです。

- ・技術開発本部：新規事業の創出
- ・コアデバイス開発本部：次世代デバイス技術の開発
- ・先端マテリアル研究所：新規事業創造に向けた先端材料及びデバイス技術の研究開発
- ・システム技術研究所：商品の差異化をめざした情報技術の研究開発
- ・ソニーコンピュータサイエンス研究所：システム生物学やシステム脳科学等の新学問領域の創造

2011年度の連結研究開発費は、前年同期に比べ67億円(1.6%)増加の4,335億円となりました。金融分野を除く売上高に対する比率は前年同期の6.7%から7.7%になりました。研究開発費の主な内訳をみると、C P S 分野が23億円(1.1%)増加の2,185億円、P D S 分野が94億円(5.6%)減少の1,577億円でした。

なお、2011年度の主な研究開発活動及び成果は、以下のとおりです。

2007年にソニーが開発、発表した共通鍵ブロック暗号アルゴリズム「CLEFIA（クレフィア）」が、ISO/IECでの最終承認を経て、2012年に軽量暗号（Lightweight Cryptography）の国際標準規格ISO/IEC 29192の一つとして採択されました。

「CLEFIA」の開発においては最新の暗号設計理論をベースとし、高い安全性を保っております。その上で、コンパクトな実装に適した一般化Feistel（フェイステル）構造を採用、演算量を低く抑えても安全性を確保できる「拡散行列切り替え法」や、データ処理部と鍵スケジュール部の部品の共通化などを行っています。例えばスマートカードやRFIDタグ、センサーネットワーク、医療機器などのように、リソースが限られた機器や省電力性が求められる機器においても高い性能を発揮することが可能となりました。

今後、様々な機器やサービスにおける「CLEFIA」の利用シーンを広げる活動を推進いたします。

ソニーは、次世代の自発光ディスプレイ、“Crystal LED Display”の技術開発を進めており、「2012 International CES」（国際家電ショー：2012年1月10日～13日、米国ネバダ州ラスベガス）において、その55型フルHDディスプレイの試作機を参考出展しました。LED光源を用いた自発光ディスプレイとして55型フルHDを実現したものは業界初となります。

“Crystal LED Display”は、ソニー独自の方式により、R（赤）/G（緑）/B（青）各色の極めて微細なLEDをそれぞれ画素数分（フルHDの場合、合計約600万個）配置した自発光ディスプレイです。RGBのLED光源を直接ディスプレイの前面に配列し、光の利用効率を飛躍的に向上させることで、既存の液晶ディスプレイやプラズマディスプレイと比較して、高コントラスト（明暗両環境において）、広色域、高速動画応答性能、広視野角の豊かな映像表現を、低消費電力で実現しています。また、ディスプレイの構造の特徴から、大画面化にも適しています。

ソニーは、業務用から民生用まで幅広いアプリケーションを考えており、有機ELの継続的な開発、商品化と並行して、“Crystal LED Display”の実用化に向け、取り組んでいきます。

ソニーは、4Kホームシアタープロジェクター用ディスプレイデバイスとして、世界最小サイズを実現した0.74型4K（885万画素）“SXRD（Silicon X-tal Reflective Display）”を開発しました。

4K“SXRD”については、独自のウエハー括製造技術等を用いてDCI（Digital Cinema Initiatives, LLC）4K規格を満たす超高精細反射型液晶ディスプレイデバイスを世界に先駆けて開発し、それを搭載したデジタルシネマ投影機を生産した業績等が認められ、2012年に大河内記念生産賞を受賞しています。

今回ホームシアタープロジェクター向けに、画素ピッチを従来の7μmから4μmへと微細化を実現したことで、0.74型で有効885万画素（水平4,096×垂直2,160）の4K“SXRD”を開発しました。

本デバイスの微細化を実現するために、シリコン駆動基板（画素駆動回路、画素電極形成プロセス）を新たに開発し、また映像を投射する際に必要な3枚（赤/緑/青それぞれ）の“SXRD”の位置を高い精度で保持するために、デバイスのパッケージを新開発しました。

本デバイスは、ホームシアタープロジェクター向けに開発を進めたもので、4Kホームシアタープロジェクター『VPL-VW1000ES』に搭載されています。

今後も当社は、ディスプレイデバイスの技術を磨き続け、産業の発展に貢献する生産技術を確立することなどに取り組んでいきます。

ソニーは新開発の超高解像大判8KCMOSイメージセンサー（総画素数約2000万画素、有効画素数約1900万画素）を搭載したCineAltaカメラ「F65」を発売しました。

本機では、新開発スーパー35mmサイズ、総画素数約2000万画素の8K単板CMOSイメージセンサーを搭載しています。本イメージセンサーは異なる画素配列を採用し、水平画素8K、総画素数約2000万画素を配置することで、スーパー35mmカメラとして業界最高の解像度、ならびにラチチュード・D-Range・S/N比の全てにおいて、当社従来機F35を超える性能を実現しました。

さらに、ソニー独自の最新半導体技術を用いて、多画素・高密度センサーながらも、120コマ/秒のハイフレームレート駆動を実現しました。これにより、24pの映画制作なら5倍のハイスピード撮影、CMや番組などの30pの制作では4倍のハイスピード撮影ができます。

また、新開発ロータリーシャッターにより、画面内を高速に移動する被写体でも、CMOSセンサー特有のローリングシャッター歪みのない撮影を可能としました。

ソニーは、今後ともハイエンド映像制作のさらなる高画質化を促進していきます。

ソニーは、位相差AFが常時作動する“Translucent Mirror Technology”（トランスルーセントミラー・テクノロジー）

ジー)、新開発有効約2430万画素“Exmor”(エクスマ)APS HD CMOSセンサー、飛躍的に進化した画像処理エンジン「BIONZ」(ピオンズ)などを搭載したレンズ交換式デジタル一眼カメラの“77”を発売しました。

“Translucent Mirror Technology”は、従来の一眼レフカメラに採用されているミラーボックスの代わりに、撮影中もミラーのアップダウンのない透過ミラーを用いた独自のミラーボックスを採用することで、常にAFセンサーとイメージセンサーに同時に光を当てることができる技術です。これにより、高速・高精度の位相差検出方式AFを作動させながら、世界最速の毎秒12コマ撮影や高速AFが追従するAVCHDフルハイビジョン動画の撮影などを楽しめます。さらに、メカニカルシャッターの動きをイメージセンサー内部で電子的に再現して高速動作を実現する、電子先幕シャッターを組み合わせるにより、シャッターボタンを押してから、露光を開始するまでの時間差をプロ用機に迫る約0.05秒にまで短縮しました。

また、新開発の有効約2430万画素“Exmor”APS HD CMOSセンサーは、高い解像力でレンズの描写力を活かし、高精細な画像データを生成し、高速で読みだすことができます。さらに、ソニー独自の「オンチップカラムAD変換技術」や「デュアルノイズリダクション」により、低ノイズでの画像生成も実現しています。そして、最適化された画像処理エンジン「BIONZ」を搭載し、高画素化により大容量化するイメージセンサーからの情報の質を落とすことなく、高速で処理し、世界最速秒間12コマの高速連写などを実現しました。

ソニーは今後もさらなる撮影の楽しみを広げる商品を開発していきます。

ソニーは、主に日本やアジアで普及している非接触IC技術FeliCaや、欧州や米国を中心に利用されている非接触IC技術ISO/IEC14443 Type A/Type Bにも対応した、モバイル向け無線通信LSI『CXD2235AGG』を開発し、業界で初めて商品化しました。

今回開発したLSIは、これら3つの非接触IC技術に対応した通信データの送受信を実現しました。それにより、国内外のNFCを使用した端末でのモバイル決済に対応が可能となりました。加えて、リーダー/ライター機能を搭載したことにより、NFC Tagを埋め込んだポスターからの情報取得や機器間通信、BluetoothやWiFiなどの認証機能としての使用が可能となりました。

また、FeliCa/Type A/Type Bの自動判別機能によって、モバイルFeliCa同様、決済前の操作が不要なユーザーインターフェースと、FeliCaで要求される高速応答処理を実現しました。

さらに、通信データの復調回路としてデジタル放送向けLSIの開発で培った技術を応用し、優れた受信性能を実現しました。

本LSIは、国内外のスマートフォンメーカーへ広く販売していきます。

ソニーは、2次元バーコード等のマーカを必要とせず、カメラで撮影した物体を高速認識しながら、仮想物体やその物体の付加情報等を映像中に表示できる、統合型「拡張現実感(以下「AR」)技術」「SmartAR(スマートAR)」を開発しました。

写真やポスターなど一般的な物体を認識する「物体認識技術」と、「AIBO」や「QRIO」などのロボット開発で培ったソニー独自の「3D空間認識技術」を統合することで、特殊なマーカを必要としないマーカレス方式によるAR技術を実現しました。

さらに、スマートフォン等の画面上のAR情報に直接触れることで情報を取得・操作できる、「SmartAR」ならではの直感的でシームレスなユーザーインターフェースも実現しました。

ソニーは今後、「SmartAR」技術の実証実験を行い、広告やゲームなどの様々なサービスやビジネス用途への展開による新たな価値の提供をめざします。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような、マネジメントによる見積り・前提を必要とします。ソニーは、継続的に、過去のデータ、将来の予測及び状況に応じ合理的と判断される範囲での様々な前提にもとづき見積りを評価します。これらの評価の結果は、他の方法からは容易に判定しえない資産・負債の簿価あるいは費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。ソニーは、会社の財政状態や業績に重要な影響を与え、かつその適用にあたってマネジメントが重要な判断や見積りを必要とするものを重要な会計方針であると考えます。ソニーは、以下に述べる項目を会社の重要な会計方針として考えています。

投資

ソニーの投資は、原価法あるいは持分法により会計処理されている負債及び持分証券を含みます。投資価値に一時的でない下落が認められた場合は減損を認識し、その投資は公正価値まで評価減されます。ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソブリンリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価値が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかによって左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

投資の公正価値の下落が一時的であるか否かの判定は、多くの場合、主観的であり、発行企業の業績予想、事業計画及び将来キャッシュ・フローに関するある特定の前提及び見積りが必要とされます。したがって、現在、投資価値の下落が一時的であると判断している有価証券について、継続的な業績の低迷、将来の世界的な株式市場の大幅悪化あるいは市場金利変動の影響等の事後情報の評価にもとづき、将来、公正価値の下落が一時的でないとして判断され、投資の未実現評価損が費用として認識され将来の収益を減額する場合があります。

棚卸資産の評価

ソニーは低価法により棚卸資産を評価します。棚卸資産原価と正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成及び処分までの費用を控除した額）の差額を評価減計上します。ソニーは、部品や製品が陳腐化したり、在庫量が使用見込みを上回ったり、又は在庫の帳簿価額が正味実現可能価額を上回る場合、在庫の評価減を行います。市場環境が予測より悪化してさらなる値下げが必要な場合には、将来において追加の評価減計上が必要となります。

長期性資産の減損

ソニーは、保有しかつ使用する長期性資産及び処分予定の長期性資産又は資産グループの簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、減損の有無を検討しています。保有しかつ使用する長期性資産は割引前将来キャッシュ・フローと長期性資産又は資産グループの簿価を比較することにより減損の検討が行われています。この検討は、主として製品カテゴリーごと（例：液晶テレビ）またある場合には、エンティティごとの将来キャッシュ・フローの見積りにもとづいて行われます。資産又は資産グループの簿価が減損していると判断された場合、簿価が公正価値を超える部分について、減損を認識します。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価額により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続価値（ターミナル・バリュー）を決定する際に適用される永続成長率、市場における適切な比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

マネジメントは将来キャッシュ・フロー及び公正価値の見積りは合理的であると考えています。しかしながら、ソニーのビジネスや前提条件の予測不能な変化によって見積りが変更となることにより、将来キャッシュ・フローや公正価値が減少し、長期性資産の評価に悪影響を与える可能性があります。

2010年度においてソニーは減損を合計23,735百万円計上しましたが、この中に個々として重要な項目はありません。これらの費用には、東日本大震災により直接的な被害を受けた固定資産の減損7,668百万円が含まれています（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『19 東日本大震災及びタイの洪水』参照）。また、これらの費用の一部は、特にC P S分野及びP D S分野における構造改革活動と関連しています。

2011年度においてソニーは減損を合計59,583百万円計上しました。ソニーはC P S分野において液晶テレビ資産グループの減損を16,700百万円、ネットワークビジネス資産グループの減損12,601百万円を計上し、これらの金額は2011年度における減損金額59,583百万円に含まれています。この減損は主に有形固定資産及び一部の無形固定資産の見積公正価値の減少を反映しています。液晶テレビ資産グループでは、日本・欧州・北米の液晶テレビ市場環境の継続的な悪化や為替の悪影響を、当該資産グループに関連する長期性資産に対応する将来キャッシュ・フロー見込みに反映させた結果、減損の計上が必要となりました。ネットワーク増強とセキュリティ強化のために投資を行ってきたネットワークビジネス資産グループでは、減損判定に適用する限られた期間にもとづく最新のマネジメントの将来見込みを当該長期性資産に対応する将来キャッシュ・フロー見込みに反映させた結果、減損の計上が必要となりました。

企業結合

ソニーは取得法の適用時に、みなし取得価格を識別可能資産及び引受負債に割り当て、残余の取得価格は営業権として計上しています。取得価格の割当では、識別可能資産及び引受負債、特に無形固定資産の公正価値の決定に重要な見積りが使用されます。通常、独立した外部の第三者が評価プロセスに関与します。重要な見積り及び前提は、収益及び将来キャッシュ・フローの計上時期及び金額、将来キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、ならびにターミナル・バリューを決定する際に適用される永久成長率等を含みます。

2012年2月15日、ソニーはエリクソンの保有するソニー・エリクソンの持分50%を取得しました。この取引により、ソニーは広範な知的財産権のクロスライセンス契約とワイヤレスモバイル技術に関する5つの重要特許群も取得しました。支払われた対価の合計は現金で107,174百万円（1,050百万ユーロ）でした。ソニーはこの取得前から保有しているソニー・エリクソンの持分50%を公正価値71,449百万円で再評価した結果、102,331百万円の評価差益を、その他の営業損（益）（純額）に計上しました。ソニーは、過去から保有している持分に関して、在外事業体の支配持分を取得した際に公正価値で再評価された財務報告にもとづく金額と税務目的の金額との差異に対応する繰延税金負債を計上しないことを選択しました。また、11,690百万円の累積の外貨換算調整額は、累積その他の包括利益の構成要素として維持しました。さらに、この取引により、営業権128,522百万円及び無形固定資産123,097百万円を計上しました。ソニーは取得前から保有していたソニー・エリクソンの持分50%の公正価値を、割引率13%を含む割引キャッシュ・フロー分析により決定しました。ソニーは無形固定資産の公正価値を、主として、13.5%から15%の割引率にもとづくロイヤリティ免除法及び複数期間超過収益法を使用して決定しました。この割引率は将来キャッシュ・フローに固有のリスクを反映し、類似企業における市場参加者の加重平均資本コストから算出したものです。重要な金額が認識されなかったことから仕掛研究開発費への価格割当はありません。一方で、取得時に実質的に完了していた重要な研究開発活動は、開発した技術として取得した無形固定資産に含めました。営業権は、新たな収益の流入による将来の成長、特に新興市場や米国でのマーケットシェアの拡大、ソニーの既存の資産や事業とのシナジー及び人的資源等の識別不能無形固定資産を表しています。

見積りや前提には固有の不確実性が含まれるため、この取得価格は異なる金額で評価され、取得資産及び引受負債に割り当てられる可能性があります。実際の結果が異なる可能性があること又は予想しない事象及び状況はこのような見積りに影響を与える可能性があることから、ソニーは営業権を含む取得資産の減損損失の計上又は引受負債の増加が必要となる可能性があります。

営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期に、また、減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。減損の可能性を示す事象とは、設定された事業計画の下方修正や実績見込みの大幅な変更、あるいは外的な市場や産業固有の変動などで、それらはマネジメントにより定期的に見直されています。

営業権の減損は、二段階の手続きにより決定されます。営業権の減損判定の第一ステップは、報告単位の公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額とを比較することにより、減損の可能性を判定するために行われます。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権は減損していないとみなされ、第二ステップは行われません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、減損金額を測定するため、営業権の減損判定のための第二ステップを行います。営業権の減損判定のための第二ステップでは、報告単位の営業権の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損として認識します。営業権の公正価値は企業結合において認識される営業権の金額と同様の方法により決定されます。すなわち、その報告単位があたかも企業結合により取得され、その公正価値が報告単位を取得するために支払われた買収価格であるかのように、公正価値を報告単位の全ての資産・負債（未認識の無形固定資産を含む）に配分します。耐用年数が確定できない無形固定資産の減損判定は、その無形固定資産の公正価値と帳簿価額との比較により行います。無形固定資産の帳簿価額が公正価値を超過する場合には、その超過分を減損として認識します。

営業権の減損判定の第一ステップにおける報告単位の公正価値や、第二ステップにおける報告単位の個々の資産・負債（未認識の無形固定資産を含む）の公正価値の決定は、その性質上、判断をともなうものであり、多くの場合、重要な見積り・前提を使用します。同様に、その他の無形固定資産の公正価値の決定においても、見積り・前提が使用されます。これらの見積り・前提は減損が認識されるか否かの判定及び認識される減損金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。これらの減損判定において、ソニーは、社内における評価を行い、またマネジメントが妥当と判断する場合には第三者による評価を活用するとともに、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れています。公正価値の見積りは主に割引キャッシュ・フロー分析により行います。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、市場における適切な比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが考慮されるべきかどうかの決定など重要な見積り・前提を使用します。将来キャッシュ・フローの見積りに加えて、報告単位の公正価値を決定する際の将来キャッシュ・フローに使用する最も重要な前提は、割引率と、割引キャッシュ・フロー分析に使用するターミナル・バリューを決定する際に適用される永続成長率の二つです。営業権の減損判定のための割引キャッシュ・フロー分析に使用された割引率は、それぞれの報告単位に対する特定リスク要因と同様に、市場及び産業データを考慮します。ターミナル・バリューを決定するために使用されるそれぞれの報告単位の永続成長率は、通常は当初の3ヶ年予測期間の後、過去の経験、市場及び産業データにもとづいて設定しています。

以下に記載するものを除き、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産を持つ報告単位の公正価値が帳簿価額を超過したため、減損が生じていないと考え、減損判定の第二ステップは行われませんでした。その結果、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産の重要な減損の計上はありませんでした。営業権の減損を判定する際に、営業権を持たない報告単位も含めて、報告単位の公正価値の総額に対するソニーの時価総額を考慮し、適切なコントロール・プレミアムとともに、個々の報告単位に配分されない全社に帰属する資産と負債も考慮しました。

2011年度において、ソニーはその他分野に含まれる報告単位について932百万円の減損損失を認識しました。これは当該報告単位の公正価値の減少によるものです。当該報告単位の公正価値は、将来キャッシュ・フローの見積現在価値にもとづき算定されています。

2012年3月31日現在のセグメントごとの営業権の帳簿価額は以下のとおりです。

	金額 (単位：百万円)
C P S	129,315
P D S	36,625
映画	138,320
音楽	100,650
金融	2,314
ソニーモバイル	138,255
その他	31,279
合計	576,758

上記の各セグメントの金額は、2011年4月1日付の機構改革を反映したものです。この機構改革は、報告単位の構成にいかなる変更ももたらさず、したがって報告単位内の営業権の配分に影響を与えていません。

マネジメントは、営業権の減損判定に使用した将来キャッシュ・フロー及び公正価値の見積りは合理的であると考えています。しかしながら、将来の予測不能なビジネスの前提条件の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、結果として、将来においてソニーが営業権及びその他の無形固定資産の減損を認識することになる可能性があります。2011年度の減損判定における公正価値の計算の感応度分析を実施するため、ソニーはそれぞれの報告単位の見積公正価値が10%下落したと仮定して計算を行いました。その結果、公正価値の10%下落により営業権の減損判定の第一ステップが不合格となる報告単位はありませんでした。2009年度に公正価値の10%下落により営業権の減損判定の第一ステップが不合格となった映画分野の報告単位に関しては、マネジメントが使用する重要な前提や不確実性について、以下で説明しています。また、前項の「企業結合」で記載のとおり、マネジメントは2011年度第4四半期のソニー・エリクソンの取得においても重要な前提を使用し、128,522百万円の営業権及び123,097百万円の無形固定資産を計上しました。

< 映画分野の報告単位 >

映画分野における報告単位である「プロダクション・アンド・ディストリビューション」については、2012年3月末時点において、見積公正価値の10%下落を仮定した場合においても、営業権の減損判定の第一ステップが不合格になることはありませんでした。2012年3月末時点において、この報告単位には78,375百万円の営業権の残高があり、この報告単位の公正価値は帳簿価額を約12%超過していました。ソニーはこの報告単位の公正価値を割引キャッシュ・フロー分析を用いて決定しています。割引キャッシュ・フロー分析は、直近の3年間のビジネス計画に、この3年間の計画にもとづいた7年間の追加のキャッシュ・フローを加えた将来キャッシュ・フローを前提にしています。ターミナル・バリューもこの割引キャッシュ・フロー分析に含まれています。ターミナル・バリューは、利益倍率及び10年後の将来キャッシュ・フローに適用されるコントロール・プレミアムを使用して計算される10年後の出口価格にもとづいています。使用される重要な見積りや前提には、将来キャッシュ・フローにある固有のリスクを反映した割引率、成長率、タイミング、及び将来キャッシュ・フローの金額、また利益倍率が含まれています。

将来キャッシュ・フローにおける固有のリスクを反映するために、9.0%の割引率が適用されていますが、これは類似企業の加重平均資本コストにより算出されています。利子率の増加やエンタテインメント業界において想定される株主資本収益率の増加のような金融市場の変化により、将来の割引率が増加し、その結果報告単位の公正価値を減少させることがあります。他の全ての前提を同一とし、割引率を1%増加させた場合においても、この報告単位の公正価値は帳簿価額を下回るまでは至らず、したがって、この報告単位は営業権の減損判定の第一ステップが不合格となる結果にはなりません。

ターミナル・バリューの算定で使用される利益倍率やコントロール・プレミアムはアナリストの見積りや民間の市場取引において参照される評価を通じて得ています。見積キャッシュ・フローにおける成長率の低下や業界における利益率の低下は利益倍率の減少に影響し、その結果、この報告単位の公正価値の低下へ繋がる恐れがあります。

主要な前提条件の多くは直近におけるビジネス計画、将来キャッシュ・フロー及び報告単位の成長率に用いられ、これには 現在及び見込まれる経済状況、及びそれらの自由裁量をもつ消費者の消費動向や広告市場に対する影響、 レンタル収入の増加で一部相殺されているが継続しているパッケージメディア売上の低下、採用が続くデジタルフォーマット、「イベント」やフランチャイズとなる作品の継続的な製作、さらにアニメ映画作品の製作、配賦費用、マーケティング及び映画やテレビ番組の制作費用に関する報告単位のコスト構造の変化、といった事項が含まれています。現在のビジネス計画を越えて想定する成長率はマネジメントの将来展望を考慮に入れ、過去の実績と比較して合理性を評価します。現在の3年間のビジネス計画を越えて想定するキャッシュ・フローの成長率は、約5%です。他の全ての前提が同一であると仮定し、成長率を1%減少させた場合、この報告単位の公正価値は簿価を下回って減少するには至らず、したがってこの報告単位は営業権の減損判定の第一ステップが不合格となる結果にはなりません。

以下の不確実性は前述した主要な前提条件に関連するもので、直近のビジネス計画、将来キャッシュ・フロー及び報告単位の成長率に対して、好ましくない影響を及ぼす恐れがあります。

- ・ 製作コストやマーケティング費用、労務コスト、需要動向、リリース時期やシンジケート売上、又は競合商品や他のエンタテインメントの状況はソニーの見積りとは異なる可能性があります。
- ・ 主要な小売の不振やパッケージメディアフォーマットの飽和、又は小売の商品陳列スペースの競争激化により、ソニーが見込んでいるよりも急速に世界のパッケージメディア売上が低下する恐れがあります。
- ・ この報告単位はデジタルの海賊版や不法なダウンロードに晒されており、これは新技術やブロードバンドインターネット接続の環境が進むにつれて、広く普及しています。未承認のコンテンツにより、合法的な製品売上が減少し、又価格低下の影響を受けます。これにより、見込みに含まれる売上や利益の前提に悪影響を与える恐れがあります。
- ・ キャッシュ・フローの見積りに含まれる為替レート前提を越えた為替変動は、この報告単位の売上及び試算が報告通貨である米ドル以外で構成されていることから、この報告単位の実績に影響を及ぼす恐れがあります。
- ・ この報告単位の収益の主要な部分は、映画やテレビ作品を含む画像ベースのソフトウェアの米国及び米国以外のテレビ放送局に対するライセンスですが、これらテレビ放送局は広告料収入を主要な収益源としています。この報告単位についても、より少ない範囲ですが、画像ベースのソフトウェアに関して広告料収入を計上しています。広告の市場がビジネス計画の前提と比べ悪化した際には、この報告単位のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす恐れがあります。

上記に要約した公正価値の分析で使用する見積りならびに前提条件を作成する上で生じる固有の不確実性により、実際の数字が異なる可能性があり、また、予期せぬ事象や状況が見積りに影響を及ぼす可能性があります。その結果、この報告単位の公正価値が大きく変わり、営業権の減損判定の第一ステップが不合格となる可能性があります。

退職年金費用

従業員の退職年金費用及び債務は、最新の統計数値にもとづく割引率、退職率及び死亡率を含む特定の前提条件に加え、年金制度資産の長期期待収益率及びその他の要因にも左右されます。特に割引率と長期期待収益率は、期間退職・年金費用及び退職給付債務を決定する上で、二つの重要な前提条件です。前提条件は、少なくとも年に一度、又はこれらの重要な前提条件に重大な影響を与えるような事象の発生又は状況の変化があった場合に評価されます。

米国会計基準にしたがって、前提条件と実際の結果が異なる場合は、その差異が累積され将来期間にわたって償却されます。これにより実際の結果は、通常、将来認識される退職年金費用及び退職給付債務に影響します。マネジメントはこれらの前提条件が適切であると考えていますが、実際の結果との差異や前提条件の変更が、ソニーの退職給付債務及び将来の退職年金費用に影響を及ぼす可能性があります。

ソニーの主要な年金制度は国内年金制度です。個別の海外年金制度に関して、年金制度資産及び退職給付債務の国内及び海外総額にとって重要性のあるものはありません。

ソニーは2012年3月31日現在の国内年金制度の退職給付債務の決定において、1.9%の割引率を適用しました。割引率は、現在利用可能かつ退職給付債務の満期までの期間において利用可能であると見込まれる高格付けの確定利付投資の収益率情報を使用し、給付の見込支払額と時期を考慮して決定されます。この収益率情報には、公表されている市場情報及び複数の格付け機関から提供される数値が使用されています。1.9%の割引率は2010年度に使用された2.1%から0.2ポイントの低下となり、昨今の日本における市場金利状況を反映しています。

年金制度資産の長期期待収益率を決定するため、ソニーは、現在及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。国内年金制度における2011年3月31日及び2012年3月31日現在の年金資産の長期期待収益率は、それぞれ2.9%及び3.0%でした。2010年度及び2011年度の実際の収益率は、それぞれ0.8%及び3.4%でした。実際の結果と年金制度資産の長期期待収益率との差異は、累積され、退職年金費用の一部として将来の平均残存勤務年数にわたって償却されます。その結果、毎年の退職年金費用のボラティリティが軽減されています。2011年3月31日及び2012年3月31日現在における、ソニーの国内年金制度についての年金制度資産の損失を含む年金数理純損失は、それぞれ2,789億円及び2,924億円でした。2011年度において、退職給付債務の決定に使用した割引率が前年よりも下回ったことにより、年金数理純損失は増加しました。

以下の表は、他の前提条件を2012年3月31日より一定とした場合の、2012年度における国内年金制度の割引率と年金制度資産の長期期待収益率の変動による影響を表しています。

前提条件の変更	予測給付債務	退職年金費用	純資産 (税効果後)
割引率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-/+299億円	-/+16億円	+/- 9 億円
年金制度資産の長期期待収益率 0.25ポイント増/0.25ポイント減	-	-/+14億円	+/- 8 億円

繰延税金資産の評価

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

日本の当社及び一部子会社、米国のSony Americas Holding Inc.（以下「SAHI」）及びその連結納税グループ（Sony Computer Entertainment America Inc.を含む）、スウェーデンのSony Mobile Communications AB、英国のSony Europe Limited（以下「SEU」）及び他の税務管轄における一部の会社は、それぞれ累積で税引前損失を計上しています。累積損失の計上は、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、繰延税金資産に対する評価性引当金は計上不要であると判断することが困難な重要な否定的証拠とみなされます。

日本における当社とその連結納税グループは、2010年度において3年累積で損失を計上しました。日本において当社は、地方税については個社で税務申告を行い、国税については日本の完全子会社とともに連結納税申告を行っています。連結納税グループの対象は日本の完全子会社のみであり、日本の一部の子会社は除外されています。除外された子会社のうち最も重要なものは、ソニーフィナンシャルホールディングス㈱（以下「SFH」）とその子会社です。当社とその連結納税グループの欠損金については、近年の累積損失計上に加え、日本における欠損金の繰越可能期間が比較的短い7年から9年であることから、繰越可能期間の残余年数が限られています。日本における欠損金残高の使用期限が最初に到来するのは地方税では2014年、国税では2016年です。前述のとおり、繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能なあらゆる肯定的及び否定的証拠にもとづき50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。累積損失を計上していること及び欠損金の繰越可能期間の残余年数が限定されていることが重要な否定的証拠として挙げられる一方で、過去の課税所得の推移や、過去に欠損金を期限内に使用している実績、及び繰延税金資産を使用できる税務戦略が存在することが肯定的証拠として挙げられました。しかしながら、東日本大震災の影響も予期された2011年3月31日時点における短期的な業績見通しに加え、累積損失の場合は長期的な業績見通しへの判断上の比重が小さくなることを考慮した結果、ソニーは、これらの客観的かつ検証可能な肯定的証拠は、累積損失という重要な否定的証拠を十分に上回るものではないと考えました。なお、各肯定的及び否定的証拠への比重はそれぞれの証拠がどの程度客観的で検証可能であるかという点に比例するため、見込課税所得（一時差異実現の影響を除く）という肯定的証拠が、近年の財務報告上の損失という客観的で検証可能な否定的証拠を上回ると判断するのは通常困難です。ソニーは、入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した

結果、2011年3月31日時点において、362,316百万円の評価性引当金を計上しました。

ソニーは、2012年3月31日時点において、米国のSAHI及びその連結納税グループならびに英国の子会社であるSEUにおける累積損失の計上は、繰延税金資産の評価において重要な否定的証拠であると判断しました。肯定的証拠として、税務戦略の存在及びその実行計画、欠損金の繰越可能期間が長いこと、過去の課税所得の推移及び過去に欠損金を期限内に使用している実績が挙げられます。税務戦略には、米国における繰延映画製作費の償却方法の変更が含まれており、その成否は将来の収益見込みに依拠しています。これらの肯定的証拠はありましたが、証拠への比重はそれぞれの証拠がどの程度客観的で検証可能であるかという点に比例します。見込課税所得（一時差異実現の影響を除く）という肯定的証拠が、近年の財務報告上の損失という客観的で検証可能な否定的証拠を上回ると判断するのは通常困難です。ソニーは、入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した結果、2012年3月31日時点において、SAHI及びその連結納税グループで203,025百万円、SEUで20,694百万円の評価性引当金を計上しました。日本における当社とその連結納税グループは2012年3月31日時点においても累積損失を計上したため、2011年度、日本における当社とその連結納税グループの一部の繰延税金資産に対して追加の評価性引当金を計上しました。加えて、日本の一部子会社もまた2012年3月31日において累積損失を計上したため、その地方税について個社で計上している繰延税金資産に対して32,631百万円の評価性引当金を計上しました。

ソニー・エリクソンは、当社による完全子会社化に先立ち、その累積損失を要因として、主にスウェーデンにおける繰延税金資産に対して78,393百万円の評価性引当金を計上していました。ソニーは、評価性引当金の影響の50%をソニー・エリクソンの持分法による投資損益に反映しています。

当社、SAHI、(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント、Sony Computer Entertainment Europe Limited及びSEUに関して回収可能とみなされている繰延税金資産の金額は、連結会社間の移転価格に関して50%超の可能性をもって調整される不確実な税務ポジションを考慮しています。これらの移転価格は、相互協議申立て、及び二国間事前確認制度（Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」）の米国、英国、及び日本での申請を受けて、関係する政府間で検討されています。ソニーは、貸借対照表日時点での様々な法人間の繰延税金資産の配分や金額を含む税務処理に関して、これらの政府間交渉による最終的な結果を見積もることが要求されます。ソニーは見積もられた税金費用をこれらの手続きの進捗に応じて見直し、必要に応じて見積りを調整しています。

さらなる事前確認制度による交渉は、マネジメントによる損益配分の現在の見積評価と異なる結果となる場合があります。その配分がソニーの繰延税金資産の金額又は回収可能性に有利もしくは不利な影響をもたらす、評価性引当金の計上金額が見直される可能性があります。その結果、追加的な証拠が入手可能となり、不確実な税務ポジションに対する引当とともに評価性引当金の評価を調整する可能性があります。

繰延税金資産の評価に関する見積りは、貸借対照表日時点で適用されている税制や税率にもとづいており、また、ソニーの財務諸表及び税務申告書で認識されている事象に関して将来に起こり得る税務上の結果についてのマネジメントの判断と最善の見積り、様々な税務戦略を実行する能力、一定の場合における将来の結果に関する予測、事業計画及びその他の見込を反映しています。ソニーが事業を行っているそれぞれの税務管轄における現在の税制や税率の改正は、実際の税務上の結果に影響を与える可能性があります。市場経済の悪化やマネジメントによる構造改革の目標未達は、将来における業績に影響を与える可能性があります。そして、これらのいずれかが、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。将来の結果が計画を下回る場合、APAsの交渉が現在の損益配分に関する予想と異なる結果となる場合、及び税務戦略の選択肢が実行可能ではなくなる場合や売却を予定する資産の価値が税務上の簿価を下回ることになる場合には、繰延税金資産を回収可能額まで減額するために、将来において追加的な評価性引当金の計上が要求される可能性があります。現在の見込において予想していないこれらの要因や変化は、評価性引当金が計上される期間において、ソニーの業績又は財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

映画会計

映画会計においては、作品ごとの予想総収益を見積もる過程でマネジメントの判断が必要となります。この予想総収益の見積りは次の2点において重要となります。第一に、映画作品が製作され関連する費用が資産化される際に、その繰延映画製作費の公正価値が減損し、回収不能と見込まれる額を評価減する必要があるかどうかを決定するため、マネジメントは発生時に費用化される配給関連費用を含む追加で発生する費用を控除した予想総収益を見積もる必要があります。第二に、ある映画作品に関する売上原価として認識される繰延映画製作費の額は、その映画作品がそのライフサイクルにおいて様々な市場で公開されることから、予想総収益に対する当該年度の収益実績額の割合にもとづいています。

マネジメントが各作品の予想総収益を見積もる際に基礎とするのは、同種の過去の作品の収益、主演俳優あるいは女優の人気度、その作品の公開される予測映画館数、DVD、テレビ放映及びその他の付随マーケットでの期待収益ならびに将来の売上に関する契約などです。この見積りは、各作品の直直までの実現収益及び将来予測収益にもとづいて定期的に見直されます。例えば、公開当初数週間の劇場収入が予想を下回った場合には、通常、劇場、DVD、及びテレビ放映の生涯収益などを下方に修正することになります。そのような下方修正を行わなかった場合、当該期間における映画製作費の償却費の過少計上になる可能性があります。

保険契約債務

保険契約債務は、主として個人保険契約に関連しており、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.4%から4.5%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が大きく異なる場合、あるいは前提条件を大きく変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定は、勘定預り金累積元本に付与利息を加えたものから、引出額、経費及び危険保険料を差し引いた額を表しており、ユニバーサル保険及び投資契約等から構成されています。ユニバーサル保険には、利率変動型終身保険及び変額保険が含まれています。利率変動型終身保険に対する付与利率は2.0%です。変額保険については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。投資契約には、主に一時払学資保険契約、年金開始後契約が含まれています。投資契約に対する付与利率は、0.1%から6.3%です。

(2) 経営成績の分析

営業概況

ソニーは、2011年4月1日付の組織変更にともない、2011年度第1四半期より、主にコンシューマー・プロフェッショナル&デバイス(以下「CPD」)分野及びネットワークプロダクツ&サービス(以下「NPS」)分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のCPD分野及びNPS分野に含まれていた事業は、新設されたコンシューマープロダクツ&サービス(以下「CPS」)分野及びプロフェッショナル・デバイス&ソリューション(以下「PDS」)分野に移管されました。CPS分野には、テレビ事業、ホームオーディオ・ビデオ事業、デジタルイメージング事業、パーソナル・モバイルプロダクツ事業、ゲーム事業などが含まれます。2012年1月にソニーが保有する持分を売却したSamsung Electronics Co., Ltd(以下「Samsung」)との合併会社S-LCD Corporation(以下「S-LCD」)については、2011年第3四半期までの期間のS-LCDの持分法による投資損益がCPS分野に含まれます。PDS分野には、プロフェッショナル・ソリューション事業、半導体事業、コンポーネント事業などが含まれます。

以上のセグメント変更にともない、各分野の2010年度における売上高及び営業収入(以下「売上高」)ならびに営業損益は、2011年度の表示に合わせて修正再表示しています。

映画分野、音楽分野、金融分野ならびにその他分野については、従来からの変更はありません。

2012年2月15日、ソニーはTelefonaktiebolaget LM Ericsson(以下「エリクソン」)の保有するSony Ericsson Mobile Communications AB(以下「ソニー・エリクソン」)の持分50%を取得しました。ソニー・エリクソンはソニーの完全子会社となり、社名をSony Mobile Communications AB(以下「ソニーモバイル」)に変更しました。これにともない、従来単独セグメントとして表示されていたソニー・エリクソン分野を、2011年度第4四半期よりソニーモバイル分野へと変更しました。ソニーモバイル分野の業績は、2012年2月15日までの期間のソニー・エリクソンの持分法による投資損益、及び2012年2月16日から3月31日までの期間のソニーモバイルの売上高及び営業損益、ならびに支配権取得にともない、ソニーが買収前から保有していたソニー・エリクソンの持分50%について公正価値にもとづいて再評価したことにより計上した、現金収入をともなわない評価差益(以下、同社の「支配権取得にともなう評価差益」)で構成されています。

	2010年度 (億円)	2011年度 (億円)	増減率 (%)
売上高及び営業収入	71,813	64,932	9.6
持分法による投資利益(損失)	141	1,217	-
営業利益(損失)	1,998	673	-
税引前利益(損失)	2,050	832	-
当社株主に帰属する当期純損失	2,596	4,567	-

連結業績

2011年度の連結売上高は、為替の悪影響や東日本大震災及びタイの洪水の影響、ならびに先進国における市場環境の悪化などにより前年度に比べ減少しました。連結営業損益は、前述の減収要因に加え、持分法による投資損益の大幅な悪化などにより、前年度の利益に対し2011年度は損失を計上しました。一方、米国などにおける繰延税金資産に対する評価性引当金計上による現金支出をともなわない税金費用の計上などにより、多額の当社株主に帰属する当期純損失を計上しました。

売上高

2011年度の売上高は、為替の悪影響や東日本大震災及びタイの洪水の影響、ならびに先進国における市場環境の悪化などにより、主に、CPS分野及びPDS分野において減収となり、前年度比9.6%減少の6兆4,932億円となりました。売上高の内訳の詳細については、後述の「分野別営業概況」をご参照ください。

2011年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ78.1円、107.5円となり、前年度の平均レートに比べ、米ドルに対しては8.5%、ユーロに対しては3.9%の円高となりました。

(後述の「売上原価」、「研究開発費」及び「販売費及び一般管理費」に関する売上高に対する比率分析において、「売上高」については、売上高のうち、純売上高及び営業収入のみが考慮されており、金融ビジネス収入は除かれています。これは、「金融ビジネス費用」は連結財務諸表上、売上原価や販売費及び一般管理費とは別に計上されていることによります。さらに、後述の比率分析のうち、セグメントに関するものについては、セグメント間取引を含んで計算されています。)

売上原価、販売費及び一般管理費、その他の営業損益

2011年度の売上原価は、前年度に比べ4,449億円(9.2%)減少して4兆3,864億円となり、売上高に対する比率は前年度の75.7%から78.0%に悪化しました。

研究開発費(売上原価に全額含まれる)は、2012年2月16日以降、ソニーモバイルが連結されたことなどにより、前年度に比べ67億円(1.6%)増加の4,335億円となり、売上高に対する比率は、前年度の6.7%に対して2011年度は7.7%になりました。

販売費及び一般管理費は、円高による影響及びC P S分野やP D S分野での減収にともなう費用の減少や広告宣伝費の減少などにより、前年度に比べ1,259億円(8.4%)減少して1兆3,759億円になりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は、前年度の23.5%から24.5%に悪化しました。

その他の営業損益(純額)は、前年度の135億円の利益に対して2011年度は596億円の利益を計上しました。この増加は、主に、2010年度にGame Show Network, LLC(以下「GSN」)の支配権取得にともなう評価差益270億円を計上したことに対し、2011年度にソニーモバイルの支配権取得にともなう評価差益1,023億円を計上したことによるものです。加えて、2011年度の資産の除売却損益、減損及びその他(純額)は、前年度180億円の損失に対し、2011年度は456億円の損失を計上しました。この損失の拡大は、中小型TFT液晶ディスプレイ事業の売却に関して192億円、液晶テレビ資産グループ及びネットワークビジネス資産グループに関連する長期性資産の減損293億円*を2011年度にそれぞれ計上したことなどによるものです。(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『20 構造改革にかかる費用及び資産の減損』参照)

*営業費用に計上された現金支出をとみなさない長期性資産の減損293億円は、主に液晶テレビ資産グループ及びネットワークビジネス資産グループに関連する長期性資産の見積公正価値が簿価を下回ったことにより、それぞれの資産グループで167億円及び126億円の減損を計上したことによるものです。液晶テレビ資産グループでは、日本・欧州・北米の液晶テレビ市場環境の継続的な悪化や為替の悪影響を、当該資産グループに関連する長期性資産に対応する将来キャッシュ・フロー見込みに反映させた結果、減損の計上が必要となりました。ネットワーク増強とセキュリティ強化のために投資を行ってきたネットワークビジネス資産グループでは、減損判定に適用する限られた期間にもとづく最新のマネジメントの将来見込みを当該長期性資産に対応する将来キャッシュ・フロー見込みに反映させた結果、主に、一部の無形固定資産及びその他長期性資産について減損の計上が必要となりました。なお、ソニーはこのような減損を構造改革費用に含めていません。(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『20 構造改革にかかる費用及び資産の減損』参照)

持分法による投資損益

営業損益に含まれる持分法による投資損益は、前年度の141億円の利益に対し、2011年度は1,217億円の損失となりました。S-LCDの持分法による投資損益は、前年度の72億円の利益に対し、2011年度において641億円の損失となりました。これは主に、2012年1月に売却したソニーが保有するS-LCD持分の減損とその後の為替調整の合計600億円の損失を計上したことによるものです。ソニー・エリクソンの持分法による投資損益は、前年度の42億円の利益に対し、2011年度は同社がソニーの完全子会社になる前の2012年2月15日までの期間において577億円の損失を計上しました。これは主に、ソニー・エリクソンが同社の繰延税金資産の一部に対して654百万ユーロの評価性引当金を米国会計原則にもとづいて2011年12月31日に終了した四半期に計上したこと(ソニーの持分法による投資損益への影響額はこの評価性引当金の持分50%分に当たる330億円)のほか、販売台数の減少、スマートフォンの激しい価格競争の悪影響、ならびに構造改革費用の増加によるものです。(詳細については「分野別営業概況」のソニーモバイル分野をご参照ください)。

営業損益

2011年度の営業損益は、前年度の1,998億円の利益に対し、673億円の損失となりました。これは、前述の要因による売上高の減少及び持分法による投資損益の大幅な悪化などによるものです。一方、ソニーモバイルの支配権取得にともない、1,023億円の評価差益を計上しました。詳細は、後述の「分野別営業概況」をご参照ください。

当年度の営業損益には、最新のライセンス契約状況にもとづいた特許権の見積りロイヤリティ料率変更によるブルーレイディスク特許費用引当金の戻し入れ165億円が含まれます。

東日本大震災にともない直接被害を受けた固定資産ならびに棚卸資産にかかる除却損、これらの修繕、撤去ならびに清掃などの原状回復費用として、2011年度において59億円が発生しました。加えて、稼働停止期間中の製造事業所の固定費など63億円が発生しました。これら前述の直接被害及びその他に関する費用は、2011年度において受け取った保険金により、一部相殺されました。(「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『19 東日本大震災及びタイの洪水』参照)

タイの洪水によりソニーのタイ国内の製造事業所への浸水といった直接的な被害が2011年10月以降発生したため、ソニーは直接被害を受けた固定資産ならびに棚卸資産にかかる除却損及び減損、これらの修繕、撤去ならびに清掃などの原状回復費用として2011年度において132億円を計上しました。これらの直接被災に加え、工場の浸水及び一部の部品やコンポーネントの調達が困難になったことにより、いくつかの製造事業所の操業を停

止しました。このため、ソニーは稼働停止期間中の製造事業所の固定費やその他の追加費用として、2011年度において139億円を計上しました。また、これら製造事業所の一時的な操業停止による一部製品の発売延期や洪水に起因する法人顧客からの大幅な需要減少による悪影響も受けました。ソニーは洪水により直接発生した損害を補填する保険契約に加入しており、当社及び製造事業所を含む一部の子会社が対象に含まれています。この保険契約は固定資産及び棚卸資産にかかる損害及び費用、撤去及び清掃等を含む追加費用ならびに逸失利益を含む休業損害を補償範囲に含みます。

2011年度において、保険会社との間で保険金支払が合意され、504億円が支払われました。この金額のうち、ソニーは、固定資産及び棚卸資産ならびに追加費用に対して263億円を受け取り、そのうち、175億円は保険対象の固定資産及び棚卸資産の洪水による損害を受ける前の簿価を超える部分であり、連結損益計算書の売上原価及びその他の営業損（益）（純額）に計上されています。残りの保険金支払の241億円については、休業損害にかかる保険収入であり、洪水発生時から2011年12月31日までに生じた逸失利益に対して適用され、連結損益計算書の営業収入に計上されています。

また、2012年3月31日現在もなお、ソニーは固定資産及び棚卸資産にかかる損害、追加費用ならびに休業損害にかかる未確定の保険金請求権を有しています。ソニーは当期に認識された損失に対応する金額を限度に、保険金請求により回収する可能性が高い保険収入のうち未回収部分について、保険未収入金を58億円計上しています。計上した保険未収入金は、実質的に全てが、被害を受けた固定資産及び棚卸資産に関するものです。

その他の収益及び費用

2011年度のその他の収益は、前年度に比べ215億円（47.8%）減少し、235億円となりました。一方、その他の費用は前年度に比べ4億円（1.0%）減少し、394億円となりました。その他の収益からその他の費用を差し引いた純額は、前年度の52億円の収益に対して159億円の費用を計上しました。これは、前年度は93億円の為替差益（純額）を計上したのに対し2011年度は51億円の為替差損（純額）を計上したこと、及び投資有価証券売却益が前年比で減少したことなどによるものです。この為替差損（純額）は、ソニーが為替変動のリスクを低減するために締結している通常のデリバティブ契約から生じた収益があったものの、投資に関連した為替差損が生じたことなどによるものです。なお、この為替差損には持分法による投資損益に含まれる為替調整（益）と相殺される為替予約からの損失が含まれます。

なお、受取利息及び配当金は前年度に比べ33億円（28.2%）増加して151億円となりました。支払利息は前年度に比べ5億円（2.0%）減少し、234億円となりました。

税引前損益

2011年度の税引前損益は、前年度の2,050億円の利益に対し、832億円の損失となりました。

法人税等

2011年度の法人税等は、主に、米国、日本ならびに英国における繰延税金資産に対し、現金支出をとまわらない2,603億円の評価性引当金を計上したことにより、3,152億円となりました。

ソニーは、税務管轄毎に繰延税金資産の回収可能性を評価し、評価性引当金の計上の必要性を判断しています。米国の統括持株会社はその子会社とともに米国連邦税について連結納税申告を行っています。米国の連結納税グループは2011年度を含む直近数年間で累積損失を計上しました。米国会計原則では、繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり直近数年間にわたる累積損失は重要なマイナス要因とみなされます。この重要なマイナス要因と客観的に検証可能なプラス要因を比較衡量した結果、ソニーは米国の連結納税グループの繰延税金資産に対し2,030億円の評価性引当金を計上しました。加えて、日本及び英国における一部の子会社の繰延税金資産についても回収可能性を評価した結果、ソニーは合計573億円の評価性引当金を計上しました。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『22 法人税等』参照）

当社株主に帰属する当期純損益

当社株主に帰属する当期純損失（非支配持分に帰属する当期純利益を除く）は、前年度に比べ1,971億円悪化し、2011年度は4,567億円となりました。

非支配持分に帰属する当期純利益は、前年度に比べ190億円増加し、2011年度は582億円の利益となりました。この増加は主に、非支配持分が40%であるSFHにおいて利益が増加したことによるものです。金融分野の業績については、後述の「分野別営業概況」をご参照ください。

基本的及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純損失はいずれも前年度の258.66円の損失に対し、2011年度は455.03円の損失になりました。（1株当たり当社株主に帰属する当期純損益の詳細については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『23 基本的及び希薄化後EPSの調整表』参照）

分野別営業概況

以下の情報はセグメント情報に基づきます。各分野の売上高及び営業収入は、セグメント間取引を含みます。

(「第5 経理の状況」 連結財務諸表注記『29 セグメント情報』参照)

ビジネスセグメント情報

売上高及び営業収入

	2010年度 (億円)	2011年度 (億円)	増減率(%)
C P S	38,498	31,368	18.5
P D S	15,033	13,138	12.6
映画	6,000	6,577	9.6
音楽	4,707	4,428	5.9
金融	8,065	8,719	8.1
ソニーモバイル*	-	777	-
その他	4,478	4,427	1.2
全社・セグメント間取引消去	4,969	4,501	-
連結合計	71,813	64,932	9.6

営業利益(損失)

	2010年度 (億円)	2011年度 (億円)	増減率(%)
C P S	108	2,298	-
P D S	277	202	-
映画	387	341	11.7
音楽	389	369	5.2
金融	1,188	1,314	10.6
ソニーモバイル**	42	314	655.9
その他	71	35	-
小計	2,462	197	-
全社・セグメント間取引消去***	463	476	-
連結合計	1,998	673	-

*ソニーモバイル分野の売上高は、2012年2月16日から3月31日までの期間の売上高及び営業収入で構成されています。

**2010年度のソニーモバイル分野の営業損益は、ソニー・エリクソンの持分法による投資損益で構成されています。2011年度のソニーモバイル分野の営業損益は、2012年2月15日までの期間のソニー・エリクソンの持分法による投資損益、2012年2月16日から3月31日までの期間の営業損益、ならびにソニーモバイルの支配権取得にともなう評価差益で構成されています。

***全社・セグメント間取引消去には、各セグメントに配賦不能本社の構造改革費用及びその他本社費用、ならびにソニーモバイルの支配権取得時にエリクソンから取得した無形資産であるクロスライセンス契約等の知的財産の償却費が含まれています。

コンシューマプロダクツ&サービス分野

2011年度のC P S分野の売上高は、前年度比18.5%減少の3兆1,368億円となりました。外部顧客に対する売上は前年度比18.8%減少しました。これは主に、液晶テレビ、PC、デジタルカメラなどのデジタルイメージング製品、ならびにゲームの減収によるものです。液晶テレビの減収は、日本の市場縮小に加え、欧州及び北米の市場環境悪化などによる販売台数の減少や価格下落の影響によるものです。なお、前年度の日本での液晶テレビの売上は、政府による補助金制度(2011年3月末に終了)などの好影響を大きく受けました。PC及びデジタルカメラなどのデジタルイメージング製品の減収は、タイの洪水の影響や為替の悪影響(他の要因とは別に分析)などによるものです。デジタルイメージング製品の減収には、東日本大震災の影響もありました。ゲームの減収は、戦略的な価格改定による「プレイステーション 3」ハードウェア売上の減少やプラットフォーム移行により売上が減少した「プレイステーション 2」の影響によるものです。

営業損益は、前年度の108億円の利益に対し、2011年度は2,298億円の損失となりました。これは主に、減収による売上総利益の減少(為替による影響を除く)、売上原価率の悪化、ならびに持分法による投資損益の悪化によるものです。なお、構造改革費用は、前年度の287億円に対し、2011年度は96億円を計上しました。この減少は、前年度に欧州のバルセロナ工場の譲渡及びその固定資産の減損に関する費用116億円を計上したことなどによるものです。

C P S分野の営業損益には、2012年1月に売却したソニーの保有するS-LCD持分の減損とその後の為替調整の合計600億円の損失のほか、S-LCDの低稼働率に起因する追加的な液晶パネル関連費用228億円、前述の液晶テレビ関連資産の減損167億円、ネットワークビジネス資産の減損126億円が含まれます。一方、ブルーレイディスク

ク特許費用引当金の戻し入れ143億円は、2011年度の営業損益に対しプラスの要因として貢献しました。この戻し入れは、最新のライセンス契約状況にもとづき特許権の見積りロイヤリティ料率が変更されたことによるものです。

構造改革費用、前述のS-LCD持分にかかる損失、ならびに液晶テレビ関連資産及びネットワークビジネス資産にかかる減損を除くベースで分野全体の損益変動にマイナスの影響を与えたカテゴリーは、S-LCDの低稼働率に起因する追加的な液晶パネル関連費用の計上及び減収の影響があった液晶テレビや、減収の影響があったゲームなどです。

製品部門別の外部顧客向け売上高、主要製品の売上台数、ならびにゲーム事業に含まれる各ハードウェア及びソフトウェアに関する売上台数・本数は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2010年度 (百万円)	構成比 (%)	2011年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
テレビ	1,200,491	31.8	840,359	27.4	30.0
ホームオーディオ・ビデオ	285,297	7.6	241,885	7.9	15.2
デジタルイメージング	642,570	17.0	497,957	16.3	22.5
パーソナル・モバイルプロダクツ	828,375	22.0	722,301	23.6	12.8
ゲーム	798,405	21.2	744,285	24.3	6.8
その他	16,472	0.4	14,427	0.5	12.4
合計	3,771,610	100.0	3,061,214	100.0	18.8

主要製品の売上台数

	2010年度 (万台)	2011年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率 (%)
液晶テレビ(テレビ事業)	2,240	1,960	280	12.5
ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー (ホームオーディオ・ビデオ事業)	560	700	140	25.0
家庭用ビデオカメラ(デジタルイメージング事業)	520	440	80	15.4
コンパクトデジタルカメラ(デジタルイメージング事業)	2,400	2,100	300	12.5
PC(パーソナル・モバイルプロダクツ事業)	870	840	30	3.4
フラッシュメモリー内蔵型ヘッドホンステレオ (パーソナル・モバイルプロダクツ事業)	840	820	20	2.4

ゲーム事業に含まれる各ハードウェア及びソフトウェアに関する売上台数・本数

ハードウェア売上台数	2010年度 (万台)	2011年度 (万台)	台数増減 (万台)	増減率(%)
プレイステーション 3	1,430	1,390	40	2.8
プレイステーション・ポータブル	800	680	120	15.0
プレイステーション 2	640	410	230	35.9
ソフトウェア売上本数*	2010年度 (万本)	2011年度 (万本)	台数増減 (万本)	増減率(%)
プレイステーション 3	14,790	15,660	870	5.9
プレイステーション・ポータブル	4,660	3,220	1,440	30.9
プレイステーション 2	1,640	790	850	51.8

*表中のソフトウェア売上本数は、ネットワーク経由で販売されるソフトウェアを含みません。

プロフェッショナル・デバイス&ソリューション分野

PDS分野の売上高は、主に、コンポーネントカテゴリーの減収により、前年度比12.6%減少の1兆3,138億円となりました。外部顧客に対する売上は前年度比9.3%減少しました。コンポーネントの減収は、電池やストレージメディアで東日本大震災の影響及び為替の悪影響があったことなどによるものです。

営業損益は、前年度の277億円の利益に対し、2011年度は202億円の損失となりました。これは、販売費・一般管理費の減少があったものの、売上原価率の悪化、為替の悪影響、ならびに減収による売上総利益の減少（為替による影響を除く）などによるものです。構造改革費用は、前年度の199億円に対し、2011年度は265億円を計上しました。2011年度の構造改革費用には、株式会社ジャパンディスプレイへの中小型ディスプレイ事業売却にともなう損失192億円が含まれています。なお、構造改革費用を除くベースで分野全体の損益変動にマイナスの影響を与えたカテゴリーは、前述の要因で減収となったコンポーネントなどです。

製品部門別の外部顧客向け売上高は以下のとおりです。

製品部門別の外部顧客向け売上高

	2010年度 (百万円)	構成比 (%)	2011年度 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)
プロフェッショナル・ソリューション	287,394	26.9	280,645	29.0	2.3
半導体	358,396	33.6	375,891	38.9	4.9
コンポーネント	410,090	38.5	297,108	30.7	27.6
その他	10,694	1.0	13,959	1.4	30.5
合計	1,066,574	100.0	967,603	100.0	9.3

コンシューマープロダクツ&サービス分野及びプロフェッショナル・デバイス&ソリューション分野合計

棚卸資産

CPS分野及びPDS分野合計の2011年度末の棚卸資産は、前年度末比436億円(7.2%)減少の5,643億円となりました。

外部顧客に対する売上高の地域別分析

CPS分野及びPDS分野合計の2011年度の外部顧客に対する地域別売上高は、前年度に比べ、米国で26%、欧州で25%、日本で11%、アジア・太平洋地域(日本及び中国を除く)で23%の減収、中国及びその他地域では前年並みとなりました。全地域の合計では17%の減収となりました。

米国においては、液晶テレビ、PC、ゲーム事業などの売上が減少しました。欧州においては、液晶テレビなどの売上が減少しました。日本においては、主に、液晶テレビ、ブルーレイディスクレコーダーなどの家庭用ビデオ製品の売上が減少しました。中国においては、中小型液晶パネル、ゲーム事業などの売上が増加しましたが、光ディスクドライブ、液晶テレビ、コンパクトデジタルカメラの売上が減少しました。アジア・太平洋地域では、電池、光ディスクドライブ、光学デバイスモジュール、イメージセンサー、LSI、コンパクトデジタルカメラなどの売上が減少しました。その他地域では、コンパクトデジタルカメラ、家庭用ビデオカメラ、ゲーム事業、PCなどが減収となりました。

地域別の生産状況

CPS分野及びPDS分野合計の2011年度の年間全生産高の約55%が自社生産、約45%が社外への生産委託によるものです。

年間自社生産高のうち、約50%は日本における生産であり、コンパクトデジタルカメラ、家庭用ビデオカメラ、液晶テレビ、PC、半導体、コンポーネント（電池、記録メディアなど）などを生産しました。日本の年間自社生産高のうち約60%は輸出されました。日本と中国を除いたアジアでは年間自社生産高の約25%を生産し、そのうちの約60%が米州、日本、欧州、中国向けに出荷されました。中国における生産高は年間自社生産高の約20%で、そのうちの約55%は輸出されました。年間自社生産高の約5%が米州と欧州で生産され、ほとんどがそれぞれ生産された地域で販売されました。

映画分野

映画分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とする子会社Sony Pictures Entertainment（以下「SPE」）の円換算後の業績です。ソニーの経営陣はSPEの業績を米ドルで分析しているため、一部の記述については「米ドルベース」と特記してあります。

2011年度の映画分野の売上高は、円高の影響があったものの、前年度比9.6%増加の6,577億円となりました。米ドルベースでは、前年度比約18%の増収となりました。映画作品の売上は、米ドルベースで前年度比約10%の増収となりました。2011年度においては、スパイダーマン関連商品売上の分配を受領する権利を売却したことや、劇場公開された映画作品の有料テレビ局向け及びビデオオンデマンド向け売上が増加したことが貢献しました。テレビ収入は、米ドルベースで、前年度比約39%の増収となりました。これは、米国のネットワーク向け売上及びケーブルテレビ向けに制作した番組のライセンス収入が増加したこと、前年度において持分法適用会社だったGSNが連結対象となり同社の売上が計上されたこと、ならびにSPEが保有するインドのテレビネットワークにおける広告収入が増加したことなどによるものです。

営業利益は、前年度に比べ45億円減少し、341億円となりました。米ドルベースでは、営業利益は約7%減少しました。これは、当年度に前述のスパイダーマン関連商品に関する権利売却にともなう営業利益214億円を計上したものの、前年度にGSNの支配権取得にともなう270億円の評価差益及びSPEが保有していたHBO Latin America（中南米のプレミアム有料テレビ事業）の持分売却益の合計303億円を計上したことなどによるものです。円高の影響や、今後公開予定の大型映画作品数の増加にともなう広告宣伝費の増加も減益要因となりました。一方、米国のネットワーク及びケーブルテレビ向けに制作した番組のライセンス収入の増加、ならびに前述したSPEが保有するインドのテレビネットワークにおける広告収入の増加は、営業損益に対しプラス要因として貢献しました。なお、「スマーフ」及び「Bad Teacher」の劇場興行収入は好調でしたが、「アーサー・クリスマスの大冒険」の劇場興行収入は想定を下回りました。

2011年度末の未認識の放映権収入は約15億米ドルでした。すでに完成した映画作品やテレビ番組を放送局に提供する契約を放送局との間で締結しているため、SPEは将来この金額を収入として計上することができると見込んでいます。放映権収入は放送可能となった年度において、放映権収入として認識されます。

音楽分野

音楽分野の業績は、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony Music Entertainment（以下「SME」）の円換算後の業績、円ベースで決算を行っている日本の㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの業績、及びソニーが株式の50%を保有する音楽出版事業の合併会社であり、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結している、米国を拠点とするSony/ATV Music Publishing LLC（以下「Sony/ATV」）の円換算後の業績を連結したものです。

2011年度の音楽分野の売上高は、前年度比5.9%減少の4,428億円となりました。複数の主要作品のヒットがあったものの、主に米ドルに対する円高の悪影響、及びパッケージメディアの音楽市場の継続的な縮小の影響により、減収となりました。今年度にヒットした作品には、アデルの「21」、ビヨンセの「4」、ピットブルの「プラネット・ピット」、フー・ファイターズの「ウェイスティング・ライト」、ワン・ダイレクションの「アップ・オール・ナイト」、ならびに米国の人気テレビ番組「Glee」出演者の楽曲を集めたアルバムなどがあります。

営業利益は、前年度に比べ20億円減少し、369億円となりました。間接費の削減、デジタル配信ライセンス料に関連する一時的な収益の計上ならびに著作権侵害訴訟に関する和解金の受領があったものの、前述の減収の影響及び構造改革費用の増加により減益となりました。

金融分野

ソニーの金融分野には、SFH及びSFHの連結子会社であるソニー生命保険㈱（以下「ソニー生命」）、ソニー損害保険㈱（以下「ソニー損保」）、ソニー銀行㈱（以下「ソニー銀行」）の3社、ならびに㈱ソニーファイナンスインターナショナル（以下「SFI」）の業績が含まれています。

以下に掲載されているソニー生命の業績は米国会計原則に則ったものであり、SFH及びソニー生命が日本の会計原則に則って個別に開示している業績とは異なります。

2011年度の金融ビジネス収入は、主にソニー生命の大幅な増収により、前年度比8.1%増加の8,719億円となりました。ソニー生命の収入は、保有契約高が堅調に拡大したことともなう保険料収入の増加などにより、前年度比11.6%増加の7,777億円となりました。

営業利益は、ソニー銀行において外貨建て顧客預金に関する為替差損益が前年度の差益から差損に転じたことによる営業損益の悪化があったものの、主にソニー生命の増益により、前年度に比べ126億円増加し、1,314億円となりました。ソニー生命の営業利益は、前年度に比べ172億円増加し、1,348億円となりました。ソニー生命の増益は、保険料収入の増加による増益に加え、前年度に計上した東日本大震災にともなう支払保険金に対する引当金の一部を2011年度に戻し入れたことなどによるものです。

2010年度上半期において、ソニー生命が資産負債管理（以下「ALM」）の観点から投資ポートフォリオについて、資産のデュレーション長期化にともなう資産の入れ替えにより、有価証券の売却益を計上しましたが、2011年度上半期においてはそのようなデュレーションを長期化するようなオペレーションは行われませんでした。そのため、2011年度上半期には、そのような有価証券売却益の計上がなかったことにより、前年同期比で分野の利益が減少しました。しかしながら、2011年度下半期において、通常の資産運用のオペレーションによる有価証券売却益が前年同期比で増加したことにより、通期では前年度に比べ分野全体で増益となりました。2011年度を通じて投資ポートフォリオに特に大きな変化はありませんでした。

金融分野を分離した経営成績情報

以下の表は、金融分野の経営成績情報及び金融分野を除くソニー連結の経営成績情報です。この金融分野を分離した要約情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約損益計算書（3月31日に終了した1年間）

科目	金融分野		金融分野を除くソニー連結		ソニー連結	
	2010年度 金額(百万円)	2011年度 金額(百万円)	2010年度 金額(百万円)	2011年度 金額(百万円)	2010年度 金額(百万円)	2011年度 金額(百万円)
金融ビジネス収入	806,526	871,895	-	-	798,495	868,971
純売上高及び営業収入	-	-	6,388,759	5,627,893	6,382,778	5,624,241
売上高及び営業収入	806,526	871,895	6,388,759	5,627,893	7,181,273	6,493,212
金融ビジネス費用及び営業費用	685,747	739,222	6,326,233	5,708,607	6,995,514	6,438,790
持分法による投資利益（損失）	1,961	1,252	16,023	120,445	14,062	121,697
営業利益（損失）	118,818	131,421	78,549	201,159	199,821	67,275
その他の収益・費用 - 純額	868	1,069	10,790	9,181	5,192	15,911
税引前利益（損失）	119,686	132,490	89,339	210,340	205,013	83,186
法人税等その他	48,570	18,380	387,375	309,486	464,598	373,474
金融分野の当期純利益	71,116	114,110	-	-	-	-
金融分野を除くソニー連結の当期純損失	-	-	298,036	519,826	-	-
当社株主に帰属する当期純損失	-	-	-	-	259,585	456,660

ソニーモバイル

以下のユーロベースの開示は、全世界にある子会社の業績をユーロベースで連結している、スウェーデンを拠点とするソニーモバイルの業績であり、ソニーによるソニー・エリクソンの完全子会社化の影響、特に買収会計にかかる調整や同社の支配権獲得にともなう評価差益1,023億円を含んでいません。2012年2月15日までのソニー・エリクソンの業績は、ソニーの連結財務諸表に直接連結されていません。しかし、ソニーは、以下のユーロベースの開示が、投資家の皆様に2012年3月31日に終了した1年間におけるソニーモバイルの営業概況を分析するための有益な追加情報を提供すると考えています。

2012年3月31日に終了した1年間におけるソニーモバイルの売上高は、前年比12.4%減少し、5,289百万ユーロとなりました。この減収は、東日本大震災及びタイの洪水にともなう一部の部品の供給不足の影響を受けたことに加え、スマートフォンに注力したことともない、スマートフォン以外の携帯電話の販売台数が減少したことによるものです。税引前損益は、販売台数の減少、スマートフォンの厳しい価格競争の悪影響、及び構造

改革費用の増加により、前年の133百万ユーロの利益に対して、536百万ユーロの損失を計上しました。構造改革費用は、前年の51百万ユーロに対し、88百万ユーロを計上しました。当期純損益は、前年の74百万ユーロの利益に対し、1,145百万ユーロの損失を計上しました。これは、主に、税引前損益が悪化したことに加え、ソニー・エリクソンが同社のスウェーデンにおける繰延税金資産に対し、2011年12月31日に終了した四半期において654百万ユーロの評価性引当金を計上したことによるものです。

* * * * *

ソニーの連結業績に含まれるソニーモバイル分野の業績は、2012年2月15日までの期間のソニー・エリクソンの持分法による投資損益、2012年2月16日から3月31日までの期間のソニーモバイルの売上高及び営業損益、ならびに同社の支配権取得にともなう評価差益で構成されています。ソニーモバイル分野の業績の内訳は以下のとおりです。

	2010年度 (億円)	2011年度 (億円)	増減率 (%)
完全子会社化から2012年3月31日までの売上高	-	777	-
() 完全子会社化までのソニー・エリクソンの持分法による投資利益(損失)	42	577	-
() 評価差益	-	1,023	-
() 完全子会社化から2012年3月31日までの営業利益(損失)	-	132	-
営業利益(、の合計)	42	314	+655.9

ソニー・エリクソンの完全子会社化にともない、ソニーはソニーモバイル分野の売上高として777億円を計上しました。

また、ソニーはソニーモバイル分野の営業利益として、2011年度1年間において314億円を計上しました。これは以下の3つの要素により構成されています。

2011年度の2012年2月15日までの期間、ソニーは、ソニー・エリクソンの持分法による投資損益として、前年度の42億円の利益に対し、577億円の損失を計上しました。この損失には、米国会計原則にもとづき、2011年12月31日に終了した四半期にソニー・エリクソンが計上した、前述のスウェーデンにおける繰延税金資産に対する評価性引当金のソニー持分50%分に当たる330億円が含まれています。

また、買収にともない、ソニーが買収前から保有していたソニー・エリクソンの持分50%について公正価値にもとづいて再評価したことにより計上した、現金収入をとまわらない評価差益1,023億円が含まれています。さらに、ソニー・エリクソンの完全子会社化後の2012年2月16日から3月31日までの期間の営業損失132億円がこの分野の営業利益に含まれています。

その他分野

2011年度の売上高は、前年度に比べ1.2%減少の4,427億円となりました。日本における携帯電話のOEM事業の大幅な減収や為替の悪影響などにより、分野全体では減収となりました。

営業損益は、前年度の71億円の利益に対し、2011年度は35億円の損失となりました。これは特許費用引当金の戻し入れなどによりディスク製造事業で増益があったものの、ソニーマニュファクチャリングシステムズ(株)の実装機器事業での大幅な減収、棚卸資産の評価減、ならびに資産の減損により大幅な損益悪化があったことによるものです。なお、ソニーマニュファクチャリングシステムズ(株)は、2012年4月にソニーイーエムシーエス(株)と合併しました。

構造改革

2008年秋以降の世界景気の急速な後退にともない、ソニーは2009年1月に事業構造の変革に向けた主要な施策を発表し、2011年度も継続して実施しました。これらの施策は、事業構造を変革し競争力及び収益性向上をめざした、グループ全体の投資計画の見直し、製造事業所の統廃合、人材の再配置及び人員の削減などを含みます。

2011年度の構造改革費用は、前年度の671億円に対し、548億円となりました。(2011年度の金額には、21億円の構造改革に関する資産の減価償却費が含まれています。前年度には、構造改革に関する資産の減価償却費を48億円計上しました。)2011年度の構造改革費用は、前年度比123億円(18.4%)減少しました。2011年度の548億円の費用のうち255億円は人員関連の費用です。連結損益計算書上、この費用は主に販売費及び一般管理費に計上されています。人員関連の費用は前年度に比べ33.5%減少しました。2008年12月時点で全世界57拠点あった製造事業所については、2011年3月末時点までに41拠点となり、2012年3月末時点には38拠点まで削減しました。この結果、ソニーにおいては製造オペレーションの合理化が進み、設計製造委託事業(OEM/ODM)の活用が広がってきました。

2011年度の構造改革費用は、主にPDS分野で計上されました。PDS分野の構造改革費用は前年度の199億円に対し、2011年度は265億円となりました。(2011年度の金額には、9億円の構造改革に関する資産の減価償

却費が含まれています。前年度には、4億円を計上しました。)なお、PDS分野の構造改革費用には、2012年3月に実施した㈱ジャパンディスプレイへの中小型TFT液晶ディスプレイ事業譲渡及びその関連資産の減損に関する費用192億円が含まれています。

なお、PDS分野以外の分野においては、主に早期退職制度を通じた人員削減による構造改革費用を計上しており、将来の営業費用の削減が見込まれています。

(「第2 事業の状況」で記載している構造改革費用は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『20 構造改革にかかる費用及び資産の減損』に記載されている「構造改革に関する資産の減価償却費」を含んでいます。)

為替変動とリスク・ヘッジ

2011年度の米ドル、ユーロに対する平均円レートはそれぞれ78.1円、107.5円と前年度の平均レートに比べ米ドルは8.5%、ユーロは3.9%の円高となりました。

2011年度の連結売上高は、前年度に比べ9.6%減少し、6兆4,932億円となりました。前年度の為替レートを適用した場合は約5%の減少となりました。前年度の為替レートを適用した場合の情報については、この章の最後の注記をご参照ください。

連結営業損益は、前年度の1,998億円の利益に比べ2,671億円悪化し、当年度は673億円の損失となりました。前年度の為替レートを適用したと仮定すると、前年度に比べ約2,350億円悪化しました。

連結営業損益における為替の悪影響の大半は、CPS分野及びPDS分野において生じたものです。CPS分野では、売上高は前年度比18.5%減少の3兆1,368億円となりましたが、前年度の為替レートを適用した場合、約14%の減収でした。営業損益は前年度の108億円の利益に対し、当年度は2,298億円の損失となりました。為替の悪影響による営業利益の減少は約60億円でした。PDS分野では、売上高は前年度比12.6%減少の1兆3,138億円となりましたが、前年度の為替レートを適用した場合、約8%の減収でした。営業損益は前年度の277億円の利益に対し、当年度は202億円の損失となりました。為替の悪影響による営業利益の減少は約280億円でした。「経営成績の分析」の「コンシューマプロダクツ&サービス分野」及び「プロフェッショナル・デバイス&ソリューション分野」では、為替の影響が大きかったカテゴリーについて、その影響を分野別の業績の詳細な分析で言及しています。

2011年度において、米ドルに対する1円の円高の影響は、売上高では約470億円の減少、営業損益ではほとんどなかったと試算されます。ソニーは、米ドル建ての売上と米ドル建ての費用を管理、相殺することでナチュラルヘッジを行い、米ドルに対するエクスポージャーを限定的に抑えています。ユーロと円の為替変動に対してソニーの業績はより大きな影響を受けます。ユーロに対する1円の円高の影響は、売上高では約100億円、営業損益では約60億円の減少と試算されます。

なお、映画分野の売上高は前年度比9.6%増加の6,577億円となりましたが、米ドルベースでは、約18%の増収でした。音楽分野の売上高は前年度比5.9%減少の4,428億円となりましたが、前年度の為替レートを適用した場合、約1%の減収でした。詳細な分析は、「経営成績の分析」の「映画分野」及び「音楽分野」をご参照ください。ソニーの金融分野は、いずれも円ベースのSFH及びSFIを連結しています。同分野の事業のほとんどが日本で行われていることから、ソニーは金融分野の業績の分析を円ベースでのみ行っています。

ソニーの連結業績は、主に生産地と販売地の通貨が異なることから生ずる為替変動リスクにさらされています。これらの変動によるリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針に従い、先物為替予約、通貨オプション契約を含むデリバティブを利用しています。ソニーが行っているこれらのデリバティブは、主に当社及び当社の子会社の予想される外貨建て取引及び外貨建て売上債権や買入債務から生じるキャッシュ・フローの為替変動によるリスクを低減するために利用されています。

ソニーは、総合的な財務サービスを当社及び当社の子会社・関連会社に提供することを目的として、Sony Global Treasury Services Plc(以下「SGTS」)をロンドンに設立しています。為替変動リスクにさらされている当社及び全ての子会社が、リスク・ヘッジのための契約をSGTSとの間で結ぶことがソニーの方針となっており、当社及び当社の子会社のほとんどはこの目的のためにSGTSを利用しています。為替リスク集中の原則に基づき、SGTSとソニー(株)がソニーグループ全体の相殺後のほとんどの為替変動リスクをヘッジしています。ソニーの方針として、金融機関との為替デリバティブ取引は、リスク管理のため、原則としてSGTSに集中しております。SGTSはグループ外の信用の高い金融機関との間で外国為替取引を行っています。ほとんどの外国為替取引は、実際の輸出入取引が行われる前の予定された取引や債権・債務に対して行われます。一般的には、実際の輸出入取引が行われる平均3ヵ月前にヘッジを行っていますが、一部、製造から販売までのサイクルが短い商品のようにビジネス上の要請がある場合には、実際の輸出入取引が行われる1ヵ月前にヘッジを行っているものもあります。ソニーは金融機関との外国為替取引を主にヘッジ目的のために行っています。ソニーは、金融分野を除き、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においては、主にALMの一環としてデリバティブを活用しています。

また、特にCPS分野及びPDS分野では、為替変動が業績に与える影響を極力小さくするために、海外において市場により近い地域での資材・部品調達、設計、生産を推進しています。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初累積その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。一方、ヘッジ会計の要件を満たさない先物為替予約、通貨オプション契約、及びその他のデリバティブは時価評価され、その変動は、ただちにその他収益・その他費用に計上されています。2011年度末における外国為替契約の想定元本の合計及び負債に計上された公正価値（純額）の合計は、それぞれ1兆8,053億円、33億円となっています（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『15 デリバティブ及びヘッジ活動』参照）。

注：この章において、前年度の為替レートを適用した場合の売上高は、今年度の現地通貨建て月別売上高に対し、前年度の月次平均レートを適用して計算した売上高を指しています。為替変動による営業利益（損失）への影響は、前年度為替レートを適用した売上高から、前年度為替レートを適用した売上原価ならびに販売費及び一般管理費を差し引いた形で見込まれています。前年度の為替レートを適用した場合の、売上原価、販売費及び一般管理費は、今年度の現地通貨建て月別原価ならびに販売費及び一般管理費に対し、前年度の月次平均レートを適用して計算した原価ならびに販売費及び一般管理費を指しています。映画分野及び音楽分野のSEM及びSony/ATVにおいては、前年度の為替レートを適用した金額が、米ドルベースとなっている場合もあります。前年度の為替レートを適用した場合の売上高及び営業利益（損失）は、米国会計基準に則って開示されるソニーの財務諸表を代替するものではありません。しかしながら、前年度の為替レートを適用した場合の売上高及び営業利益（損失）は、投資家の皆様にソニーの営業概況を理解頂くための有益な分析情報と考えております。

所在地別の業績

所在地別の業績は、企業のセグメント及び関連情報に関する開示にもとづく地域（顧客の所在国）別情報について、前述の「分野別営業概況」に含め関連付けて分析的に記載しています（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『29 セグメント情報』参照）。

資産及び負債・資本

資産

2011年度末の総資産は、前年度末に比べ3,845億円（3.0%）増加し13兆2,957億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の総資産は、前年度末に比べ2,694億円（4.5%）減少し、2011年度末において5兆7,819億円となりました。この減少は、ソニー・エリクソンが完全子会社となり、2012年2月16日以降連結された影響による増加があったものの、主に、評価性引当金を計上したことにより繰延税金資産が減少したこと及び営業キャッシュ・フローの収入超過の減少にともない現金預金及び現金同等物が減少したことによるものです。金融分野では主にソニー生命の業容拡張により、6,170億円（8.7%）増加し、7兆6,794億円となりました。

流動資産

2011年度末の流動資産は、前年度末に比べ891億円（2.3%）減少し、3兆7,550億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の流動資産は、前年度末比1,408億円（4.8%）減少し、2兆7,663億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の現金・預金及び現金同等物は、前年度末に比べ1,280億円（15.1%）減少し、2011年度末において7,194億円となりました。これは主に、営業キャッシュ・フローの収入超過額が減少したこと、及び投資キャッシュ・フローの支払超過額が増加したことによるものです（後述の「キャッシュ・フロー」参照）。

金融分野を除いたソニー連結の受取手形及び売掛金（貸倒・返品引当金控除後）は、前年度末に比べ264億円（3.6%）増加し、7,687億円となりました。これはC P S及びP D S分野の減収があったものの、主に、従来持分法適用会社であったソニー・エリクソンが連結された影響によるものです。

金融分野を除いたソニー連結のその他流動資産は、繰延税金資産に対し評価性引当金を計上した結果、繰延税金資産が減少したことなどにより、前年度末比396億円（3.0%）減少し、1兆2,748億円となりました。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『22 法人税等』参照）

棚卸資産は、前年度末に比べて30億円（0.4%）増加し、7,071億円となりました。これは、主として、テレビ事業の減収による生産調整があったものの、主にソニー・エリクソンが連結された影響によるものです。売上原価に対する棚卸資産回転月数（各年度末とその前年度末の平均棚卸資産にもとづく）は前年度末の1.68ヵ月に対し、2011年度末は1.93ヵ月となりました。

金融分野における2011年度末の流動資産は、主にソニー生命の業容拡大による有価証券の増加により前年度末比455億円（4.8%）増加の1兆23億円となりました。

投資及び貸付金

投資及び貸付金は、前年度末に比べ4,268億円（7.2%）増加し、2011年度末において6兆3,195億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の投資及び貸付金は、前年度末に比べ1,694億円（49.0%）減少し、1,763億円と

なりました。これは、主に、S-LCDの株式を売却したこと、及び従来持分法適用会社であったソニー・エリクソンが連結されたこととともない、同社への投資が連結相殺消去の対象となった影響によるものです。

2011年度末の金融分野の投資及び貸付金は、前年度比5,944億円（10.7%）増加の6兆1,748億円となりました。これは主として、ソニー生命において国内債券を中心に投資金額が増加したこと、及びソニー銀行において住宅ローン貸付が増加したことなど、両社における業容の拡大によるものです（後述の「投資有価証券」参照）。

有形固定資産（減価償却累計額控除後）

2011年度末の有形固定資産は、前年度末に比べ61億円（0.7%）増加し、9,310億円となりました。

2011年度末の金融分野を除いたソニー連結の有形固定資産は、前年度末比236億円（2.6%）増加の、9,184億円となりました。この増加要因は、主にソニー・エリクソンが連結された影響によるものです。2011年度の設備投資額（有形固定資産の増加額）は、前年度に比べ902億円（44.1%）増加し、2,951億円となりました。

金融分野の有形固定資産は、SFIのリース事業を売却した結果、前年度末に比べ175億円（58.2%）減少し、2011年度末において126億円となりました。

その他の資産

2011年度末のその他の資産は、評価性引当金の計上による繰延税金資産の減少があったものの、ソニー・エリクソンが連結されたこととともなう無形固定資産及び営業権の増加により、前年度末比460億円（2.3%）増加し、2兆202億円になりました。（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『25 企業結合』参照）

負債

2011年度末の流動負債及び固定負債合計は、前年度末に比べ8,303億円（8.3%）増加し、10兆7,855億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の流動負債及び固定負債合計は、前年度末に比べ2,746億円（7.4%）増加し、3兆9,844億円となり、金融分野では5,188億円（8.2%）増加し、6兆8,520億円となりました。

流動負債

2011年度末の流動負債は、前年度末に比べ3,947億円（9.5%）増加し、4兆5,300億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の流動負債は、前年度末に比べ3,072億円（13.5%）増加し、2011年度末において2兆5,805億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の短期借入金及び1年以内に返済期限が到来する長期借入債務は、前年度末に比べ2,472億円（161.9%）増加し、3,999億円となりました。これは主に、2012年度中に償還期限が到来する普通社債が、固定負債から流動負債に振替えられたことによるものです。

金融分野を除いたソニー連結の支払手形及び買掛金は、主にCPS分野及びPDS分野において、売上高の減少に対応して部材の調達が増加したことにより、前年度末比329億円（4.2%）減少し、7,587億円となりました。

2011年度末の金融分野の流動負債は、前年度末比813億円（4.3%）増加の1兆9,631億円となりました。これは主として、ソニー銀行における顧客預金の増加によるものです。

固定負債

2011年度末の固定負債は、前年度末に比べ4,356億円（7.5%）増加し、6兆2,556億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結の固定負債は、前年度末に比べ327億円（2.3%）減少し、1兆4,039億円となりました。また、金融分野を除いたソニー連結の長期借入債務は、前年度末に比べ507億円（6.3%）減少し、7,487億円となりました。この減少は、ソニー・エリクソン株式取得に使用された無担保銀行借入があったものの、前述のとおり普通社債が流動負債への振替えられたことなどによるものです。（無担保銀行借入の詳細については、後述の「流動性マネジメントと資金の調達」参照）。2011年度末の金融分野の固定負債は、前年度末に比べ4,375億円（9.8%）増加し、4兆8,889億円となりました。これは主として、ソニー生命における保有契約高の増加によるものです。

有利子負債

2011年度末の短期借入金と長期借入債務を合わせた有利子負債残高合計は、前年度に比べ1,970億円（20.2%）増加し、1兆1,726億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の有利子負債残高合計は、前年度に比べ1,965億円（20.6%）増加し、1兆1,486億円となりました。

償還可能非支配持分

2011年3月、ソニーはGSNの追加持分5%を取得し、その結果として40%の持分を保有することになりました。この取引に関しGSNの支配権を獲得した結果、ソニーはGSNを連結しました。ソニーはGSN持分の18%に関してGSNの他の投資者（以下「現投資家」）に対し持分の売却選択権を付与しました。この売却選択権は2012年、

2013年、2014年の4月1日から60営業日の3期間（以下「行使期間」）に行使可能です。最新の暦年に関するGSNの監査済財務諸表は4月1日時点で利用可能となっていない場合、行使期間はGSNの監査済財務諸表が現投資家に提供された日から開始します。2012年6月26日現在、2011年のGSNの監査済財務諸表ははまだ現投資家に提供されていません。売却選択権の行使価格は、GSNの利益に合意済みの倍数を乗じた公式で計算されます。最低権利行使価格は234百万米ドルで、最高権利行使価格は288百万米ドルです。ソニーに対して売却選択権を行使することができる非支配持分は、償還がソニーの支配力の範囲外であるため強制償還証券として会計処理されています。当該残高は連結貸借対照表に償還可能非支配持分として負債と資本の中間に表示されています（「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『25 企業結合』及び『28 契約債務、偶発債務及びその他』参照）。

当社株主に帰属する資本

2011年度末の当社株主に帰属する資本は、前年度に比べ5,191億円（20.4%）減少し、2兆289億円となりました。利益剰余金は、当社株主に帰属する当期純損失4,567億円の計上により、前年度末比4,818億円（30.8%）減少の1兆845億円となりました。一方、累積その他の包括利益は、主に年金債務調整額347億円を計上したことにより、前年度末に比べ379億円（4.7%）悪化し、8,421億円の損失となりました。なお、2011年度末の当社株主に帰属する資本比率は、前年度末の19.7%から4.5ポイント低下して15.3%になりました。

金融分野を分離した財務情報

以下の表は、金融分野の財務情報、金融分野を除くソニー連結の財務情報、及びソニー連結の財務情報です。この情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引（非支配持分を含む）を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約貸借対照表

(単位：百万円)	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度
資産						
流動資産	956,746	1,002,275	2,907,119	2,766,318	3,844,046	3,754,962
現金・預金及び現金同等物	167,009	175,151	847,403	719,425	1,014,412	894,576
有価証券	643,171	677,543	3,000	3,370	646,171	680,913
受取手形及び売掛金（貸倒・返品引 当金控除後）	5,933	5,678	742,297	768,697	743,690	769,915
その他	140,633	143,903	1,314,419	1,274,826	1,439,773	1,409,558
繰延映画製作費	-	-	275,389	270,048	275,389	270,048
投資及び貸付金	5,580,418	6,174,810	345,660	176,270	5,892,655	6,319,476
金融ビジネスへの投資（取得原価）	-	-	115,806	115,773	-	-
有形固定資産	30,034	12,569	894,834	918,429	924,868	930,998
その他の資産	495,206	489,708	1,512,523	1,535,075	1,974,164	2,020,183
繰延保険契約費	428,262	441,236	-	-	428,262	441,236
その他	66,944	48,472	1,512,523	1,535,075	1,545,902	1,578,947
計	7,062,404	7,679,362	6,051,331	5,781,913	12,911,122	13,295,667
負債及び資本						
流動負債	1,881,816	1,963,090	2,273,295	2,580,509	4,135,299	4,529,981
短期借入金	23,191	18,781	152,664	399,882	163,351	410,361
支払手形及び買掛金	1,705	-	791,570	758,680	793,275	758,680
銀行ビジネスにおける顧客預金	1,647,752	1,761,137	-	-	1,647,752	1,761,137
その他	209,168	183,172	1,329,061	1,421,947	1,530,921	1,599,803
固定負債	4,451,349	4,888,866	1,436,536	1,403,885	5,819,921	6,255,565
長期借入債務	16,936	17,145	799,389	748,689	812,235	762,226
未払退職・年金費用	13,925	15,340	257,395	294,035	271,320	309,375
保険契約債務その他	4,225,373	4,658,487	-	-	4,225,373	4,658,487
その他	195,115	197,894	379,752	361,161	510,993	525,477
償還可能非支配持分	-	-	19,323	20,014	19,323	20,014
金融分野の株主に帰属する資本	727,955	825,499	-	-	-	-
金融分野を除くソニー連結の株主に帰 属する資本	-	-	2,217,106	1,651,856	-	-
当社株主に帰属する資本	-	-	-	-	2,547,987	2,028,891
非支配持分	1,284	1,907	105,071	125,649	388,592	461,216
計	7,062,404	7,679,362	6,051,331	5,781,913	12,911,122	13,295,667

投資有価証券

売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの未実現評価損益は次のとおりです。

項目	2012年3月31日現在(単位:百万円)			
	取得原価	未実現 評価益	未実現 評価損	公正価値
金融ビジネス:				
売却可能証券				
負債証券				
ソニー生命	864,620	54,827	-	919,447
ソニー銀行	884,430	8,128	8,140	884,418
その他	9,583	68	16	9,635
持分証券				
ソニー生命	30,304	6,516	141	36,679
ソニー銀行	-	-	-	-
その他	719	-	119	600
満期保有目的証券				
負債証券				
ソニー生命	3,407,776	157,410	4,499	3,560,687
ソニー銀行	12,940	615	-	13,555
その他	73,765	1,502	-	75,267
計	5,284,137	229,066	12,915	5,500,288
金融ビジネスを除くその他のビジネス:				
売却可能証券	35,374	46,767	1,270	80,871
満期保有目的証券	-	-	-	-
計	35,374	46,767	1,270	80,871
連結合計	5,319,511	275,833	14,185	5,581,159

2012年3月31日現在、ソニー生命が保有する負債証券及び持分証券の未実現評価損の総額は、それぞれ45億円及び1億円でした。このうち12ヵ月超継続して未実現評価損の状況にある有価証券に関するものは97.0%です。ソニー生命は、原則として、様々な業種の負債証券に投資しており、その多くはStandard&Poor's Ratings Services(以下「S&P」)、Moody's Investors Service(以下「Moody's」)等の格付け会社によりBBB以上に格付けされています。

2012年3月31日現在、ソニー銀行が保有する負債証券の未実現評価損の総額は81億円でした。このうち12ヵ月超継続して未実現評価損の状況にある有価証券に関するものは12.3%です。ソニー銀行は、原則として、日本の国債、社債及び外国債券に投資しており、その多くはS&P、Moody's等の格付け会社によりBBB以上に格付けされています。

これらの未実現評価損は多数の有価証券から構成されており、個々の有価証券の未実現評価損に金額的な重要性はありません。さらに、個々の公正価値の下落金額及び下落率とも僅少であり、公正価値の下落は一時的であると判定されていることから、これらの未実現評価損を認識した有価証券の中に、減損の基準に合致したものはありません。

2012年3月31日現在、ソニー生命が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損(45億円)を有するものは全額が長期の日本国債であり、その満期日は、以下のとおりです。

1年以内	-
1年超5年以内	-
5年超10年以内	-
10年超	100.0%

2012年3月31日現在、ソニー銀行が保有する償還期日を有する有価証券のうち、未実現評価損(81億円)を有するものの満期日は、以下のとおりです。

1年以内	39.2%
1年超5年以内	47.0%
5年超10年以内	13.8%
10年超	-

ソニーは通常の事業において、多くの非公開会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。2012年3月31日におけるこれらの非公開会社に対する投資の簿価合計は931億円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できない場合、主に取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとは判断される場合は直ちに減損

を認識し、公正価値まで評価減を行います。

2010年度及び2011年度において実現した減損は、総額でそれぞれ98億円及び55億円計上されました。このうち、2010年度及び2011年度において、それぞれ21億円及び19億円が、金融分野の子会社により金融ビジネス収入として計上されています。金融分野の子会社以外の実現した減損額は、主として金融分野以外の戦略投資に関するもので、その他の費用として計上されています。この戦略投資は、主にソニーが新技術の開発及びマーケティングのために戦略的関係を有する日本及び米国所在の企業に関するものです。これらの減損の計上は、過去2年間において、これら新技術の開発及び販売に成功しなかったため、これらの企業の業績が以前の見通しより悪化したことにより、これらの企業の公正価値の下落が一時的でないとは判断されたことにもとづくものです。個々の減損につき、金額的に重要性のあるものではありません。

有価証券の減損が生じたとは判断された場合には、その公正価値にもとづく価額まで評価減を行います。活発な市場における取引価格が入手可能な有価証券の公正価値は、減損の判断が行われた時点での未調整の取引価格にもとづき測定されます。前述以外の有価証券の公正価値は通常、類似特性を持った有価証券の取引価格にもとづき測定され、もしくは、価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法、又は市場参加者が価格決定に使用するであろう前提に関するマネジメントの重要な判断もしくは見積りを必要とする類似評価手法を用いて算定されます。過去2年間において計上された減損は、個々の有価証券に固有な要因及び状況によるもので、他の有価証券に対して重要な影響を与えるものではありません。

金融分野の投資額は主にソニー生命とソニー銀行により構成されています。ソニー生命、ソニー銀行の投資額はそれぞれ金融分野全体の投資額の約82%及び約16%を占めています。

借入債務、オペレーティング・リースによる最低賃借料、契約債務及び偶発債務

2012年3月31日現在におけるソニーの既発債務及び契約債務は以下のとおりです。（「注記」は、連結財務諸表注記）

項目	期限別支払額（単位：百万円）				
	合計	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上
既発債務及び契約債務					
短期借入債務(注記12)	99,878	99,878	-	-	-
長期借入債務(注記9、12)					
キャピタル・リース債務	49,754	20,494	22,047	2,193	5,020
その他長期借入債務	1,022,955	289,989	323,254	172,617	237,095
その他長期借入債務に係る利息	45,813	11,030	15,734	9,348	9,701
オペレーティング・リース取引による最低賃借料(注記9)	180,181	42,789	57,197	31,021	49,174
契約債務(注記28)					
有形固定資産の購入に関する契約債務	35,725	35,422	283	10	10
映画作品及びテレビ番組の製作又は配給権購入のための予定支払額	117,187	54,468	40,854	21,177	688
音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との長期契約	41,853	15,589	13,074	8,888	4,302
その他の契約債務	81,251	35,757	36,327	6,517	2,650
生命保険ビジネスにおける保険契約債務その他及び契約者勘定(注記11)*	13,007,874	333,317	727,729	786,135	11,160,693
総未認識税務ベネフィット(注記22)**	288,311	10,872	-	-	-
合計	14,970,782	949,605	1,236,499	1,037,906	11,469,333

* 生命保険ビジネスにおける保険契約債務その他及び契約者勘定の期限別支払額は、保険契約者等に対する将来の予測支払額です。これらの支払額は罹患率、死亡率及び契約脱退率等の予測にもとづいて算定されています。上記の金額は割引現在価値ではありません。上記の合計金額の13兆79億円は、主として金銭の時間的価値の違いにより、連結貸借対照表の計上額である4兆6,313億円より大きくなっています（注記11）。

** 総未認識税務ベネフィットの合計額は、未認識税務ベネフィットに関する会計基準にもとづく総未認識税務ベネフィットに関する負債を示しています。ソニーは、この負債のうち109億円は、1年以内に解決すると予想しています。それ以外の残高の2,774億円については、様々な税務当局との合意の時期の不確実性により、その解決時期を合理的に見積もることはできません(注記22)。

以下の項目は、上記の表及び下記の2012年3月31日現在における契約債務の総額には含まれていません。

- 将来における年金支払の合計額については、現時点では確定できないため、含まれていません。なお、ソニーは2012年度において、給付建年金制度に対して日本国内制度で約180億円、海外制度で約90億円を拠出する予定です(注記16)。
- 金融子会社が提供する、顧客に対する貸付契約にもとづく貸付の未実行残高は、現時点では顧客による借入金額を予測できないため、上記の表には含まれていません。なお、2012年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は201億円です(注記28)。
- 特定の部品組立業者及び生産受託業者からの購入は、ソニーにおける製造のための供給の継続及び最善の価格を達成するために通常の業務過程に組み込まれており、典型的な拘束力を有する購入義務ではないことから含まれていません。購入義務は、ソニーに対して法的拘束力を有する、物品あるいはサービスの購入に関する契約義務として定義されます。これらの義務には購入数量や価格、取引時期に関する条項など、重要な条項が含まれますが、違約金の支払をとまわずに解約できる契約は含まれません。購入には、ソニーが特定の部品組立業者との間で締結している、これらの部品組立業者のために部品を含む物品を調達し、関連する再購入の際に支払から控除する契約が含まれます。これにより、在庫リスクを最小化する、ソニーのフレキシブルなサプライチェーン・マネジメントと、これらの会社との間における相互に利点のある調達関係の実現が可能となります。業界の慣行にしたがい、ソニーが提供する需要予測や生産計画にもとづき、部品組立業者から技術的基準を満たす部品の購入を行っています。さらにソニーは、メキシコ、スロバキア及びスペインの液晶テレビ製造事業売却にともない、米国及び欧州を含む特定の市場においてソニーが売却する液晶テレビの一定割合を購入する契約を、買収者である生産受託業者と締結しました。ただし、一定割合及び価格条項はソニーの実際の売上高にもとづくため、典型的な拘束力を有する購入義務を課されているわけではありません。加えてソニーは、S-LCD保有持分の売却にともない、Samsungとの間で今後2年間一定の数量の液晶パネルを購入する契約を締結しました。ただし、契約条項における取引価格は定められておらず、最低価格を予測できないことから含まれていません。
- 法人顧客からの将来の供給に対する前受金は、S&P又はMoody'sによる格付けの低下(それぞれ“BBB”未満又は“Baa2”未満)を含む一定の条件に抵触した場合のみ一括返済の義務を負うことから含まれていません。起こりうる最大の返済額は506億円であり、これらは製品の引渡予定期間に応じて、連結貸借対照表の流動負債のその他に152億万円、固定負債のその他に354億円を計上しています。前受金は、法人顧客に対する将来の製品の供給にともなって減少する見込みです。

ソニーはこれらの資金需要のために、保有資金やそれぞれのビジネスの営業活動から得た資金を充当し、可能であればグループ内資金融通を行った上、必要があればCPプログラム、社債発行や銀行のクレジットラインにもとづき資金を調達します。

2012年3月31日現在におけるソニーの偶発債務及び償還可能非支配持分は以下のとおりです。

項目	金額 (単位：百万円)
偶発債務（注記28）	
第三者投資家の債権者に対する保証	24,904
その他	53,839
偶発債務計	78,743

項目	金額 (単位：百万円)
償還可能非支配持分（注記28）	
償還可能非支配持分	20,014

オフバランス取引

ソニーは流動性と資金調達手段の確保、及びクレジットリスクを軽減するためにオフバランス取引を行っています。

下記の取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、金融資産の譲渡に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。それぞれのケースにおいて、これらの取引における売却損は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。下記の売却取引からの現金受取額に加え、2010年度及び2011年度において、サービス報酬を含むキャッシュ・フローの純額は僅少です。

ソニーは日本国内において複数の売掛債権売却プログラムを設定しており、一度に最大502億円の契約上適格な売掛債権を売却することができます。ソニーはこのプログラムにより、銀行の所有・運営する特別目的会社に、取引先との約定回収期間が売掛債権売却後190日を超えない売掛債権を売却することができます。ソニーは2010年度及び2011年度においてそれぞれ合計1,362億円及び1,265億円の売掛債権の売却を行いました。

特定の金融子会社は複数の債権売却プログラムを設定しており、一度に最大240億円の契約上適格な債権を売却することができます。金融子会社はこのプログラムにより、銀行の所有・運営する特別目的会社に、取引先との約定回収期間が債権売却後180日を超えない債権を売却することができます。金融子会社は2010年度及び2011年度においてそれぞれ合計1,660億円及び1,301億円の債権の売却を行いました。

2009年度、ソニーは米国において売掛債権売却プログラムを設定しました。このプログラムにより、ソニーの米国子会社に連結されている倒産隔離された会社は、一度に最大450百万米ドルの契約上適格な売掛債権を銀行に売却することができます。ソニーは2009年度において合計2,581億円の売掛債権の売却を行いました。その後、ソニーはこのプログラムを改定しました。この改定したプログラムにおける取引は、金融資産の譲渡に関する新規会計基準においても、引き続き売却処理の要件を満たしましたが、売却代金の一部について関連する債権が回収されるまで、留保し繰り延べることが要求されます。留保し繰り延べられた売却代金の一部は当初、公正価値で計上され、その他の流動資産に含まれ、2011年3月31日時点及び2012年3月31日時点の残高はそれぞれ328億円、163億円です。ソニーは、これらの債権が営業活動の成果であり、かつ短期的な性質上関連する金利リスクは僅少であることから、これらの債権の回収を、連結キャッシュ・フロー計算書上、営業活動によるキャッシュ・フローに含めています。ソニーが2010年度において売却した売掛債権の合計額及びこれらの売却により繰り延べられた売却代金及び繰り延べられた売却代金の回収額はそれぞれ4,141億円及び1,856億円及び1,536億円です。ソニーが2011年度において売却した売掛債権の合計額及びこれらの売却により繰り延べられた売却代金及び繰り延べられた売却代金の回収額はそれぞれ4,769億円及び1,173億円及び1,326億円です。

上記の日本国内及び金融分野における売掛債権売却プログラムは、2010年4月1日以前に適用されていた金融資産の譲渡に関する会計基準において、適格特別目的会社が関与していました。これらの適格特別目的会社は特定の基準を満たしていたため、ソニーの連結対象ではありませんでした。適格特別目的会社に該当していた事業体は、2010年4月1日から、他の変動持分事業体（以下「VIE」）と同じ連結に関する会計基準の対象となっています。

ソニーは、適宜、VIEとの間で各種の取り決めを結んでいます。これらの取り決めには、不動産のリース、音楽制作事業における複数の合弁契約、米国における音楽出版事業、映画制作資金の調達及び生産の外部委託が含まれています。さらに、ソニーは、前述のとおり、VIEをとまなう複数の売掛債権売却プログラムを設定しています。これらの取り決めのいくつかにおいて、ソニーは重要な変動持分を有しており、第一受益者であるため、これらのVIEを連結しています。ソニーが重要な変動持分を有するものの、第一受益者ではないため、連結していないVIEは以下のとおりです。

ソニーの米国における音楽出版事業の第三者投資家が2010年9月に実行したリファイナンスに関連して、ソニーは第三者投資家の債権者に対して、第三者投資家の債務不履行の際には、ソニーが最大303百万米ドルまで未払いの元本及び利子の返済を行う保証契約を発行しています。第三者投資家の債務はその音楽出版子会社の50%の所有持分によって担保されています。その保証契約の条項にもとづきソニーに支払義務が発生した場合

には、ソニーはその債権者の担保権に代位します。担保として使用されている第三者投資家の資産は、ソニーが重要な変動持分を有するVIEである別の信託が保有しています。定性的評価にもとづき、ソニーはその信託の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を有していないことから、ソニーはその信託の第一受益者ではないと判断されています。その信託により保有されている資産には、第三者投資家が保有するその音楽出版子会社の50%の所有持分のみが含まれています。2012年3月31日現在、その信託によって保有されている資産の公正価値は303百万米ドルを超えています。

ソニーの映画分野における子会社は、特定の12作品に関する国際配給権の取得に関する合弁契約をVIEとの間で締結しています。その映画分野における子会社は、映画配給にともなう収入の一部を契約上定められた手数料として受領する見返りに12作品を国際的に配給する義務があり、かつ、その映画分野における子会社は全ての配給及びマーケティング費用を負担します。このVIEは合計406百万米ドルの資金調達により設立されています。そのうち、11百万米ドルについてはその映画分野における子会社からの出資、95百万米ドルについては外部の第三者投資家からの出資、残額は300百万米ドルの銀行信用枠により調達しています。契約上、その映画分野における子会社の出資11百万米ドルの払戻しは劣後しています。上記要因にもとづき、このVIEの活動を指揮する力を有し、損失及び残余利益の重要な金額を負担することから、その映画分野における子会社はこのVIEの第一受益者と判断されていました。2009年3月31日付で、銀行信用枠は失効し、また、第三者投資家は出資額95百万米ドルの払戻しを受けました。2009年5月11日、その映画分野における子会社は12作品に関する国際配給権をこのVIEから再取得し、このVIEは上記と同一条件で、これらの作品の分配金に対する持分相当額を受領しました。その映画分野における子会社はこのVIEから国際配給権を再取得した結果、このVIEの活動を指揮する力を有さず、損失及び残余利益の重要な金額を負担することが見込まれないことから、このVIEの第一受益者ではなくなったと判断されました。その映画分野における子会社はこのVIEの連結除外に際して、損益を認識していません。2012年3月31日現在、その映画分野における子会社の貸借対照表には、このVIEから再取得した国際配給権にかかる繰延映画製作費を計上しておらず、未払金・未払費用及び長期のその他負債にこのVIEに対する分配金債務748百万円を計上しています。2012年4月11日、その映画分野における子会社は、このVIEの分配金に対する持分を22百万米ドルで取得しました。この取得の結果、VIEにこれらの映画作品の分配金に対する持分はなくなりました。

ソニーの映画分野における子会社は、2008年7月31日に終了した31ヵ月にわたって公開された19作品に共同出資するために、2つのVIEとの間でそれぞれの製作・共同出資契約を締結しました。その映画分野における子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金（手数料及び諸経費を含む）として、契約期間において565百万米ドルを受け取りました。これらの契約において、その映画分野における子会社は、その全世界の配給網を通じて映画作品を販売及び配給する義務があります。これらのVIEは、その映画分野における子会社がこの配給契約にしたがい、配給手数料、マーケティング・配給費用及び外部の第三者への分配金を回収した後の映画毎の純利益から分配を受けます。その映画分野における子会社は、これらのVIEの活動を指揮する力を有さないことから、どのVIEの第一受益者にも該当しません。2012年3月31日現在、その映画分野における子会社の貸借対照表において、外部の第三者に対する映画の純利益からの未払分配金を除き、これらのVIEに関連して計上した金額はありません。

また、2007年1月19日、その映画分野における子会社は、2012年3月までに公開される大多数の映画作品に共同出資するために、別のVIEとの間で製作・共同出資契約を締結しました。その映画分野における子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金（手数料及び諸経費を含む）として、このVIEがリボルビング方式により最大525百万米ドルを供給する契約を結びました。この契約において、その映画分野における子会社は、その全世界の配給網を通じて映画作品を販売及び配給する義務があります。このVIEは、その映画分野における子会社がこの配給契約にしたがい、配給手数料、マーケティング・配給費用及び外部の第三者への分配金を回収した後の映画毎の純利益から分配を受けます。その映画分野における子会社は、このVIEの活動を指揮する力を有さないことから、このVIEの第一受益者には該当しません。2011年12月16日、その映画分野における子会社とこのVIEは製作・共同出資契約を変更することについて合意しました。この契約変更によって、VIEはその映画分野における子会社に20百万米ドルを支払い、この契約変更前に資金調達された映画作品の権利のうちのいくつかを、その映画分野における子会社に移転しました。それには、契約変更前に資金調達済みの映画作品の純利益に対するVIEの分配金に対する持分が含まれます。それと引き換えに、その映画分野における子会社は、VIEの将来の映画作品に対する資金調達の義務を免除し、VIEは契約変更前に資金調達済みの映画作品の分配金に対する持分を受け取りました。その映画分野における子会社は、契約変更後も継続してこのVIEの活動を指揮する力を有さないことから、このVIEの第一受益者には該当しません。2012年3月31日現在、その映画分野における子会社の貸借対照表において、契約変更前に資金調達済みの映画作品の分配金に対するVIEの持分を除き、これらのVIEに関連して計上した金額はありません。

2010年1月、ソニーは主として液晶テレビを生産していたメキシコ子会社の持分の90%を、機械装置4,520百万円及び在庫5,619百万円を含むその他資産とともに、生産受託業者に売却しました。今後も生産活動を継続する事業体は過少資本であり、親会社からの資金提供に依存することからVIEであると判断されています。定性的評価にもとづき、ソニーはこのVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を有さず、このVIEの損失を負担する義務がないことから、ソニーはこのVIEの第一受益者ではないと判断されています。2009

年度において、メキシコ子会社の支配の喪失に関連して、ソニーは11,189百万円を受領し、1,664百万円の損失を認識しました。売却と同時に、ソニーはVIE及びその親会社との間で契約を締結し、米国を含む特定の市場においてソニーが売却する液晶テレビの大部分を購入することを合意しました。2012年3月31日現在、このVIEに関連して前払費用及びその他の流動資産に未収入金10,295百万円及び買掛金18,830百万円がソニーの連結貸借対照表に計上されています。ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

前述のとおり、日本国内及び金融分野における売掛債権売却プログラムには、以前には特定の基準を満たしていたため適格特別目的会社に該当していたVIEが関与しています。これらのVIEは全て銀行が出資する特別目的会社です。さらに、米国における売掛債権取引の相手先はVIEを含みます。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEの活動を指揮する力及び損失を負担する義務又は残余利益を受け取る権利を持っていないことから、第一受益者ではないためこれらのVIEを連結対象とはしていません。ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『26 事業売却』に記載のとおり、中・小型TFT液晶ディスプレイ事業の売却に関連して、2012年度に、ソニーは中・小型TFT液晶ディスプレイ事業に含まれる、ある子会社の法的な所有権を外部の第三者へ譲渡します。2012年3月31日現在、この会社はVIEです。定性的評価にもとづき、ソニーはこのVIEの活動を指揮する力を有さず、このVIEの損失を負担する義務及び残余利益を受け取る権利がないことから、ソニーはこのVIEの第一受益者ではないと判断され、事業売却後は連結対象としません。ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

これらのVIEの詳細は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『24 変動持分事業体』をご参照ください。

(3) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フロー：2011年度において営業活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比967億円（15.7%）減少し、5,195億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結では1,761億円の収入超過となり、前年度比797億円（31.2%）の減少となりました。この減少は、主に、当期純損失に調整項目（有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費、繰延税額、持分法による投資損益、ならびにその他の営業損益）を加味した後の金額の悪化や、受取手形及び売掛金の減少幅の縮小といったキャッシュ・フローを悪化させる要因の影響が、棚卸資産が増加から減少に転じるといったキャッシュ・フローを改善させる要因の影響を上回ったことによるものです。なお、2011年度第3四半期において、法人顧客からの前受金収入506億円、及び2011年度第4四半期において東日本大震災関連で60億円の、タイの洪水関連で269億円の主に休業損害に関する保険金収入がそれぞれありました。

金融分野では3,509億円の収入超過となり、前年度比186億円（5.0%）の減少となりました。この減少は、2011年度において、ソニー生命の保険料収納代行業務を外部に委託したためにその他の流動資産に含まれる未収入金が増加したことによる影響が、ソニー生命における保有契約高の拡大にともなう保険料収入の増加による影響を上回ったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー：2011年度において投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度比1,684億円（23.6%）増加し、8,829億円となりました。

金融分野を除いたソニー連結では3,215億円の支出超過となり、前年度比1,840億円（133.7%）の増加となりました。この増加は、S-LCD持分譲渡にともなう収入があったものの、2011年度において半導体製造設備の購入額が前年度に比べて増加したこと、ソニー・エリクソンにおけるエリクソンの持分取得にともなう支出があったことなどによるものです。なお、2011年度第4四半期において東日本大震災関連で90億円の、タイの洪水関連で235億円の固定資産に関する保険金収入がそれぞれありました。

金融分野では5,553億円の支出超過となり、前年度比24億円（0.4%）増加となりました。この増加は、主として、ソニー生命において保有債券の入れ替えにともなう投資の増加額（純額）が縮小したものの、前年度にSFIのリース・レンタル事業の非連結化にともなう収入があったことによるものです。

金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの2011年度における合計*は、前年度の受取超過から2,637億円悪化し、1,454億円の支出超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー：2011年度において財務活動から得た現金・預金及び現金同等物（純額）は、前年度の101億円の支払超過に対し、2,573億円の受取超過となりました。金融分野を除いたソニー連結では前年度の1,869億円の支払超過に対し、313億円の受取超過となりました。これは主に、2011年度において銀行借入や長期の社債の発行を行ったことによるものです。この銀行借入にはエリクソンの保有するソニー・エリクソンの持分50%の取得に用いた1,110億円の無担保の銀行借入が含まれます。金融分野では2,126億円の受取超過となり、前年度比689億円（47.9%）の増加となりました。この増加は、主として、長期借入金の返済額が縮小した影響や、短期借入金が増加から増加に転じた影響によるものです。なお、2011年度において、SFHで100億円の社債の発行がありました。

現金・預金及び現金同等物：以上の結果、為替変動の影響を加味した2012年3月末の現金・預金及び現金同等物期末残高は8,946億円となりました。金融分野を除いたソニー連結の2012年3月末における現金・預金及び現金同等物期末残高は、2011年3月末に比べ1,280億円（15.1%）減少し、7,194億円となりました。なお、ソニーではこの他に円換算で総額7,717億円の未使用の金融機関とのコミットメントラインを保持しており、十分な流動性を継続的に確保していると考えています。金融分野の2012年3月末における現金・預金及び現金同等物期末残高は、2011年3月末に比べ81億円（4.9%）増加し、1,752億円となりました。

*ソニーは、その経営指標として用いる「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」を開示情報に含めています。この情報は、金融分野を除く事業が流動性の保持、借入金の返済、及び配当金の支払いに必要な資金を確保できるかを評価するために重要な情報と考えています。この情報は金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報をもとに作成しています。これらのキャッシュ・フロー情報はソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則で要求されているものではなく、また米国会計原則に則って作成されているものではありません。金融分野の大部分を構成する、日本で上場している金融持株会社のSFHと傘下の子会社は独自に流動性を確保しているため、金融分野のキャッシュ・フローはこの情報に含まれていません。この情報は他の企業の開示情報と比較できない可能性があります。また、この指標は負債返済に必要な元本返済支出の控除は行っておらず、裁量支出に使用可能な残余キャッシュ・フローを表しているものではないという限界があります。したがって、ソニーはこの情報を連結キャッシュ・フロー計算書に対する補足情報として、投資や利用可能な融資枠、及び流動性に関する情報とあわせて開示しており、連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。

連結キャッシュ・フロー計算書と「金融分野を除く営業活動及び投資活動による連結キャッシュ・フローの合計」の差異の照合調整表は以下のとおりです。

科目	2010年度 金額(億円)	2011年度 金額(億円)
連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	6,162	5,195
連結キャッシュ・フロー計算書上の投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)	7,144	8,829
	982	3,633
控除：金融分野における営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	3,695	3,509
控除：金融分野における投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)	5,529	5,553
消去 **	331	136
金融分野を除く営業活動及び投資活動から得た連結キャッシュ・フローの合計	1,183	1,454

**消去は主にセグメント間の貸付、配当金の支払いです。セグメント間の貸付はソニー(株)と金融分野に含まれる(株)ソニーファイナンスインターナショナルとの取引です。

金融分野を分離したキャッシュ・フロー情報(監査対象外)

以下の表は、金融分野のキャッシュ・フロー情報、金融分野を除くソニー連結のキャッシュ・フロー情報、及びソニー連結のキャッシュ・フロー情報です(監査対象外)。このキャッシュ・フロー情報は、ソニーの連結財務諸表の作成に用いられた米国会計原則では要求されていませんが、金融分野はソニーのその他の分野とは性質が異なるため、ソニーはこの情報を金融分野を除く業績の分析に用いており、このような表示が連結財務諸表の理解と分析に役立つと考えています。なお、以下の金融分野と金融分野を除くソニー連結の金額には両者間の取引(非支配持分を含む)を含んでおり、これらの相殺消去を反映した後のものがソニー連結の金額です。

要約キャッシュ・フロー計算書

科目	金融分野		金融分野を除く ソニー連結		ソニー連結	
	2010年度 金額(百万円)	2011年度 金額(百万円)	2010年度 金額(百万円)	2011年度 金額(百万円)	2010年度 金額(百万円)	2011年度 金額(百万円)
営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)	369,458	350,863	255,849	176,120	616,245	519,539
投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)	552,889	555,283	137,561	321,547	714,439	882,886
財務活動から得た(財務活動に使用した)現金・預金及び現金同等物(純額)	143,698	212,562	186,861	31,274	10,112	257,336
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に対する影響額	-	-	68,890	13,825	68,890	13,825
現金・預金及び現金同等物純増加・減少()額	39,733	8,142	137,463	127,978	177,196	119,836
現金・預金及び現金同等物期首残高	206,742	167,009	984,866	847,403	1,191,608	1,014,412
現金・預金及び現金同等物期末残高	167,009	175,151	847,403	719,425	1,014,412	894,576

(4) 流動性と資金の源泉

以下の基本方針及び数値情報は、独自に流動性を確保している金融分野及びソネットエンタテインメント(株)を除いたソニーの連結事業にもとづいて説明しています。なお、金融分野については当該項目の最後に別途説明しています。

流動性マネジメントと資金の調達

ソニーは、事業活動に必要な流動性を保ちながら健全なバランスシートを維持することを財務の重要な目標と考えています。ソニーは、現金・預金及び現金同等物(以下「現預金等」、ただし、国の規制等で資金の移動に制約があるものを除く)及びコミットメントラインの未使用額を合わせた金額を流動性として位置づけており、連結月次売上高の50%及び半年以内に期限が到来する債務返済額の合計額を、十分にカバーできる流動性を通年にわたり維持することを基本方針としています。

流動性の保持に必要な資金は、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計及び現預金等でまかないますが、ソニーは必要に応じて金融・資本市場からの資金調達を行う能力も有しています。また金融・資本市場の流動性がなくなった場合でも、ソニーは現預金等及び金融機関とのコミットメントラインを使用することによって十分な流動性を維持することができると現時点では考えています。

ソニーは、主として当社及び英国における金融子会社であるSGTSを通じて、金融・資本市場からの資金調達を行っています。当社は2012年3月に、エリクソンが保有するソニー・エリクソンの株式持分50%の取得等の資金に充当するため、1,365百万米ドルの無担保長期銀行借入(6年、10年満期)を行うとともに、社債償還資金に充当するため、日本において、550億円の普通社債(5年、10年満期)を発行しました。詳細は連結財務諸表注記『12 短期借入金及び長期借入債務』に記載のとおりです。

当社及びSGTSは運転資金需要に対応するため、市場環境によって左右されることはありますが、日本・米国・欧州の各市場へアクセス可能なコマーシャルペーパー(以下「CP」)のプログラム枠を有しています。2011年度末時点で当社とSGTSは、円換算で合計7,466億円分のCPプログラム枠を保有しています。2011年度中の最大月末発行残高は2011年11月の1,500億円でしたが、2011年度末における発行残高はありません。

ソニーは通常は上記の普通社債、CPに加え、シンジケートローンを含めた銀行借入などの手段を通じて調達を行っています。市場が不安定な混乱状況に陥り、前述の手段により十分な資金調達ができなくなった場合に備え、ソニーは、多様な金融機関との契約によるコミットメントラインも保持しています。2011年度末の未使用のコミットメントラインの総額は円換算で7,717億円です。未使用のコミットメントラインの主な内訳は、日本の銀行団と結んでいる4,750億円の円貨コミットメントライン(2014年11月満期)、日本の銀行団と結んでいる1,500百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン(2013年12月満期)、外国の銀行団と結んでいる1,870百万米ドルの複数通貨建コミットメントライン(2012年4月満期、2012年4月3日、金額を2,020百万米ドルに増額したうえで、2015年4月満期に更新。)です。これらの目的は、金融・資本市場の混乱期においても機動的・安定的な資金調達を可能とし十分な流動性を確保することです。

グループ全体の主要な資金調達に関する金融機関との契約において、ソニーの格付けが低下した場合に、借入コストが上昇する条件が含まれているものがありますが、強制的な早期弁済や、未使用のコミットメントラインからの借入を禁ずる条項を含んでいるものではありません。なお、法人顧客との契約においては、ソニーの格付け低下を含む一定の場合に、前受金の返済義務が生じるものがあります。(詳細は(契約債務、偶発債務その他の箇所など)に記載のとおりです。また、ほとんどの借入金に用途制限はありませんが、例外として一部に米国連邦準備制度理事会などの規制に従い、米国の証券取引所に上場されている有価証券や米国の店頭市場において取引されている有価証券の取得に関して用途制限があります。

格付け

ソニーは、流動性及び資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、金融・資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、安定した一定水準の格付けの維持を重要な経営目標の一つと位置づけています。

ソニーは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行うにあたり、Moody's及びS&Pの2社より格付けを取得しています。また、日本国内の資本市場からの調達にあたっては、日本の格付会社である(株)格付投資情報センター(以下「R&I」)からも格付けを取得しています。

キャッシュ・マネジメント

ソニーはSGTSを中心にグローバルな資金管理を行っています。資本取引に規制があり資金移動を制限されている国や地域は一部存在しますが、大部分の子会社における資金の過不足は、SGTSにより純額ベースで運用又は調達しています。ソニーは資金の効率化をめざし、各子会社に余剰資金が出た場合はSGTSに預け、また各子会社に資金不足が生じた場合にはSGTSを通じて資金の貸し借りをを行うことで、余剰資金を活用し、外部借入を削減することができます。関係会社間の効率的な資金移動が制限されている国や地域では、ソニーはSGTSの外に資金を残していますが、必要な流動性資金はキャッシュ・フローや外部からの借入（もしくはその両方）によって調達しています。ソニーは、海外に所在する移動を制限されている資金が、ソニー全体の流動性や財務状況並びに業績に重大な影響を与えとは考えていません。

金融分野

SFH、ソニー生命、ソニー損保、ならびにソニー銀行の各経営陣は、業務の遂行にともなう支払義務を履行するのに十分な流動性を確保することが重要だと認識しています。ソニー生命、ソニー損保、ならびにソニー銀行は、法令（保険業法及び銀行法など）や金融庁及びその他関係規制当局の定める各種規制を遵守することに加え、それに準拠した社内規程を制定、運用しながら、十分な現預金等を準備し、支払能力を確保することに努めています。ソニー生命及びソニー損保は、受取保険料を主な資金の源泉とし、有価証券を中心とした投資を行うにあたり、保険金等の円滑な支払等に十分な水準の流動性を確保しています。ソニー銀行は、顧客からの円貨・外貨建て預金を主な資金の源泉とし、住宅ローンを中心とする貸出と主に市場性のある有価証券投資を行う中で、円滑な決済等に必要水準の流動性を確保しています。外貨建て顧客預金で得られた資金は、同じ通貨建の金融商品に投資されています。

なお、金融分野の子会社は、保険業務、銀行業務の公共性から、その信用を維持し、契約者や預金者の保護を確保することが保険業法、銀行法で定められております。したがって、金融分野の子会社と金融分野以外のソニーグループ会社間で資金の貸借を行うことは制限されており、金融分野の子会社は、SGTSを介したglobal cash management activitiesからも隔離されています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ソニーは、生産部門の合理化及び品質向上、ならびに生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、開発研究の強化を図るため継続して投資を行っています。

当年度の設備投資額の内訳は次のとおりです。

セグメントの名称	2011年度 (自2011年4月1日 至2012年3月31日) 金額(百万円)
C P S、P D S及びソニーモバイル	266,569
映画	5,250
音楽	3,548
金融	1,196
その他	13,667
小計	290,230
全社(共通)	4,909
合計	295,139

(注) 金額は有形固定資産の増加額であり、消費税等は含まれていません。

当年度の設備投資額(有形固定資産の増加額)は2,951億円となりました。この主な内訳はC P S分野、P D S分野及びソニーモバイル分野で半導体や新製品の生産設備を中心に2,666億円、映画分野で53億円、音楽分野で35億円、金融分野で12億円、その他分野で137億円でした。

なお、設備の除却等については重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、その設備の状況は事業の種類別セグメントごとの数値とともに主たる設備の状況を開示する方法によっています。なお、ソニーの連結財務諸表は米国会計原則にもとづき作成されており、有形固定資産には、リース取引の契約内容が一定のキャピタル・リースの条件に該当する場合の最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価値が含まれています。

当年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

(1) セグメント内訳

2012年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
	土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の資産	合計	
C P S、P D S及びソニーモバイル	29,938 (5,807)	226,104	377,737	633,779	120,700
映画	6,829 (258)	21,442	10,470	38,741	7,200
音楽	38,721 (2,842)	15,268	3,462	57,451	6,400
金融	7,234 (4)	3,910	1,425	12,569	7,800
その他	27,445 (1,767)	24,532	27,448	79,425	9,600
小計	110,167 (10,678)	291,256	420,542	821,965	151,700
全社(共通)	29,246 (459)	68,274	11,513	109,033	11,000
合計	139,413 (11,137)	359,530	432,055	930,998	162,700

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。

3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

4 ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部を賃借しています。これらリース資産については、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『9 リース資産』に記載しています。

(2) 提出会社の状況

2012年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	合計	
本社(東京都港区)	CPS・PDS、 全社(共通)	電子部品等の製造 ・研究設備、本社設 備	2,580 (36)	38,688	1,948	43,217	2,687
ソニーシティ大崎 (東京都品川区)	CPS、全社 (共通)	テレビ機器等の製 造・研究設備	1,932 (15)	44,931	2,036	48,900	3,332
御殿山テクノロジーセン ター(東京都品川区)	CPS、全社 (共通)	基礎・開発研究設 備	6,353 (20)	9,843	2,205	18,402	782
品川テクノロジーセンター (東京都港区)	CPS・PDS、 全社(共通)	オーディオ機器・ ディスク機器・デ ジタルカメラ及び 半導体等の製造・ 研究設備	- (-)	1,356	1,796	3,152	3,522
厚木テクノロジーセンター (神奈川県厚木市)	PDS、全社 (共通)	半導体及び放送用 ・業務用ビデオ機 器等の製造・研究 設備、基礎・開発研 究設備	763 (160)	24,260	13,759	38,782	5,160
湘南テクノロジーセンター (神奈川県藤沢市)	CPS、全社 (共通)	アフターサービス 及び顧客管理用等 設備	3,638 (25)	3,383	64	7,085	-
仙台テクノロジーセンター (宮城県多賀城市)	PDS、全社 (共通)	記録メディア等の 製造・研究設備	483 (120)	12,088	1,107	13,678	201
有明ビジネスセンター (東京都江東区)	CPS、全社 (共通)	オーディオ機器の 製造・研究設備	- (-)	258	110	368	161
長野ビジネスセンター (長野県安曇野市)	CPS、全社 (共通)	パーソナルコン ピューターの製造 ・研究設備	- (-)	1,301	113	1,414	731

(注)1 金額には消費税等は含まれていません。

- 2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置、車両運搬具、工具器具備品、金型、リース資産及び建設仮勘定です。
- 3 国内子会社より賃借している設備を含んでいます。
- 4 上記のほか、土地及び建物の一部を関係会社以外より賃借しており、賃借中の当該土地の面積は34千㎡です。

(3) 主要な国内子会社の状況

2012年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の 資産	合計	
ソニーイーエムシーエス㈱ (東京都港区)	C P S P D S	電子機器等の製造設備	6,819 (539)	15,188	29,709	51,716	5,500
ソニーセミコンダクタ㈱ (福岡県福岡市)	P D S	半導体等の製造設備	14,044 (871)	64,498	203,121	281,663	6,600
ソニーエナジー・デバイス㈱ (福島県郡山市)	P D S	電池等の製造設備	2,686 (210)	26,293	22,691	51,670	2,500
㈱ソニーDADCジャパン (静岡県榛原郡吉田町)	その他	音声・映像ソフトウェア等の製造設備	6,769 (260)	4,094	2,700	13,563	800
ソニー生命保険㈱ (東京都港区)	金融	社屋等	4,126 (4)	2,261	365	6,752	6,000
㈱ソニー・ミュージックエンタテインメント (東京都千代田区)	音楽	音楽・映像ソフトウェア等の制作・製造設備	38,303 (101)	10,174	1,539	50,016	1,800

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。

3 提出会社より賃借している設備を含んでいます。

4 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

5 ㈱ソニー・ミュージックエンタテインメントの各数値は連結決算数値です。

(4) 主要な在外子会社の状況

2012年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			土地 (面積千㎡)	建物及び 構築物	機械装置・ その他の資 産	合計	
Sony Corporation of America (アメリカ ニューヨーク)	C P S P D S	電子機器等の製 造設備	872 (2,500)	5,761	3,727	10,360	6,500
	映画	映画、テレビ番 組、ビデオソフ ト等の製作・製 造設備	6,829 (258)	21,442	10,470	38,741	7,000
	音楽、その 他、全社 (共通)	社屋等	6,442 (1,450)	24,704	24,039	55,185	7,500
Sony Europe Limited (イギリス サリー)	C P S P D S	社屋及び販売設 備等	2,303 (79)	5,348	2,099	9,750	1,400
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. (マレーシア ペナン)	C P S P D S	電子機器等の製 造設備	559 (171)	2,509	8,117	11,185	9,700
Sony Electronic(Singapore)Pte. Ltd. (シンガポール)	C P S P D S	電子機器等の製 造設備	- (-)	2,134	8,221	10,355	800
索尼精密部件(惠州)有限公司 (中国 広東省)	P D S	電子機器等の製 造設備	- (-)	541	5,218	5,759	9,400
索尼電子(無錫)有限公司 (中国 江蘇省)	P D S	電子機器等の製 造設備	- (-)	2,101	7,873	9,974	6,600
索尼数字產品(無錫)有限公司 (中国 江蘇省)	C P S	電子機器等の製 造設備	- (-)	1,834	5,489	7,323	6,500
Sony Mobile Communications AB (スウェーデン ルンド)	ソニーモバ イル	携帯電話等の製 造設備	- (-)	3,881	16,584	20,465	8,900
Sony Music Entertainment (アメリカ デラウェア)	音楽	音楽・映像ソフ トウェア等の制 作・製造設備	307 (2,734)	4,582	1,683	6,572	4,100

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 「機械装置・その他の資産」は、機械装置及びその他の有形固定資産ならびに建設仮勘定です。

3 従業員数は百人未満を四捨五入して記載しています。

4 Sony Corporation of America及びSony Music Entertainmentの各数値は連結決算数値です。

3【設備の新設、除却等の計画】

ソニーは、多種多様な事業を国内外で行っており、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定していません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっています。

2012年度（自2012年4月1日 至2013年3月31日）におけるセグメントごとの設備投資計画（新設・拡充）は次のとおりです。

セグメントの名称	2012年度 設備投資計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的
C P S、P D S及びソニーモバイル	164,000	半導体及び電子デバイスを中心とした生産設備投資
映画	10,000	映画製作に関わる設備、IT関連設備投資など
音楽	2,000	IT関連設備投資など
金融	1,000	IT関連設備投資など
その他、全社（共通）	33,000	ディスク製造に関わる生産設備など
合計	210,000	-

(注) 1 金額には消費税等は含まれていません。

2 上記の設備投資額の支払いは、主として自己資金により賅う予定です。

2012年度の設備投資額は、主にC P S分野及びP D S分野における設備投資の減少により前年度に比べ約29%減少の約2,100億円となる見通しです。主な内容は、半導体及び電子デバイスを中心とした生産設備投資です。

一方、除却等については、経常的な設備の更新のための除却及び売却を見込んでいます。

なお、上記の設備投資計画は、本書提出日現在において入手可能な情報から得られたソニーのマネジメントの判断にもとづいています。したがって、これらの設備投資計画のみに全面的に依拠することは控えるようお願いします。実際の設備投資は、様々な重要な要素により、これら計画とは大きく異なる結果となりうることをご承知おきください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
計	3,600,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2012年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2012年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,004,638,164	1,004,638,164	東京・大阪・ニュー ヨーク・ロンドン 各証券取引所	単元株式数 は100株
計	1,004,638,164	1,004,638,164		

(注) 1 東京証券取引所及び大阪証券取引所については市場第一部に上場されています。

2 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月(2012年6月)に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

第1回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2002年6月20日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	9,878個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	987,800株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,396円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2003年12月9日から2012年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,396円 1株当たり資本組入額 2,698円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注) *1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第3回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2002年6月20日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	9,282個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	928,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 36.57米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2003年4月1日から2013年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 36.57米ドル 1株当たり資本組入額 18.29米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。 その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第4回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2003年6月20日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	8,145個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	814,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,101円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2004年11月14日から2013年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,101円 1株当たり資本組入額 2,051円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- *2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- *3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第6回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2003年6月20日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	8,941個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	894,100株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.90米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2004年4月1日から2014年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.90米ドル 1株当たり資本組入額 20.45米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

- (注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- *2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- *3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第7回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2004年6月22日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	9,540個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	954,000株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 3,782円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2014年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,782円 1株当たり資本組入額 1,891円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

- (注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- *2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- *3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第9回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2004年6月22日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	8,085個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	808,500株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.34米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年4月1日から2015年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.34米ドル 1株当たり資本組入額 20.17米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

- (注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- *2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- *3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第10回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2005年6月22日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	10,093個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,009,300株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,060円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2015年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,060円 1株当たり資本組入額 2,030円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

- (注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- *2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- *3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第11回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2005年6月22日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	10,360個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,036,000株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34.14米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2005年11月18日から2015年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 34.14米ドル 1株当たり資本組入額 17.07米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が当社株主総会において承認されたときは、新株予約権者は当該株式交換又は株式移転の日以降新株予約権を行使することができない。その他権利行使の条件は、当社株主総会決議及び取締役会の決議にもとづき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、上記新株予約権割当契約にもとづき、新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部の譲渡が禁止される。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の発行日後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき新株予約権を発行しています。

第12回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2006年6月22日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	10,579個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,057,900株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 4,756円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月16日から2016年11月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 4,756円 1株当たり資本組入額 2,378円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第13回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2006年6月22日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	13,734個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,373,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 40.05米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2006年11月17日から2016年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 40.05米ドル 1株当たり資本組入額 20.03米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第14回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2007年6月21日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	7,962個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	796,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 5,514円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,514円 1株当たり資本組入額 2,757円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第15回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2007年6月21日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	15,844個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,584,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 48.15米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2007年11月14日から2017年11月13日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 48.15米ドル 1株当たり資本組入額 24.08米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の承認の日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第16回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2008年6月20日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	8,318個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	831,800株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,987円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,987円 1株当たり資本組入額 1,494円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第17回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2008年6月20日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	16,269個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,626,900株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 30.24米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2009年11月18日から2018年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 30.24米ドル 1株当たり資本組入額 15.12米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第18回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	7,881個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	788,100株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,595円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,595円 1株当たり資本組入額 1,298円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第19回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2009年6月19日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	15,184個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,518,400株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 29.56米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2010年12月9日から2019年12月8日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 29.56米ドル 1株当たり資本組入額 14.78米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第20回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2010年6月18日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	8,026個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	802,600株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 2,945円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 2,945円 1株当たり資本組入額 1,473円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第21回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2010年6月18日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	15,320個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,532,000株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 35.48米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2011年11月18日から2020年11月17日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 35.48米ドル 1株当たり資本組入額 17.74米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第22回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2011年6月28日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	8,353個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	835,300株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,523円 *3	同左
新株予約権の行使期間	2012年11月22日から2021年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 1,523円 1株当たり資本組入額 762円	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

第23回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(2011年6月28日)		
	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数	17,022個 *1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,702,200株 *2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 19.44米ドル *3	同左
新株予約権の行使期間	2012年11月22日から2021年11月21日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 19.44米ドル 1株当たり資本組入額 9.72米ドル	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-	同左

(注)*1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*2 注記1により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数に調整されるものとする。

*3 新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

旧転換社債等に関する事項は、次のとおりです。

転換社債の残高、転換価格及び資本組入額

銘柄(発行日)	事業年度末現在 (2012年3月31日)			提出日の前月末現在 (2012年5月31日)		
	転換社債残高	転換価格	資本組入額	転換社債残高	転換価格	資本組入額
2012年満期 米貨建転換社債 *1 (2002年4月15日)	28,015千米ドル (2,303百万円)	円 銭 6,931 00	*2	-	-	-

(注)*1 米貨建転換社債は、株価連動型のインセンティブ・プランとして米国の関係会社の役員・幹部社員に対し割り当ててを目的として発行したものです。なお、2012年満期米貨建転換社債については額面総額37,071千米ドルを、失権分として買入消却しました。

*2 転換により発行する株式の1株当たり発行価格(転換価格)に0.5を乗じた額で、その結果1円未満の端数が生じるときはその端数を切り上げた額。

3 2012年満期米貨建転換社債は、2012年4月5日に満期償還(転換権行使期限は2012年4月2日)されました。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年4月1日～ 2008年3月31日	1,546	1,004,443	3,668	630,575	3,815	837,264
2008年4月1日～ 2009年3月31日	92	1,004,535	189	630,765	189	837,453
2009年4月1日～ 2010年3月31日	36	1,004,571	56	630,821	56	837,510
2010年4月1日～ 2011年3月31日	65	1,004,637	99	630,921	99	837,609
2011年4月1日～ 2012年3月31日	2	1,004,638	2	630,923	2	837,611

(注) 1 上記の増加は、転換社債の転換、新株引受権付社債の新株引受権及び新株予約権の行使によるものです。

2 2012年4月1日から2012年5月31日までの間の発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加はありません。

(6) 【所有者別状況】

2012年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	4	158	83	3,836	771	526	708,661	714,039	
所有 株式数 (単元)	836	2,594,624	263,798	329,567	3,666,504	2,031	3,164,500	10,021,860	2,452,164
所有株式 数の割合 (%)	0.01	25.89	2.63	3.29	36.58	0.02	31.58	100.00	

(注) 1 株主名簿上の自己名義株式1,062,103株は、「個人その他」に10,621単元及び「単元未満株式の状況」に3株含まれています。なお、自己株式1,062,103株は株主名簿記載上の株式数であり、2012年3月31日現在の実保有株式数は1,061,803株であります。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ197単元及び77株含まれています。

(7)【大株主の状況】

2012年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) *1	東京都中央区晴海1-8-11	70,463	7.01
Moxley and Company LLC *2 (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内2-7-1)	66,941	6.66
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) *1	東京都港区浜松町2-11-3	51,203	5.10
SSBT OD05 Omnibus Account - Treaty Clients *3 (常任代理人 香港上海銀行)	オーストラリア・シドニー (東京都中央区日本橋3-11-1)	24,002	2.39
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 9) *1	東京都中央区晴海1-8-11	20,876	2.08
State Street Bank and Trust Company *3 (常任代理人 香港上海銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋3-11-1)	12,201	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 1) *1	東京都中央区晴海1-8-11	9,724	0.97
State Street Bank and Trust Company 505225 *3 (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4-16-13)	9,713	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 6) *1	東京都中央区晴海1-8-11	9,386	0.93
Mellon Bank, N.A. as Agent for its Client Mellon Omnibus US Pension *3 (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4-16-13)	8,777	0.87
計		283,285	28.20

(注) *1 各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

*2 ADR(米国預託証券)の受託機関であるJPMorgan Chase Bank, N.A.の株式名義人です。

*3 主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2012年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,061,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,001,124,200	10,011,242	
単元未満株式	普通株式 2,452,164		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,004,638,164		
総株主の議決権		10,011,242	

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の普通株式が19,700株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る普通株式の議決権の数が197個含まれています。

【自己株式等】

2012年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ソニー(株) (自己保有株式)	東京都港区港南1 - 7 - 1	1,061,800		1,061,800	0.11
計		1,061,800		1,061,800	0.11

(注)株主名簿上は当社名義となっていますが、当社が実質的に所有していない普通株式が300株あり、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれています。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しています。

当該制度は、当社及び当社関係会社の取締役、執行役及び従業員に対してストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行することが、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定にもとづき、2002年6月20日、2003年6月20日、2004年6月22日及び2005年6月22日開催の定時株主総会において、また、会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづき、2006年6月22日、2007年6月21日、2008年6月20日、2009年6月19日、2010年6月18日、2011年6月28日及び2012年6月27日開催の定時株主総会においてそれぞれ決議されたものです。

当該制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	2002年6月20日
付与対象者の区分及び人数	第1回普通株式新株予約権 当社の取締役 9名 当社関係会社の取締役 124名 当社及び当社関係会社の従業員 406名 第3回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社関係会社の取締役 16名 当社及び当社関係会社の従業員 875名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2003年 6月20日
付与対象者の区分及び人数	第4回普通株式新株予約権 当社の取締役 8名 当社の執行役 10名 当社関係会社の取締役 119名 当社及び当社関係会社の従業員 467名 第6回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 17名 当社及び当社関係会社の従業員 484名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2004年 6月22日
付与対象者の区分及び人数	第7回普通株式新株予約権 当社の取締役 10名 当社の執行役 13名 当社関係会社の取締役 105名 当社及び当社関係会社の従業員 487名 第9回普通株式新株予約権 当社の取締役 1名 当社の執行役 1名 当社関係会社の取締役 9名 当社及び当社関係会社の従業員 487名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2005年6月22日
付与対象者の区分及び人数	<p>第10回普通株式新株予約権 当社の取締役 9名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 118名 当社及び当社関係会社の従業員 491名</p> <p>第11回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 8名 当社関係会社の従業員 491名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2006年6月22日
付与対象者の区分及び人数	<p>第12回普通株式新株予約権 当社の取締役 11名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 98名 当社及び当社関係会社の従業員 477名</p> <p>第13回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 9名 当社関係会社の従業員 500名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分及び人数	第14回普通株式新株予約権 当社の取締役 10名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 85名 当社及び当社関係会社の従業員 333名 第15回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 34名 当社関係会社の従業員 704名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年6月20日
付与対象者の区分及び人数	第16回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社及び当社関係会社の従業員 338名 第17回普通株式新株予約権 当社の執行役 2名 当社関係会社の取締役 36名 当社関係会社の従業員 566名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2009年6月19日
付与対象者の区分及び人数	第18回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 79名 当社及び当社関係会社の従業員 299名 第19回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 45名 当社及び当社関係会社の従業員 651名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年6月18日
付与対象者の区分及び人数	第20回普通株式新株予約権 当社の取締役 12名 当社の執行役 5名 当社関係会社の取締役 75名 当社及び当社関係会社の従業員 292名 第21回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 33名 当社及び当社関係会社の従業員 626名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年6月28日
付与対象者の区分及び人数	第22回普通株式新株予約権 当社の執行役 4名 当社関係会社の取締役 70名 当社及び当社関係会社の従業員 306名 第23回普通株式新株予約権 当社の執行役 3名 当社関係会社の取締役 53名 当社及び当社関係会社の従業員 641名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2012年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,750,000株を上限とする。*1
発行する新株予約権の総数	27,500個を上限とする。*2
新株予約権の行使時の払込金額	*3
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日より1年を経過した日から、当該割当日より10年を経過する日まで。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以降本新株予約権は行使することができない。 その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	-

(注)*1 注記2により各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

*2 本新株予約権の付与株式数は100株とする。ただし、総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

*3 本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」)は、当初、以下のとおりとする。

当初行使価額

(イ) 行使価額を円建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」)の単純平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、その金額が、(a) 行使価額決定日である本新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)、又は(b) 本新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額とする。

(ロ) 行使価額を米ドル建てとする場合

本新株予約権の割当日の前10営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均(以下「基準円価額」)を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」)で換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、基準円価額が、(a) 行使価額決定日である本新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額、又は(b) 本新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合には、そのいずれか高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整され、調整の結果生じる1円又は1セント未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議にもとづかないもの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	17,700	31,340,067
当期間における取得自己株式	2,702	3,858,265

(注) 当期間における取得自己株式には、2012年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式*	18,000	47,592,000
当期間における取得自己株式		

(注)* (株)ソニーファイナンスインターナショナルとの吸収分割に関する会社法797条第1項にもとづく反対株主からの買取請求によるものです。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	17,800	36,187,400		
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	7,685	12,976,299	556	733,854
保有自己株式数	1,061,803	49,163,699	1,063,949	733,854

(注) 1 当期間における処理自己株式には、2012年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2012年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大及び配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努めたうえで、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、原則として、中間配当及び期末配当ともに取締役会です。

当事業年度の期末配当金については、2012年5月9日開催の取締役会決議により、前事業年度と同額の1株につき12円50銭の配当を実施しました。また、2011年11月1日開催の取締役会決議により、2011年12月に1株につき12円50銭の中間配当を実施しましたので、年間配当金は25円となります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2011年11月1日 取締役会決議	12,545	12.5
2012年5月9日 取締役会決議	12,545	12.5

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
決算年月	2008年3月	2009年3月	2010年3月	2011年3月	2012年3月
最高(円)	7,190	5,560	3,645	3,620	2,727
最低(円)	3,910	1,491	2,050	2,100	1,253

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2011年10月	11月	12月	2012年1月	2月	3月
最高(円)	1,737	1,655	1,467	1,468	1,822	1,832
最低(円)	1,370	1,253	1,304	1,267	1,321	1,620

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員	平井 一夫	1960年12月22日生	1984年4月 (株)CBS・ソニー(現 (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント)入社 1996年7月 Sony Computer Entertainment America LLC EVP & COO 1997年10月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 執行役員 1999年4月 Sony Computer Entertainment America LLC プレジデント & COO 2003年8月 Sony Computer Entertainment America LLC プレジデント & CEO 2006年12月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役社長 兼 グループCOO Sony Computer Entertainment America LLC チェアマン 2007年6月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 社長 兼 グループCEO 2009年4月 当社執行役員 EVP 2011年4月 当社代表執行役員 副社長 2011年9月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役会長 2012年4月 当社代表執行役員 社長 兼 CEO(現在) 2012年6月 当社取締役(現在)	*2	-
取締役	指名委員	中鉢 良治	1947年9月4日生	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社執行役員 2002年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員上席常務 2004年6月 当社執行役員 副社長 2005年4月 当社エレクトロニクスCEO 2005年6月 当社取締役(現在) 当社代表執行役員 社長 2009年4月 当社代表執行役員 副会長(現在)	*2	33
取締役	報酬委員	加藤 優	1952年2月22日生	1977年4月 当社入社 1997年6月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 執行役員 2000年6月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 取締役 2002年7月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 執行役員 副社長 兼 CFO 2005年7月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 2009年6月 当社業務執行役員 SVP デビュティCFO 2010年6月 当社執行役員 EVP CFO(現在) 2012年6月 当社取締役(現在)	*2	7
取締役	取締役会議長、指名委員	Howard Stringer [ハワード・ストリンガー]	1942年2月19日生	1997年5月 Sony Corporation of America 入社、 プレジデント 1998年12月 Sony Corporation of America チェアマン & CEO 1999年6月 当社取締役(現在) 2003年4月 当社執行役員副会長 2003年6月 当社執行役員 副会長 2005年6月 当社代表執行役員 会長 兼 CEO 2009年4月 当社代表執行役員 会長 兼 社長 CEO 2012年4月 当社代表執行役員 会長	*2	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員会 議長	Peter Bonfield [ピーター・ ボンフィールド]	1944年6月3日生	1981年10月 ICL plc 入社 1986年12月 ICL plc チェアマン & CEO 1996年1月 British Telecom plc CEO 2002年3月 Telefonaktiebolaget LM Ericsson 取締役 (現在) Mentor Graphics Corporation 取締役 (現在) 2002年4月 Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited 取締役 (現在) 2004年5月 当社アドバイザーボードメンバー 2004年12月 Actis LLP 取締役 (現在) 2005年6月 当社取締役 (現在) 2006年12月 NXP Semiconductors N.V. チェアマン・オブ・ザ・ボード (現在)	*2	-
取締役	報酬委員会 議長	安田 隆二	1946年4月28日生	1979年1月 McKinsey & Company 入社 1986年6月 McKinsey & Company パートナー 1991年6月 McKinsey & Company ディレクター 1996年6月 A.T.Kearney, Inc. マネージングディレクター・アジア総代表 2003年6月 ㈱ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役会長 ㈱大和証券グループ本社取締役 (現在) 2004年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 (現在) 2007年4月 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ取締役 (現在) 2007年6月 当社取締役 (現在) 2008年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス(㈱) 取締役 (現在) 2009年6月 ㈱ヤクルト本社取締役 (現在)	*2	4
取締役		内永 ゆか子	1946年7月5日生	1971年7月 日本アイ・ピー・エム(㈱)入社 1995年4月 日本アイ・ピー・エム(㈱)取締役 2000年4月 日本アイ・ピー・エム(㈱)常務取締役 2004年4月 日本アイ・ピー・エム(㈱)取締役専務執行役員 2007年4月 日本アイ・ピー・エム(㈱)技術顧問 2007年5月 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・ イノベティブ・ネットワーク理事長 (現在) 2007年6月 ㈱ベネッセコーポレーション取締役 2008年4月 ㈱ベネッセコーポレーション取締役副会長 Berlitz Corporation 代表取締役会長兼社長兼CEO (現在) 2008年6月 当社取締役 (現在) ㈱損害保険ジャパン監査役 (現在) 2009年10月 ㈱ベネッセホールディングス取締役副社長 (現在)	*2	2
取締役	監査委員	矢作 光明	1948年3月3日生	1970年4月 ㈱三井銀行入行 1998年6月 ㈱さくら銀行取締役 1999年6月 ㈱さくら銀行執行役員 2001年4月 ㈱三井住友銀行常務執行役員 2003年6月 ㈱三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ取締役 ㈱日本総合研究所専務取締役 2004年4月 ㈱三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 ㈱日本総合研究所取締役兼専務執行役員 2005年6月 ㈱三井住友銀行副頭取兼副頭取執行役員 2006年4月 ㈱三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 2007年6月 ㈱日本総合研究所代表取締役会長 (現在) 東レ(㈱)監査役 (現在) 2008年6月 当社取締役 (現在) 三井造船(㈱)監査役 (現在)	*2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	報酬委員	謝 正炎 [サンヤン・ シェー]	1952年12月29日生	1980年7月 McKinsey & Company 入社 1990年7月 McKinsey & Company シニアパートナー 1997年7月 McKinsey & Company カナダ地域統括 2000年7月 McKinsey & Company 東南アジア地域統括 2007年7月 当社アドバイザリーボードメンバー 2008年6月 当社取締役(現在) McKinsey & Company 顧問 2010年6月 LinHart Group ファウンダー & チェアマン (現在) 2010年11月 Bharti Airtel Limited 取締役(現在) 2011年10月 Manulife Financial Corporation 取締役 (現在)	* 2	-
取締役	指名委員	Roland A. Hernandez [ローランド・ ヘルナンデス]	1957年9月29日生	1986年9月 Interspan Communications ファウンダー & プレジデント 1995年3月 Telemundo Group, Inc. プレジデント & CEO 1998年11月 Telemundo Group, Inc. チェアマン & CEO 2001年4月 The Ryland Group, Inc. 取締役 2002年5月 MGM Resorts International 取締役(現在) 2002年11月 Vail Resorts, Inc. 取締役(現在) 2008年6月 当社取締役(現在) 2012年1月 U.S. Bancorp 取締役(現在)	* 2	1
取締役	監査委員	安樂 兼光	1941年4月21日生	1964年4月 日産自動車(株)入社 1993年6月 日産自動車(株)取締役 1997年6月 日産自動車(株)常務取締役 1999年5月 日産自動車(株)取締役副社長 2000年4月 日産自動車(株)取締役副会長 2000年6月 日産自動車(株)副会長 2002年4月 日産不動産(株)取締役社長 2005年6月 日産不動産(株)相談役 2007年6月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役 (現在) 2010年6月 当社取締役(現在)	* 2	2
取締役	指名委員	小島 順彦	1941年10月15日生	1965年5月 三菱商事(株)入社 1995年6月 三菱商事(株)取締役 1997年4月 三菱商事(株)常務取締役 2001年4月 三菱商事(株)取締役副社長 2001年6月 三菱商事(株)取締役 副社長執行役員 2004年4月 三菱商事(株)取締役社長 2010年6月 当社取締役(現在) 三菱商事(株)取締役会長(現在) 三菱重工業(株)取締役(現在) 2011年6月 武田薬品工業(株)取締役(現在)	* 2	5
取締役	取締役会副 議長、指名 委員	永山 治	1947年4月21日生	1971年4月 (株)日本長期信用銀行入行 1978年11月 中外製薬(株)入社 1985年3月 中外製薬(株)取締役 1987年3月 中外製薬(株)常務取締役 1989年3月 中外製薬(株)取締役副社長 1992年9月 中外製薬(株)代表取締役社長 2010年6月 当社取締役(現在) 2012年3月 中外製薬(株)代表取締役会長 最高経営責任者 (現在)	* 2	1
取締役	監査委員会 議長	二村 隆章	1949年10月25日生	1974年10月 Arthur Young & Co. 東京事務所入社 1980年10月 監査法人朝日会計社大阪支社出向 1983年10月 Arthur Young ロサンゼルス事務所出向 1989年5月 監査法人朝日新和会計社 パートナー 1993年7月 太田昭和監査法人入社 1997年5月 太田昭和監査法人 シニアパートナー 2008年8月 新日本有限責任監査法人常務理事 2012年6月 当社取締役(現在)	* 2	-
計						87

(注) 1 Peter Bonfield、安田隆二、内永ゆか子、矢作光明、謝 正炎、Roland A. Hernandez、安樂兼光、
 小島順彦、永山 治及び二村隆章の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

*2 2012年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2012年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長 (CEO)	平井 一夫	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
代表執行役	副会長 (本社機能における CEOの補佐)	中鉢 良治	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
執行役	副社長 (メディカル事業担当)	吉岡 浩	1952年10月26日生	1979年2月 当社入社 2001年10月 ソニー・エリクソン・モバイルコ ミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 2003年4月 Sony Ericsson Mobile Communications AB コーポレート ・バイス・プレジデント 2005年11月 当社業務執行役員 SVP 当社オーディオ事業本部長 2008年4月 当社テレビ事業本部長 2008年6月 当社業務執行役員 EVP 2009年4月 当社執行役 副社長 (現在) 当社コンシューマープロダクツ、デバ イス事業担当 2011年4月 当社プロフェッショナル・デバイ ス&ソリューション事業担当 2012年4月 当社メディカル事業担当 (現在)	*	3
執行役	EVP (知的財産担当)	木村 敬治	1952年4月4日生	1977年4月 当社入社 2000年6月 当社執行役員 2002年6月 当社執行役員常務 2003年6月 当社業務執行役員常務 2004年6月 当社執行役 専務 2005年6月 当社執行役 EVP (現在) 当社技術戦略担当 2006年6月 当社知的財産担当 (現在) 2007年4月 当社エレクトロニクス事業戦略 担 当 2009年4月 当社B2Bソリューション事業、ディ スク製造事業担当	*	5
執行役	EVP (ジェネラル・カウンス ル)	Nicole Seligman [ニコール・ セリグマン]	1956年10月25日生	2001年9月 Sony Corporation of America 入社、エグゼクティブ・バイス・ プレジデント 兼 ジェネラル・カ ウンセル 2003年4月 当社グループ・デビュティ・ジェ ネラル・カウンセル 2003年6月 当社執行役 2005年6月 当社執行役 EVP (現在) 当社ジェネラル・カウンセル (現在) 2012年6月 Sony Corporation of America プレジデント (現在)	*	-
執行役	EVP (CFO)	加藤 優	(1) 取締役の 状況参照	同左	同左	同左
執行役	EVP (CSO)	斎藤 端	1953年8月21日生	1976年4月 当社入社 2004年6月 当社業務執行役員 2005年6月 当社業務執行役員 SVP 2008年6月 当社業務執行役員 EVP 当社半導体事業本部長 2009年4月 当社コンシューマープロダクツ&デ バイスグループ デビュ ティプレジデント 2011年4月 当社プロフェッショナル・デバイ ス&ソリューショングループ デ ビュティプレジデント 2012年4月 当社執行役 EVP CSO (現在)	*	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	EVP (プロフェッショナル・ソリューション事業、デジタルイメージング事業、ディスク製造事業、システム&ソフトウェアテクノロジープラットフォーム、コーポレートR&D担当)	根本 章二	1956年5月31日生	1979年4月 当社入社 2002年6月 当社執行役員 2003年6月 当社業務執行役員 2005年6月 当社業務執行役員 SVP 2005年11月 Sony Ericsson Mobile Communications AB コーポレート・バイス・プレジデント 2008年7月 当社オーディオ・ビデオ事業本部長 2011年4月 当社プロフェッショナル・ソリューション事業本部長(現在) 2012年4月 当社執行役 EVP(現在) 当社プロフェッショナル・ソリューション事業、デジタルイメージング事業、ディスク製造事業、システム&ソフトウェアテクノロジープラットフォーム、コーポレートR&D担当(現在)	*	-
執行役	EVP (半導体事業、デバイスソリューション事業、アドバンスデバイステクノロジープラットフォーム担当)	鈴木 智行	1954年8月19日生	1979年4月 当社入社 2004年6月 当社業務執行役員 2005年6月 当社業務執行役員 SVP 2006年4月 当社半導体事業グループ副本部長 2010年4月 ソニーモバイルディスプレイ(株) 代表取締役社長 2011年6月 当社研究開発プラットフォーム 担当 2012年4月 当社執行役 EVP(現在) 当社半導体事業、デバイスソリューション事業、アドバンスデバイステクノロジープラットフォーム担当(現在)	*	-
執行役	EVP (PC事業、モバイル事業、UX・商品戦略・クリエイティブプラットフォーム担当)	鈴木 国正	1960年8月7日生	1984年4月 当社入社 2009年4月 当社業務執行役員 SVP 当社ネットワークプロダクツ&サービスグループ デビュティプレジデント 当社VAIO事業本部長 2009年7月 (株)ソニー・コンピュータエンタテインメント 代表取締役 副社長 2011年4月 当社コンシューマープロダクツ&サービスグループ デビュティプレジデント 2012年4月 当社執行役 EVP(現在) 当社PC事業、モバイル事業、UX・商品戦略・クリエイティブプラットフォーム担当(現在) 2012年5月 Sony Mobile Communications AB プレジデント & CEO(現在)	*	-
計						47

(注) *選任後、2012年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までです。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(以下の記述は、連結会社の企業統治に係るものです。)

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、東京証券取引所へ提出の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、以下のWebサイトにてご覧頂けます。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/governance.html>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

<企業統治の体制>

当社は、経営の最重要課題の一つとして、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでいます。その一環として、会社法上の「委員会設置会社」を経営の機関設計として採用し、法令に定められた事項を遵守することに加え、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性を強化するための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などの独自の工夫を追加し、健全かつ透明性のある仕組みを構築・維持しています。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が執行役に業務執行に関する決定権限を委譲し、迅速な意思決定による効率的なグループ経営を推進しています。

<「委員会設置会社」形態を採用する理由>

当社は、2003年に商法（当時）上の「委員会等設置会社」へ移行する前から独自に導入してきた執行役員制、指名委員会・報酬委員会制度、取締役会議長とCEOの分離、取締役会の監督機能の強化及び執行責任の明確化と一層の権限委譲の実現により、ソニーグループのガバナンスのさらなる強化と経営の透明性の向上を図ってまいりました。同様の趣旨から、2003年6月に改正商法下の「委員会等設置会社」に移行し、2006年5月1日に施行された会社法の制度下でも、「委員会設置会社」形態を採用・維持しています。

会社の機関の内容

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、及び取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、ならびに取締役会で選任された執行役を設置しています。これらの法定機関に加え、特定の担当領域において業務を遂行する業務執行役員を設置しています。

<各機関の主な役割>

取締役会

- ・ ソニーグループの経営の基本方針の決定
- ・ ソニーグループの業務執行の監督
- ・ 各委員会メンバーの選定・解職
- ・ 執行役の選解任及び代表執行役の選定・解職

指名委員会

- ・ 取締役の選解任議案の決定

監査委員会

- ・ 財務報告に係るプロセスの妥当性を確保するための体制、財務報告に係る内部統制の有効性を経営者が確認するための体制、適時かつ適切なディスクロージャーを確保するための体制、法令・定款・社内規則に対するコンプライアンスを確保するための体制、及び会社法にもとづき取締役会が決議した「内部統制及びガバナンスの枠組み」の状況等の確認を通じての執行役の職務執行の監査、ならびに指名委員会及び報酬委員会への陪席及び事業報告その他株主総会招集通知参考書類等の確認を通じての取締役の職務執行の監査
- ・ 会計監査人の適格性及び独立性の評価、その選解任・不再任に係る株主総会議案の内容の決定、報酬の承認、会計監査及び財務報告に係る内部統制監査の方法及び結果の相当性の評価、ならびに非監査業務を行わせる場合の事前承認等を通じての会計監査人の監督

報酬委員会

- ・ 取締役、執行役、業務執行役員及びグループ役員の個人別報酬の方針、ならびにかかるとづく取締役及び執行役の個人別報酬の額及び内容の決定

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬に関して、以下本項(2)- に記載のとおり、基本方針を定めております。なお、この基本方針につきましては、株主へ送付した「第95回定時株主総会招集ご通知」に添付の事業報告においても開示しています。この事業報告は以下のWebサイトにてご覧頂けます。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/investors/nts.pdf>

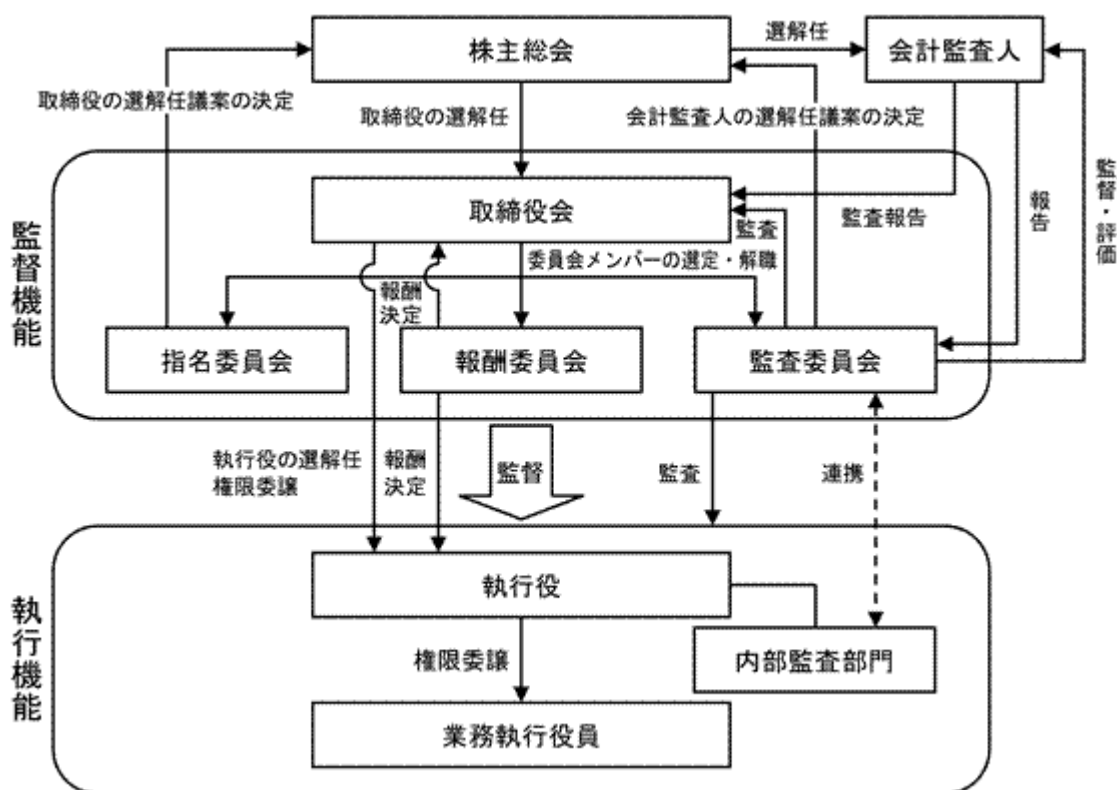
執行役

- ・ 取締役会から授権された範囲での、ソニーグループの業務執行の決定及び遂行

業務執行役員

- ・ ビジネスユニット、本社機能、研究開発など、特定領域についての取締役会及び執行役が決定する基本方針にもとづく担当業務の遂行

(模式図：会社の機関)



<ソニー独自の工夫>

当社では、ガバナンス強化のため、法令に定められた事項に加え、取締役会の執行側からの独立性を確保するための事項、各委員会がより適切に機能するための事項などを取締役会規定に盛り込み、制度化しています。その主なものは、以下のとおりです。

- 取締役会議長・副議長と代表執行役の分離
- 社外取締役の再選回数の制限
- 各委員会議長の社外取締役からの選定
- 利益相反の排除や独立性確保に関する取締役の資格要件の制定
- 指名委員会の人数の下限の引き上げ（5名以上）、また2名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 原則として報酬委員の1名以上は執行役兼務の取締役とすること
- 報酬委員へのソニーグループのCEO、COO及びにこれに準ずる地位を兼務する取締役の就任禁止
- 原則として、監査委員の他の委員会メンバーとの兼任の禁止

<各機関の人員構成>

2012年6月27日現在（当社の2011年度第95回定時株主総会終結時現在、以下、同じ。）での各機関の人員構成は、以下のとおりです。

- 取締役会： 14名（社外10名）
- 指名委員会： 7名（社外4名）
- 監査委員会： 3名（社外3名、うち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者3名）
- 報酬委員会： 3名（社外2名）
- 執行役： 10名（代表執行役2名）

監査委員 二村隆章氏は公認会計士の資格、監査委員 矢作光明氏は金融機関における長年の業務経験及び上場会社の監査役としての経験、監査委員 安樂兼光氏はグローバル企業かつ製造業の最高財務責任者の経験をそれぞれ有しており、3名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、二村隆章氏と安樂兼光氏は、それぞれ米国証券取引所法に定めるAudit Committee Financial Expert要件を満たしています。

<会議体の開催状況及び社外取締役の活動状況>

2011年度の1年間（2011年4月1日～2012年3月31日）において、取締役会は10回、指名委員会は5回、監査委員会

は10回、報酬委員会は8回開催されました。

取締役会への出席状況については、当年度に在籍した社外取締役13名は、Peter Bonfield氏、張 富士夫氏、内永ゆか子氏、小島順彦氏及び永山 治氏の5名を除き、在任期間中に開催された当年度の取締役会の全てに出席しています（Peter Bonfield氏は10回中8回、張 富士夫氏は、10回中7回、内永ゆか子氏、小島順彦氏及び永山 治氏は10回中9回に出席）。また、委員会への出席状況については、委員会に所属する当年度に在籍した社外取締役12名は、当年度における各委員会の開催総数の少なくとも80%以上に出席しています。なお、監査委員会に所属する当年度に在籍した社外取締役3名は、在任期間中に開催された当年度の監査委員会の全てに出席しました。

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

2006年4月26日開催の取締役会において、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる当社及びソニーグループの内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項（損失の危険の管理に関する規程その他の体制を含む）につき、現体制を確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。また、2009年5月13日開催の取締役会において、かかる体制を改定し、現体制がかかる体制に沿っていることを確認のうえ、引き続き継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。2009年5月13日開催の取締役会において確認・決議された内容は、以下のWebサイトで公開しています。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/library/tousei.html>

< 米国企業改革法に関するガバナンス >

当社は、米国証券取引委員会（SEC）に登録しているため、米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act：SOX法）の適用を受けます。

SOX法にもとづく義務の1つとして、当社のCEO及びCFO（以下「マネジメント」）は、SECに提出する年次報告書Form 20-Fに、財務諸表の適正性、情報開示に関する統制と手続き、及び財務報告に係る内部統制に関する所定の事項の証明書を添付する義務があります。

当社では、「情報開示に関する統制と手続き（Disclosure Controls and Procedures）」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。

また、2006年度からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をForm 20-Fに含めることも義務付けられました。これを遵守するため、当社は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する、ソニーグループ本社機能の主要部分を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しました。そして、評価の結果、マネジメントは、2012年3月31日時点におけるソニーにおける財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至りました。

社外取締役の員数、社外取締役（又はその者が他の会社等の役員・使用人の場合における当該会社等）と当社の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について

上述のとおり、2012年6月27日時点での取締役全14名のうち、会社法に定める社外取締役は10名です。また、当社は、以下の事項を取締役の資格要件として取締役会規定に定めており、2011年度の在任取締役及び2012年6月27日時点での在任取締役は、これらの要件を満たします。また、2012年6月27日時点の社外取締役のいずれについても、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届出を行っております。

< 取締役共通の資格要件 >

- ・ ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社（以下「競合会社」）の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- ・ 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- ・ そのほか、取締役としての職務を遂行する上で、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

< 社外取締役の追加資格要件 >

- ・ 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヵ月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ・ ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

当社の社外取締役の2012年6月27日時点での当社株式の保有状況は、前述の「第4 提出会社の状況 5 役員状況」に記載のとおりです。

なお、当社の定款規定にもとづき、社外取締役全員との間でそれぞれ締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。

- ・ 社外取締役は、この契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
- ・ 社外取締役の任期満了時において、再度当社の社外取締役に選任され就任したときは、この契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとする。

< 社外取締役の機能及び役割ならびに独立性に関する基準又は方針及び選任状況に対する考え方 >

取締役会の構成メンバーの半数以上が社外取締役により構成されており（2012年6月27日時点での在任取締役全14名のうち、10名が社外取締役）、かつ、各社外取締役は、国内外の企業のCEO（経験者含む。）や会計士等、多様な経験を有しているため、取締役会及び各委員会の場において、それぞれが有する豊富な経験と幅広い見識にもとづく当社社内では得られないアドバイスの提供や、各々の専門の見地から意見を交わすことによる活発な議論等を通じて、執行役の監督等、取締役としての職務を行っております。その社外取締役としての活動は当社が会社としての判断に至る過程において重要な役割を果たしており、当社として社外取締役の選任状況は適切と認識しています。なお、独立性に関する基準又は方針については、前述の< 取締役共通の資格要件 > 及び < 社外取締役の追加資格要件 > に記載のとおりです。

その他当社の定款規定について

< 剰余金の配当等の決定機関 >

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。

< 株主総会の特別決議要件 >

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めています。

< 取締役の選任の決議要件 >

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

< 取締役・執行役の責任免除 >

当社は、会社法第423条第1項の取締役・執行役の責任について、同法第424条（総株主の同意による免除）の規定にかかわらず、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、それぞれに期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款で定めています。

監査委員会監査、内部監査、会計監査の状況及び相互連携ならびに内部統制部門との関係

< 監査委員会監査の状況 >

監査委員会は、法令及び取締役会の制定による監査委員会規定にもとづき、当年度に10回開催した監査委員会での審議、ならびに、各監査委員の活動（指名委員会・報酬委員会への陪席、当社の執行役及び使用人あるいは主要子会社の取締役・監査役・使用人の職務執行についての確認もしくは報告の受領、等）及び監査委員会の職務を補助すべき使用人（補佐役）に行わせる活動（重要な経営執行にかかる会議への陪席、執行役の決裁書類等の閲覧、等）を通じて、執行役及び取締役の職務執行の監査を行いました。監査委員会はまた、会計監査人からその「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等にしながら整備している旨の通知を受け、期初に監査計画の説明を受けた上でその内容を確認し、その報酬等に同意をし、四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手続きと結果についての報告を受け、その内容を評価する等の方法により、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行いました。

< 内部監査の状況 >

当社の内部監査を行う専門組織として監査部が設置されています。監査部は、ソニーグループの主要関係会社に設置された内部監査部門と連携の上、グローバルに統制の取れた内部監査活動の遂行を目的として、ソニーグループとしての内部監査方針を定め、グループの内部監査体制の整備・拡充に努めています。監査部及び各内部監査部門は、ソニーグループのガバナンスの一翼を担う機能として、独立性と客観性を保持した監査を行うことにより、グループにおける内部統制システムやリスクマネジメントの有効性などの評価を行い、ソニーグループの経営体質の強化・経営能率の増進、企業イメージを含む重要資産の保全ならびに損失の未然防止に寄与しています。

監査部及び各内部監査部門は、それぞれ担当する部署・関係会社を対象に、年度初めに行われるリスク評価をベースに、当社の経営陣あるいは監査委員会からの特命事項も含め、年間の監査計画を立案し、内部監査を実施しています。個別の内部監査は、予め定めた監査手続に則り実施され、監査報告書発行後も、監査結果にもとづく改善計画が完了するまでフォローされます。

また、執行側の一機能でありながらも、客観的かつ公正不偏な内部監査を遂行するため、その独立性を担保する仕組みとして、当社の監査部の責任者の任免について、監査委員会の事前同意を要件としています。その上で、主要関係会社の内部監査部門の責任者の任免については、監査部の責任者による事前同意を要求しています。

主要関係会社の内部監査部門には、監査部に対して重要事項の報告と発行した監査報告書の写しの提出が義務付けられており、監査部は、これらの監査報告書をまとめ、定期的に、監査委員会、CFO及び担当執行役に報告しています。

会計監査人には、内部監査活動（計画と実績）の状況説明と監査結果の報告を定期的に行っています。一方、会計監査人が発行した監査報告書については、内部監査計画の立案時及び内部監査を実施する際に、適宜活用しています。

< 会計監査の状況 >

当社はあらた監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けています。当年度において当社の会計監査業務を執行した、あらた監査法人の公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 中村明彦*、木村浩一郎*、岩尾健太郎*

* 連続して監査関連業務を行った年数については、7年以内であるため記載していません。

また、ソニーの会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士 106名、会計士補等 89名、その他 61名

< 内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係 >

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会を補助する使用人（補佐役）が直接行う監査活動に加えて、内部監査部門ならびにソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議等を通じて上記各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をしその経過及び結果について報告を受けています。

社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は委員会設置会社における取締役会の構成員として、ソニーグループの経営に関する基本方針ならびに法令、定款及び取締役会規定に定める事項を決議するほか、執行役等の職務の執行を監督し、ソニーグループの業務の執行を監督しています。取締役会が選定したメンバーにより構成される監査委員会は、法令及び取締役会が制定する監査委員会規定にもとづき、執行役及び取締役の職務執行の監査、ならびに会計監査人の監督を行っています。監査委員会は、上記 に記載のとおり、内部監査、会計監査及び内部統制部門との相互連携を取った上で、その監査活動の状況を取締役に定期的に報告する等により、取締役会の職務である執行役等の職務の執行の監督の一翼を担っています。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

当社から取締役及び執行役に対して支給されている報酬等の額

	基本報酬		業績連動報酬		退職金(株式退職金を含む)	
	人数	支給額	人数	支給額	人数	支給額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役 (うち、社外取締役)	13 (*1) (13)	197 (197)	()	() (*3)	4 (4)	32 (*5) (32)
執行役	8 (*2)	602	7	0 (*4)		
合計	21	799	7	0	4	32

(注) *1 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していませんので、上記の取締役に
には当年度において執行役を兼務した取締役2名は含まれていません。

*2 前年の定時株主総会の終結の日に退任した執行役1名を含んでいます。

*3 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して業績連動報酬を支給していません。

*4 上記の業績連動報酬には、2011年6月に支給した2010年度業績連動報酬(執行役8名に対して総額224百万円)は含まれていません。なお、2011年度の業績連動報酬について、執行役7名は全額返上いたしました。

*5 上記の退職金(株式退職金を含む)は、2012年6月に退任した取締役4名に対して支給する予定の金額です。なお、退職金支給額のうち株式退職金の部分に関しては、退任日(2012年6月27日)の前日における当社普通株式の普通取引の終値にもとづき算出されています。株式退職金の制度内容については、以下の「
 従業員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」をご参照ください。

6 上記のほか、ストック・オプション付与を目的として新株予約権を発行しており、当年度において取締役分及び執行役分として、それぞれ15百万円(うち、社外取締役は15百万円)及び558百万円の会計上の費用を計上しました。新株予約権の内容については、前述の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

当社及び子会社から取締役及び執行役に対して支給されている個人別の報酬等の額

氏名	役位	基本報酬	業績連動報酬	退職金 (株式退職金を含む)	合計	ストック・オプション 付与数 (*1)
Howard Stringer [ハワード・ストリンガー]	当社取締役 取締役会議長	百万円 184 (*3)	百万円 0	百万円 0	百万円 277	万株 50
	Sony Corporation of America チェアマン & CEO (2012年6月27日退任)	93	0			
平井 一夫	当社取締役 (*2) 当社代表執行役 社長 兼 CEO	44 (*3)	0		88	8
	(株)ソニー・コンピュータ エンタテインメント 代表取締役 会長 (2012年6月25日退任)	44	0			
Nicole Seligman [ニコール・セリグマン]	当社執行役 EVP ジェネラル・カウンセル	85 (*3)	0		128	3
	Sony Corporation of America President	43	0			

(注) *1 上記のストック・オプションについて、2011年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は345円です。なお、当該1株当たり加重平均公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいていくつかの想定値を使用して見積もられています。詳細は、「第5 経理の状況」連結財務諸表注記『18 株価連動型報奨制度』に記載のとおりです。また、当該1株当たり加重平均公正価値は、新株予約権を行使した際に実際に各執行役が得られる1株当たりの財産上の利益を表すものではありません。新株予約権を行使した際に実際に各執行役が得る財産上の利益は、行使時点での当社株式の市場価格が新株予約権の行使価額を上回るかどうかにかんして依拠し、また、行使期間などの制約があるため、当該新株予約権の付与により各執行役が当該公正価値と同等又はそれ以上の財産上の利益を得ることは全く保証されていません。さらに、当該1株当たり加重平均公正価値は、会計上の費用計上のために用いている数字であり、当該価値が当社による当社株式の市場価格に対する見込みを表すものではありません。

*2 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していません。

*3 ストリンガー取締役、平井代表執行役及びセリグマン執行役については、上記報酬の他にFRINGE・ベネフィット相当額及びそれにとまなう所得税額の一部補填等（ストリンガー取締役：当社分11百万円/子会社分6百万円、平井代表執行役：当社分9百万円/子会社分30百万円、セリグマン執行役：当社分8百万円/子会社分4百万円）をソニーが負担しています。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

報酬委員会によって定められた個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、次のとおりです。

<取締役報酬について>

取締役の主な職務がソニーグループ全体の業務執行の監督であることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの業務執行の監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬の構成を

- ・取締役報酬（定額報酬）
- ・株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、前記方針に沿った設定を行うものとする。

具体的には第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、適切な報酬水準とする。

また、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給しないものとする。

株式退職金については、在任年度毎に報酬委員会にて定められるポイントを取締役に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額とする。退任する取締役は、この支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとする。

<執行役報酬について>

執行役がソニーグループの業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び中長期の業績向上に対するインセン

ティブとして有効に機能させることを執行役報酬決定に関する基本方針とする。

具体的には、執行役の報酬の構成を

- ・執行役報酬（定額報酬）
- ・執行役賞与（業績連動報酬）
- ・株価連動報酬
- ・株式退職金

とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、前記方針に沿った設定を行うものとする。

具体的には第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じ適切な報酬水準とする。執行役賞与（業績連動報酬）については、営業利益率等のグループ連結業績及び担当職務に関する業績達成度を支給内容決定の基礎とし、標準支給額に対し、0%から200%の範囲で支給額が変動するものとする。

株式退職金については、在任年度毎に報酬委員会にて定められるポイントを執行役（注）に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価を乗じて算出される金額とする。退任する執行役は、この支給された退職金を用い、当社普通株式を購入することとする。

（注） セリグマン執行役については、株式退職金の代わりに当社の米国子会社から提供される年金制度の適用を受けています。

(3) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
78銘柄 41,576百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
2010年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)スカパーJSATホールディングス	283,058	8,322	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
マネックスグループ(株)	117,235	2,274	同上
オリンパス(株)	100,000	231	同上
(株)WOWOW	1,150	160	同上
(株)テレビ東京ホールディングス	60,000	66	同上
ぴあ(株)	30,000	25	同上
LIBERATE TECHNOLOGIES	663,074	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)タムロン	3,129,850	5,825	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等 (退職給付信託に拠出しており、当社は議決権の行使に関する指図権を有する)
(株)U K Cホールディングス	2,234,820	2,369	同上
日本電産コパル(株)	946,844	950	同上
日本光電工業(株)	502,000	909	同上
(株)バイテック	1,331,000	848	同上
大日本スクリーン製造(株)	691,000	603	同上
東映アニメーション(株)	260,000	447	同上
ニチコン(株)	300,000	353	同上
日本ケミコン(株)	834,000	347	同上
(株)ニッキ	400,000	93	同上
日本電産サンキョー(株)	133,500	79	同上
北野建設(株)	279,000	60	同上
日本電気硝子(株)	3,000	4	同上

2011年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)スカパーJSATホールディングス	283,058	10,317	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等
マネックスグループ(株)	117,235	2,122	同上
(株)フジ・メディア・ホールディングス	2,250	320	同上
(株)WOWOW	1,150	207	同上
オリンパス(株)	100,000	135	同上
(株)テレビ東京ホールディングス	60,000	65	同上
ぴあ(株)	30,000	26	同上
LIBERATE TECHNOLOGIES	663,074	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)タムロン	3,129,850	8,354	当社関連事業推進及び関係維持・強化等のための政策投資等 (退職給付信託に拠出しており当社は議決権の行使に関する指図権を有する)
(株)U K Cホールディングス	2,234,820	2,726	同上
日本光電工業(株)	502,000	1,112	同上
日本電産コバル(株)	946,844	1,023	同上
(株)バイテック	1,331,000	864	同上
大日本スクリーン製造(株)	691,000	515	同上
東映アニメーション(株)	260,000	510	同上
ニチコン(株)	300,000	299	同上
日本ケミコン(株)	834,000	275	同上
(株)ニッキ	400,000	108	同上
日本電産サンキョー(株)	133,500	67	同上
北野建設(株)	279,000	52	同上
日本電気硝子(株)	3,000	2	同上

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)	監査証明業務にもとづく報酬(百万円)	非監査業務にもとづく報酬(百万円)
提出会社	689	192	690	102
連結子会社	726	48	665	64
計	1,415	240	1,355	166

【その他重要な報酬の内容】

ソニーが当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースに対し支払った監査及びその他のサービスに係る報酬は以下のとおりです。

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
監査証明業務費用(百万円)	2,561	2,396
その他の報酬(百万円)	92	152
合計(百万円)	2,653	2,548

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記の非監査業務にもとづく報酬には、前連結会計年度及び当連結会計年度において主に国際財務報告基準導入に係るアドバイザリー業務等の対価が含まれています。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査及びその他のサービスに係る報酬は、事前に監査委員会の同意を得た上で決定しています。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」)第95条の規定により、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式及び作成方法にもとづいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されています。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)にもとづいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、2011年度(2011年4月1日から2012年3月31日まで)の連結財務諸表及び2011年度(2011年4月1日から2012年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため以下のような取組みを行っております。

- (1) 当社では、「情報開示に関する統制と手続き(Disclosure Controls and Procedures)」として、主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内関連部署から潜在的な重要事項の報告を受け、ソニーグループにとっての重要性に照らして開示の必要性とその内容を検討する仕組みを構築しています。この仕組みの設計・運営と適正な財務報告の担保に関し、ソニーグループの本社機能の一部を所管する責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」という諮問機関が設置されており、マネジメントを補佐しています。
- (2) 前述の「情報開示に関する統制と手続き」にしたがい、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応するため、経理部門において米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」)、米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission、以下「SEC」)及び会計専門家等から継続的に情報収集を行い、社内規定等を適宜整備しています。
- (3) また、2006年度(2006年4月1日から2007年3月31日まで)からは、財務報告に係る内部統制に関するマネジメントの報告書をSECに提出する年次報告書(Annual report on Form 20-F)に含めることも義務付けられました。これを遵守するため、当社は、内部統制に関する必要な文書化・内部テスト・評価等のグローバルな活動を監督・評価する、本社機能の一部を所管する責任者により構成される組織横断的な運営委員会を設置しています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	2010年度(2011年3月31日)	2011年度(2012年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金及び現金同等物		1,014,412	894,576
2 有価証券	*8	646,171	680,913
3 受取手形及び売掛金	*7	834,221	840,924
4 貸倒及び返品引当金		90,531	71,009
5 棚卸資産	*4	704,043	707,052
6 未収入金		215,181	202,044
7 繰延税金	*22	133,059	36,769
8 前払費用及びその他の流動資産		387,490	463,693
流動資産合計		3,844,046	3,754,962
繰延映画製作費	*5	275,389	270,048
投資及び貸付金			
1 関連会社に対する投資及び貸付金		221,993	36,800
2 投資有価証券その他	*8 *13	5,670,662	6,282,676
投資及び貸付金合計		5,892,655	6,319,476
有形固定資産	*9		
1 土地		145,968	139,413
2 建物及び構築物		868,615	817,730
3 機械装置及びその他の有形固定資産		2,016,956	1,957,134
4 建設仮勘定		53,219	35,648
		3,084,758	2,949,925
5 減価償却累計額		2,159,890	2,018,927
有形固定資産合計		924,868	930,998
その他の資産			
1 無形固定資産	*10	391,122	503,699
2 営業権	*10	469,005	576,758
3 繰延保険契約費	*11	428,262	441,236
4 繰延税金	*22	300,702	100,460
5 その他		385,073	398,030
その他の資産合計		1,974,164	2,020,183
資産合計		12,911,122	13,295,667

区分	注記 番号	2010年度(2011年3月31日)	2011年度(2012年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)			
流動負債			
1 短期借入金	*12	53,737	99,878
2 1年以内に返済期限の到来する 長期借入債務	*12	109,614	310,483
3 支払手形及び買掛金		793,275	758,680
4 未払金・未払費用		1,013,037	1,073,241
5 未払法人税及びその他の未払税金		87,396	63,396
6 銀行ビジネスにおける顧客預金	*13	1,647,752	1,761,137
7 その他		430,488	463,166
流動負債合計		4,135,299	4,529,981
長期借入債務	*12	812,235	762,226
未払退職・年金費用	*16	271,320	309,375
繰延税金	*22	306,227	284,499
保険契約債務その他	*11	2,924,121	3,208,843
生命保険ビジネスにおける契約者勘定 その他	*11	1,301,252	1,449,644
		204,766	240,978
負債合計		9,955,220	10,785,546
償還可能非支配持分	*28	19,323	20,014
契約債務及び偶発債務	*28		

区分	注記 番号	2010年度(2011年3月31日)	2011年度(2012年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資本の部)	*17		
当社株主に帰属する資本			
1 資本金			
普通株式(額面無し)			
2010年度末			
- 授權株式数 3,600,000,000株		630,921	
発行済株式数 1,004,636,664株			
2011年度末			
- 授權株式数 3,600,000,000株			630,923
発行済株式数 1,004,638,164株			
2 資本剰余金		1,159,666	1,160,236
3 利益剰余金		1,566,274	1,084,462
4 累積その他の包括利益			
(1)未実現有価証券評価益(純額)		50,336	64,882
(2)未実現デリバティブ評価損(純額)	1,589	1,050	
(3)年金債務調整額	152,165	186,833	
(4)外貨換算調整額	700,786	719,092	
累積その他の包括利益合計	804,204	842,093	
5 自己株式			
普通株式			
2010年度末 - 1,051,588株	4,670		
2011年度末 - 1,061,803株		4,637	
当社株主に帰属する資本合計	2,547,987	2,028,891	
非支配持分	388,592	461,216	
資本合計	2,936,579	2,490,107	
負債及び資本合計	12,911,122	13,295,667	

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
売上高及び営業収入			
1 純売上高	*11	6,304,401	5,526,611
2 金融ビジネス収入		798,495	868,971
3 営業収入		78,377	97,630
		7,181,273	6,493,212
売上原価、販売費・一般管理費及び その他の一般費用			
1 売上原価	*21	4,831,363	4,386,447
2 販売費及び一般管理費	*21	1,501,813	1,375,887
3 金融ビジネス費用	*11	675,788	736,050
4 その他の営業損(益)(純額)	*21	13,450	59,594
		6,995,514	6,438,790
持分法による投資利益(損失)		14,062	121,697
営業利益(損失)		199,821	67,275
その他の収益			
1 受取利息及び受取配当金		11,783	15,101
2 投資有価証券売却益(純額)		14,325	671
3 為替差益(純額)		9,297	-
4 その他		9,561	7,706
		44,966	23,478
その他の費用			
1 支払利息		23,909	23,432
2 投資有価証券評価損		7,669	3,604
3 為替差損(純額)		-	5,089
4 その他		8,196	7,264
		39,774	39,389
税引前利益(損失)		205,013	83,186

区分	注記 番号	2010年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日)	2011年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月 31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
法人税等	*22		
1 当年度分		117,918	108,545
2 繰延税額		307,421	206,694
		425,339	315,239
当期純損失		220,326	398,425
非支配持分に帰属する当期純利益		39,259	58,235
当社株主に帰属する当期純損失		259,585	456,660

1 株当たり情報	*23		
当社株主に帰属する当期純損失			
- 基本的		258.66円	455.03円
- 希薄化後		258.66円	455.03円
配当金		25.00円	25.00円

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	2010年度	2011年度
		(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純損失		220,326	398,425
2 営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)への当期純損失の調整			
(1) 有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費(繰延保険契約費の償却を含む)		325,366	319,594
(2) 繰延映画製作費の償却費		250,192	188,836
(3) 株価連動型報奨費用	*18	1,952	1,952
(4) 退職・年金費用(支払額控除後)		15,229	36,647
(5) その他の営業損(益)(純額)	*21	13,450	59,594
(6) 投資有価証券売却損益及び評価損(純額)		6,656	2,933
(7) 金融ビジネスにおける売買目的有価証券の評価損益(純額)		10,958	21,080
(8) 金融ビジネスにおける投資有価証券の減損及び評価損益(純額)		5,080	2,819
(9) 繰延税額		307,421	206,694
(10) 持分法による投資損益(純額)(受取配当金相殺後)		11,479	138,772
(11) 資産及び負債の増減			
受取手形及び売掛金の減少		104,515	4,427
棚卸資産の増加()・減少		112,089	29,778
繰延映画製作費の増加		244,063	186,783
支払手形及び買掛金の減少		18,119	59,410
未払法人税及びその他の未払税金の減少		8,020	44,635
保険契約債務その他の増加		278,897	332,728
繰延保険契約費の増加		69,196	68,634
金融ビジネスにおける売買目的有価証券の増加		30,102	39,161
その他の流動資産の増加		89,473	35,181
その他の流動負債の増加		56,076	10,595
(12) その他		113,990	156,667
営業活動から得た現金・預金及び現金同等物(純額)		616,245	519,539

区分	注記 番号	2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 固定資産の購入		253,688	382,549
2 固定資産の売却		18,743	22,661
3 金融ビジネスにおける投資及び貸付		1,458,912	1,028,150
4 投資及び貸付(金融ビジネス以外)		15,316	28,021
5 金融ビジネスにおける投資の売却又は償還及び貸付金の回収		874,031	474,466
6 投資の売却又は償還及び貸付金の回収(金融ビジネス以外)		30,332	93,165
7 ビジネスの売却		99,335	8,430
8 ソニー・エリクソン取得にともなう支出(取得現金控除後)	*25	-	71,843
9 その他 投資活動に使用した現金・預金及び現金同等物(純額)		8,964	28,955
		714,439	882,886
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入		1,499	216,887
2 長期借入債務の返済		216,212	112,043
3 短期借入金の増加・減少() (純額)		6,120	26,158
4 金融ビジネスにおける顧客預り金の増加(純額)		229,327	211,597
5 配当金の支払		25,098	25,078
6 その他		5,748	7,869
財務活動から得た(財務活動に使用した)現金・預金及び現金同等物(純額)		10,112	257,336
為替相場変動の現金・預金及び現金同等物に対する影響額		68,890	13,825
現金・預金及び現金同等物純減少額		177,196	119,836
現金・預金及び現金同等物期首残高		1,191,608	1,014,412
現金・預金及び現金同等物期末残高		1,014,412	894,576
補足情報			
1年間の現金支払額			
法人税等		116,376	127,643
支払利息		20,583	20,276
現金支出をともなわない投資及び財務活動 キャピタル・リース契約による資産の取得		3,738	56,403
債権売却により繰り延べられた売却代金の回収額	*7	153,550	132,636

【連結資本変動表】

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	累積その他 の包括利益 (百万円)	自己株式 (百万円)	当社株主に 帰属する 資本合計 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
2010年3月31日現在残高		630,822	1,157,812	1,851,004	669,058	4,675	2,965,905	319,650	3,285,555
1 新株予約権の行使		99	99				198	22	220
2 株式にもとづく報酬			1,782				1,782		1,782
3 包括利益									
(1)当期純利益(損失)				259,585			259,585	39,259	220,326
(2)その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17								
未実現有価証券評価損					12,001		12,001	3,516	15,517
未実現デリバティブ評価損					1,553		1,553		1,553
年金債務調整額					3,176		3,176	123	3,299
外貨換算調整額					118,416		118,416	616	119,032
包括利益(損失)合計							394,731	35,004	359,727
4 新株発行費(税効果考慮後)				8			8		8
5 配当金				25,089			25,089	6,599	31,688
6 自己株式の取得						111	111		111
7 自己株式の売却				48		116	68		68
8 非支配持分株主との取引及び その他			27				27	40,515	40,488
2011年3月31日現在残高		630,921	1,159,666	1,566,274	804,204	4,670	2,547,987	388,592	2,936,579

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	累積その他 の包括利益 (百万円)	自己株式 (百万円)	当社株主に 帰属する 資本合計 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
2011年3月31日現在残高		630,921	1,159,666	1,566,274	804,204	4,670	2,547,987	388,592	2,936,579
1 新株予約権の行使		2	2				4	165	169
2 株式にもとづく報酬			1,838				1,838		1,838
3 包括利益									
(1)当期純利益(損失)				456,660			456,660	58,235	398,425
(2)その他の包括利益 (税効果考慮後)	*17								
未実現有価証券評価益					14,546		14,546	6,011	20,557
未実現デリバティブ評価益					539		539		539
年金債務調整額					34,668		34,668	1,495	33,173
外貨換算調整額					18,306		18,306	395	17,911
包括利益(損失)合計							494,549	66,136	428,413
4 新株発行費(税効果考慮後)				1			1		1
5 配当金				25,090			25,090	7,760	32,850
6 自己株式の取得						79	79		79
7 自己株式の売却				61		112	51		51
8 非支配持分株主との取引及び その他			1,270				1,270	14,083	12,813
2012年3月31日現在残高		630,923	1,160,236	1,084,462	842,093	4,637	2,028,891	461,216	2,490,107

連結財務諸表注記

1 会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法

当社は、1961年6月、SECに米国預託証券（American Depositary Receipt）の発行登録を行い、1970年9月、ニューヨーク証券取引所に上場しています。前述の経緯により、当社は米国1934年証券取引所法第13条（Section 13 of the Securities Exchange Act of 1934）にもとづく継続開示会社となり、年次報告書（Annual report on Form 20-F）をSECに対し提出しています。

当社及び当社の連結子会社（以下「ソニー」）の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）によって作成されています。ソニーが採用している会計処理の原則及び手続ならびに連結財務諸表の表示方法のうち、日本における会計処理の原則及び手続ならびに表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。ほとんどの違いは国内会社の会計処理によるもので、そのうち金額的に重要な修正及び組替項目については、米国会計原則による税引前利益（損失）に含まれる影響額を括弧内に表示しています。

(1) デリバティブ

特定の複合金融商品に関する会計基準にもとづき、保有する転換社債は、社債部分と株式転換権を一体として評価し、その公正価値変動を損益に計上しています。（2010年度 2,986百万円の損失、2011年度 892百万円の損失）

(2) 保険事業の会計

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。なお、日本においてはこれらの費用は、発生年度の期間費用として処理しています。（2010年度 11,163百万円の利益、2011年度 18,690百万円の利益）米国会計原則上、保険契約債務等は保険数理上の諸数値にもとづく平準純保険料式等により計算していますが、日本においては行政監督庁の認める方式により算定しています。（2010年度 41,357百万円の利益、2011年度 40,913百万円の利益）

(3) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行っています。（2010年度 23,652百万円の利益、2011年度 27,404百万円の利益）

(4) 未払退職・年金費用

確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に関する会計基準にもとづき、確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度が積立超過の場合は資産を、積立不足の場合は負債を計上しています。また、純退職・年金費用としてまだ認識されていない年金数理純損益及び過去勤務債務を、累積その他の包括利益の構成要素として、税効果考慮後の金額で認識しています。

(5) 持分法による投資利益（損失）の会計処理区分

持分法による投資利益（損失）は、持分法適用会社の事業の大部分をソニーの事業と密接不可分なものと考えて営業利益（損失）の前に区分して表示しています。なお、日本において持分法による投資利益（損失）は、営業外収益又は営業外費用の区分に表示されています。

(6) 変動持分事業体の連結

変動持分事業体（以下「VIE」）とされる事業体のうち、ソニーがその第一受益者であると判定されたVIEを連結しています。

(7) 法人税等に関する会計処理

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合に、評価性引当金の計上により減額されています。繰延税金資産の回収可能性については、関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否を定期的に評価しています。また、税務申告時における税務処理を採用する事によって生じる税金費用の減少が、50%以上の可能性で税務当局に認められないと考えられる場合には、税金引当を計上しています。

2 営業活動の内容

ソニーは、様々な一般消費者向け、業務向け及び産業向けのエレクトロニクス製品・部品ならびにゲーム機及びゲームソフトを開発、設計、制作、製造、販売しています。ソニーの主要な生産施設は日本を含むアジアにあります。ソニーは、また、特定の製品の製造を外部の生産受託業者に委託しています。ソニーの製品は世界全地域において、販売子会社及び資本関係のない各地の卸売り業者ならびにインターネットによる直接販売により販売されています。ソニーは映画、ビデオソフト及びテレビ番組を含む映像ソフトの企画、製作、取得、製造、販売、配給、放映を行っています。ソニーは、また、音楽ソフトを企画、制作、製造、販売しています。さらに、ソニーは日本の生命保険子会社及び損害保険子会社を通じた保険事業、日本のインターネット銀行子会社を通じた銀行ビジネスなどの様々な金融ビジネスに従事しています。以上に加え、ソニーは日本におけるネットワークサービス関連事業、広告代理店事業に従事しています。

3 主要な会計方針の要約

(1) 主要な会計方針

1 連結の基本方針ならびに関連会社に対する投資の会計処理

ソニーの連結財務諸表は、当社、当社が過半数の株式を所有する子会社の勘定、ソニーが支配持分を有するジェネラル・パートナーシップ、その他の事業体及びソニーを主たる受益者とする変動持分事業体を含んでいます。連結会社間の取引ならびに債権債務は、すべて消去しています。ソニーは、支配力を有していないが事業又は財務の方針に重要な影響を行使しうる、すなわち通常20%以上50%以下の持分を有する関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配持分を有しないジェネラル・パートナーシップ及びリミテッド・パートナーシップに対する投資についても投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）には、持分法が適用されます。ソニーの持分が極めて僅少であるため、実質的にソニーが投資先の活動に影響を持たないパートナーシップに対する投資には、原価法を適用しています。持分法適用会社に対する投資には、未分配損益に対するソニーの持分額を取得価額に加減算した金額を計上しています。これらの投資に関する損益は税引後の金額で計上され、未実現内部利益を控除した金額が連結営業利益（損失）に含まれています。個別の投資の価値が下落し、その下落が一時的でないとは判断される場合には、公正価値まで評価減しています。

連結子会社あるいは持分法適用会社は、公募、第三者割当、あるいは転換社債の転換によりソニーのこれらの会社に対する1株当たりの持分額を超える、あるいは下回る価格で、第三者に対して株式を発行することがあります。このような取引について、ソニーの持分の変動により発生する損益は、持分の変動があった年度に計上される一方、支配権を維持し続ける連結子会社に対する持分の変動については資本取引として処理され、損益は計上されません。

連結子会社及び持分法適用会社に対する投資原価が当該会社の純資産額のソニーの持分を超える場合、その金額は、取得時点における公正価値にもとづき、認識し得る各資産及び負債に配分しています。投資原価が当該被投資会社の純資産額のソニーの持分を超える金額のうち、特定の資産及び負債に配分されなかった部分は、投資額の一部として営業権に計上しています。

2 見積りの使用

米国会計原則にしたがった連結財務諸表の作成は、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積り・予測を必要とします。最も重要な見積りは、投資有価証券の評価、在庫の評価、長期性資産の公正価値、営業権及び無形固定資産の公正価値、企業結合により取得した資産及び引受負債の公正価値、製品保証に関する負債、年金及び退職金制度、繰延税金資産、不確実な税務ポジション、繰延映画製作費、保険関連の債務の算定、評価に使用される見積りを含みます。結果として、このような見積りと実績が異なる場合があります。

3 外貨換算

海外子会社及び関連会社の財務諸表項目の換算において、資産及び負債は決算日の為替相場によって円貨に換算し、収益及び費用はおおむね取引発生時の為替相場によって円貨に換算しています。その結果生じた換算差額は、累積その他の包括利益の一部として表示しています。段階取得に関する企業結合の会計基準にしたがい、過去から保有している資本持分を再評価する際に、純投資の売却又は清算が完了していない、もしくは実質的に清算が完了していない場合には、累積の外貨換算調整額は、累積その他の包括利益の構成要素として維持されます。

外貨建金銭債権及び債務は決算日の適切な為替相場によって換算し、その結果生じた為替差損益は当年度の損益に計上しています。

4 現金・預金及び現金同等物

現金・預金及び現金同等物は、表示された金額で容易に換金され、かつ満期日まで短期間であるために利率の変化による価値変動リスクが僅少なもので、取得日から3ヵ月以内に満期の到来する流動性の高いすべての投資を含んでいます。

5 市場性のある負債及び持分証券

売却可能証券に区分された、公正価値が容易に算定できる負債証券及び持分証券は、その公正価値で計上されており、未実現評価損益（税効果考慮後）は累積その他の包括利益の一部として表示されています。売買目的証券に区分される負債証券及び持分証券は公正価値で計上されており、未実現評価損益は損益に含まれています。満期保有目的の負債証券は償却原価で計上されています。売却可能証券又は満期保有目的の個々の証券について、その公正価値の下落が一時的な場合を除き公正価値まで評価減を損益に計上しています。実現した売却損益は平均原価法により計算し損益に反映しています。

ソニーは、個々の有価証券の一時的でない減損を判定するため、投資ポートフォリオを定期的に評価しています。公正価値の下落が一時的であるか否かを判断するにあたっては、公正価値が取得原価を下回っている期間及びその程度、発行企業の財政状態、業績、事業計画及び将来見積キャッシュ・フロー、公正価値に影響するその他特定要因、発行企業の信用リスクの増大、ソプリリスクならびに公正価値の回復が見込まれるのに十分な期間までソニーが保有し続けることができるか否かなどを考慮します。

公正価値が容易に算定できる売却可能証券の減損の判定において、公正価値が長期間（通常6ヵ月間）取得価額に比べ20%以上下落した場合、その公正価値の下落が一時的でないとして推定されます。この基準は、その公正価値の下落が一時的でない有価証券を判定する兆候として採用されています。公正価値の下落が一時的でないとして推定された場合でも、下落期間又は下落率を上回る、公正価値の下落が一時的であることを裏付ける十分な根拠があれば、この下落は一時的であると判断されます。一方で、公正価値の下落が20%未満又は長期間下落していない場合でも、公正価値の下落が一時的でないことを示す特定要因が存在する場合には、減損が認識されることがあります。

負債証券に一時的でない減損が発生した場合、損益に認識される一時的でない減損の金額は、この負債証券を売却する意思があるかどうか、又は償却原価まで価値を回復する前にこの負債証券の売却が必要となる可能性の方が高いかどうかによって左右されます。負債証券がこのいずれかの基準を満たす場合、損益に認識される一時的でない減損金額は、減損測定日における負債証券の償却原価と公正価値の差額全額です。これらの2つの基準を満たさない負債証券の一時的でない減損については、損益に認識される正味金額は償却原価とソニーの将来キャッシュ・フローの最善の見積りを、負債証券の減損前における計算上の実効金利を用いて割り引くことにより計算される正味現在価値の差額にあたる信用損失です。減損測定日における負債証券の公正価値と正味現在価値の差額は累積その他の包括利益に計上されます。一時的でない減損が損益に認識された負債証券の未実現損益は累積その他の包括利益の独立した項目として計上されます。

6 非上場会社の持分証券

非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できないため、主に取得原価で計上されています。非上場会社に対する投資の価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとして判断される場合は投資の減損を認識し、公正価値まで評価減を行います。減損の要否の判定は、経営成績、事業計画及び将来の見積キャッシュ・フローなどの要因を考慮して決定されます。公正価値は、割引キャッシュ・フロー、直近の資金調達状況の評価及び類似会社との比較評価などを用いて算定しています。

7 貸倒引当金

回収可能性に疑義のある債権に対して貸倒引当金を計上しています。支払いが遅延している債権に対しては、顧客毎に未収額の調査を行うことにより、係争あるいはその他回収可能性の問題を有する顧客を把握しています。貸倒引当金の計算にあたり、過去の回収率に加え継続的な信用リスク評価にもとづいて顧客の信用力を判断しています。

8 棚卸資産

コンシューマプロダクツ&サービス（以下「CPS」）分野、プロフェッショナル・デバイス&ソリューション（以下「PDS」）分野、音楽分野及び映画（繰延映画製作費を除く）分野における棚卸資産は、時価を超えない取得原価で評価しており、先入先出法を適用している一部の子会社の製品（ソニーモバイル分野における棚卸資産を含む）を除き、平均法によって計算しています。なお、時価は正味実現可能価額（すなわち、通常の事業過程における見積販売価格から、合理的に予測可能な完成又は処分までの費用を控除した額）によって決定されます。ソニーは、正味実現可能価額を算出する際に、通常の売上利益を考慮していません。

9 未収入金

ソニーは、部品組立業者のために組立部品を含む物品を調達しており、未収入金には、この部品組立業者との間の物品手配に関連する債権を含んでいます。当該債権は関連する再購入の際に決済されます。収益又は利益はこれらの取引において計上されません。通常ソニーは後に完成品もしくは一部組立品として、棚卸資産を部品組立業者から再購入しています。

10 繰延映画製作費

繰延映画製作費は、映画作品及びテレビ番組の両方にかかる直接製作費、間接製作費及び取得費用を含み、未償却残高あるいは見積公正価値のいずれか低い価額により長期性資産として計上されています。繰延映画製作費の償却及び見積分配金債務の計上は、作品ごとの予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて行われます。繰延映画製作費は、ソニーの世界的なチャンネル・ネットワークで放映される買付作品から成るテレビ放映権も含み、ライセンス期間が開始されテレビ放映ができる状態にある場合にこれらの放映権が認識されます。テレビ放映権は、未償却残高あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で表示され、使用見込時期によって短期又は長期性資産として計上され、そして使用見込にもとづき又は耐用年数にもとづく定額法により、場合に応じて適切に償却されます。繰延映画製作費の公正価値及びテレビ放映権の正味実現可能価額の計算に使用される見積りは、将来の需要と市況に関する前提条件にもとづき設定され、定期的に見直されています。

11 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得原価で表示しています。有形固定資産の減価償却費は、当社及び国内子会社においては、定額法によっている一部の半導体製造設備及び建物を除き定率法、海外子会社においては定額法を採用し、これらの資産の見積耐用年数（建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については2年から10年の期間）にもとづき、それぞれ計算しています。多額の更新及び追加投資は、取得原価で資産計上していません。維持費、修繕費及び少額の更新、改良に要した支出は発生時の費用として処理しています。

12 営業権及びその他の無形固定資産

営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、年一回第4四半期及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損の判定を行います。営業権の減損は、二段階の手続により決定されます。営業権の減損判定の第一ステップは、報告単位の公正価値とその報告単位の営業権を含む帳簿価額とを比較することにより、減損の可能性を判定するために行われます。報告単位とは、ソニーの場合、オペレーティング・セグメントあるいはその一段階下のレベルを指します。報告単位の公正価値がその帳簿価額を上回る場合、その報告単位の営業権は減損していないとみなされ、第二ステップは行われません。報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る場合には、減損金額を測定するため、営業権の減損判定のための第二ステップを行います。営業権の減損判定のための第二ステップでは、報告単位の営業権の公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額がその公正価値を超過する場合には、その超過分を減損損失として認識します。報告単位及び耐用年数が確定できない無形固定資産の公正価値は通常、割引キャッシュ・フロー分析により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来キャッシュ・フロー固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等の多くの見積り及び前提を使用します。将来キャッシュ・フローの見積りに加えて、報告単位の公正価値を決定する際の将来キャッシュ・フローに使用する最も重要な前提は、割引率と、割引キャッシュ・フロー分析に使用するターミナル・バリューを決定する際に適用される永続成長率の二つです。営業権の減損判定のための割引キャッシュ・フロー分析に使用された割引率は、それぞれの報告単位に対する特定リスク要因と同様に、市場及び産業データを考慮します。ターミナル・バリューを決定するためにそれぞれの報告単位に使用される永続成長率は、一部の報告単位はより長期の予測期間を使用するものの、通常は当初の3ヵ年予測期間の後、過去の経験、市場及び産業データにもとづいて設定していません。

償却対象となる無形固定資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、顧客関係、商標、販売用ソフトウェア、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト、配信契約からなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約、商標及び販売用ソフトウェアは、主に3年から8年の期間で均等償却しています。顧客関係、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト及び配信契約は、主に10年から40年の期間で均等償却しています。

13 販売用ソフトウェア

販売用ソフトウェアの開発費については、販売、リースその他の方法で市場に出されるコンピュータ・ソフトウェアの原価の会計基準にもとづいて会計処理を行っています。ソフトウェアの技術的実現可能性を確立することに関連して発生した費用は、その発生時点において、研究開発費として売上原価に計上しています。技術的実現可能性が確立した後、ソフトウェアの完成までに発生した費用については資産計上するとともに、概ね3年のソフトウェアの見積耐用年数にわたって償却し、売上原価で計上しています。ゲームのソフトウェアの技術的実現可能性は、プロダクトマスターが完成したときに確立します。それ以前に発生した開発費の資産化は、開発の早期段階において技

術的実現可能性があるものと認められるものに限定しています。ソフトウェアの未償却原価については、関連するソフトウェア製品の将来の収益獲得により回収可能であるかについて、決算日にて定期的な見直しを行っています。

14 繰延保険契約費

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査及び調査費用等から構成されます。繰延保険契約費については、資産計上した金額が見込粗利益及び保険料から保険給付金及び事業費を控除した額の現在価値を超えていないことを検証するために、少なくとも年1回、回収テストが行われます。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見積粗利益に比例して償却されます。

15 製品保証引当金

ソニーは、収益認識時点で製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積り・予測は定期的に見直されています。

CPS分野及びPDS分野の一部の子会社は、一定の対価の受領をとまなう製品保証延長サービスを提供しています。このサービスの提供により顧客から受領した対価については繰延処理を行うとともに、その保証期間にわたって定額法により収益を認識しています。

16 保険契約債務

保険契約債務は、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値として計上されています。これらの債務は将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等の要因についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。これらの見積り・予測は定期的に見直されています。また、保険契約債務には一部の非伝統的な生命保険及び年金保険契約における最低保証部分に対する債務を含んでいます。

17 生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定に関する負債は、貸借対照表日時点での契約者の給付に生じた契約の価値を表しています。負債は一般的に累積的な積立額に付与利息を加え、契約者の引出額と残高に対して課せられるその他の手数料を差し引いたものです。

18 長期性資産の減損

ソニーは、営業権及び耐用年数が確定できない無形固定資産を除く、保有して使用される長期性資産及び処分される予定の長期性資産について、個々の資産又は資産グループの帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、帳簿価額の回収可能性の見直しを行っています。保有して使用される長期性資産については、帳簿価額と現在価値に割引く前の将来見積キャッシュ・フローを比較することにより減損の有無が検討されます。このキャッシュ・フローが、資産又は資産グループの帳簿価額を下回った場合、帳簿価額と見積もられた現在価値との差額として、減損損失が当年度に認識されます。売却以外の方法で処分される予定の資産は、処分されるまでは保有して使用される資産とみなされます。売却される予定の長期性資産は、帳簿価額もしくは公正価値から売却費用を差し引いた金額のいずれか小さい金額で計上され、減価償却は行われません。公正価値は将来見積キャッシュ・フロー（純額）の現在価値、又は比較可能な市場価額により算定しています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、永続価値（ターミナル・バリュー）を決定する際に適用される永続成長率、適切な市場における比較対象の決定、比較対象に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定など多くの見積り・前提を使用します。

19 公正価値による測定

ソニーは、測定日に市場参加者間で行われる通常の取引において、資産の譲渡の対価として受け取ると想定される金額又は負債を移転する際に支払うと想定される金額である出口価格にもとづき公正価値を測定しています。

公正価値による測定に関する会計基準は、市場における観察可能性の程度にもとづき、評価に使用する基礎データの階層を決定しています。観察可能な基礎データは、独立した情報源から入手した市場データを反映したものです。観察不能な基礎データは、市場参加者が資産あるいは負債を評価する際に通常使用すると想定される仮定を用いてソニーが独自に推定しているものです。過大なコストや手間をかけない範囲で観察可能な市場データが利用可能である場合には、観察可能な市場データが利用されています。全ての公正価値は下記3段階のレベルのいずれかで報告されますが、報告されるレベルは公正価値の測定に重要な影響を及ぼす基礎データのレベルのうち最も低いレベルにもとづき決定されます。公正価値の3段階のレベルは次のとおりです。

レベル1

重要な基礎データが活発な市場における同一の資産・負債の未調整の取引価格

レベル2

重要な基礎データがレベル1以外の観察可能なデータ

例えば、活発な市場における類似商品の取引価格、活発でない市場における同一又は類似商品の取引価格、

全ての重要な基礎データが活発な市場で観察可能な場合のモデル計算による評価が含まれています。

レベル3

1つあるいは複数の重要な基礎データが観察不能

ソニーは、活発な市場における取引価格が調整を加えることなく利用可能である場合には、それを利用して公正価値の測定を行い、その項目をレベル1に分類しています。取引価格が利用できない場合には、金利、為替レート、オプションのボラティリティ等、直近の市場もしくは独立した情報源から入手した市場パラメータを使用し、ソニー内部で組成した評価手法にもとづいて公正価値を測定しています。ソニー内部で組成したモデルを使用して評価した項目は、評価に使用した重要な基礎データのうち、最も低いレベルに合わせてレベルの分類が行われます。一部の金融資産・負債については、ソニー内部で組成した価格との比較検証を含む評価手続にもとづいて、証券業者から得た指標価格や投資顧問会社から入手した定性的な基礎データ等の第三者の価格を使用し、公正価値を測定しています。また、ソニーは公正価値を測定する際に、取引相手及びソニーの信用力を考慮しています。ソニーは、ネットिंग契約の締結や、与信限度の設定を通じ信用リスクの残高及び取引相手の信用力を積極的にモニターすることに加え、取引相手を各国の大手銀行や主要な金融機関に限定することにより、第三者に対する信用リスクを軽減する努力をしています。

レベル間の移動は、移動が生じた各四半期連結会計期間の期首に生じたものとみなしています。

20 デリバティブ

すべてのデリバティブは公正価値により貸借対照表上、資産又は負債として計上されています。デリバティブの公正価値の変動は、対象となるデリバティブがヘッジとして適格であるか否か、また適格であるならば公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動のいずれかをヘッジするために利用されているかにもとづき、直ちに損益もしくは累積その他の包括利益の一部として資本の部に計上されています。

特定の複合金融商品に関する会計基準は、分離して個別に会計処理することが要求される組込デリバティブを内包するあらゆる複合金融商品について、公正価値の再評価を選択することを認めるものです。公正価値評価方法の選択は、個別の金融商品ごとに認められ、一度選択した評価方法は変更することができません。一部の金融子会社が保有する組込デリバティブをともなう複合金融商品は、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーが保有するデリバティブはデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

認識された資産及び負債、もしくは未認識の確定約定の公正価値変動に対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、関連するヘッジ対象資産及び負債の公正価値変動による損益を相殺しています。

キャッシュ・フローヘッジ

予定取引、もしくは認識された資産及び負債に関連するキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとして指定され、かつ有効なデリバティブの公正価値変動は当初、その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時に損益に振替えられています。公正価値変動のうち、ヘッジの効果が有効でない部分は直ちに損益に計上されています。

ヘッジとして指定されないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は直ちに損益に計上されています。

ヘッジの有効性の評価

ヘッジ会計を適用する場合には、ソニーは様々なヘッジ活動を行う際のリスク管理目的及び方針を文書化するとともに、ヘッジとして指定されるすべてのデリバティブとヘッジ対象との間のヘッジ関係を文書化しています。ソニーは公正価値ヘッジもしくはキャッシュ・フローヘッジとして指定されるデリバティブを貸借対照表上の特定の資産及び負債、又は特定の予定取引と紐付けています。ソニーはまた、ヘッジの開始時及び継続期間中において、ヘッジとして指定されたデリバティブがヘッジ対象の公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動を相殺するのに高度に有効かどうかの評価を行っています。デリバティブがヘッジとして高度に有効でない認められた場合には、ヘッジ会計は中止されます。ヘッジの効果が有効でない部分があった場合は、その部分は当年度の損益に計上されます。

21 株価連動型報奨制度

ソニーは、株式報酬に関する会計基準にしたがい、株価連動型報奨制度について、公正価値にもとづく評価方法による費用処理を行っています。この費用は主に販売費及び一般管理費として計上されています。公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルを使用し、付与日時点で測定されています。ソニーは見積失効率を控除し、役務提供を受けた期間にわたって、権利確定が見込まれる新株予約権についてのみ、費用を認識しています。その期間は主として3年間です。ソニーは失効率を大半の権利確定期間が終了した新株予約権プランの過去の経験値にもとづき見積もっています。

22 収益認識

CPS分野、PDS分野、音楽分野及びソニーモバイル分野の収益は、取引を裏付ける説得力のある証拠が存在し、物品が移転もしくはサービスが提供され、販売価格が固定もしくは確定可能であり、回収可能性が合理的に確保された時点で認識されます。移転は物品の所有権及び所有に関わるリスクと便益が実質的に顧客に移転した時点（引渡時点）で生じるものと考えられます。なお、契約上顧客による検収が必要な取引については、検収が完了した時点、又は検収猶予期間が終了した時点で売上を計上しています。また、予想される返品及びセールス・インセンティブを控除して売上を計上しています。

顧客との収益契約には、製品、サービス及びソフトウェアのあらゆる組み合わせから成る複数の提供物が含まれます。その例には、販売促進物を受け取る権利が付与されているエレクトロニクス製品の売上等が含まれています。少なくとも一つの提供物が従来のソフトウェア収益認識基準の対象外であるソニーの複数の製品・サービス等を提供する契約に関して、提供済みの製品・サービス等が顧客にとって単独で価値を有し、未提供の製品・サービス等が引渡し又は履行される可能性が高く、それらの製品・サービス等が実質的にソニーの管理下にある場合、それらの提供物は個別の会計単位として識別されます。次に、収益はそれぞれの会計単位の相対的な販売価格にもとづき配分されます。その相対的な販売価格は、初めに売り手固有の客観的証拠（以下「VSOE」）が存在する場合は、そのVSOEにもとづき決定されます。次にVSOEが存在しない場合は、対第三者販売価格による証拠（以下「TPE」）にもとづき決定されます。最後にVSOE及びTPEの両方とも存在しない場合は、見積販売価格（以下「ESP」）にもとづき決定されます。VSOEは個別に販売されている提供物に付けられている価格、もしくは個別に販売されていない場合、関連する権限を持つマネジメントによって設定された価格に限定されます。またそのマネジメントによって設定された価格は一旦設定されると、提供物を個別に市場投入する前に変更されないと想定される価格です。TPEはソニー又はいずれかの競合他社が同じような状況に置かれた顧客にほぼ置き換え可能な製品又はサービスを単独で販売する場合の価格です。ESPはソニーがその提供物を単独で通常販売すると仮定した場合に、ソニーが取引を行う価格です。ESPの決定に際して、ソニーはその提供物の売上、原価、利益率分析及び返品率、競合他社及びソニーの価格決定方法、また顧客の視点等を含む全ての関連する情報を考慮しています。

ソニーが販売する一部のソフトウェアは、顧客に対して無償で限定的オンライン機能を提供しています。通常これらの機能はソフトウェア全般に付随したものであり、一般的な機能と考えられます。したがって、これらの限定的オンライン機能を有するソフトウェアに関連する収益は繰り延べていません。ソフトウェアのオンライン機能又は追加機能がソフトウェアに対して重要な機能の追加と考えられる場合には、収益及び売上原価は6ヵ月間の見積サービス期間にわたり認識されます。

映画分野における劇場映画収益は、劇場での上映に合わせて計上しています。映画作品及びテレビ番組の放映にかかるライセンス契約による収益は、それらの放映に対する制限がなくなり、放映可能となった時点で計上しています。DVD及びブルーレイディスクにかかる売上高は、販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品及びセー

ルス・インセンティブを控除して計上しています。テレビ広告収入は、広告が放映された時点で認識されます。テレビチャンネルネットワークに支払われた有料放送料金は、サービスが提供された時点で収益を認識しています。

生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約者からの払込の期日が到来した時点で、収益として認識しています。

利率変動型終身保険、一時払学資保険及び生命保険リスクのないその他の保険契約から受入れた保険料は、生命保険ビジネスにおける契約者勘定に計上しています。これら保険契約から稼得する収益は、保険契約期間にわたり認識される契約管理手数料からなり、金融ビジネス収入に含まれています。

損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。これらの契約から稼得する保険料収入は、保険契約の期間にわたり保障金額の比率に応じて認識しています。

売上は、通常、顧客から徴収し政府機関へ納付される税金との純額で計上されます。

23 売手が買手に与えた対価に関する会計処理

売手が買手に与えた対価に関する会計基準にしたがい、セールス・インセンティブもしくは買手に対する対価の支払い、すなわち特定のプロモーション期間中の価格下落を補填する費用、店頭における製品展示スペース確保のために支払われる費用、小売業者が費やした広告宣伝費に関して、ソニーがその一部を負担するものについては売上高の控除として計上しています。なお、ソニーが対価の支払いと交換に識別可能な便益（製品又はサービス）を受け、かつその便益の公正価値が合理的に見積もられ、買手が費消した金額を証明する文書を受け取っている場合は、販売費及び一般管理費として計上しています。2010年度及び2011年度において、買手に対する対価の支払いは、主に販売促進のための無料配送費及び小売業者が費やした広告宣伝費の一部をソニーが負担する費用であり、販売費及び一般管理費に計上された金額は、それぞれ23,250百万円及び17,641百万円です。

24 売上原価

売上原価に分類される費用は製品の製作と生産に関連するもので、材料費、外注加工費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、人件費、研究開発費ならびに映画作品及びテレビ番組に関連する繰延映画製作費の償却費などが含まれます。

25 研究開発費

研究開発費は売上原価に計上されており、研究及び製品の開発にかかる人件費、またその他の直接経費及び間接経費などが含まれます。

研究開発費は発生時に費用化しています。

26 販売費及び一般管理費

販売費に分類される費用は製品の販売促進と販売にかかる費用で、広告宣伝費、販売促進費、運賃、製品保証費用などが含まれます。

一般管理費には役員報酬、人件費、有形固定資産の減価償却費、販売、マーケティング及び管理部門のオフィス賃借料、貸倒引当金繰入額ならびに無形固定資産の償却費などが含まれます。

27 金融ビジネス費用

金融ビジネス費用は、責任準備金の繰入額、繰延保険契約費の償却の他、金融ビジネス子会社の人件費、有形固定資産の減価償却費及び支払賃借料等の営業費用を含んでいます。

28 広告宣伝費

広告宣伝費は選定されたメディアにおいて広告宣伝が行われた時点で費用化しています。

29 物流費用

製品の運賃、荷役料、保管料及びソニーグループ内の運搬費用等の大部分は販売費及び一般管理費に含まれています。例外として、映画分野では、映画及びテレビ番組の製作者又は配給者にかかる会計基準にしたがい、映画の製作、配給に必要な構成要素として、これらの費用は売上原価に計上されています。原材料や仕掛品の運賃、仕入受取費用、検査費用及び保管料等のソニーの物流ネットワークに関わるその他の全ての費用は売上原価に含まれています。また、顧客が負担する物流費用は純売上高に含まれています。

30 法人税等

法人税等は、連結損益計算書上の税引前利益、子会社及び持分法適用会社の将来配当することを予定している未分配利益について計上される繰延税金負債にもとづいて計算されています。資産・負債の帳簿価額と税務上の価額との間の一時差異に対する繰延税効果について、資産・負債法を用いて繰延税金資産・負債を認識しています。

繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能な証拠にもとづいて50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。したがって、繰延税金資産に係る評価性引当金計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連するあらゆる肯定的及び否定的証拠を適切に検討することにより定期的に評価されます。この評価に関するマネジメントの判断は、それぞれの税務管轄ごとの当期及び累積損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略を特に考慮します。

ソニーは、税務申告において採用した、あるいは採用する予定の不確実な税務ポジションに起因する未認識の税務ベネフィットに関する資産・負債を計上しています。ソニーは、未認識税務ベネフィットを含む法人税等に関する利息と罰金を、連結損益計算書の支払利息と法人税等にそれぞれ含めています。ソニーの納税額は、様々な税務当局による継続的な調査によって、更正処分などの影響を受ける可能性があります。加えて、いくつかの重要な移転価格税制の案件に関する事前確認申出及び相互協議申立てを受けて、それぞれの国の税務当局同士が現在交渉しています。不確実な税務ポジションから起こりうる結果に対するソニーの見積りは、判断を必要とし、また高度な見積りが要求されます。ソニーは、税務調査の対象となるすべての年度の税務ポジションについて、決算日における事実、状況、及び入手可能な証拠にもとづき評価し、税務ベネフィットを計上しています。ソニーは、税務調査において50%超の可能性をもって認められる税務ポジションに関する税務ベネフィットについて、完全な知識を有する税務当局との合意において50%超の可能性で実現が期待される金額を計上しています。ソニーは、50%以上の可能性で認められないと考えられる場合には、税務ベネフィットを計上していません。しかしながら、税務調査の終了、異なる税務管轄の税務当局間の交渉の結果、新しい法規や判例の公表、又は、その他の関連事象による、税金債務の見積りの減額又は増額によって、ソニーの将来の業績は、影響を受ける可能性があります。結果として、ソニーの未認識税務ベネフィットの金額及び実効税率は、大きく変動する可能性があります。

31 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）（以下「EPS」）

基本的EPSは各算定期間の普通株式の加重平均発行済株式数にもとづいて計算されます。希薄化後EPSは、新株発行をもたらし権利の行使や約定の履行あるいは新株への転換によって起こる希薄化の影響を考慮して計算されます。転換制限条項付債券の転換にともなう希薄化の影響は、その行使条件を満たしたか否かにかかわらずこの計算に含まれています。当社株主に帰属する当期純損失の場合は全ての潜在株式をこの計算から除いています。

(2) 新規に適用された会計原則

帳簿価額がゼロもしくはマイナスである報告単位に対して実施される営業権の減損判定

2010年12月、FASBは帳簿価額がゼロもしくはマイナスである報告単位に対して実施される営業権の減損判定の第一ステップを改訂する新規会計基準を公表しました。そのような報告単位について、営業権が減損している可能性が50%超である場合には、事業体は、営業権の減損判定のための第二ステップを実施することが求められます。営業権が減損している可能性が50%超であるかの判断にあたっては、事業体は、営業権が減損している可能性を示す不利な定性的要因があるか考慮する必要があります。この定性的要因は、年一回の減損テスト以外にも報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超であることを示す事象又は状況の変化が生じた場合に減損テストを実施することを要求している既存の会計基準と整合します。ソニーは、2011年4月1日からこの基準を適用しています。この基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えませんでした。

企業結合における概算の補足財務情報の開示

2010年12月、FASBは概算の補足財務情報の作成にあたり、企業結合が発生したと仮定する時点に関する新規会計基準を公表しました。この新規会計基準は、企業結合が比較過年度の期首に発生したと仮定して結合企業の売上及び利益を開示することを要求しています。また、この基準は概算の補足財務情報の開示を拡張し、企業結合に直接関係し概算売上及び利益に含まれる、重要かつ非経常的な調整の性質及び金額に関する記載を含めることを要求しています。ソニーは、2011年4月1日からこの基準を適用しています。この基準は開示のみに影響するため、この基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態に影響を与えませんでした。

米国会計原則及び国際財務報告基準（以下「IFRS」）における共通の公正価値測定及び開示規定を達成するための改訂

2011年5月、FASBは首尾一貫した公正価値の定義を含め、米国会計原則及びIFRSにおける公正価値測定及び開示規定を実質的に共通化する新規基準を公表しました。この改訂は、公正価値測定及びその開示情報に関し、米国会計原則の多くの規定で使用されている用語を変更します。FASBは、この新規基準における多くの規定に対して、現行の公正価値測定に関する基準の適用を変更することは意図していません。しかしながら、いくつかの改訂は現行の公正価値測定に関する規定の適用についてFASBの意図を明確にしています。また、公正価値測定もしくはその開示情報に関する米国会計原則特有の指針又は規定を変更する改訂もあります。ソニーは、2011年度第4四半期連結会計期間からこの基準を適用しています。この基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えませんでした。

複数事業主制度への事業者の参加に関する開示

2011年9月、FASBは複数事業主制度及びその他の退職後給付制度に関する新規開示基準を公表しました。この基準は個別に重要な全ての複数事業主制度に対する質的及び量的な追加開示を年次で要求しています。また、これによりその他の退職後給付制度を提供する複数事業主制度の開示を改訂しています。現在の複数事業主制度への事業者の参加に関する認識及び測定の基準は変更していません。ソニーは、2011年度末からこの基準を遡及適用しています。この基準は開示のみに影響するため、この基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態に影響を与えませんでした。なお、ソニーは重要な複数事業主制度に参加していません。

(3) 最近公表された会計基準

保険契約の獲得又は更新費用

2010年10月、FASBは保険契約の獲得又は更新費用に関する新規会計基準を公表しました。この新規基準のもとでは、融資組成費用に関する会計処理と同様に、保険契約の獲得又は更新に直接関連している費用に限り契約費用に含めます。事業体は、従業員報酬・その他費用のうち、引受業務、保険の発行及び処理、診査、営業職員への成功報酬に直接関連する部分と同様に、独立した第三者又は従業員との取引において発生した保険契約獲得に直接関連する追加費用を繰り延べることができます。さらに事業体は、広告宣伝費のうちダイレクトレスポンス広告の基準を充たすものに限り、繰延保険契約費として繰り延べることができます。この基準は、2012年4月1日から将来にわたってソニーに適用されます。この基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態へ重要な影響を与えないと予想されています。

営業権の減損判定

2011年9月、FASBは営業権の減損判定を簡素化する新規会計基準を公表しました。この新規会計基準により、企業は二段階による定量的な営業権の減損判定の実施の必要性を判断する基礎として、報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超であるかどうかを判断するため、最初に定性的要素の評価を行うことが認められます。この新規会計基準により、企業は、定性的評価に基づき報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超であると判断しない限り、その公正価値の算定をする必要がなくなります。この新規会計基準は、2011年12月15日より後に開始する連結会計年度における年次及び期中の営業権の減損判定に適用されます。ソニーは、2012年4月1日からこの基準を適用しています。この基準の適用は、ソニーの業績及び財政状態へ重要な影響を与えないと予想されています。

包括利益の表示

2011年6月、FASBは包括利益の表示に関する新規会計基準を公表しました。この改訂は報告企業に対して、包括利益の構成要素について単一の計算書として表示するか、あるいは、連続した2つの計算書として表示することを要求しています。この改訂は、2011年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその四半期連結会計期間から適用され、遡及適用されます。

2011年12月、FASBは累積その他の包括利益から組み替えられる項目の表示に関して、改訂の適用日を繰り延べました。2011年6月に公表された基準のうち、その他の改訂については適用日の変更はありません。ソニーは、2012年4月1日からこの基準を適用しています。この基準は開示のみに影響するため、この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響はありません。

貸借対照表の相殺に関する開示

2011年12月、FASBは、米国会計原則及びIFRSに準拠した貸借対照表の比較可能性を向上させることに加え、企業の財政状態に相殺契約が与える影響を財務諸表利用者がより理解することを可能にするため、相殺契約についての情報を開示することを要求する新規会計基準を公表しました。この新規基準は、2013年4月1日からソニーに遡及適用されます。この基準は開示のみに影響するため、この基準の適用がソニーの業績及び財政状態に与える影響はありません。

(4) 勘定科目の組替再表示

2010年度の連結財務諸表の一部の金額を、2011年度の表示に合わせて組替再表示しています。

(5) 過年度の事象に関する調整

子会社における間接税の計算

2011年度第1四半期連結累計期間において、ソニーは子会社における間接税の計算誤りを修正するために、過年度の事象に関する調整を行いました。この間接税の計算誤りは、2005年度から2011年度第1四半期連結累計期間に事象が判明するまで継続していました。この調整は、実質的にすべてC P S分野に関するものであり、純売上高、販売費及び一般管理費及び支払利息に影響し、当連結会計年度の税引前損失が合計で4,413百万円増加しています。この調整は当連結会計年度及びそれ以前の期間における連結財務諸表に対して重要性がないと判断しています。

2010年度の連結貸借対照表の表示の変更

2011年3月31日現在のその他の資産に含まれる繰延税金、その他の固定資産、資産合計、未払法人税及びその他の未払税金、その他の固定負債ならびに負債及び資本合計の表示は、2011年度に実施した一部の未認識税務ベネフィットに関する繰延税金資産の分析の結果を反映し、2012年3月31日現在の表示にあわせて変更しています。この変更により2011年3月31日現在のその他の資産に含まれる繰延税金は61,115百万円増加し、その他の固定資産ならびに資産合計はそれぞれ74,981百万円及び13,866百万円減少しています。また、未払法人税及びその他の未払税金は8,320百万円増加し、その他の固定負債ならびに負債及び資本合計はそれぞれ22,186百万円及び13,866百万円減少しています。この変更による2010年度の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書への影響はありません。

4 棚卸資産

棚卸資産の内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
製品	529,666	498,430
仕掛品	70,969	88,236
原材料・購入部品	103,408	120,386
計	704,043	707,052

5 繰延映画製作費

繰延映画製作費の内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
映画製作：		
既公開	102,415	98,910
完成、未公開	14,260	10,800
製作・開発中	107,811	102,295
テレビ製作：		
既公開	40,581	44,461
製作・開発中	1,688	2,853
テレビ放映権	24,544	27,830
控除：棚卸資産に含まれる1年以内償却 予定のテレビ放映権	15,910	17,101
計	275,389	270,048

ソニーは、2012年3月31日現在の既公開作品にかかる未償却残高のうち約90%が、3年以内に償却されると見積もっています。2012年3月31日現在の既公開及び完成作品にかかる繰延映画製作費のうち約84,000百万円は1年以内に償却される予定です。また、未払金・未払費用に含まれる未払分配金債務約91,000百万円は1年以内に支払われる予定です。

6 関連当事者取引

ソニーは、重要な影響力を行使しうる関連会社への投資に対し持分法を適用しています。また、ソニーが支配力を有しないジェネラル・パートナーシップ及びリミテッド・パートナーシップに対する投資についても、投資先の活動に少なからぬ影響を及ぼす場合（通常3%から5%を超える持分）、持分法が適用されます。

Sony Ericsson Mobile Communications AB（以下「ソニー・エリクソン」）及びS-LCD Corporation（以下「S-LCD」）はいずれも重要な持分法適用関連会社でしたが、2011年度において、当社はソニー・エリクソンの持分50%を追加取得し、S-LCDのすべての株式を売却しました。その結果、2012年3月31日現在、個別に重要な投資はありません。

持分法適用会社の合算・要約財務諸表（重要な持分法適用会社の財務諸表及び連結財務諸表との調整表を含む）は次のとおりです。

貸借対照表

区分	2011年3月31日			
	金額（百万円）			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
流動資産	254,858	188,903	183,597	627,358
固定資産	92,925	233,988	137,720	464,633
資産合計	347,783	422,891	321,317	1,091,991
流動負債	282,857	71,572	166,056	520,485
固定負債及び非支配持分	8,089	29,696	61,036	98,821
株主に帰属する資本	56,837	321,623	94,225	472,685
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前のソニーの持分相当額	28,419	160,812		
調整項目				
その他	79	-		
関連会社に対する投資及び貸付金	28,340	160,812	32,841	221,993

区分	2012年3月31日
	金額（百万円）
流動資産	167,786
固定資産	168,143
資産合計	335,929
流動負債	93,535
固定負債及び非支配持分	79,513
株主に帰属する資本	162,881
持分比率	20%-50%
関連会社に対する投資及び貸付金	36,800

損益計算書

区分	2010年度			
	金額(百万円)			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
売上高及び営業収入	673,464	807,955	268,604	1,750,023
営業利益(損失)	16,453	12,527	17,630	46,610
その他の収益(費用)(純額)	1,572	4,119		
税引前利益(損失)	14,881	8,408		
法人税等	6,065	3,094		
非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	520	-		
株主に帰属する当期純利益(損失)	8,296	11,502	8,895	28,693
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前の持分法による投資利益(損失)	4,148	5,751		
調整項目				
その他	7	1,463		
持分法による投資利益(損失)	4,155	7,214	2,693	14,062

区分	2011年度			
	金額(百万円)			
	ソニー・エリクソン	S-LCD	その他	合計
売上高及び営業収入	475,898	146,002	123,610	745,510
営業利益(損失)	44,239	4,644	5,247	43,636
その他の収益(費用)(純額)	4,504	3,098		
税引前利益(損失)	39,735	7,742		
法人税等	73,054	374		
非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	2,729	-		
株主に帰属する当期純利益(損失)	115,518	8,116	950	122,684
持分比率	50%	50%	20%-50%	
調整前の持分法による投資利益(損失)	57,759	4,058		
調整項目				
為替調整を含む減損損失	-	60,019		
その他	79	1		
持分法による投資利益(損失)	57,680	64,078	61	121,697

2001年10月に、ソニーはTelefonaktiebolaget LM Ericsson(以下「エリクソン」)と携帯電話端末事業における合弁会社であるソニー・エリクソンを設立しました。ソニーは2012年2月15日までソニー・エリクソンの50%を所有し、持分法適用会社に含めていました。2012年2月15日、当社は、エリクソンの保有するソニー・エリクソンの持分50%を取得し、携帯端末事業を行うこの会社は当社の完全子会社になりました。詳細は注記25に記載しています。

2004年4月に、ソニーはSamsung Electronics Co., Ltd.(以下「Samsung」)とアモルファスTFT液晶ディスプレイパネル製造を行う合弁会社、S-LCDを設立しました。ソニーはS-LCDの50%マイナス1株を所有していましたが、S-LCDはソニーの液晶テレビ「BRAVIA」の差別化のための高画質大画面液晶パネルの供給元として、ソニーのテレビ事業戦略上重要な合弁会社でした。2011年6月、S-LCDは6,000億韓国ウォンの減資を行い、ソニーは、S-LCDより22,100百万円の出資の払い戻しを受けました。しかし、液晶パネル及び液晶テレビの市場はますます厳しくなっており、この状況に対応し、それぞれの市場競争力を強化するために、ソニーとSamsungは2011年12月、液晶パネル事業について新たな提携関係に移行することを合意しました。この合意の結果、2012年1月19日、ソニーはSamsungに対し、ソニーが保有するすべてのS-LCD株式を売却し、対価として71,986百万円(1.07兆韓国ウォン)をSamsungより受け取りました。この取引によりS-LCDはソニーの関連会社ではなくなりました。なお、ソニーは2011年度においてS-LCD株式について60,019百万円の減損損失を計上しています。この中には、外貨換算調整額の損益への組替えと当初減損計上からSamsungへの売却取引日までの為替相場の変動の影響を含んでいます。S-LCD株式の売却による収入額は、キャッシュ・フロー計算書上、投資有価証券の売却に含まれています。

2011年3月31日及び2012年3月31日現在、関連会社の純資産に対するソニーの持分相当額と関連会社に対するソニーの投資簿価との間に重要な差異はありません。

2012年3月31日現在、株式の市場価額を持つ持分法適用会社はありません。

2011年3月31日及び2012年3月31日現在、持分法によって評価されている関連会社の数は、それぞれ82社及び95社です。

持分法適用の関連会社との取引残高及び取引高は次のとおりです。

科目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
売掛金	18,631	4,125
買掛金	45,434	508
キャピタル・リース未払金	-	39,080

科目	2010年度	2011年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高	96,164	79,677
仕入高	383,922	157,930
支払リース料	-	24,159

日本のリース会社であるSFIリーシング(株)は、2010年11月の事業分割後、ソニーが34%を保有し持分法を適用していません。ソニーは、2011年度に取得した機械装置の一部についてSFIリーシング(株)との間で3年間のセール・アンドリースバック取引を行いました。詳細は注記25に記載しています。

2010年度及び2011年度における持分法適用の関連会社からの配当金は、それぞれ2,583百万円及び1,964百万円です。

2011年度に、ソニーはS-LCD株式の売却に先立ち、S-LCDの低稼働率に起因する追加的な液晶パネル関連費用を22,759百万円支払っています。

7 金融資産の移転

下記の取引はソニーが売掛債権に対する支配を放棄したことから、金融資産の譲渡に関する会計基準にもとづき、売却として会計処理されます。それぞれのケースにおいて、これらの取引における売却損は僅少です。ソニーは売却した売掛債権に対するサービスを継続していますが、売掛債権回収にかかるコストは僅少であるため、サービス負債を計上していません。下記の売却取引からの現金受取額に加え、2010年度及び2011年度において、サービス報酬を含むキャッシュ・フローの純額は僅少です。

ソニーは日本国内において複数の売掛債権売却プログラムを設定しており、一度に最大50,200百万円の契約上適格な売掛債権を売却することができます。ソニーはこのプログラムにより、銀行の所有・運営する特別目的会社に、取引先との約定回収期間が売掛債権売却後190日を超えない売掛債権を売却することができます。ソニーは2010年度及び2011年度においてそれぞれ合計136,232百万円及び126,513百万円の売掛債権の売却を行いました。

特定の金融子会社は複数の債権売却プログラムを設定しており、一度に最大24,000百万円の契約上適格な債権を売却することができます。金融子会社はこのプログラムにより、銀行の所有・運営する特別目的会社に、取引先との約定回収期間が債権売却後180日を超えない債権を売却することができます。金融子会社は2010年度及び2011年度においてそれぞれ合計166,025百万円及び130,060百万円の債権の売却を行いました。

2009年度、ソニーは米国において売掛債権売却プログラムを設定しました。このプログラムにより、ソニーの米国子会社に連結されている倒産隔離された会社は、一度に最大450百万米ドルの契約上適格な売掛債権を銀行に売却することができます。ソニーは2009年度において合計258,085百万円の売掛債権の売却を行いました。その後、ソニーはこのプログラムを改定しました。この改定したプログラムにおける取引は、金融資産の譲渡に関する新規会計基準においても、引き続き売却処理の要件を満たしましたが、売却代金の一部について関連する債権が回収されるまで、留保し繰り延べることが要求されます。留保し繰り延べられた売却代金の一部は当初、公正価値で計上され、その他の流動資産に含まれ、2011年3月31日時点及び2012年3月31日時点の残高はそれぞれ32,751百万円、16,272百万円です。ソニーはこれらの債権が営業活動の成果であり、かつ短期的な性質上、関連する金利リスクは僅少であることから、これらの債権の回収を、連結キャッシュ・フロー計算書上、営業活動によるキャッシュ・フローに含めています。ソニーが2010年度において売却した売掛債権の合計額ならびにこれらの売却により繰り延べられた売却代金及び繰り延べられた売却代金の回収額はそれぞれ414,147百万円ならびに185,647百万円及び153,550百万円です。ソニーが2011年度において売却した売掛債権の合計額ならびにこれらの売却により繰り延べられた売却代金及び繰り延べられた売却代金の回収額はそれぞれ476,855百万円ならびに117,343百万円及び132,636百万円です。

上記の日本国内及び金融分野における売掛債権売却プログラムは、2010年4月1日以前に適用されていた金融資産の譲渡に関する会計基準において、適格特別目的会社が関与していました。これらの適格特別目的会社は特定の基準を満たしていたため、ソニーの連結対象ではありませんでした。適格特別目的会社に該当していた事業体は、2010年4月1日から、他のVIEと同じ連結に関する会計基準の対象となっています。(注記24参照)

8 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券に含まれる負債証券及び持分証券は主に金融分野に含まれ、そのうち売却可能証券及び満期保有目的証券に区分されるものの取得原価、未実現評価損益及び公正価値は次のとおりです。

項目	2011年3月31日				2012年3月31日			
	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 評価益 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	1,124,704	24,032	4,971	1,143,765	1,036,946	55,384	879	1,091,451
日本地方債	22,845	184	64	22,965	33,513	163	1	33,675
日本社債	332,567	1,511	440	333,638	293,885	1,489	224	295,150
外国社債	332,316	4,872	11,367	325,821	377,609	4,705	7,063	375,251
その他	8,241	109	118	8,232	22,383	1,548	6	23,925
	1,820,673	30,708	16,960	1,834,421	1,764,336	63,289	8,173	1,819,452
持分証券	80,983	63,822	3,316	141,489	60,694	53,016	1,513	112,197
満期保有目的証券								
日本国債	2,902,342	22,420	48,149	2,876,613	3,404,069	157,740	4,499	3,557,310
日本地方債	18,912	218	2	19,128	12,592	277	-	12,869
日本社債	32,349	158	67	32,440	31,379	1,501	-	32,880
外国社債	47,330	13	3	47,340	46,441	10	-	46,451
	3,000,933	22,809	48,221	2,975,521	3,494,481	159,528	4,499	3,649,510
合計	4,902,589	117,339	68,497	4,951,431	5,319,511	275,833	14,185	5,581,159

下記の表は、2012年3月31日現在における売却可能証券及び満期保有目的証券に区分される負債証券の取得原価及び公正価値を、契約上の償還期限別に示したものです。

2012年3月31日	売却可能証券		満期保有目的証券	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	230,037	223,870	23,552	23,625
1年超5年以内	505,497	510,183	18,280	18,559
5年超10年以内	210,411	215,180	27,225	28,219
10年超	818,391	870,219	3,425,424	3,579,107
合計	1,764,336	1,819,452	3,494,481	3,649,510

2010年度及び2011年度における売却可能証券の売却収入は、それぞれ532,619百万円及び177,850百万円です。これらの売却収入のうち平均原価法にもとづく実現総利益はそれぞれ38,654百万円及び9,593百万円であり、実現総損失はそれぞれ2,014百万円及び1,834百万円です。

有価証券に含まれる売買目的証券に区分される持分証券、負債証券の残高は、2011年3月31日及び2012年3月31日現在、それぞれ375,802百万円及び433,491百万円です。

ソニーは通常の事業において、多くの非上場会社の株式を長期の投資有価証券として保有し、これらは投資有価証券その他に含まれています。非上場会社に対する投資残高は、2011年3月31日及び2012年3月31日現在、それぞれ75,930百万円及び93,050百万円です。非上場会社の持分証券は公正価値が容易に算定できないため、主に取得原価で計上されています。

主として金融分野において保有する売買目的有価証券に関して、ソニーは2010年度において10,768百万円の未実現評価損を計上し、2011年度において21,216百万円の未実現評価益を計上しました。売買目的有価証券の公正価値の変動は、主に連結損益計算書上、金融ビジネス収入に計上されています。

下記の表は、2011年3月31日及び2012年3月31日現在におけるソニーの保有する投資有価証券のうち、銘柄ごとに継続して未実現評価損となっているものの公正価値と未実現評価損を、投資区分及びその期間別に示したものです。

2011年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						
負債証券						
日本国債	223,686	3,230	54,477	1,741	278,163	4,971
日本地方債	12,434	64	-	-	12,434	64
日本社債	130,318	440	-	-	130,318	440
外国社債	126,184	7,183	30,277	4,184	156,461	11,367
その他	3,182	118	-	-	3,182	118
	495,804	11,035	84,754	5,925	580,558	16,960
持分証券	36,391	3,223	386	93	36,777	3,316
満期保有目的証券						
日本国債	1,812,196	48,149	-	-	1,812,196	48,149
日本地方債	531	2	-	-	531	2
日本社債	20,788	67	-	-	20,788	67
外国社債	194	3	-	-	194	3
	1,833,709	48,221	-	-	1,833,709	48,221
合計	2,365,904	62,479	85,140	6,018	2,451,044	68,497

2012年3月31日	12ヵ月未満		12ヵ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現 評価損 (百万円)
売却可能証券						
負債証券						
日本国債	55,450	877	3,048	2	58,498	879
日本地方債	2,364	1	-	-	2,364	1
日本社債	1,034	196	25,243	28	26,277	224
外国社債	68,277	6,065	83,650	998	151,927	7,063
その他	335	6	-	-	335	6
	127,460	7,145	111,941	1,028	239,401	8,173
持分証券	4,337	318	280	1,195	4,617	1,513
満期保有目的証券						
日本国債	-	-	333,702	4,499	333,702	4,499
日本地方債	70	0	-	-	70	0
日本社債	-	-	-	-	-	-
外国社債	-	-	-	-	-	-
	70	0	333,702	4,499	333,772	4,499
合計	131,867	7,463	445,923	6,722	577,790	14,185

2010年度及び2011年度において実現した減損の総額は、それぞれ9,763百万円及び5,530百万円でした。
2012年3月31日現在、ソニーは上記の表に示される未実現評価損を含む投資の公正価値の下落は一時的であると判断しました。

9 リース資産

ソニーは、情報関連及びその他の機器、工場施設、事務所、倉庫、従業員の住居施設及びその他の資産の一部を賃借しています。一部の賃借契約には、更新及び購入選択権があります。加えて、2011年度において、ソニーは3年間のセール・アンド・リースバック取引を行い、機械装置の一部についてキャピタル・リースとして会計処理しています。注記25に記載のとおり、ソニーは取得時に計上された公正価値にもとづいて売却代金50,537百万円を受け取りました。なお、このセール・アンド・リースバック取引において売却益は計上していません。また、ソニーは一部の映画製作にかかる資金調達のために、第三者とキャピタル・リース契約を締結しています。

キャピタル・リースに該当するリース資産の内容は次のとおりです。

資産の種類	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
機械装置及びその他の資産	9,288	58,751
繰延映画製作費	19,208	9,465
償却累計額	4,634	20,514
計	23,862	47,702

キャピタル・リースに関して、将来支払われる最低リース料の年度別の金額及びその合計額の現在価値は次のとおりです。

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
2011年度	4,761	-
2012年度	3,706	20,652
2013年度	3,275	20,098
2014年度	2,668	2,035
2015年度	2,330	1,469
2016年度	-	1,346
2016年度以降	14,583	-
2017年度以降	-	5,647
リース料の最低支払額合計	31,323	51,247
控除：利息相当額	6,650	1,493
現在価値	24,673	49,754
控除：短期リース未払金	4,162	20,494
長期キャピタル・リース未払金	20,511	29,260

2010年度及び2011年度のオペレーティング・リースによる賃借料は、それぞれ78,538百万円及び76,188百万円です。2010年度及び2011年度のオペレーティング・リースによる転貸賃借料は、それぞれ1,974百万円及び1,423百万円です。2011年3月31日及び2012年3月31日現在における解約不能のオペレーティング・リースによる転貸契約にもとづいて将来受け取るべき最低賃借料はそれぞれ4,614百万円及び4,527百万円です。2011年3月31日及び2012年3月31日現在における当初の又は残存する解約不能リース期間が1年を超える賃借契約にもとづく最低賃借料は次のとおりです。

年度	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
2011年度	39,817	-
2012年度	31,459	42,789
2013年度	24,652	33,110
2014年度	18,158	24,087
2015年度	12,665	17,368
2016年度	-	13,653
2016年度以降	51,239	-
2017年度以降	-	49,174
将来の最低賃借料の支払額合計	177,990	180,181

10 営業権及び無形固定資産

2011年度に取得した無形固定資産は174,430百万円、うち174,275百万円は償却対象の資産であり、内訳は次のとおりです。

項目	当年度取得無形資産	加重平均償却年数
	取得原価 (百万円)	年数
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	103,036	7
顧客関係	19,793	14
商標	14,177	7
販売用ソフトウェア	23,621	3
その他	13,648	4

(注) 特許権、ノウハウ、ライセンス契約には、ソニー・エリクソン取得に関するクロスライセンス契約及び開発した技術が含まれています。この取得に関する詳細は注記25に記載しています。

償却対象の無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日		2012年3月31日	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
特許権、ノウハウ、ライセンス契約	122,444	69,224	226,142	80,334
顧客関係	3,051	1,105	23,758	1,409
商標	4,938	1,401	20,214	2,154
販売用ソフトウェア	76,112	40,447	98,852	58,865
ミュージック・カタログ	160,325	40,455	157,699	45,570
アーティスト・コントラクト	27,727	17,903	27,401	19,419
配信契約	35,874	228	36,216	2,370
その他	82,519	40,136	87,843	54,338
計	512,990	210,899	678,125	264,459

2010年度及び2011年度における無形固定資産償却費は、それぞれ52,763百万円及び57,023百万円です。また、2012年度以降5年間の見積償却費は次のとおりです。

年度	金額(百万円)
2012年度	68,735
2013年度	58,885
2014年度	48,971
2015年度	41,218
2016年度	36,509

耐用年数が確定できない無形固定資産の内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
商標	66,967	66,729
配給契約	18,834	18,807
その他	3,230	4,497
計	89,031	90,033

2010年度及び2011年度におけるセグメント別の営業権の推移は次のとおりです。

項目	C P S	P D S	映画	音楽	金融	ソニー モバイル *1	その他	合計
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
2010年3月31日 営業権残高-総額	135,591	65,123	102,481	110,192	3,020	-	36,749	453,156
減損累計額	5,320	300	-	306	706	-	7,655	14,287
営業権残高	130,271	64,823	102,481	109,886	2,314	-	29,094	438,869
取得 *2	-	1,085	46,504	203	-	-	55	47,847
売却及び処分	257	-	-	-	-	-	-	257
減損	-	-	-	-	-	-	-	-
為替換算調整	770	31	8,401	6,956	-	-	1,239	17,335
その他 *3	171	232	-	445	-	-	77	119
2011年3月31日 営業権残高-総額	134,735	66,471	140,584	102,994	3,020	-	35,488	483,292
減損累計額	5,320	300	-	306	706	-	7,655	14,287
営業権残高	129,415	66,171	140,584	102,688	2,314	-	27,833	469,005
取得	166	-	1,330	-	-	128,522	4,358	134,376
売却及び処分	-	589	-	-	-	-	-	589
減損 *4	-	-	-	-	-	-	932	932
為替換算調整	65	184	3,073	1,891	-	9,733	559	3,961
その他 *3,5	201	28,773	521	147	-	-	579	29,063
2012年3月31日 営業権残高-総額	134,635	36,925	138,320	100,956	3,020	138,255	39,866	591,977
減損累計額	5,320	300	-	306	706	-	8,587	15,219
営業権残高	129,315	36,625	138,320	100,650	2,314	138,255	31,279	576,758

(注) *1 ソニーモバイル分野における金額はソニー・エリクソン取得に関するものです。この取得に関する詳細は注記25に記載しています。

*2 映画分野における取得金額は、主にGame Show Network, LLC(以下「GSN」)の取得に関するものです。この調整に関する詳細は注記25に記載しています。

*3 その他は、主に過年度の買収価格の調整及び売却予定資産への分類によるものです。

*4 2011年度において、ソニーはその他分野に含まれる報告単位について932百万円の減損損失を認識しました。これは当該報告単位の公正価値の減少によるものです。当該報告単位の公正価値は、将来キャッシュ・フローの見積現在価値にもとづき算定されています。

*5 2011年度において、ソニーはP D S分野に含まれるケミカルプロダクツ関連事業の譲渡に向けた基本合意書を第三者と締結しました。当該事業に関連する資産及び負債は、2011年度末に売却予定資産及び負債として分類され、2012年度中の譲渡完了が予想されています。この分類の結果、減損損失は認識されませんでした。売却予定資産には29,182百万円の営業権が含まれており、連結貸借対照表のその他の資産に分類されています。この調整に関する詳細は注記26に記載しています。

注記3に記載のとおり、ソニーは年一回、営業権の減損判定を行っています。減損判定の結果、2011年度において上記以外の減損は計上されませんでした。

11 保険関連科目

金融分野に含まれる日本の子会社は、注記3に記載のとおり、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則及び会計実務に準拠して会計記録を保持していますが、米国会計原則とは、いくつかの点で異なります。

これらの相違の主なものは、1) 生命保険事業及び損害保険事業における保険契約の獲得費用は、日本では発生年度の期間費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、関連する保険契約の保険料払込期間にわたって償却されること、及び2) 生命保険事業における保険契約債務について、日本では管轄の行政当局の認める方式により算定されますが、米国会計原則においては、これらの債務は、計算基礎の一定の変更を施し、平準純保険料式による評価を行って計上されることです。連結財務諸表の作成上、米国会計原則に準拠するため、このような差異は適切に調整されています。

2011年3月31日及び2012年3月31日現在の保険子会社の米国会計原則に準拠しない法定帳簿上の純資産合計は、それぞれ232,160百万円及び282,846百万円です。

(1) 保険契約

金融分野に含まれる生命保険子会社が引受ける保険契約は、ほとんどが長期契約に分類され、主に終身保険、定期保険及び傷害・医療保険契約から構成されています。2010年度及び2011年度における生命保険料収入は、それぞれ600,291百万円及び654,986百万円です。金融分野に含まれる損害保険子会社が引受ける保険契約は、短期契約に分類され、主に自動車保険契約から構成されています。2010年度及び2011年度における損害保険料収入は、それぞれ71,037百万円及び76,958百万円です。

(2) 繰延保険契約費

新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち、回収できると認められるものについては繰り延べています。繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料(費用)、診査及び調査費用等から構成されます。繰延保険契約費については、資産計上した金額が見込粗利益及び保険料から保険給付金及び事業費を控除した額の現在価値を超えていないことを検証するために、少なくとも毎年1回、回収テストが行われます。伝統的保険商品に関する繰延費用は、保障債務の計算と共通の基礎数値を用いて関連する保険契約の保険料払込期間にわたり償却されます。上記以外の保険商品に関する繰延費用は、見積期間にわたり関連する保険契約の見込粗利益に比例して償却されます。

2010年度及び2011年度の償却費は、それぞれ59,249百万円及び55,427百万円です。

(3) 保険契約債務

保険契約債務は、主として個人保険契約に関連しており、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引当てられています。これらの債務はマネジメントの高度な判断と見積りを必要とし、将来の資産運用利回り、罹患率、死亡率及び契約脱退率等についての予測にもとづき平準純保険料式の評価方法により算定されます。保険契約債務は1.4%から4.5%の範囲の利率を適用して計算されており、市場環境や期待投資利益などの要素が反映されています。保険契約債務の見積りに使用される罹患率、死亡率及び契約脱退率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。通常は、これらの前提条件は契約時に固定されますが、前提条件と実績が大きく異なる場合、あるいは前提条件を大きく変更する場合には、ソニーは保険契約債務の追加計上を必要とする可能性があります。

2011年3月31日及び2012年3月31日現在の保険契約債務は、それぞれ2,918,960百万円及び3,202,066百万円です。

(4) 生命保険ビジネスにおける契約者勘定

生命保険ビジネスにおける契約者勘定は、勘定預り金累積元本に付与利息を加えたものから、引出額、経費及び危険保険料を差し引いた額を表しており、ユニバーサル保険及び投資契約等から構成されています。ユニバーサル保険には、利率変動型終身保険及び変額保険が含まれています。利率変動型終身保険に対する付与利率は2.0%です。変額保険については、保険契約の価値は投資ユニットの観点から表示されます。各ユニットは資産ポートフォリオに関連しており、ユニットの価値の増減は、関連する資産ポートフォリオの価値にもとづいています。投資契約には、主に一時払学資保険契約、年金開始後契約が含まれています。投資契約に対する付与利率は、0.1%から6.3%です。

生命保険ビジネスにおける契約者勘定の内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
ユニバーサル保険	896,539	1,010,277
投資契約	322,580	340,600
その他	82,133	98,767
合計	1,301,252	1,449,644

12 短期借入金及び長期借入債務

短期借入金の内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日		2012年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金	43,737	加重平均利率：年4.40%	89,878	加重平均利率：年3.98%
担保付コールマネー	10,000	加重平均利率：年0.11%	10,000	加重平均利率：年0.11%
短期借入金合計	53,737		99,878	

2012年3月31日現在、簿価10,845百万円の投資有価証券が、国内の金融子会社のコールマネー10,000百万円に対する担保として設定されています。上記の他、国内の金融子会社において為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価129,472百万円の有価証券を差し入れています。

長期借入債務の内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日		2012年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保借入金 (借入先：主として銀行)	441,976	利率：年0.20%から4.50%まで 返済期限：2011年から2018年まで	564,275	利率：年0.23%から4.50%まで 返済期限：2012年から2024年まで
無担保社債 (未償却ディスカウント控除後)	50,000	利率：年1.52% 満期：2011年	-	
無担保社債 (未償却ディスカウント控除後)	39,996	利率：年1.16% 満期：2012年	39,999	利率：年1.16% 満期：2012年
無担保社債 (未償却ディスカウント控除後)	34,999	利率：年1.52% 満期：2013年	35,000	利率：年1.52% 満期：2013年
無担保社債 (未償却ディスカウント控除後)	29,991	利率：年1.57% 満期：2015年	29,993	利率：年1.57% 満期：2015年
無担保社債 (未償却ディスカウント控除後)	24,996	利率：年1.75% 満期：2015年	24,997	利率：年1.75% 満期：2015年

項目	2011年3月31日		2012年3月31日	
	金額 (百万円)	摘要	金額 (百万円)	摘要
無担保社債	10,500	利率：年1.17% 満期：2011年	-	
無担保社債	60,000	利率：年0.95% 満期：2012年	60,000	利率：年0.95% 満期：2012年
無担保社債	10,700	利率：年1.40% 満期：2013年	10,700	利率：年1.40% 満期：2013年
無担保社債	110,000	利率：年1.30% 満期：2014年	110,000	利率：年1.30% 満期：2014年
無担保社債	-		10,000	利益：年0.55% 満期：2016年
無担保社債	-		45,000	利益：年0.66% 満期：2017年
無担保社債	16,300	利率：年2.00% 満期：2018年	16,300	利率：年2.00% 満期：2018年
無担保社債	50,000	利率：年2.07% 満期：2019年	50,000	利率：年2.07% 満期：2019年
無担保社債	-		10,000	利益：年1.41% 満期：2022年
キャピタル・リース 未払金	24,673	利率：年0.03%から9.09%まで 支払期間：2011年から2021年まで	49,754	利益：年0.03%から8.74%まで 支払期間：2012年から2026年まで
預り保証金	17,718		16,691	
小計	921,849		1,072,709	
控除：1年以内に返 済期限の到来する額	109,614		310,483	
長期借入債務合計	812,235		762,226	

2012年3月に、ソニーは、エリクソン保有のソニー・エリクソン持分50%の取得等の資金に充当するため、複数の銀行から1,365百万米ドルの無担保長期借入（6年、10年満期）を行いました。この借入は、日本企業による海外M&A支援等を目的として創設された、国際協力銀行の「円高対応緊急ファシリティ」を活用したものです。借入総額1,365百万米ドルのうち、「円高対応緊急ファシリティ」からの借入額が819百万米ドル（借入総額の60%）、民間銀行からの借入額が546百万米ドル（借入総額の40%）となっています。この借入契約では、将来において当社及びその完全子会社が電話機能を有する携帯端末に関する事業を実施しなくなった場合、借入金を期限前に弁済する義務が生じます。

上記の借入又は社債等に、重大な不利益を及ぼす財務制限条項やクロスデフォルト条項は存在しません。

長期借入債務の各年度の返済予定額は次のとおりです。

年度	2012年3月31日
	金額(百万円)
2012年度	310,483
2013年度	135,487
2014年度	209,814
2015年度	77,391
2016年度	97,419
2017年度以降	242,115
合計	1,072,709

2012年3月31日現在、ソニーの未使用コミットメントラインは800,306百万円であり、契約している金融機関から通常180日を超えない期間で借入れることができます。さらにソニーは746,570百万円のコマーシャルペーパー・プログラムを設定しています。このプログラムにより、ソニーは通常270日を超えない期間でコマーシャルペーパーを発行することができます。

13 銀行ビジネスにおける住宅ローン及び顧客預金

(1) 銀行ビジネスにおける住宅ローン

ソニーは通常の事業を通じて金融債権を取得し、また保有しています。ソニーが保有する金融債権の大部分は銀行ビジネスにおける住宅ローンによって構成され、その他個別に重要性のある金融債権はありません。

銀行ビジネスに含まれる子会社は、債務者ごとに資金状況や延滞状況に応じた区分にもとづき、住宅ローンの信用状況をモニタリングしています。債務者の延滞状況は日常的に確認し、区分については四半期ごとに見直しています。

住宅ローンに対応する貸倒引当金は、上述の区分と担保の状況に応じて設定されています。銀行ビジネスにおける住宅ローン残高及びこれに対応する貸倒引当金の残高は、2011年3月31日現在でそれぞれ656,047百万円及び925百万円、2012年3月31日現在でそれぞれ749,636百万円及び1,066百万円です。2010年度及び2011年度において、注記19に記載の東日本大震災の影響を含め、銀行ビジネスにおける住宅ローンの償却及び貸倒引当金の変動で、重要なものはありません。

また、2011年3月31日及び2012年3月31日現在、銀行ビジネスにおける住宅ローンのうち、未収利息の計上を行っていない債権及び延滞が発生している債権で、重要なものはありません。

銀行ビジネスに含まれる子会社は、上述の区分にもとづき、住宅ローンの未収利息不計上に関する判定を行っています。区分が見直しによって変更された場合には、利息の計上を再開する場合があります。

(2) 銀行ビジネスにおける顧客預金

金融分野に含まれる銀行ビジネスにおける顧客預金は、その全額が利付預金です。2011年3月31日及び2012年3月31日現在、契約額が10百万円以上の定期預金の残高は、それぞれ247,799百万円及び374,665百万円です。これらの顧客預金は満期日以前に引き出し可能なため、流動負債に分類されています。

2012年3月31日現在の残存期間が1年を超える定期預金残高は次のとおりです。

年度	2012年3月31日
	金額(百万円)
2013年度	32,531
2014年度	11,421
2015年度	9,064
2016年度	3,946
2017年度	2,104
2018年度以降	33,721
残存期間が1年を超える定期預金残高合計	92,787

14 公正価値による測定

注記3に記載のとおり、公正価値による測定に関する会計基準にもとづき、ソニーが保有する資産及び負債は下記のとおり区分され、会計処理されています。

(1) 継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーが各金融商品の公正価値測定に利用している評価手法、それが通常どの公正価値のレベルに分類されているかは以下のとおりです。

売買目的有価証券、売却可能証券及びその他の投資

活発な市場における取引価格が利用可能である場合、有価証券の公正価値の階層はレベル1に分類されます。レベル1の有価証券には、上場持分証券が含まれています。取引価格を利用できないもしくは市場が活発でない有価証券については、価格モデル、類似の特徴をもつ有価証券の取引価格あるいは割引キャッシュ・フローモデルを使用して公正価値を見積もり、主にレベル2に分類されます。レベル2の有価証券には、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれています。取引量が少ないもしくは評価に使用する基礎データの観察可能性が低い有価証券については、レベル3に分類しています。レベル3の有価証券は、貸借対照表日において活発な取引にもとづく価格がなく、その公正価値を測定するにあたり証券業者から得た指標価格や投資顧問会社から入手した定性的な基礎データ等、市場で観察不能な基礎データの使用が必要となるものです。レベル3の資産には、その価値が価格モデル、割引キャッシュ・フローモデルもしくは類似の評価手法により測定される金融商品や、市場参加者が公正価値の測定に通常使用すると想定される仮定を用いてマネジメントが重要な判断や見積りを行うことにより公正価値を測定した金融商品が含まれます。レベル3の有価証券には、通常、レベル1・レベル2に分類されなかった複合金融商品やプライベートエクイティ投資が含まれています。

デリバティブ

上場されているデリバティブで、その取引価格を使用して公正価値が測定されているデリバティブは、レベル1に分類されています。しかしながら、上場されているデリバティブ契約は少数であり、ソニーが保有するデリバティブの多くは、容易に観察可能な市場パラメータを評価の基礎として利用したソニー内部のモデルによる評価を行っています。利用しているパラメータには、活発に価格が形成されているものや、価格情報提供業者のような外部業者から入手したものが含まれています。デリバティブの種類や契約条項に応じて、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデル等の評価手法により公正価値を測定するとともに、その手法を継続的に適用しています。ソニーは、開発後一定期間を経過しているようなデリバティブ商品について、金融業界において広く受け容れられている評価モデルを使用しています。これらのモデルは、満期までの期間を含むデリバティブ契約の条項や、金利、ボラティリティ、取引相手の信用格付け等の市場で観察されるパラメータを使用しています。さらに、これらのモデルの多くは、その評価方法に重要な判断を必要としないものであり、モデルで使用している基礎データ自体も活発な価格付けが行われる市場で容易に観察可能なものであるため、主観性の高いものではありません。これらの手法で評価されている金融商品は、通常、レベル2に分類されています。

ソニーは、金利スワップの公正価値を決定するにあたり、市場において観察可能で、該当する金融商品の期間に対応する金利のイールドカーブを使用した将来見積キャッシュ・フローの現在価値を使用しています。ソニーは、外国為替のデリバティブについて、直物相場、時間価値及びボラティリティ等、市場で観察可能な基礎データを利用した先物為替予約や通貨オプションの評価モデルを使用しています。これらのデリバティブは、そのデリバティブ資産・負債の公正価値の測定に際して、主に観察可能な基礎データを使用しているため、レベル2に分類されています。

2011年3月31日及び2012年3月31日現在、ソニーにおいて継続的に公正価値で測定されている資産・負債の公正価値は、次のとおりです。

項目	2011年3月31日							
	金額(百万円)							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	連結貸借対照表計上科目			
有価証券					投資有価証券その他	その他流動資産・負債	その他固定資産・負債	
資産								
売買目的有価証券	189,320	186,482	-	375,802	375,802	-	-	-
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	-	1,143,765	-	1,143,765	71,472	1,072,293	-	-
日本地方債	-	22,965	-	22,965	3,415	19,550	-	-
日本社債	-	329,057	4,581	333,638	96,745	236,893	-	-
外国社債	-	306,070	19,751	325,821	81,486	244,335	-	-
その他	-	7,933	299	8,232	-	8,232	-	-
持分証券	141,408	81	-	141,489	-	141,489	-	-
その他の投資*1	5,459	4,637	74,026	84,122	-	84,122	-	-
デリバティブ資産*2	-	15,110	-	15,110	-	-	15,101	9
資産合計	336,187	2,016,100	98,657	2,450,944	628,920	1,806,914	15,101	9
負債								
デリバティブ負債*2	-	33,759	-	33,759	-	-	32,096	1,663
負債合計	-	33,759	-	33,759	-	-	32,096	1,663

項目	2012年3月31日							
	金額(百万円)							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	連結貸借対照表計上科目			
有価証券					投資有価証券その他	その他流動資産・負債	その他固定資産・負債	
資産								
売買目的有価証券	214,036	219,455	-	433,491	433,491	-	-	-
売却可能証券								
負債証券								
日本国債	-	1,091,451	-	1,091,451	23,267	1,068,184	-	-
日本地方債	-	33,675	-	33,675	1,405	32,270	-	-
日本社債	-	293,637	1,513	295,150	123,434	171,716	-	-
外国社債	-	359,960	15,291	375,251	75,764	299,487	-	-
その他	-	23,616	309	23,925	-	23,925	-	-
持分証券	111,517	680	-	112,197	-	112,197	-	-
その他の投資*1	5,475	4,592	73,451	83,518	-	83,518	-	-
デリバティブ資産*2	-	18,518	-	18,518	-	-	18,513	5
資産合計	331,028	2,045,584	90,564	2,467,176	657,361	1,791,297	18,513	5
負債								
デリバティブ負債*2	-	41,218	-	41,218	-	-	40,034	1,184
負債合計	-	41,218	-	41,218	-	-	40,034	1,184

(注)*1 その他の投資には、複合金融商品やプライベートエクイティ投資が含まれています。

*2 デリバティブ資産・負債は総額で認識及び開示されています。

2010年度において、レベル1・レベル2間での重要な移動はありませんでした。2011年度において、一部の売買目的有価証券に関して活発な市場における取引価格が利用可能になったため、レベル1へ2,169百万円移動しました。また、2011年度において、一部の売買目的有価証券に関して活発な市場における取引価格が利用できなくなったため、レベル1から7,221百万円移動しました。

2010年度及び2011年度におけるレベル3に分類されている資産・負債の公正価値の変動は、次のとおりです。

項目	2010年度			
	金額（百万円）			
	資産			
	売却可能証券			その他の投資
	負債証券			
日本社債	外国社債	その他		
期首残高	1,097	17,433	-	73,608
実現及び未実現損益				
損益に含まれる金額*1	13	224	-	3,332
その他の包括利益（損失）に含まれる金額*2	18	841	1	2,638
購入、発行、売却及び償還	3,515	7,951	300	1,112
レベル3へ（から）の移動	-	4,568	-	-
期末残高	4,581	19,751	299	74,026
損益に含まれる金額のうち、年度末に保有する資産の未実現損益*1	2	10	-	3,779

項目	2011年度			
	金額（百万円）			
	資産			
	売却可能証券			その他の投資
	負債証券			
日本社債	外国社債	その他		
期首残高	4,581	19,751	299	74,026
実現及び未実現損益				
損益に含まれる金額*1	-	27	-	1,214
その他の包括利益（損失）に含まれる金額*2	2	271	10	505
購入	-	6,994	-	3,144
償還	500	5,961	-	2,784
レベル3への移動*3	2,116	956	-	-
レベル3からの移動*4	4,682	6,747	-	-
その他	-	-	-	226
期末残高	1,513	15,291	309	73,451
損益に含まれる金額のうち、年度末に保有する資産の未実現損益*1	-	2	-	1,215

（注）*1 連結損益計算書上、金融ビジネス収入に含まれています。

*2 連結資本変動表上、未実現有価証券評価益（損）に含まれています。

*3 証券業者から入手した指標価格にもとづく公正価値と内部で組成した価格との乖離が重要であり、基礎データの観察可能性が低下したため、一部の社債がレベル3へ移動しました。

*4 取引価格が利用可能となったため、一部の社債がレベル3から移動しました。

レベル3の資産には、主として日本の主要株価指標（日経平均株価）にもとづき価格が変動する複合金融商品、プライベートエクイティ投資及び市場における取引価格が利用できず、基礎データの観察可能性が低い国内外の社債が含まれています。その公正価値を測定するにあたり、ソニーは主に証券業者から得た指標価格等の第三者の価格に調整を加えることなく使用しています。ソニーは、その公正価値の検証のため、主として市場参加者が公正価値の測定に通常使用すると想定される仮定を用いてマネジメントが行う重要な判断や見積りを含む内部の価格モデルを使用しています。

(2) 非継続的に公正価値測定されている資産・負債

ソニーは特定の事象が生じた場合に非継続的に公正価値測定される資産及び負債を保有しています。2010年度及び2011年度において該当する非金融資産・負債は、主に減損した長期性資産、注記25に記載のGSN及びソニー・エリクソンの取得にともない再評価された過年度より所有している資本持分ならびにS-LCDの減損です。

長期性資産の減損

売却予定もしくは減損した長期性資産に関しては、帳簿価額もしくは公正価値のいずれか低い価額で測定されます。2010年度において、ソニーは帳簿価額27,513百万円の長期性資産に関し、その公正価値を3,778百万円と測定し、23,735百万円の減損損失を認識しました。2011年度において、ソニーは帳簿価額67,875百万円の長期性資産に関し、その公正価値を8,292百万円と測定し、59,583百万円の減損損失を認識しました。

ソニーは、比較可能な資産の市場取引における価格及びその他の関連情報もしくは直近の事業計画により見積もられたキャッシュ・フローを考慮し、比較可能な市場価値もしくは見積キャッシュ・フロー（純額）にもとづいて長期性資産の公正価値を決定しています。公正価値の測定にあたって考慮された、資産の状況や将来見積キャッシュ・フローといった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値評価はレベル3に分類されています。

過年度より所有している資本持分の再評価

注記25に記載のとおり、2010年度及び2011年度において、ソニーはGSN及びソニー・エリクソンの取得にともなって、過年度より所有している資本持分を再評価しました。将来キャッシュ・フローの予測及び類似取引や企業の市場比較といった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値評価はレベル3に分類されています。

S-LCDの減損

注記6に記載のとおり、2011年度において、ソニーはS-LCD株式について60,019百万円の減損損失を認識しました。この中には、外貨換算調整額の損益への組替えと当初減損計上からSamsungへの売却取引日までの為替相場の変動の影響を含んでいます。減損後のS-LCD株式の公正価値は71,662百万円であり、この金額はその後ソニーのS-LCD株式の対価としてSamsungより受け取った1.07兆韓国ウォンに相当します。主としてSamsungへの売却により受け取る現金の見積りといった重要な基礎データは観察不能であるため、当該公正価値評価はレベル3に分類されています。

(3) 金融商品

連結貸借対照表上公正価値で計上されない金融商品のレベル別見積公正価値は次のとおりです。

項目	2011年3月31日				
	金額(百万円)				
	見積公正価値				簿価
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計
資産					
銀行ビジネスにおける住宅ローン	-	714,985	-	714,985	656,047
資産合計	-	714,985	-	714,985	656,047
負債					
長期借入債務(1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む)	-	928,820	-	928,820	921,849
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	-	320,036	-	320,036	322,649
負債合計	-	1,248,856	-	1,248,856	1,244,498

項目	2012年3月31日				
	金額(百万円)				
	見積公正価値				簿価
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計
資産					
銀行ビジネスにおける住宅ローン	-	823,668	-	823,668	749,636
資産合計	-	823,668	-	823,668	749,636
負債					
長期借入債務(1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む)	-	1,069,914	-	1,069,914	1,072,709
生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約	-	338,589	-	338,589	340,600
負債合計	-	1,408,503	-	1,408,503	1,413,309

現金・預金及び現金同等物、コールローン、定期預金、受取手形及び売掛金、コールマネー、短期借入金、支払手形及び買掛金、及び銀行ビジネスにおける顧客預金は主として短期取引であり、おおむね公正価値で計上されているため、上記の表から除かれています。また、注記8に記載されている満期保有目的証券についても上記の表から除かれています。

現金・預金及び現金同等物、コールローン及びコールマネーはレベル1に分類されます。定期預金、短期借入金及び銀行ビジネスにおける顧客預金は、レベル2に分類されます。連結貸借対照表上の有価証券及び投資有価証券その他に含まれる満期保有目的証券は、公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債証券が含まれ、主にレベル2に分類されます。

連結貸借対照表上の投資有価証券その他に含まれる銀行ビジネスにおける住宅ローンの公正価値は、将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORベースのイールドカーブに一定のリスクプレミアムを加味した割引率で割り引いて算定しています。1年以内返済予定分を含む長期借入債務及び生命保険ビジネスにおける契約者勘定に含まれる投資契約の公正価値は、市場価値又は類似した負債をソニーが新たに借入れる場合に適用される利子率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積もられています。

[次へ](#)

15 デリバティブ及びヘッジ活動

ソニーは通常の事業において、金融資産・負債を含む金融商品を所有しています。これらの金融商品は外国為替レートの変動及び金利変動に起因する市場リスクにさらされています。これらのリスクを軽減するため、ソニーは一貫したリスク管理方針にしたがい、先物為替予約、通貨オプション契約、金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）を含むデリバティブを利用しています。金融分野においては、資産負債管理（以下「ALM」）の一環として、その他のデリバティブも利用しています。これらのデリバティブは信用度の高い金融機関との間で取引されており、ほとんどの外国為替にかかる契約は米ドル、ユーロ及びその他の主要国の通貨で構成されています。これらのデリバティブは主として貸借対照表日より6ヵ月以内に決済日もしくは行使日を迎えるものです。金融分野においてALMの一環として利用されている一部のデリバティブを除き、ソニーは、売買もしくは投機目的でこれらのデリバティブを利用していません。金融分野においてALMの一環として利用されているデリバティブ取引は、あらかじめ定めたりリスク管理方針にしたがい、一定の極度の範囲内で行われています。

デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計基準にもとづき、ソニーが保有するデリバティブは下記のとおり区分され、会計処理されています。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ及びそのヘッジ対象はともに公正価値で連結貸借対照表に計上されています。また、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は損益に計上され、ヘッジ対象の簿価変動による損益を相殺しています。

2010年度及び2011年度において、これらの公正価値ヘッジに非有効部分はありませぬ。また、公正価値ヘッジの有効性評価から除外された金額はありませぬ。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値変動は、当初その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時点で損益に振替えられています。

2010年度及び2011年度において、損益に含まれた非有効部分の金額は僅少です。また、キャッシュ・フローヘッジの有効性評価から除外された金額はありませぬ。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は、直ちに損益に計上されています。

ソニーが保有するデリバティブの利用目的及び区分は下記のとおりです。

先物為替予約及び通貨オプション契約

ソニーは主として、予定された連結会社間の外貨建て取引及び外貨建て売上債権・買入債務から生じるキャッシュ・フローの外国為替レートの変動によるリスクを軽減するため、先物為替予約、買建て通貨オプション契約及び売建て通貨オプション契約を利用しています。なお、売建て通貨オプション契約は主に、買建て通貨オプション契約との組み合わせオプションとして行われており、対応する買建て通貨オプション契約と同月内に行使日を迎えるものです。

また、ソニーは外貨建て借入債務から生じるキャッシュ・フローを固定するため先物為替予約を利用しています。これらのデリバティブは、キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一方、ヘッジとして指定されていないその他の先物為替予約、買建て通貨オプション契約及び売建て通貨オプション契約の公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

なお、一部の金融子会社がALMの一環として保有する先物為替予約、通貨オプション契約及び通貨スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

金利スワップ契約（金利通貨スワップ契約を含む）

金利スワップ契約は、主に資金調達コストの引き下げ、資金調達手段の多様化、金利及び外国為替レートの不利な変動がもたらす借入債務及び売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクを軽減するために利用されています。

金融分野で締結している一部の金利スワップ契約は、固定金利付き売却可能負債証券の公正価値変動に起因するリスクを軽減するために利用されています。これらのデリバティブは、金融分野の固定金利付き売却可能負債証券にかかる公正価値変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されています。

また、ソニーは、変動金利付き借入債務及び外貨建て借入債務にかかるキャッシュ・フロー変動リスクを軽減するため、金利スワップ契約を締結しています。外貨建て変動金利付き借入債務を機能通貨建て固定金利付き借入債務にスワップするこれらの金利スワップ契約は、外貨建て変動金利付き借入債務にかかるキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとしてみなされることから、キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段として指定されています。

一部の金融子会社がALMの一環として保有する金利スワップ契約の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

上記以外のヘッジとして指定されていない金利スワップ契約は、変動金利付き借入債務の金利変動に起因するリスク軽減のために利用されており、その公正価値変動は、その他の収益・費用として直ちに損益に計上されています。

その他の契約

一部の金融子会社がALMの一環として保有するクレジット・デフォルト・スワップ契約、株式先物契約、その他の外国為替契約及び複合金融商品の公正価値変動は、金融ビジネス収入として直ちに損益に計上されています。

組込デリバティブをともなう複合金融商品は、組込デリバティブを分離せず、複合金融商品全体として公正価値で評価しています。複合金融商品は、負債証券として注記8に記載されています。

ソニーの保有するデリバティブの公正価値は次のとおりです。

ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	公正価値（百万円）		科目	公正価値（百万円）	
	デリバティブ資産	2011年 3月31日	2012年 3月31日	デリバティブ負債	2011年 3月31日	2012年 3月31日
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	416	151	流動負債 その他	9,026	14,017
金利契約		-	-	固定負債 その他	1,663	1,184
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	-	7,558	流動負債 その他	67	15
計		416	7,709		10,756	15,216
ヘッジとして指定されて いないデリバティブ	科目	公正価値（百万円）		科目	公正価値（百万円）	
	デリバティブ資産	2011年 3月31日	2012年 3月31日	デリバティブ負債	2011年 3月31日	2012年 3月31日
金利契約	前払費用及び その他の流動資産	314	5	流動負債 その他	3,630	4,390
金利契約		-	-	固定負債 その他	-	-
外国為替契約	前払費用及び その他の流動資産	14,353	10,798	流動負債 その他	19,361	21,612
外国為替契約	資産 その他	9	5		-	-
クレジット契約	前払費用及び その他の流動資産	18	1	流動負債 その他	12	-
計		14,694	10,809		23,003	26,002
デリバティブ合計		15,110	18,518		33,759	41,218

2010年度及び2011年度における、デリバティブの連結損益計算書への影響額は次のとおりです。

公正価値ヘッジとして指定された デリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2010年度	2011年度
金利契約	金融ビジネス収入	588	2,998
外国為替契約	為替差損益（純額）	18	49
計		570	3,047

キャッシュ・フローヘッジ として指定された デリバティブ	2010年度				
	その他の包括利益に 計上された損益	累積その他の包括利益から 損益に振替えられた金額 （有効部分）		損益に計上された金額 （非有効部分）	
		金額（百万円）	科目	金額 （百万円）	科目
金利契約	108	支払利息	329	支払利息	-
計	108		329		-

キャッシュ・フローヘッジ として指定された デリバティブ	2011年度				
	その他の包括利益に 計上された損益	累積その他の包括利益から 損益に振替えられた金額 （有効部分）		損益に計上された金額 （非有効部分）	
		金額（百万円）	科目	金額 （百万円）	科目
金利契約	171	支払利息	308	支払利息	-
計	171		308		-

2012年3月31日現在、キャッシュ・フローヘッジとして適格なデリバティブの公正価値変動1,050百万円が資本の減少（純額）として計上されています。

ヘッジとして 指定されていないデリバティブ	科目	損益に計上された金額（百万円）	
		2010年度	2011年度
金利契約	金融ビジネス収入	3,332	3,303
金利契約	金融ビジネス費用	32	-
外国為替契約	金融ビジネス収入	1,294	79
外国為替契約	為替差損益（純額）	8,311	4,324
株式契約	金融ビジネス収入	-	-
債券契約	金融ビジネス収入	44	-
クレジット契約	金融ビジネス収入	101	25
計		3,660	917

デリバティブの種類別の想定元本を含む追加情報は次のとおりです。

種類	2011年3月31日		2012年3月31日	
	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)	想定元本 (百万円)	公正価値 (百万円)
外国為替契約				
先物為替予約	1,364,147	8,825	1,227,889	7,305
買建て通貨オプション	5,822	19	9,878	91
売建て通貨オプション	423	9	152	1
通貨スワップ	117,028	2,015	519,041	2,206
その他の外国為替契約	46,201	1,734	48,347	1,743
金利契約				
金利スワップ	448,353	13,589	451,416	19,435
クレジット契約				
クレジット・デフォルト・スワップ	4,841	6	1,367	1

16 年金及び退職金制度

当社及び国内子会社の従業員は、通常、退職時に以下のような退職一時金又は年金の受給資格を付与されます。

2004年7月、当社及び一部の子会社では年金制度を改定し、1年間の従業員個別の貢献を反映したポイントが毎年加算されるポイント制度を導入しました。ポイント制度のもとでは自己都合退職、会社都合退職にかかわらず、過去の勤務にもとづく累積ポイントと累積ポイントをベースに加算される利息ポイントの合計にもとづいて退職金支給額が計算されます。

この年金制度のもとでは、一般的には現行の退職金規則による退職金の65%がこの制度により充当されます。残りの部分については、会社が支払う退職一時金により充当されます。年金給付は退職する従業員の選択により一時払いあるいは月払いの年金として支給されます。年金基金へ拠出された資金は、関係法令にしたがい数社の金融機関により運用されています。

2012年4月1日より、当社及びほぼすべての国内子会社は、終身年金を有期年金に変更するなどの現行年金制度の改定を行いました。また、確定拠出年金制度を導入し、2012年4月1日以降の入社者は確定給付年金制度には加入しません。この変更が2011年度のソニーの業績及び財政状態に与える影響はありません。

いくつかの海外子会社は、ほぼ全従業員を対象とする確定給付年金制度あるいは退職一時金制度を有し、拠出による積立てを行うか又は引当金を計上しています。これらの制度にもとづく給付額は、主に現在の給与と勤続年数によって計算されます。

2010年度及び2011年度の純期間退職・年金費用の内訳は次のとおりです。

純期間退職・年金費用（収益）：

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度
勤務費用	29,589	29,774	4,160	3,348
利息費用	16,067	15,196	11,165	10,082
年金制度資産期待運用収益	17,987	15,401	9,135	9,049
会計基準変更時差異の償却	-	-	20	139
年金数理純損益の償却	11,802	12,219	2,911	2,771
過去勤務債務の償却	10,391	10,380	32	448
縮小・清算による影響額	-	-	31	1,111
純期間退職・年金費用	29,080	31,408	9,058	7,954

累積その他の包括利益で認識された年金数理純損益、過去勤務債務（資産）及び会計基準変更時差異のうち、2012年度の純期間退職・年金費用として認識されると見込まれる償却費は、それぞれ11,262百万円、10,671百万円、及び59百万円です。

退職給付債務及び年金制度資産の変動、年金制度の財政状況の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2011年3月31日	2012年3月31日	2011年3月31日	2012年3月31日
退職給付債務の変動				
期首退職給付債務	709,554	735,853	231,341	206,497
勤務費用	29,589	29,774	4,160	3,348
利息費用	16,067	15,196	11,165	10,082
従業員による拠出額	-	-	764	684
退職給付制度改定による影響額	-	1,119	6,677	440
年金数理純損失（利益）	6,424	25,098	6,869	12,376
為替相場の変動による影響額	-	-	16,994	3,273
縮小・清算による影響額	404	301	166	577
連結範囲の変更による影響額	-	8,852	-	3,104
退職給付支払額	25,377	24,294	10,227	11,040
期末退職給付債務	735,853	789,059	206,497	221,641
年金制度資産の変動				
期首年金制度資産公正価値	515,701	536,648	134,226	140,387
年金制度資産運用収益	4,327	18,447	10,930	11,421
為替相場の変動による影響額	-	-	9,121	1,872
会社による拠出額	34,892	15,745	13,029	9,033
従業員による拠出額	-	-	764	684
縮小・清算による影響額	-	-	217	1,386
連結範囲の変更による影響額	-	4,592	-	2,331
退職給付支払にともなう払出額	18,272	19,185	9,224	9,459
期末年金制度資産公正価値	536,648	556,247	140,387	151,139
年金制度の財政状況	199,205	232,812	66,110	70,502

連結貸借対照表計上額の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2011年3月31日	2012年3月31日	2011年3月31日	2012年3月31日
固定資産	1,454	1,769	3,894	4,399
流動負債	-	-	2,716	2,943
固定負債	200,659	234,581	67,288	71,958
連結貸借対照表に計上した純額	199,205	232,812	66,110	70,502

累積その他の包括利益で認識した金額（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2011年3月31日	2012年3月31日	2011年3月31日	2012年3月31日
過去勤務債務（資産）	86,470	75,840	3,930	2,933
年金数理純損益	278,895	292,382	33,919	38,196
会計基準変更時差異	-	-	204	52
合計	192,425	216,542	30,193	35,315

全ての確定給付年金制度に関する累積給付債務は次のとおりです。

国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
2011年3月31日	2012年3月31日	2011年3月31日	2012年3月31日
731,666	786,679	183,954	189,360

累積給付債務が年金制度資産公正価値を超える年金制度の予測給付債務、累積給付債務及び年金制度資産公正価値は次のとおりです。

項目	国内制度（百万円）		海外制度（百万円）	
	2011年3月31日	2012年3月31日	2011年3月31日	2012年3月31日
予測給付債務	729,691	781,983	176,755	170,314
累積給付債務	725,504	779,604	167,609	163,002
年金制度資産公正価値	530,300	549,017	121,338	111,667

2011年3月31日及び2012年3月31日現在の退職給付債務計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2011年3月31日	2012年3月31日	2011年3月31日	2012年3月31日
割引率	2.1%	1.9%	5.2%	4.7%
昇給率	*	*	3.5%	3.5%

* 2011年3月31日及び2012年3月31日現在でほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み入れていません。

2010年度及び2011年度における純期間退職・年金費用計算上の加重平均想定率は次のとおりです。

項目	国内制度		海外制度	
	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度
割引率	2.3%	2.1%	5.5%	5.2%
年金制度資産の期待収益率	2.9%	3.0%	5.9%	6.5%
昇給率	*	*	4.0%	3.5%

* 2010年度及び2011年度においてほぼ全てのソニーの国内制度はポイント制度であり、ポイント制度は昇給率を計算の基礎に組み入れていません。

ソニーは、これらの想定率を状況の変化に応じて見直しています。

加重平均昇給率は給与関連制度のみを基礎として計算されています。前述のポイント制度は従業員の給与をもとに退職給付支払を行う制度ではないため、計算からは除かれています。

年金制度資産の長期期待収益率を決定するため、ソニーは、現在の及び見込みの資産配分に加え、様々な種類の年金制度資産に関する過去及び見込長期収益率も考慮しています。ソニーの年金運用方針は、退職給付債務の性質が長期的であることにより見込まれる債務の増加や変動リスク、各資産クラスの収益とリスクの分散及びその相関を考慮して定められます。各資産の配分は、慎重かつ合理的に考慮した流動性及び投資リスクの水準に沿って、収益を最大化するように設定されます。年金運用方針は、直近のマーケットのパフォーマンス及び過去の収益を適切に考慮して定められているのに対し、ソニーが使用する運用前提条件は、対応する退職給付債務の性質が長期的であるのに合わせて長期的な収益を達成できるように設定されています。

ソニーの年金制度資産における運用方針は、将来の債務支払要求を満たすことができる運用収益を生み出すように策定されています。これらの債務の正確な決済金額は、制度加入者の退職日及び平均余命を含む将来の事象に左右されます。これらの債務は、現在の経済環境及びその他の関連する要因にもとづく年金数理上の前提条件を使用して見積もられます。ソニーの投資戦略は、持分証券のような潜在的に高利回りの資産と確定利付証券のようなボラティリティの低い資産をバランスよく組み込むことで、運用収益要求とポートフォリオにおけるリスク管理の必要性とのバランスをとっています。リスクには特にインフレーション、持分証券資産価値のボラティリティ、年金積立水準に不利に影響し結果としてソニーの拠出額への依存性が増加するような金利の変動が含まれます。潜在的な年金制度資産のリスク集中を緩和するために、業種及び地域間のポートフォリオバランスを考慮しつつ、金利感度、経済成長への依存性、為替、及び運用収益に影響するその他の要因にも配慮しています。2012年3月31日における当社及び大部分の国内子会社の年金制度の政策資産配分は、資産・負債総合管理の結果として、持分証券28%、確定利付証券58%、その他の投資14%となっています。また、海外子会社の加重平均政策資産配分は、持分証券46%、確定利付証券39%、その他の投資15%となっています。

注記3に記載されている公正価値の階層にもとづく、国内及び海外制度における年金制度資産の公正価値は、以下のとおりです。

資産クラス	国内制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2011年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	25,151	25,151	-	-
持分証券：				
株式 *1	127,695	125,692	2,003	-
確定利付証券：				
政府債 *2	226,183	-	226,183	-
社債 *3	23,375	-	23,375	-
資産担保証券 *4	3,451	-	3,451	-
合同運用ファンド *5	63,693	-	63,693	-
コモディティファンド *6	1,991	-	1,991	-
プライベートエクイティ *7	19,888	-	-	19,888
ヘッジファンド *8	43,688	-	-	43,688
不動産	1,533	-	-	1,533
合計	536,648	150,843	320,696	65,109

資産クラス	国内制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2012年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	14,586	14,586	-	-
持分証券：				
株式 *1	130,283	127,918	2,365	-
確定利付証券：				
政府債 *2	255,010	-	255,010	-
社債 *3	23,853	-	23,853	-
資産担保証券 *4	4,722	-	4,722	-
合同運用ファンド *5	58,862	-	58,862	-
コモディティファンド *6	1,850	-	1,850	-
プライベートエクイティ *7	23,388	-	-	23,388
ヘッジファンド *8	42,258	-	-	42,258
不動産	1,435	-	-	1,435
合計	556,247	142,504	346,662	67,081

*1 2011年3月31日及び2012年3月31日現在、国内株式を約64%及び65%、海外株式を約36%及び35%含みます。

*2 2011年3月31日及び2012年3月31日現在、国内の国債及び地方債を約65%及び64%、海外の国債及び地方債を約35%及び36%含みます。

*3 国内及び海外の社債及び政府保証債を含みます。

*4 主に不動産担保証券を含みます。

- *5 合同運用ファンドは、主に投資信託を含む合同資金による機関投資です。これらは2011年3月31日及び2012年3月31日現在、持分証券を約39%及び42%、確定利付証券を約58%及び56%、その他の投資を約3%及び2%含みます。
- *6 商品先物投資のファンドです。
- *7 主に米国及びヨーロッパにおけるベンチャー、パイアウト、ディストレスに投資する複数のプライベートエクイティ・ファンドオブファンズを含みます。
- *8 単一のヘッジファンドに付随するリスク及びボラティリティを分散及び軽減するために、幅広いヘッジファンドに投資するファンドオブヘッジファンズを主に含みます。

資産クラス	海外制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2011年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	860	860	-	-
持分証券：				
株式 *1	38,512	33,273	5,239	-
確定利付証券：				
政府債 *2	21,405	-	21,405	-
社債 *3	14,994	-	10,148	4,846
資産担保証券	2,053	-	2,053	-
保険契約 *4	6,718	-	6,718	-
合同運用ファンド *5	50,517	-	49,987	530
不動産及びその他 *6	5,328	45	1,510	3,773
合計	140,387	34,178	97,060	9,149

資産クラス	海外制度			
	金額(百万円)			
	公正価値	公正価値による測定に使用した基礎データ		
	2012年3月31日	レベル1	レベル2	レベル3
現金・現金同等物	859	859	-	-
持分証券：				
株式 *1	36,497	30,514	5,983	-
確定利付証券：				
政府債 *2	43,504	-	43,504	-
社債 *3	9,192	-	5,231	3,961
資産担保証券	648	-	648	-
保険契約 *4	9,283	-	9,283	-
合同運用ファンド *5	43,902	-	43,902	-
不動産及びその他 *6	7,254	20	2,151	5,083
合計	151,139	31,393	110,702	9,044

- *1 主に海外株式を含みます。
- *2 主に海外の国債及び地方債を含みます。
- *3 主に海外の社債を含みます。
- *4 主に年金保険契約あるいは利益分配型年金保険契約です。

- *5 合同運用ファンドは、ミューチュアル・ファンド、コモン・トラスト・ファンド、及びコレクティブ・インベストメント・ファンドを含む合同資金による機関投資です。これらは主に海外の持分証券及び確定利付証券で構成されています。
- *6 主に不動産私募ファンドを含みます。

それぞれの年金制度資産が区分されている公正価値の階層におけるそれぞれのレベルは、その資産の公正価値測定に用いた基礎データにもとづき決定され、必ずしもその資産の安全性又は格付けを指し示すものではありません。

国内及び海外年金制度資産の公正価値測定に使用される評価方法は以下のとおりです。2010年度及び2011年度における評価方法の変更はありません。

株式は、その個々の株式が取引される活発な市場における終値で評価されます。これらの資産は、通常レベル1に区分されます。

確定利付証券の公正価値は、通常は、価格決定モデル、類似資産の取引価格、あるいは割引キャッシュ・フローを用いて見積もられ、通常レベル2に区分されます。

合同運用ファンドは、ファンドマネジャーから提供され、ソニーが再検討した純資産価値を用いて、通常は評価されません。この純資産価値は、そのファンドの所有する現物資産から負債を差し引き、発行済みの口数で割り出した評価額にもとづいています。これらの資産は、取引価格の有無により、レベル1、レベル2、あるいはレベル3に区分されます。

コモディティファンドは、観察可能な市場データから主に算出されたあるいはそれに裏付けられる基礎データを用いて評価されます。これらの資産は通常レベル2に区分されます。

プライベートエクイティ及び不動産私募ファンドは、市場取引価格が欠如していること、元々流動性に乏しく本質的に長期保有目的の資産であることから、その評価については重要な判断が要求されます。これらの資産は当初は原価で評価され、入手可能な関連性のある市場データを利用しこれらの資産の簿価に調整が必要かどうかを決定することで定期的に見直しを行いません。これらの投資はレベル3に区分されます。この評価方法は通期にわたり一貫して適用されます。

ヘッジファンドは、ファンドマネジャーあるいは証券保管機関の決定する純資産価値を用いて評価されます。これらの投資はレベル3に区分されます。

以下の表は、2010年度及び2011年度の国内及び海外制度におけるレベル3資産の公正価値の変動を要約したものです。

	国内制度			
	金額(百万円)			
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 (レベル3)			
	プライベート エクイティ	ヘッジファンド	不動産	合計
期首残高 (2010年4月1日現在)	21,337	51,498	1,655	74,490
未実現運用収益	1,449	2,467	122	896
実現運用収益	-	436	-	436
購入・売却・償還(純額)	-	9,841	-	9,841
レベル間の振替(純額)	-	-	-	-
期末残高 (2011年3月31日現在)	19,888	43,688	1,533	65,109
未実現運用収益	450	470	98	822
実現運用収益	-	-	-	-
購入・売却・償還(純額)	3,050	1,900	-	1,150
レベル間の振替(純額)	-	-	-	-
期末残高 (2012年3月31日現在)	23,388	42,258	1,435	67,081

	海外制度				
	金額(百万円)				
	観察不能な基礎データを用いた公正価値による測定 (レベル3)				
	社債	資産担保証券	合同運用 ファンド	不動産及び その他	合計
期首残高 (2010年4月1日現在)	4,571	75	528	3,777	8,951
未実現運用収益	503	-	9	490	1,002
実現運用収益	-	5	-	-	5
購入・売却・償還(純額)	260	72	-	159	29
レベル間の振替(純額)	-	-	-	-	-
その他*	488	8	7	335	838
期末残高 (2011年3月31日現在)	4,846	-	530	3,773	9,149
未実現運用収益	447	-	-	558	1,005
実現運用収益	-	-	-	-	-
購入・売却・償還(純額)	1,209	-	530	156	1,583
レベル間の振替(純額)	-	-	-	-	-
その他*	123	-	-	596	473
期末残高 (2012年3月31日現在)	3,961	-	-	5,083	9,044

* 主に外貨換算調整額で構成されます。

ソニーは、年金制度資産の公正価値、年金制度資産の期待収益、及び退職給付債務の現在価値を勘案し、マネジメントにより適当と判断された場合に、確定給付年金制度への拠出を行っています。2012年度における拠出額の見込みは、国内制度で約180億円、海外制度で約90億円です。2011年3月31日時点で、ソニーは国内制度に350億円の拠出を見込んでいましたが実際の拠出額は160億円でした。

予想将来給付額は次のとおりです。

年度	国内制度（百万円）	海外制度（百万円）
2012年度	26,197	9,418
2013年度	28,084	9,485
2014年度	30,972	10,461
2015年度	33,553	10,163
2016年度	34,518	10,827
2017年度-2021年度	209,895	58,880

17 資本勘定

(1) 普通株式

2010年度及び2011年度における発行済株式数の増加の内訳は次のとおりです。

項目	株式数（株）
2010年3月31日現在残高	1,004,571,464
新株予約権の行使	65,200
2011年3月31日現在残高	1,004,636,664
新株予約権の行使	1,500
2012年3月31日現在残高	1,004,638,164

2012年3月31日現在の転換社債及び新株予約権がすべて転換・行使された場合に発行される株式数は、22,417,400株です。

当社は会社法に準拠し、取締役会の決議により随時分配可能額まで自己株式を取得することが可能です。なお、2010年度及び2011年度において取締役会による決議にもとづく自己株式の取得は行われませんでした。

(2) 利益剰余金

2012年3月31日現在の当社の分配可能額は、310,522百万円です。2011年度にかかる利益処分額は、すでに連結財務諸表に反映されており、2012年5月9日に開催された取締役会において承認されています。上記の分配可能額は、連結財務諸表に反映されている2012年3月31日に終了した6ヵ月間にかかる配当金を含んでいます。

利益剰余金には、持分法適用会社の未分配利益に対するソニーの持分相当額が含まれており、2011年3月31日及び2012年3月31日現在のこの金額は、それぞれ30,809百万円及び7,891百万円です。

(3) その他の包括利益

2010年度及び2011年度のその他の包括利益の内訳は次のとおりです。

項目	税効果考慮前 (百万円)	税効果(百万円)	税効果考慮後 (百万円)
2010年度			
未実現有価証券評価損益			
当年度発生額 *	42,311	12,996	25,445
控除：当年度損益への組替額	21,548	8,104	13,444
未実現デリバティブ評価損益			
当年度発生額	662	52	610
控除：当年度損益への組替額	785	158	943
年金債務調整額 *	3,164	6,463	3,176
外貨換算調整額			
当年度発生額	118,840	1,256	117,584
控除：当年度損益への組替額	832	-	832
その他の包括利益(損失)	138,718	421	135,146
2011年度			
未実現有価証券評価損益			
当年度発生額 *	28,712	10,162	12,369
控除：当年度損益への組替額	3,417	1,240	2,177
未実現デリバティブ評価損益			
当年度発生額	177	70	247
控除：当年度損益への組替額	911	125	786
年金債務調整額 *	29,239	3,934	34,668
外貨換算調整額			
当年度発生額 *	32,640	74	32,961
控除：当年度損益への組替額	14,655	-	14,655
その他の包括利益(損失)	14,361	15,457	37,889

(注) * 「未実現有価証券評価損益の当年度発生額」、「年金債務調整額」及び「外貨換算調整額の当年度発生額」の税効果考慮後の額から子会社の資本に含まれる非支配持分相当額等は、除かれています。

2010年度及び2011年度において海外子会社及び関連会社の清算又は売却にともない、外貨換算調整額832百万円(利益)及び14,655百万円(損失)が累積その他の包括利益から当年度損益へそれぞれ組み替えられました。注記6に記載のとおり、2011年度において当年度損益へ組み替えられた金額には、S-LCD株式会社についての12,772百万円の減損損失が含まれています。

18 株価連動型報奨制度

ソニーは2010年度及び2011年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用として、それぞれ1,952百万円及び1,952百万円を計上しました。2010年度及び2011年度において、株価連動型報奨制度にかかる費用に関連して享受した法人税等の減少額は、それぞれ322百万円及び287百万円です。2010年度及び2011年度において、株価連動型報奨制度における権利行使によって受け取った現金の総額は、それぞれ198百万円及び4百万円です。なお、権利行使にあたり、当社は新株を発行しています。2010年度及び2011年度において、権利行使により実現した法人税の減少額は軽微です。

ソニーは一部の取締役、執行役及び経営幹部社員に対するインセンティブプランとして、3種類の株価連動型報奨制度を有しています。

(1) スtock・オプションプラン

ソニーは日本の会社法の規定にもとづく株式を基礎とする報奨制度を導入しています。このプランでは、普通株式を対象とする新株予約権を発行し、ソニーの一部の取締役、執行役及び経営幹部社員に付与しています。新株予約権は、一般に、付与日から3年間にわたり徐々に行使可能となり、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2010年度及び2011年度において付与された新株予約権の付与日現在の1株当たり加重平均公正価値はそれぞれ1,036円及び345円です。2010年度及び2011年度における報奨費用を認識するにあたって、新株予約権の付与日現在の公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルにもとづいて、以下の加重平均想定値を使用して見積もられています。

項目	2010年度	2011年度
加重平均リスク・フリー利率	1.60%	1.08%
加重平均見積権利行使期間	6.64年	6.77年
加重平均見積ボラティリティ	35.74%	36.88%
加重平均見積配当率	0.83%	1.85%

(注) 加重平均見積ボラティリティは、新株予約権の加重平均見積権利行使期間における当社普通株式のヒストリカル・ボラティリティです。

2011年度における新株予約権の実施状況は以下のとおりです。

項目	2011年度			
	株式数 (株)	加重平均権利行使 価格(円)	加重平均残存年数 (年)	本源的価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	17,011,400	3,458		
付与	2,537,500	1,520		
権利行使	1,500	2,347		
資格喪失もしくは期限切れ	667,100	3,326		
期末現在未行使残高	18,880,300	3,188	5.78	336
期末現在行使可能残高	13,952,100	3,548	4.64	-

2010年度及び2011年度において行使されたストック・オプションプランの本源的価値の総額は、それぞれ26百万円及び0.2百万円です。

2011年度における権利確定数は2,140,700株です。また、2010年度及び2011年度期末現在における未確定残高は、それぞれ4,827,400株及び4,928,200株です。

2012年3月31日現在、権利行使が可能となっていない新株予約権にかかる未認識の報奨費用の総額は、1,425百万円です。この費用が認識されると見込まれる加重平均年数は、2.01年です。

(2) CBプラン

ソニーは米国子会社の一部の幹部社員を対象として無利息の米貨建転換社債（CB）を利用したインセンティブプランを実施していました。このプランは実質的にストック・オプションと同様の制度を実現していました。転換社債1単位は付与日直前の株価を基準に決定された転換価格により当社の普通株式100株に転換することができました。転換は、付与日から3年間にわたり徐々に可能となり、付与日より10年後まで転換請求が可能でした。この転換社債は幹部社員への無利息の貸付金を見合いに発行されていたため、連結貸借対照表上、転換社債と貸付金は相殺処理されていました。

2011年度におけるCBプランの実施状況は以下のとおりです。

項目	2011年度	
	株式数 (株)	加重平均権利行使価格 (円)
期首現在未行使残高	548,500	6,931
期限切れ	548,500	6,931
期末現在未行使残高	-	-

2010年度及び2011年度において、付与又は行使されたCBはありません。2012年3月31日現在、権利行使可能であった全てのCBプランにおける行使期間が満了し、未行使又は行使可能なCBはありません。

(3) 株価連動型報奨受給権（Stock Appreciation Rights、以下「SARs」）プラン

ソニーは米国において、SARsを一部の経営幹部社員に付与しています。これらの制度において、経営幹部社員は権利行使により、当社の株価がSARsの権利行使価格を上回る金額と同額の現金を受け取ることができます。SARsは主として、付与日から3年間にわたり徐々に行使可能となり、付与日より10年後まで権利行使が可能です。

2010年度及び2011年度において、付与されたSARsはありません。2012年3月31日現在、23,200株の残高があり、その加重平均権利行使価格は、4,298円です。2012年3月31日現在、すべてのSARsが行使可能です。

SARsプランの報奨費用は、当社の期末株価がSARsの権利行使価格を上回る金額をもとに測定しています。2010年度及び2011年度において、SARsプランにかかる報奨費用は軽微です。

19 東日本大震災及びタイの洪水

(1) 東日本大震災

2011年3月11日に日本で大規模な地震及び津波（東日本大震災）が発生しました。この震災により、主として東北地方にある製造事業所及び倉庫において建物及び機械設備を含む一部の固定資産ならびに棚卸資産が重大な被害を受けました。

2010年度において、ソニーはこの震災による被害に直接関連する修繕、撤去及び清掃費用等を含む追加の損失及び費用を10,897百万円計上しました。この金額には固定資産の除却損及び減損が7,668百万円含まれています。これらの損失は主として連結損益計算書のその他の営業損（益）（純額）に計上されており、そのうち、認識された損失に対応する金額を限度に、保険金請求により回収する可能性が高いと判断された10,841百万円は、後述の保険収入と相殺されています。2011年4月1日以後の発生が見込まれた原状回復費用は2010年度には計上していません。加えて、ソニーは稼働停止期間中の製造事業所の固定費及び支払生命保険金に対する引当金の追加などを含む損失及び費用を11,821百万円計上しました。これらの損失及び費用は主として連結損益計算書の売上原価及び金融ビジネス費用に計上されています。

2011年度において、ソニーはこの震災による被害に直接関連する修繕、撤去、原状回復及び清掃費用等を含む追加の損失及び費用を5,864百万円計上しました。これらの損失は主として連結損益計算書の売上原価に計上されており、そのうち2,159百万円は後述の保険収入と相殺されています。加えて、ソニーは稼働停止期間中の製造事業所の固定費などを含む損失及び費用を6,294百万円計上しました。これらの損失及び費用は主として連結損益計算書の売上原価に計上されています。

ソニーは地震及び津波により直接発生した損害を補填する保険契約に加入しており、当社及び製造事業所を含む一部の子会社が対象に含まれています。この保険契約は固定資産及び棚卸資産にかかる損害及び費用ならびに逸失利益を含む休業損害を補償範囲に含みます。

2012年3月、保険会社との間で上限である15,000百万円の保険金支払が合意され、全額が支払われました。そのうち、一部の保険会社に再保険として支払うべき2,000百万円は、連結貸借対照表の流動負債のその他に計上されています。受取保険金は、連結キャッシュ・フロー計算書の主として投資活動によるキャッシュ・フローに計上されています。

(2) タイの洪水

2011年10月、ソニーのいくつかのタイ国所在の子会社は、同国における甚大な洪水に伴い、一時的に操業を停止しました。この洪水により、タイに所在する製造事業所及び倉庫において建物及び機械設備を含む一部の固定資産ならびに棚卸資産が重大な被害を受けました。さらに、この洪水は、日本及びその他の国に所在する子会社の操業に影響しました。

2011年度において、ソニーはこの洪水による被害に直接関連する修繕、撤去及び清掃費用等を含む追加の損失及び費用を13,236百万円計上しました。この金額には固定資産の除却損及び減損が7,882百万円含まれています。これらの損失及び費用は主として連結損益計算書のその他の営業損（益）（純額）に計上されており、後述の保険収入と相殺されています。2012年4月1日以後に発生が見込まれる原状回復費用は2011年度には計上しておらず、サービスが提供され債務が発生した時点で計上されます。加えて、ソニーは稼働停止期間中の製造事業所の固定費やその他の追加費用などを含む損失及び費用を13,899百万円計上しました。これらの損失及び費用は主として連結損益計算書の売上原価に計上されています。

ソニーは洪水により直接発生した損害を補填する保険契約に加入しており、当社及び製造事業所を含む一部の子会社が対象に含まれています。この保険契約は固定資産及び棚卸資産にかかる損害及び費用、撤去及び清掃等を含む追加費用ならびに逸失利益を含む休業損害を補償範囲に含みます。

2011年度において、保険会社との間で保険金支払が合意され、50,416百万円が支払われました。この金額のうち、ソニーは、固定資産及び棚卸資産ならびに追加費用に対して26,316百万円を受け取り、そのうち、17,520百万円は保険対象の固定資産及び棚卸資産の洪水による損害を受ける前の簿価を超える部分であり、連結損益計算書の売上原価及びその他の営業損（益）（純額）に計上されています。残りの保険金支払の24,100百万円については、休業損害にかかる保険収入であり、洪水発生時から2011年12月31日までに生じた逸失利益に対して適用され、連結損益計算書の営業収入に計上されています。固定資産及び固定資産以外の受取保険金は、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動及び営業活動にそれぞれ計上されています。

また、2012年3月31日現在もなお、ソニーは固定資産及び棚卸資産にかかる損害、追加費用ならびに休業損害にかかる未確定の保険金請求を有しています。ソニーは当期に認識された損失に対応する金額を限度に、保険金請求により回収する可能性が高い保険収入のうち未回収部分について、保険未収入金を5,788百万円計上しています。計上した保険未収入金は、実質的にすべてが、被害を受けた固定資産及び棚卸資産に関するものです。ソニーは有効な保険契約の範囲、保険会社との交渉、これらの保険会社の過去の保険金支払実績及びこれらの保険会社が財務的に保険金支払能力を有しているとのソニーの評価にもとづき、保険請求により保険収入を受け取る可能性が高いと判断しています。保険未収入金は主として連結貸借対照表の前払費用及びその他の流動資産に計上しています。

20 構造改革にかかる費用及び資産の減損

ソニーは様々なビジネスの業績向上のための活動の一環として、数々の構造改革活動を実施しました。ソニーは、構造改革活動を事業や製品カテゴリーからの撤退、もしくは従業員数の削減プログラムの実施など、将来の収益性に好影響をもたらすためにソニーが実施する活動と定義しています。ソニーは2010年度及び2011年度において、それぞれ合計で62,318百万円及び52,645百万円の構造改革費用を計上しました。

ソニーは2012年度中に構造改革費用を約750億円計上する見込みです。2010年度及び2011年度に計上された構造改革にかかる債務残高の推移は以下のとおりです。

項目	退職関連費用	現金支出をともなわない資産の減損・償却及び処分損(純額)	その他の関連費用	合計
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
2010年3月31日現在債務残高	27,218	-	8,962	36,180
構造改革費用発生額	38,264	8,294	15,760	62,318
非現金支出費用	-	8,294	-	8,294
現金支出による支払・決済額	47,521	-	19,086	66,607
調整額	2,376	-	662	3,038
2011年3月31日現在債務残高	15,585	-	4,974	20,559
ソニー・エリクソンの取得	8,789	-	2,190	10,979
構造改革費用発生額	25,453	20,428	6,764	52,645
非現金支出費用	-	20,428	-	20,428
現金支出による支払・決済額	24,928	-	4,862	29,790
調整額	98	-	1,130	1,032
2012年3月31日現在債務残高	24,997	-	7,936	32,933

(注) 構造改革費用に含まれていない重要な資産の減損については後述を参照してください。

2010年度及び2011年度におけるセグメント別の構造改革費用は以下のとおりです。

	2010年度	2011年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
C P S	25,532	8,972
P D S	19,507	25,645
映画	2,722	1,273
音楽	2,662	5,710
金融	5,010	1,822
ソニーモバイル	-	537
その他及び全社(共通)	6,885	8,686
構造改革費用合計	62,318	52,645

(注) 注記25に記載のとおり、ソニーはエリクソンが保有するソニー・エリクソンの持分を取得した結果、ソニー・エリクソンはソニーの完全子会社となりました。これにともないソニー・エリクソンはソニーモバイルに名称変更しています。

上記表中の構造改革費用に加えて、2010年度及び2011年度において、ソニーは構造改革に関する資産の減価償却費をそれぞれ4,751百万円、2,115百万円計上しました。構造改革に関する減価償却費として開示されているものは、承認された構造改革計画のもと製造活動の中止にともない、償却対象固定資産の耐用年数を短縮もしくは残存価額の見直しを行ったことにより発生した減価償却費の増加分です。資産の減損については、その年度において直ちに費用認識されます。

コンシューマープロダクツ&サービス分野

ソニーはC P S分野の業績を向上させるべく、営業費用の削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。これらの活動には、人員削減プログラム、製造オペレーションの合理化、低コスト地域への生産移管・集約、OEM/ODMの活用が含まれます。重要な構造改革活動は次のとおりです。

早期退職プログラム

ソニーはC P S分野の業績を向上させるべく、営業費用の一層の削減を目的とする様々な人員削減プログラムを実施しました。ソニーは製造拠点の再編措置、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の効率化を通して、本社を含めた全社的な合理化を行い、今後も引き続き行っていきます。また、ソニーは人員の配置転換や再就職支援を含めたプログラムを通して、その労働力の再分配と最適化を行っていきます。これらの施策の結果として、ソニーは

C P S 分野において2010年度及び2011年度にそれぞれ14,035百万円及び8,134百万円の主に早期退職に関連する構造改革費用を販売費及び一般管理費に計上しました。これらの人員削減の大部分は世界各地で行われた早期退職プログラムの実施によって達成されました。ソニーは製造拠点の統廃合や本社及び間接部門の統廃合を含むビジネスの合理化による人員削減プログラムを今後も実施する予定です。

海外製造事業所の売却及び譲渡について

2010年度において、ソニーは営業費用の削減を目的として海外製造事業所の第三者への売却及び譲渡を行いました。これらの売却及び譲渡に関連して計上された構造改革費用のうち、11,583百万円はバルセロナ工場の譲渡及びその固定資産の減損に関する費用です。

連結キャッシュ・フロー計算書上、これらの売却及び譲渡にともなうキャッシュ・フローはビジネスの売却に計上されています。

プロフェッショナル・デバイス&ソリューション分野

ソニーはP D S 分野の業績を向上させるべく、営業費用の削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。これらの活動には、人員削減プログラム、製造オペレーションの合理化、低コスト地域への生産移管・集約、OEM/ODMの活用が含まれます。重要な構造改革活動は次のとおりです。

早期退職プログラム

ソニーはP D S 分野の業績を向上させるべく、営業費用の一層の削減を目的とする様々な人員削減プログラムを実施しました。ソニーは製造拠点の再編措置、開発・研究組織構造の見直し、販売・間接部門の能率化を通して、本社を含めた全社的な合理化を行い、今後も引き続き行っていきます。また、ソニーは人員の配置転換や再就職支援を含めたプログラムを通して、その労働力の再分配と最適化を行っていきます。これらの施策の結果として、ソニーはP D S 分野において2010年度及び2011年度にそれぞれ14,073百万円及び6,925百万円の主に早期退職に関連する構造改革費用を販売費及び一般管理費に計上しました。これらの人員削減の大部分は世界各地で行われた早期退職プログラムの実施によって達成されました。ソニーは製造拠点の統廃合や本社及び間接部門の統廃合を含むビジネスの合理化による人員削減プログラムを今後も実施する予定です。

中・小型TFT液晶ディスプレイ事業の売却及び資産の減損

注記26に記載のとおり、ソニーは中・小型TFT液晶ディスプレイ事業を㈱ジャパンディスプレイへ売却しました。2011年度の期中において、ソニーはこの事業に関連する長期性資産を売却予定資産に分類し、帳簿価額もしくは公正価値のいずれか小さい金額で計上しました。連結損益計算書上、19,187百万円の減損損失がその他の営業損(益)(純額)に計上されています。

映画分野

映画分野の業績を向上させるべく、ソニーは営業費用の削減及び業務の効率化を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。

上記表中に含まれている映画分野にかかる構造改革費用は、主に早期退職費用関連であり、連結損益計算書上、販売費及び一般管理費に計上されています。

音楽分野

縮小が続くパッケージメディアの音楽市場において、音楽分野の業績を向上させるべく、ソニーは営業費用の削減を目的とする数々の構造改革活動を実施しました。

上記表中に含まれている音楽分野にかかる構造改革費用は、主に早期退職費用関連であり、連結損益計算書上、販売費及び一般管理費に計上されています。

金融分野

金融分野の業績を向上させるべく、ソニーは営業費用の削減を目的とする構造改革活動を実施しました。

2010年度において、ソニーは連結損益計算書上、3,371百万円を金融ビジネス費用に、1,639百万円をその他の営業損(益)(純額)に計上しました。これらの費用は、主としてリース及びカード事業の一部売却に関するものです。

連結キャッシュ・フロー計算書上、リース及びカード事業の一部売却にともなうキャッシュ・フローはビジネスの売却に計上されています。

ソニーモバイル分野

ソニー・エリクソン(その後ソニーモバイルに名称変更)の取得の結果、ソニーは構造改革活動にかかる債務残高10,979百万円を連結貸借対照表に計上しました。この債務残高は、エリクソンが保有していたソニー・エリクソンの持分50%をソニーが取得する前にソニー・エリクソンによって行われた構造改革活動に関連し、支払い又は決済がまだ行われていなかったものです。このソニー・エリクソンによって行われた構造改革活動で、取得日時時点で未払いの債務は、退職費用にかかる債務8,789百万円及びその他の関連費用にかかる債務2,190百万円で構成されています。

ソニーモバイル分野の業績を向上させるべく、ソニーは営業費用の削減を目的とする構造改革活動を実施しました。

上記表中に含まれているソニーモバイル分野にかかる2012年2月16日から2012年3月31日までの構造改革費用は、主に早期退職費用関連であり、連結損益計算書上、販売費及び一般管理費に計上されています。

その他の資産の減損について

液晶テレビ関連における長期性資産の減損

2011年度において、ソニーはC P S分野で液晶テレビ関連資産の減損を16,700百万円計上しました。この減損は主に有形固定資産及び一部の無形固定資産の見積公正価値の減少を反映しています。液晶テレビ資産グループでは、日本・欧州・北米の液晶テレビ市場環境の継続的な悪化や為替の悪影響を、当該資産グループに関連する長期性資産に対応する将来キャッシュ・フロー見込みに反映させた結果、減損の計上が必要となりました。ソニーは、現在継続中の構造改革とは直接関係がないことから、この減損損失を構造改革費用に含めていません。

ネットワークビジネス関連における長期性資産の減損

2011年度において、ソニーはC P S分野でネットワーク増強とセキュリティ強化のために投資を行ってきたネットワークビジネス関連資産の減損を12,601百万円計上しました。この減損は主に有形固定資産及び一部の無形固定資産の見積公正価値の減少を反映しています。ネットワークビジネス資産グループでは、減損判定に適用する限られた期間にもとづく最新のマネジメントの将来見込みを当該長期性資産に対応する将来キャッシュ・フロー見込みに反映させた結果、減損の計上が必要となりました。ソニーは、現在継続中の構造改革とは直接関係がないことから、この減損損失を構造改革費用に含めていません。

21 連結損益計算書についての補足情報

(1) その他の営業損（益）（純額）

その他の営業損（益）（純額）の内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
GSNの支配権取得にともなう評価差益 *1	26,991	-
ソニー・エリクソンの支配権取得にともなう評価差益 *1	-	102,331
子会社及び関連会社株式売却損（益）（純額）*1,2	4,465	2,882
資産の除売却損（益）及び減損（純額）*2,3	18,006	45,619
計	13,450	59,594

（注）*1 注記25参照

*2 注記26参照

*3 注記14,19及び20参照

(2) 研究開発費

2010年度及び2011年度の売上原価に計上された研究開発費は、それぞれ426,814百万円及び433,477百万円です。

(3) 広告宣伝費

2010年度及び2011年度の販売費及び一般管理費に計上された広告宣伝費は、それぞれ396,425百万円及び357,106百万円です。

(4) 物流費用

2010年度及び2011年度の販売費及び一般管理費に計上された製品の物流費用は、それぞれ91,926百万円及び76,644百万円で、ソニーグループ内での製品運搬費用も含まれています。

22 法人税等

国内及び海外における税引前利益（損失）及び法人税等の内訳は次のとおりです。

項目	2010年度	2011年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
税引前利益（損失）		
当社及び全ての国内子会社	143,917	106,496
海外子会社	61,096	23,310
計	205,013	83,186
法人税等 - 当年度分		
当社及び全ての国内子会社	60,514	33,921
海外子会社	57,404	74,624
計	117,918	108,545
法人税等 - 繰延税額		
当社及び全ての国内子会社	365,665	2,794
海外子会社	58,244	203,900
計	307,421	206,694
法人税等	425,339	315,239

日本の法定税率と実効税率との差は次のとおり分析されます。

項目	2010年度	2011年度
法定税率	41.0%	41.0%
損金に算入されない費用	1.3	4.2
税額控除	2.0	3.6
法定税率の変動	0.9	36.2
評価性引当金の変動	174.5	491.0
海外関係会社の未分配利益にかかる繰延税金負債の変動	1.5	21.2
日本における生命保険及び損害保険事業に適用される軽減税率	2.8	7.8
海外との税率差	10.5	6.7
税金引当にともなう調整	4.5	15.9
持分法による投資利益（損失）の影響	2.8	60.0
ソニー・エリクソンの再評価益	-	50.6
タイの洪水に関する保険金収入に対する減免	-	5.2
その他	1.9	1.4
実効税率	207.5%	379.0%

2011年11月、日本において改正税法が制定されました。この改正により、法人税率は引き下げられ、繰越欠損金の使用は課税所得の80%へ制限され、また2008年4月1日以降に発生した欠損金の繰越期限は7年から9年へと延長されました。その結果、2012年度から2014年度までの法定税率は約38%となり、2015年度以降の法定税率は約36%となります。日本における当社とその連結納税グループは重要な繰越欠損金を保有していますが、繰越欠損金の使用が制限されることによって、日本で課税所得が生じた場合に税金の支払が発生する可能性があります。この改正税法は2012年4月1日からソニーに適用されますが、税効果会計は改正後の税率を用いて繰延税金資産及び繰延税金負債を算定することを求めています。再算定の結果、ソニーは税金費用の戻し入れを32,729百万円計上しました。

繰延税金資産・負債の主な内訳は次のとおりです。

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
繰延税金資産		
税務上繰越欠損金	387,982	533,912
未払退職・年金費用	103,674	87,871
繰延映画製作費	16,405	40,566
製品保証引当金及び未払費用	94,065	82,842
保険契約債務	26,177	22,907
棚卸資産	35,989	37,431

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
減価償却費	35,128	39,473
繰越税額控除	74,284	73,945
貸倒引当金	8,404	5,580
投資の減損	33,743	34,387
映画分野における前受収益	19,254	21,980
その他	140,745	146,777
総繰延税金資産	975,850	1,127,671
控除：評価性引当金	(473,713)	(868,233)
繰延税金資産合計	502,137	259,438
繰延税金負債		
繰延保険契約費	(155,073)	(140,190)
保険契約債務	(62,933)	(66,998)
映画分野における未請求債権	(40,469)	(45,467)
未実現有価証券評価益	(33,101)	(43,831)
株式交換により取得した無形固定資産	(32,136)	(28,139)
海外関係会社の未分配利益	(46,261)	(27,920)
その他	(46,970)	(73,399)
総繰延税金負債	(416,943)	(425,944)
純繰延税金資産(負債)	85,194	(166,506)

注記3で記載のとおり、2011年3月31日現在のその他の資産に含まれる繰延税金の表示は、2011年度に実施した一部の未認識税務ベネフィットに関する繰延税金資産の分析の結果を反映し、2012年3月31日現在の表示にあわせて変更しています。この変更により2011年3月31日現在の総繰延税金資産及び評価性引当金はそれぞれ71,126百万円及び10,011百万円増加し、繰延税金資産合計は61,115百万円増加しています。

繰延映画製作費に関する繰延税金資産は、税務申告における繰延映画製作費の償却方法を変更した結果、大きく増加しています。会計上は、繰延映画製作費は作品ごとの予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて償却されます。税務申告上は、繰延映画製作費は予測収益に応じて償却するか定額で償却するかを作品ごとに選択することができます。ソニーは2011年度に公開された作品すべてに関する繰延映画製作費について、定額で償却することを選択しました。

評価性引当金は、主として50%超の可能性で将来回収が見込めない税務上の繰越欠損金、繰越税額控除を有する特定の連結子会社の繰延税金資産に対するものです。2010年度及び2011年度における評価性引当金の純増減額は、それぞれ347,460百万円の増加、394,520百万円の増加です。

2010年度の評価性引当金の増加は、主に日本の当社とその連結納税グループにおいて繰延税金資産に対して追加の評価性引当金を計上したことによるものです。日本における当社とその連結納税グループは、2010年度において3年累積で損失を計上しました。日本において当社は、地方税については個社で税務申告を行い、国税については日本の完全子会社とともに連結納税申告を行っています。連結納税グループの対象は日本の完全子会社のみであり、日本の一部の子会社は除外されています。除外された子会社のうち最も重要なものは、ソニーフィナンシャルホールディングス(株)とその子会社です。当社とその連結納税グループの欠損金については、近年の累積損失計上に加え、日本における欠損金の繰越可能期間が比較的短い7年から9年であることから、繰越可能期間の残余年数が限られています。日本における欠損金残高の使用期限が最初に到来するのは地方税では2014年、国税では2016年です。繰延税金資産の帳簿価額は、入手可能なあらゆる肯定的及び否定的証拠にもとづき50%超の可能性で回収可能性がないと考えられる場合、評価性引当金の計上により減額することが要求されます。累積損失を計上していること及び欠損金の繰越可能期間の残余年数が限定されていることが重要な否定的証拠として挙げられる一方で、過去の課税所得の推移や、過去に欠損金を期限内に使用している実績、及び繰延税金資産を使用できる税務戦略が存在することが肯定的証拠として挙げられました。しかしながら、東日本大震災の影響も予期された2011年3月31日時点における短期的な業績見通しに加え、累積損失の場合は長期的な業績見通しへの判断上の比重が小さくなることを考慮した結果、ソニーは、これらの客観的かつ検証可能な肯定的証拠は、累積損失という重要な否定的証拠を十分に上回るものではないと考えました。なお、各肯定的及び否定的証拠への比重はそれぞれの証拠がどの程度客観的で検証可能であるかという点に比例するため、見込課税所得(一時差異実現の影響を除く)という肯定的証拠が、近年の財務報告上の損失という客観的で検証可能な否定的証拠を上回ると判断するのは通常困難です。ソニーは、入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した結果、2011年3月31日時点において、362,316百万円の評価性引当金を計上しました。

2011年度の評価性引当金の増加は、主に米国、英国ならびに日本の当社及び一部子会社において繰延税金資産に対して追加の評価性引当金を計上したことによるものです。ソニーは、2012年3月31日時点において、米国のSony Americas Holding Inc.(以下「SAHI」)及びその連結納税グループならびに英国の子会社であるSony Europe Limited(以下「SEU」)における累積損失の計上は、繰延税金資産の評価において重要な否定的証拠であると判断しました。肯定的証拠として、税務戦略の存在及びその実行計画、欠損金の繰越可能期間が長いこと、過去の課税所得の推移及び過去に欠損

金を期限内に使用している実績が挙げられます。税務戦略には、前述の米国における繰延映画製作費の償却方法の変更が含まれており、その成否は将来の収益見込みに依拠しています。これらの肯定的証拠はありましたが、証拠への比重はそれぞれの証拠がどの程度客観的で検証可能であるかという点に比例します。見込課税所得（一時差異実現の影響を除く）という肯定的証拠が、近年の財務報告上の損失という客観的で検証可能な否定的証拠を上回ると判断するのは通常困難です。ソニーは、入手可能な肯定的及び否定的証拠を比較衡量した結果、2012年3月31日時点において、SAHI及びその連結納税グループで203,025百万円、SEUで20,694百万円の評価性引当金を計上しました。日本における当社とその連結納税グループは2012年3月31日時点においても累積損失を計上したため、2011年度、日本における当社とその連結納税グループの一部の繰延税金資産に対して追加の評価性引当金を計上しました。加えて、日本の一部子会社もまた2012年3月31日において累積損失を計上したため、その地方税について個社で計上している繰延税金資産に対して32,631百万円の評価性引当金を計上しました。

ソニー・エリクソンは、当社による完全子会社化に先立ち、その累積損失を要因として、主にスウェーデンにおける繰延税金資産に対して78,393百万円の評価性引当金を計上していました。ソニーは、評価性引当金の影響の50%をソニー・エリクソンの持分法による投資損益に反映しています。

連結貸借対照表の各科目に含まれる繰延税金資産・負債（評価性引当金控除後）は次のとおりです。

借方（貸方）

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
流動資産 - 繰延税金	133,059	36,769
その他の資産 - 繰延税金	300,702	100,460
流動負債 - その他	(42,340)	(19,236)
固定負債 - 繰延税金	(306,227)	(284,499)
繰延税金資産（負債）	85,194	(166,506)

注記3で記載のとおり、2011年3月31日現在のその他の資産に含まれる繰延税金及び繰延税金資産の表示は変更しており、それぞれ61,115百万円増加しています。

2012年3月31日現在、海外関係会社の未分配利益のうち将来配当することを予定していない1,043,693百万円に対しては税金引当を行っていません。また1991年11月の(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント（以下「SMEJ」）の公募による株式発行により計上された子会社株式売却益61,544百万円に対しては、税務戦略にもとづき所有株式の処分から発生する重大な課税を見込んでいないため税金引当を行っていません。2012年3月31日現在、これらの一時的差異にかかる未認識の繰延税金負債の金額を決定することは困難です。

2012年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産の総額は533,912百万円であり、その繰越欠損金は、様々な税務管轄で申告される予定の将来課税所得と相殺することが可能です。繰越可能期間が無期限の125,537百万円を除き、繰越欠損金の大部分は2012年度から2020年度まで繰越することができます。その他の繰越欠損金については、税務管轄により最長20年まで繰越することができます。

2012年3月31日現在の繰越税額控除に対する繰延税金資産の総額は、73,945百万円です。これらの繰越税額控除は、繰越可能期間が無期限の14,021百万円を除いて、主として10年まで繰越することができます。

未認識税務ベネフィットの期首総額と期末総額との調整は次のとおりです。

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
期首残高	229,228	225,120
過年度の税務ポジションに関する減少	39,005	25,302
過年度の税務ポジションに関する増加	19,947	59,159
当年度の税務ポジションに関する増加	41,201	44,307
解決	1,478	4,046
時効による消滅	7,770	3,807
外貨換算調整額	17,003	7,120
期末残高	225,120	288,311
認識された場合、実効税率に影響を与える未認識税務ベネフィットの期末純残高	87,497	77,925

未認識税務ベネフィットの総額の主な増減は、C P S分野、P D S分野、及びその他分野の特定の連結子会社間クロスボーダー取引に関する二国間事前確認制度（Bilateral Advance Pricing Agreements、以下「APAs」）の申請を行ったことに関連しています。これらのAPAsは、租税条約で規定される二国間相互協議手続にもとづいた、ソニーと二カ国の税務当局間の合意を含んでいます。ソニーは見積もられた税金費用をこれらの手続の進捗に応じて見直し、必要に応じて見積りを調整しています。これらは政府間協議による合意のため、最終結果がソニーの現時点における50%超の可能性で実現が見込まれる見積評価と異なる場合があります。

2010年度において、ソニーは、3,612百万円の支払利息の計上及び261百万円の罰金の戻し入れを行いました。2011年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ14,523百万円及び4,407百万円です。

2011年度において、ソニーは、1,336百万円の支払利息及び333百万円の罰金の戻し入れを行いました。2012年3月31日現在、ソニーの利息及び罰金に関する負債の残高はそれぞれ13,187百万円及び4,074百万円です。

ソニーは世界中の様々な国、地域で営業活動を行っており、その税務申告書は、定期的に日本及び海外の税務当局の税務調査を受けています。いくつかの国、地域における、税務調査終了、現行の調査の結果、時効による消滅、及びソニーの税務ポジションの再評価などの結果により、今後の12ヵ月間で未認識税務ベネフィットは変動する可能性があります。ソニーは、今後の12ヵ月間で未認識税務ベネフィットが最大122,227百万円減少することを見込んでいます。

ソニーは、引き続き、2005年度から2011年度について、日本の税務当局による税務調査の対象となり、1998年度から2011年度について、米国を含む海外の税務当局による税務調査の対象となります。

23 基本的及び希薄化後EPSの調整表

2010年度及び2011年度における基本的及び希薄化後EPSの調整計算は次のとおりです。

項目	2010年度			2011年度		
	損失 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)	損失 (百万円)	加重平均 株式数 (千株)	EPS (円)
基本的EPS						
普通株式に配分される当社株主に 帰属する当期純損失	259,585	1,003,559	258.66	456,660	1,003,578	455.03
希薄化効果		-	-		-	-
希薄化後EPS						
計算に用いる普通株式に配分さ れる当社株主に帰属する当期純 損失	259,585	1,003,559	258.66	456,660	1,003,578	455.03

2010年度及び2011年度において、ソニーが当社株主に帰属する当期純損失を計上したことから希薄化効果がないと認め、希薄化後EPSの計算から除いた新株予約権及び転換社債の行使にともなう潜在株式数はそれぞれ19,383千株及び22,417千株です。

24 変動持分事業体

ソニーは、適宜、VIEとの間で各種の取り決めを結んでいます。これらの取り決めには、不動産のリース、音楽制作事業における複数の合弁契約、米国における音楽出版事業、映画製作資金の調達及び生産の外部委託が含まれています。さらにソニーは、注記7に記載のとおり、VIEをともなう複数の売掛債権売却プログラムを設定しています。ソニーが第一受益者であると判断され、連結されているVIEは次のとおりです。

ソニーは米国子会社の本社ビルをVIEからリースしています。2015年12月のリース期間満了時において、ソニーはリースを更新するか、建物を買取るかもしくは所有者に代わって第三者に転売することを合意しています。ソニーはこのVIEに対しリース契約にもとづく最低保証を提供しており、販売価格が255百万米ドルを下回った場合には214百万米ドルを上限に不足額を補償する義務を有しています。定性的評価にもとづき、ソニーは、最低保証を行っていることから、このVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を持ち、またこのVIEの損失を負担する義務を負うと判断され、結果としてソニーはこのVIEの第一受益者と判断されています。ソニーは契約上のリース支払債務を除いてVIEに対し追加支援を提供していません。ソニーはリース期間中、いつでも255百万米ドルでこのビルを買取ることのできるオプションを有しています。また、このVIEの銀行借入は無担保、かつ、ノンリコースの債務です。このVIEの資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。2012年3月31日現在、このVIEの保有する有形固定資産14,332百万円及び長期借入債務20,991百万円が、ソニーの連結貸借対照表に含まれています。

ソニーの米国における音楽制作子会社は音楽ソフトの制作及び製造に関連する会社との間で複数の合弁契約を締結しています。ソニーはこれらの合弁会社を再検討した結果、これらの合弁会社はVIEであると判断しました。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEに資金を提供する責任を有し、多くの場合これらのVIEが利益を計上するまでの間、すべての損失を負担することから、これらのVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を持ち、またこれらのVIEの損失を負担する義務を負うと判断され、結果としてソニーはこれらのVIEの第一受益者と判断されています。これらのVIEの資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。2012年3月31日現在、これらのVIEの保有する資産合計及び負債合計は、総額でそれぞれ17,552百万円及び7,918百万円です。

ソニーの米国における音楽出版子会社は第三者投資家との合弁会社であり、VIEであると判断されました。この音楽出版子会社は音楽作品に関する権利を所有及び取得し、それらの音楽作品を活用及び市販し、著作権使用料や利用料を受領しています。その合弁会社の契約条件において、ソニーはその合弁会社によるあらゆる音楽出版権の取得及びいかなる運転資金の不足に対して資金を提供する義務を有しています。さらに、第三者投資家は2013年12月31日まで最大17.5百万米ドルの年間配当を受け取ることが保証されています。定性的評価にもとづき、ソニーはその合弁会社に対し資金を提供する義務を負うことから、そのVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を持ち、またそのVIEの損失を負担する義務を負うと判断され、結果としてソニーはそのVIEの第一受益者と判断されています。この音楽出版子会社の資産はソニーの債務の返済に使用することはできません。2012年3月31日現在、ソニーの連結貸借対照表に含まれている、そのVIEの保有する資産及び負債は次のとおりです。

項目	金額(百万円)
現金・預金及び現金同等物	5,239
受取手形及び売掛金(純額)	248
その他の流動資産	20,523
有形固定資産(純額)	863
無形固定資産(純額)	54,566
営業権	12,483
その他の固定資産	6,708
資産合計	100,630
買掛金及び未払費用	32,835
その他の流動負債	5,222
その他の固定負債	1,254
負債合計	39,311

ソニーが重要な変動持分を有するものの、ソニーがその第一受益者ではないVIEは以下のとおりです。

前述のソニーの音楽出版子会社の第三者投資家が2010年9月に実行したりファイナンスに関連して、ソニーは第三者投資家の債権者に対して、第三者投資家の債務不履行の際には、ソニーが最大303百万米ドルまで未払いの元本及び利子の返済を行う保証契約を発行しています。第三者投資家の債務はその音楽出版子会社の50%の所有持分によって担保されています。その保証契約の条件にもとづき、ソニーに支払義務が発生した場合には、ソニーはその債権者の担保債権に対する担保権を引き受け、担保として使用されている第三者投資家の資産は、ソニーが重要な変動持分を有するVIEである別の信託が保有しています。定性的評価にもとづき、ソニーはその信託の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を有していないことから、ソニーはその信託の第一受益者ではないと判断されています。その信託により保有されている資産には、第三者投資家が保有するその音楽出版子会社の50%の所有持分のみが含まれています。2012年3月31日現在、その信託によって保有されている資産の公正価値は303百万米ドルを超えています。

ソニーの映画分野における子会社は、特定の12作品に関する国際配給権の取得に関する合弁契約をVIEとの間で締結しています。その映画分野における子会社は、映画配給にともなう収入の一部を契約上定められた手数料として受領する見返りに12作品を国際的に配給する義務があり、かつ、その映画分野における子会社はすべての配給及びマーケティング費用を負担します。このVIEは合計406百万米ドルの資金調達により設立されています。そのうち、11百万米ドルについてはその映画分野における子会社からの出資、95百万米ドルについては外部の第三者投資家からの出資、残額は300百万米ドルの銀行信用枠により調達しています。契約上、その映画分野における子会社の出資11百万米ドルの払戻しは劣後しています。上記要因にもとづき、このVIEの活動を指揮する力を有し、損失及び残余利益の重要な金額を負担することから、その映画分野における子会社はこのVIEの第一受益者と判断されていました。2009年3月31日付で、銀行信用枠は失効し、また、第三者投資家は出資額95百万米ドルの払戻しを受けました。2009年5月11日、その映画分野における子会社は12作品に関する国際配給権をこのVIEから再取得し、このVIEは上記と同一条件で、これらの作品の分配金に対する持分相当額を受領しました。その映画分野における子会社はこのVIEから国際配給権を再取得した結果、このVIEの活動を指揮する力を有さず、損失及び残余利益の重要な金額を負担することが見込まれないことから、このVIEの第一受益者ではなくなったと判断されました。その映画分野における子会社はこのVIEの連結除外に際して、損益を認識していません。2012年3月31日現在、その映画分野における子会社の貸借対照表には、このVIEから再取得した国際配給権にかかる繰延映画製作費を計上しておらず、未払金・未払費用及び長期のその他負債にこのVIEに対する分配金債務748百万円を計上しています。2012年4月11日、その映画分野における子会社は、このVIEの分配金に対する持分を22百万米ドルで取得しました。この取得の結果、VIEにこれらの映画作品の分配金に対する持分はなくなりました。

ソニーの映画分野における子会社は、2008年7月31日に終了した31ヵ月にわたって公開された19作品に共同出資するために、2つのVIEとの間でそれぞれの製作・共同出資契約を締結しました。その映画分野における子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金（手数料及び諸経費を含む）として、契約期間において565百万米ドルを受け取りました。これらの契約において、その映画分野における子会社は、その全世界の配給網を通じて映画作品を販売及び配給する義務があります。これらのVIEは、その映画分野における子会社がこの配給契約にしたがい、配給手数料、マーケティング・配給費用及び外部の第三者への分配金を回収した後の映画毎の純利益から分配を受けます。その映画分野における子会社は、これらのVIEの活動を指揮する力を有さないことから、どのVIEの第一受益者にも該当しません。2012年3月31日現在、その映画分野における子会社の貸借対照表において、外部の第三者に対する映画の純利益からの未払分配金を除き、これらVIEに関連して計上した金額はありません。

また、2007年1月19日、その映画分野における子会社は、2012年3月までに公開される大多数の映画作品に共同出資するために、別のVIEとの間で製作・共同出資契約を締結しました。その映画分野における子会社は、映画作品の製作あるいは取得の資金（手数料及び諸経費を含む）として、このVIEがリボルビング方式により最大525百万米ドルを供給する契約を結びました。この契約において、その映画分野における子会社は、その全世界の配給網を通じて映画作品を販売及び配給する義務があります。このVIEは、その映画分野における子会社がこの配給契約にしたがい、配給手数料、マーケティング・配給費用及び外部の第三者への分配金を回収した後の映画毎の純利益から分配を受けます。その映画分野における子会社は、このVIEの活動を指揮する力を有さないことから、このVIEの第一受益者には該当しません。2011年12月16日、その映画分野における子会社とこのVIEは製作・共同出資契約を変更することについて合意しました。この契約変更によって、VIEはその映画分野における子会社に20百万米ドルを支払い、この契約変更前に資金調達された映画作品の権利のうちの一つが、その映画分野における子会社に移転しました。それには、契約変更前に資金調達済みの映画作品の純利益に対するVIEの分配金に対する持分が含まれます。それと引き換えに、その映画分野における子会社は、VIEの将来の映画作品に対する資金調達の義務を免除し、VIEは契約変更前に資金調達済みの映画作品の分配金に対する持分を受け取りました。その映画分野における子会社は、契約変更後も継続してこのVIEの活動を指揮する力を有さないことから、このVIEの第一受益者には該当しません。2012年3月31日現在、その映画分野における子会社の貸借対照表において、契約変更前に資金調達済みの映画作品の分配金に対するVIEの持分を除き、このVIEに関連して計上した金額はありません。

2010年1月、ソニーは主として液晶テレビを生産していたメキシコ子会社の持分の90.0%を、機械装置4,520百万円及び在庫5,619百万円を含むその他資産とともに、生産受託業者に売却しました。今後も生産活動を継続する事業体は過少資本であり、親会社からの資金提供に依存することからVIEであると判断されています。定性的評価にもとづき、ソニーはこのVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指揮する力を有さず、このVIEの損失を負担する義務がないことから、ソニーはこのVIEの第一受益者ではないと判断されています。2009年度において、メキシコ子会社の支配の喪失に関連して、ソニーは11,189百万円を受領し、1,664百万円の損失を認識しました。売却と同時に、ソニーはVIE及びその親会社との間で契約を締結し、米国を含む特定の市場においてソニーが売却する液晶テレビの大部分を購入することを合意しました。2012年3月31日現在、このVIEに関連して前払費用及びその他の流動資産に未収入金10,295百万円及び買掛金18,830百万円がソニーの連結貸借対照表に計上されています。ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

注記7に記載のとおり、日本国内及び金融分野における売掛債権売却プログラムは、以前には特定の基準を満たしていたため適格特別目的会社に該当していたVIEに関係しています。これらのVIEは全て銀行が出資する特別目的会社です。さらに、米国における売掛債権取引の相手先はVIEを含みます。定性的評価にもとづき、ソニーはこれらのVIEの活動を指揮する力及び損失を負担する義務又は残余利益を受け取る権利を持っていないことから、第一受益者ではないためこれらのVIEを連結対象とはしていません。ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

注記26に記載のとおり、中・小型TFT液晶ディスプレイ事業の売却に関連して、2012年度に、ソニーは中・小型TFT液晶ディスプレイ事業に含まれる、ある子会社の法的な所有権を外部の第三者へ譲渡します。2012年3月31日現在、この会社はVIEです。定性的評価にもとづき、ソニーはこのVIEの活動を指揮する力を有さず、このVIEの損失を負担する義務及び残余利益を受け取る権利がないことから、ソニーはこのVIEの第一受益者ではないと判断され、事業売却後は連結対象としません。ソニーの最大損失額は僅少と考えられます。

25 企業結合

(1) Game Show Networkの取得

2009年4月、ソニーは米国でケーブルネットワーク及びオンライン事業を行っているGSNのうちソニーが保有する50%の持分の一部を、合併相手に売却しました。この売却により2009年度において8,831百万円の売却収入を受領し、8,322百万円の利益を計上しました。この利益はその他の営業損（益）（純額）に計上されました。

2011年3月、ソニーは合併相手の持分の承継者（以下「現投資家」）から追加でGSNの5%の資本持分を4,849百万円で取得しました。その結果、ソニーのGSNに対する資本持分は40%となりました。この取得の一環として、ソニーはGSNのマネジメントコミッティの代表者の過半数を指名する権利、GSNの予算を承認する権利、ならびにGSNのシニアマネジメントの採用、解雇及び報酬決定権限を含むGSNの支配持分を獲得しました。この取得が、ソニーの米国のケーブルネットワークにおける存在感を高め、また、GSNが映画分野におけるクイズ・バラエティ番組等のエンターテインメント資産のさらなる活用と便益を得ることを可能にする見込んでいます。

この5%のGSNの資本持分の追加取得に加えて、GSNの資本持分のさらに18%に関して、ソニーは現投資家に持分を売却する権利（プット権）を付与し、また同持分に関して現投資家から持分を取得する権利（コール権）を取得しました。このプット権は2012年、2013年、2014年の4月1日から60営業日の3期間（以下「行使期間」）において行使可能です。最新の暦年に関するGSNの監査済財務諸表が4月1日時点で利用可能となっていない場合、行使期間はGSNの監査済財務諸表が現投資家に提供された日から開始します。2012年5月31日現在、2011年のGSNの監査済財務諸表ははまだ現投資家に提供されていません。プット権の行使価格はGSNの利益に合意済みの倍数を乗じた公式で計算されます。最低権利行使価格は234百万米ドルで、最高権利行使価格は288百万米ドルです。ソニーのコール権はプット権が行われない場合のみ行使可能であり、その権利行使期間はプット権の最後の行使期間が経過した直後の60営業日です。ソニーのコール権の行使価格は現投資家のプット権と同様の公式で算定され、最低権利行使価格は234百万米ドルです。上記に加え、購入・売却条項（バイ・セル条項）がソニー及び現投資家のGSNの資本持分に適用され、2015年4月1日を開始日とする60営業日に毎年行使される可能性があります。

2011年3月の取得前は、ソニーはGSN持分を持分法で会計処理していました。この取得でGSN支配持分を獲得したため、ソニーは取得法にもとづきGSNを連結し、識別可能資産、引受負債、償還可能非支配持分、非支配持分及びその残余としての営業権を公正価値で計上しました。段階取得に関する企業結合の会計基準にしたがい、ソニーはこの取得前から保有している35%のGSNの資本持分を公正価値33,940百万円で再評価した結果、26,991百万円の利益をその他の営業損（益）（純額）に計上しました。

映画分野に計上したGSNの資産及び負債に割り当てた予備評価及び最終評価の公正価値の集計は以下のとおりです。この取得が2011年3月に成立したため、2011年3月31日時点では、取得された有形資産及び負債の公正価値、無形固定資産の評価、法人税等及び残余の営業権を含む特定の領域において、支払われた対価の割当は完了していませんでした。測定期間調整は、ソニーの業績及び財政状態に重要な影響を与えませんでしたので、ソニーは連結財務諸表の適的な調整をしていません。

項目	公正価値で計上された 資産及び負債 (予備評価) (百万円)	測定期間調整 (百万円)	公正価値で計上された 資産及び負債 (最終評価) (百万円)
現金・預金及び現金同等物	4,039	-	4,039
受取手形及び売掛金	3,089	-	3,089
前払費用及びその他の流動資産	395	-	395
繰延映画制作費	4,178	-	4,178
有形固定資産	220	-	220
無形固定資産	46,749	574	47,323
営業権	46,432	527	45,905
その他の固定資産	38	-	38
資産合計	105,140	47	105,187
支払手形及び買掛金	970	-	970
未払金・未払費用	4,131	-	4,131
その他の流動負債	59	-	59
その他の固定負債	1,683	47	1,730
負債合計	6,843	47	6,890
償還可能非支配持分	18,779	-	18,779
非支配持分	40,728	-	40,728
合計	38,790	-	38,790

ソニーに対して非支配持分を売却する権利は、償還がソニーの支配力の範囲外であるため、強制償還証券として会計処理しています。そのため、この償還可能非支配持分は連結貸借対照表の負債と資本の中間に表示しています。非支配

持分の公正価値は割引キャッシュ・フローモデルと類似取引や企業の市場比較による方法を組み合わせて算定しています。非支配持分所有者に帰属するキャッシュ・フローは、支配持分所有者に帰属するキャッシュ・フローに比例すると期待されるため、支配権がないことによる割引は非支配持分の公正価値の決定には反映していません。

この取得に関して仕掛研究開発費への価格割当はありません。営業権は、新たな収益の流入による将来の成長やソニーの既存の資産や事業とのシナジー等の識別不能無形固定資産を表しています。営業権は、取得した有形資産や無形固定資産の純額の見積公正価値に対する購入価格の超過する部分として計算され、税務上損金に算入されません。この取得に関して計上された営業権は映画分野に含まれます。

この取得により計上した無形固定資産の内訳は以下のとおりです。

項目	公正価値で計上された 無形固定資産	加重平均償却年数
	金額（百万円）	（年数）
償却対象の無形固定資産：		
配信契約	33,698	20
その他	4,736	3
耐用年数が確定できない無形固定資産：		
商標	8,889	-
無形固定資産 合計	47,323	

取得日以降のGSNの業績は映画分野に含まれています。下記の概算の補足財務情報（未監査）は、この取得が2010年度の期首に発生したと仮定した場合のソニーとGSNの業績合計額です。

項目	2010年度
	金額（百万円）
純売上高	6,325,310
営業利益	199,445
当社株主に帰属する当期純損失	259,731
- 基本的 1株当たり	258.81円
- 希薄化後 1株当たり	258.81円

この概算の補足財務情報（未監査）は、ソニーが合理的と考える見積り及び前提にもとづき作成されたものであり、この取得が当該期間の開始の日に完了したと仮定した場合のソニーの業績を表示又は示唆することを目的としたものではありません。また、この概算の補足財務情報（未監査）を将来のソニーの業績を示す指標として用いるべきではありません。この概算の補足財務情報（未監査）は、過年度に所有していた資本持分の再評価による利益及び税効果後の無形固定資産償却費用の増分が含まれています。

(2) ソニー・エリクソンの取得

2012年2月15日、ソニーはエリクソンの保有するソニー・エリクソンの持分50%を取得し、その結果ソニー・エリクソンはソニーの完全子会社となりました。この取引により、ソニーは広範な知的財産権のクロスライセンス（以下「IPクロスライセンス」）契約とワイヤレスモバイル技術に関する5つの重要特許群も取得しました。支払われた対価の合計は現金で107,174百万円（1,050百万ユーロ）でした。エリクソンとの契約には、特定の費用のレベルに応じた条件付対価が規定されました。この特定の費用の見積もりにもとづき、この契約下では対価の支払いが想定されないことから追加的な対価は計上していません。この取得は、ソニー・エリクソン（社名をソニーモバイルに変更）を、ソニーのネットワーク対応コンシューマー製品群のプラットフォームに統合し、事業の融合を加速することを目的としています。

この取得前は、ソニーはソニー・エリクソンの持分を持分法で会計処理していました。この取得でソニー・エリクソンの支配持分を獲得したため、ソニーは取得法にもとづきソニー・エリクソンを連結し、識別可能資産、引受負債、非支配持分及びその残余としての営業権を公正価値で計上しました。段階取得の企業結合の会計基準にしたがい、ソニーはこの取得前から保有しているソニー・エリクソンの持分50%を公正価値71,449百万円で再評価した結果、102,331百万円の評価差益を、その他の営業損（益）（純額）に計上しました。ソニーは、過去から保有している持分に関して、在外事業体の支配持分を取得した際に公正価値で再評価された財務報告にもとづく金額と税務目的の金額との差異に対応する繰延税金負債を計上しないことを選択しました。さらに、11,690百万円の累積の外貨換算調整額は、累積その他の包括利益の構成要素として維持しました。

ソニーモバイル分野に計上されたソニー・エリクソンの資産及び負債に割り当てられた公正価値と、セグメント報

告上、全社（共通）に割り当てられたIPクロスライセンスの集計は以下のとおりです。

項目	公正価値で計上された 資産及び負債 (百万円)
現金・預金及び現金同等物	35,331
受取手形及び売掛金	54,522
棚卸資産	54,095
前払費用及びその他の流動資産	28,618
有形固定資産	18,075
無形固定資産	123,097
営業権	128,522
その他の固定資産	22,463
資産合計	464,723
支払手形及び買掛金	66,522
未払金・未払費用	61,467
その他の流動負債	136,938
その他の固定負債	7,126
負債合計	272,053
非支配持分	14,047
合計	178,623

重要な金額が認識されなかったことから仕掛研究開発費への価格割当はありません。一方で、取得時に実質的に完了していた重要な研究開発活動は、開発した技術として取得した無形固定資産に含めました。営業権は、新たな収益の流入による将来の成長、特に新興市場や米国でのマーケットシェアの拡大、ソニーの既存の資産や事業とのシナジー及び人的資源等の識別不能無形固定資産を表しています。営業権は、取得した有形資産や無形固定資産の純額の見積公正価値に対する購入価格の超過する部分として計算され、税務上損金に算入されません。この取得に関して計上された営業権はソニーモバイル分野に含まれています。

この取得により計上した無形固定資産の内訳は以下のとおりです。

項目	公正価値で計上された 無形固定資産	加重平均償却年数
	(百万円)	(年数)
償却対象の無形固定資産：		
IPクロスライセンス	60,834	6
開発した技術	24,599	9
顧客関係	19,597	14
商標	14,086	7
その他	3,981	7
無形固定資産 合計	123,097	

下記の補足財務情報（未監査）は、この取得が2010年度の期首に発生したと仮定した場合のソニーとソニー・エリクソンの業績合計額です。

項目	2010年度	2011年度
	金額（百万円）	
純売上高	6,901,151	5,941,131
営業利益（損失）	231,895	187,725
当社株主に帰属する当期純損失	226,038	654,833
- 基本的1株当たり	225.24円	652.50円
- 希薄化後1株当たり	225.24円	652.50円

この概算の補足財務情報（未監査）は、ソニーが合理的と考える見積もり及び前提にもとづき作成されたものであり、この取得が2010年度の開始の日に完了したと仮定した場合のソニーの業績を表示又は示唆することを目的としたものではありません。また、この概算の補足財務情報（未監査）を将来のソニーの業績を示す指標として用いるべきではありません。この概算の補足財務情報（未監査）は下記を含みます。

- ・ソニー・エリクソンの持分法による投資純利益（損失）の消去及び連結処理
- ・過年度に所有していた資本持分の再評価による利益
- ・税効果後の無形固定資産償却費用の増分
- ・特定の支払ロイヤリティの調整
- ・取得に関連して発生した追加借入費用及び支払利息

(3) ソニーセミコンダクタの取得

2011年4月1日に当社の完全子会社であるソニーセミコンダクタ九州(株)（2011年11月1日付で名称をソニーセミコンダクタ(株)に変更）は、(株)東芝（以下「東芝」）から半導体製造設備及びその関連資産を現金・預金57,451百万円で取得しました。ソニーはこの取得によって、CMOSイメージセンサーの生産能力の増強を図ります。

この製造設備は、東芝、当社及び当社の完全子会社である(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント三社の合弁会社である長崎セミコンダクターマニュファクチャリング(株)（以下「NSM」）が操業していました。取得の後、ソニーは取得した機械装置の一部についてソニーの持分法適用関連会社であるSFIリーシング(株)との3年間のセール・アンド・リースバック取引を行い、取得時に計上された公正価値にもとづいて売却代金50,537百万円を受け取りました。上記の取引は連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動の「その他」に含めています。

なお、この取得に伴い、NSMに関する東芝との合弁関係は解消されます。また、ソニーは当取得の後1年間にわたるシステムLSIの製造・供給を東芝より受託しました。

取得日現在における取得資産の見積公正価値は以下のとおりです。

項目	公正価値で計上された 取得資産 (百万円)
棚卸資産	4,370
その他の流動資産	82
機械装置及びその他の有形固定資産	51,083
無形固定資産	1,223
その他の固定資産	693
取得資産 合計	57,451

支払われた対価が識別可能な有形資産及び無形固定資産にすべて按分され、負債の引受もなされなかったため、この取得に際して営業権は計上されていません。概算の補足財務情報（未監査）は、この取得の与える影響が重要ではないため、開示を省略しています。

(4) その他の取得

2010年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。支払われた対価の合計は2,884百万円であり、主として現金で支払われました。将来変更される可能性がある重要な条件付対価はありません。これらの取得の結果、ソニーは営業権1,415百万円と無形固定資産1,227百万円を計上しました。

2011年度においてソニーはその他いくつかの取得を行いました。支払われた対価の合計は7,914百万円であり、主として現金で支払われました。将来変更される可能性がある重要な条件付対価はありません。これらの取得の結果、ソニーは営業権5,853百万円と無形固定資産3,345百万円を計上しました。

これらの取得に関して重要な仕掛研究開発費への価格割当はありません。すべての取得企業及び事業はそれぞれの取得日よりソニーの業績に連結されています。ソニーセミコンダクタ及びその他の取得は、個別ならびに総計で重要性がないため、業績（概算）は表示していません。

26 事業売却

(1) HBO Latin America・HBO Central Europe

2010年3月、映画分野に含まれていた、中南米において特定のプレミアム有料テレビ事業を営むHBO Latin America事業の持分の一部及び特定の付随的権利をこの事業の主要株主（以下「主要株主」）に対して売却しました。ソニーは、この売却を譲渡及びサービス業務に関する会計基準にしたがい会計処理しました。この取引前は、ソニーはこの事業の約29%の持分を保有し、持分法により会計処理しました。そしてこの取引後は、ソニーはこの事業の約8%の持分（以下「残余持分」）を保有し、原価法により会計処理しました。

この取引の対価として、ソニーは19,424百万円の売却収入及び評価額1,371百万円のプットオプションを受領しました。また、この売却により2009年度において18,035百万円の利益を計上しました。2010年11月にソニーは主要株主にプットオプションを行使する予定である旨を通知しました。主要株主による残余持分の買収が2011年3月に完了したことにより、2010年度において5,285百万円の売却収入を受領し、3,329百万円の利益を計上しました。

また、2010年1月に前述の取引と別の取引において、映画分野に含まれていた、中欧においてプレミアム有料テレビ事業を営む合弁会社HBO Central Europeへの事業投資の全部を主要株主の関係会社に対して売却しました。この売却により、2009年度において7,660百万円の売却収入を受領し、3,957百万円の利益を計上しました。

上記の取引において認識した利益は、取引の性質又はソニーのコアビジネスとの関連性等を考慮した結果、連結損益計算書上、その他の営業損（益）（純額）に計上されています。

(2) 中・小型TFT液晶ディスプレイ事業

2012年3月、ソニーはPDS分野に含まれる中・小型TFT液晶ディスプレイ事業を㈱ジャパンディスプレイへ売却しました。売却価額は本件実行後の一定の条件と調整によって最終決定されます。この売却に関連して、ソニーは中・小型TFT液晶ディスプレイ事業に含まれる特定の子会社の法的所有権を2012年度に㈱ジャパンディスプレイへ譲渡します。2012年3月31日現在、この会社はVIEであります。ソニーは第一受益者ではないため、事業売却後は連結対象としていません。この会社に関する詳細は注記24に記載しています。ソニーは2011年度の期中において、処分グループを売却予定資産に分類し、帳簿価額もしくは公正価値のいずれか小さい金額で計上しました。連結損益計算書上、19,187百万円の減損損失がその他の営業損（益）（純額）に計上されています。事業売却後、ソニーは㈱ジャパンディスプレイの資本持分を取得し、原価法により会計処理しました。

(3) S-LCD

2011年度、ソニーは液晶ディスプレイパネル製造を行う合弁会社であるS-LCDのすべての保有株式を売却しました。この詳細は注記6に記載しています。

(4) ケミカルプロダクツ関連事業

2011年度、ソニーはPDS分野に含まれるケミカルプロダクツ関連事業の譲渡に向けた基本合意書を第三者と締結しました。当該事業に関連する資産及び負債は、2011年度末に売却予定資産及び負債として分類され、2012年度中の譲渡完了が予想されています。この分類の結果、減損損失は認識されませんでした。売却予定資産及び負債には、売掛金及び棚卸資産を含む流動資産14,756百万円、営業権29,182百万円、有形固定資産を含むその他の固定資産19,028百万円、買掛金及び未払費用を含む流動負債17,554百万円、ならびに固定負債2,657百万円が含まれています。これらの流動項目及び固定項目の資産及び負債は、連結貸借対照表の前払費用及びその他の流動資産、その他の資産、その他の流動負債、その他の負債に分類されています。

27 共同契約

ソニーは、主として、映画分野の子会社において、他の1つ又は複数の活動のある参加者と共同で映画又はテレビ作品に対する資金調達、製作及び配給を行うための共同契約を締結し、この子会社と他の参加者が、所有によるリスクと便益を共有しています。これらの契約は共同製作・配給契約となります。

ソニーは、主として、映画又はテレビ作品のうち自社が保有し資金調達する部分のみを資産計上しています。ソニーと他の参加者は、主として、異なるメディア又はマーケットで作品を配給しています。ソニーが作品を配給したメディア又はマーケットで獲得した収益及び発生した費用は、主として、総額を計上しています。ソニーは、主として、他の参加者が作品を配給した際には、獲得した収益及び発生した費用の計上はしていません。ソニーと他の参加者は、主として、全てのメディア又はマーケットでの作品の配給から得た利益を分配しています。映画作品においては、ソニーが純額の受取人の場合、(1)他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益におけるソニーへの分配金から(2)ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を差し引き、純額を純売上高として計上しています。ソニーが純額の支払人の場合、純額を売上原価として計上しています。テレビ作品においては、他の参加者が配給したメディア又はマーケットからの利益のソニーへの分配金を売上として計上し、ソニーが配給したメディア又はマーケットからの利益における他の参加者への分配金を売上原価として計上しています。

2010年度及び2011年度において、これらの共同契約において、他の参加者に帰属すべき額として、それぞれ4,866百万円、10,990百万円が売上原価として計上され、他の参加者からソニーに帰属すべき額として、それぞれ10,244百万円、14,625百万円が純売上高に計上されました。

28 契約債務、偶発債務及びその他

(1) 契約債務

ローン・コミットメント

金融子会社は、顧客に対する貸付契約にもとづき、貸付の未実行残高を有しています。2012年3月31日現在、これらの貸付未実行残高は20,051百万円です。ローン・コミットメントの翌年度以降における支払予定額は見積もることはできません。

パーチェス・コミットメント等

2012年3月31日現在のパーチェス・コミットメントは、合計で276,016百万円です。これらのうち、主要なものは次のとおりです。

ソニーは通常の事業において、固定資産の購入に関する契約債務を負っています。2012年3月31日現在、固定資産の購入に関する契約債務は、35,725百万円です。

映画分野の一部の子会社は、製作関係者との間で映画の製作及びテレビ番組の制作を行う契約を締結し、また第三者との間で完成した映画作品もしくはそれに対する一部の権利を購入する契約、スポーツイベントの放映権を購入する契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2012年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は117,187百万円です。

音楽分野の一部の子会社は、音楽アーティストならびに音楽ソフトやビデオの制作・販売会社との間に長期契約を締結しています。これらの契約は多様な期間にわたりますが、主として5年以内の期間に関するものです。2012年3月31日現在、これらの契約にもとづく支払予定額は41,853百万円です。

パーチェス・コミットメントの翌年度以降5年間の各年度及びそれ以降の年度における支払予定額は次のとおりです。

年度	2012年3月31日
	金額(百万円)
2012年度	141,236
2013年度	55,209
2014年度	35,330
2015年度	23,281
2016年度	13,310
2017年度以降	7,650
パーチェス・コミットメント合計	276,016

上記に加え、ソニーは以下の契約債務を負っています。

2011年11月11日(米国時間)、ソニーを含む出資グループ(以下「出資グループ」)とCitigroup, Inc.(以下「シティ」)は、出資グループがシティの保有するEMI Music Publishingを総額2,200百万米ドルで取得する最終契約を締結しました。本取引は、政府当局及び監督官庁の承認などの取得を含む諸手続の完了が条件となります。これらの承認の取得及び手続の完了により、EMI Music Publishingは最終的に、出資グループが共同所有する新会社に取得されることとなります。必要となる全ての承認の取得及び手続の完了をもって、ソニーは新会社に対して約325百万米ドルを投資し、新会社の約38%の持分を保有する見込みです。また、ソニーは追加投資により最大で40%の持分を取得

する権利を有します。

2011年度において、ソニーは法人顧客から将来の供給に対する前受金を受領しました。結果として、ソニーは製品の引渡予定期間に応じて、2012年3月31日現在、流動負債のその他に15,173百万円、固定負債のその他に35,404百万円を計上しています。この契約においてソニーは、S&P又はMoody'sによる格付けの低下（それぞれ“BBB”未満又は“Baa2”未満）を含む一定の条件に抵触した場合、一括返済の義務を負っています。前受金は、法人顧客に対する将来の製品の供給にともなって減少する見込みです。

(2) 偶発債務

2012年3月31日現在の通常の事業において提供される保証を含む偶発債務は、最大で78,743百万円です。偶発債務のうち、主要なものは次のとおりです。

注記24に記載のとおり、ソニーは、米国における音楽出版子会社の第三者投資家が債務不履行となった場合、303百万米ドルを上限として、第三者投資家の未払利息を含めた債務残高を返済することを合意しています。第三者投資家の債務は、第三者投資家が保有するソニーの音楽出版子会社の50%の持分により担保されています。この合意にもとづき債務残高の返済を行う場合、ソニーは第三者投資家が保有する担保資産を承継することができます。2012年3月31日現在、この担保資産の公正価値は303百万米ドルを超えています。

2011年5月、当社の米国子会社であるSony Electronics Inc.は、米国司法省反トラスト局から二次電池事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。当社は、米国司法省及びその他の国の当局が二次電池市場の競争状況を調査していると理解しています。なお、この手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により発生し得る損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

2011年前半以降、PlayStation®Network、Qriocity™及びSony Online Entertainment LLCのネットワークサービスならびにその他当社子会社のウェブサイトがサイバー攻撃を受けました。これらのサイバー攻撃に関して、2012年6月27日時点で、顧客個人情報又はクレジットカードの不正使用があった旨確認されたとの報告をソニーは受けておりません。しかしながら、サイバー攻撃の一部に関し、ソニーは日本の経済産業省及び金融庁からの報告命令、米国の複数の州の法務長官や米国連邦取引委員会からの公式又は非公式な情報提供要求ならびに米国連邦議会からの情報提供要求など様々なものを含む問い合わせを多くの地域の当局から受けております。さらに、当社及び一部の子会社は、米国その他の地域において多くの集団訴訟の被告になっています。しかしながら、これらの手続の段階に照らし、不利な判決、和解その他の解決により発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

2009年10月、当社の米国子会社であるSony Optiarc America Inc.は、米国司法省反トラスト局から光ディスクドライブ事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。当社は、米国司法省及びその他の国の当局が光ディスクドライブの競争状況を調査していると理解しています。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの集団訴訟が、米国その他の地域にて提起されています。しかしながら、これらの手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により発生し得る損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

当社及び一部の子会社は、これらの他にも複数の訴訟の被告又は政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニーが現在知り得るかぎりでの情報にもとづき、それらの訴訟その他の法的手続により生じ得る損害は、現時点においては連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないと考えています。

(3) 償還可能非支配持分

注記25に記載のとおり、GSNの取引において、ソニーはGSNの現投資家に対し、GSNの資本持分の18%をソニーに売却する権利（ブット権）を付与しました。この売却する権利は2012年、2013年、2014年の4月1日から60営業日の3期間（以下「行使期間」）において行使可能です。最新の暦年に関するGSNの監査済財務諸表は4月1日時点で利用可能となっていないので、行使期間はGSNの監査済財務諸表が現投資家に提供された日から開始します。2012年5月31日現在、2011年のGSNの監査済財務諸表ははまだ現投資家に提供されていません。売却する権利の行使価格はGSNの利益に合意済みの倍数を乗じた公式で計算されます。最低権利行使価格は234百万米ドルで、最高権利行使価格は288百万米ドルです。ソニーに対して非支配持分を売却する権利は、償還がソニーの支配力の範囲外であるため強制償還証券として会計処理しています。この証券は2011年度の連結貸借対照表に償還可能非支配持分として負債と資本の中間に表示しています。

(4) 製品保証に関する負債

2010年度及び2011年度の製品保証に関する負債の増減額は次のとおりです。

項目	2010年度	2011年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
製品保証に関する負債の期首残高	50,856	54,940
製品保証に関する負債の計上額	48,610	60,073
期中取崩額	36,537	39,954
期首残高に対する見積変更額	4,802	4,397
外貨換算調整額	3,187	2,802
製品保証に関する負債の期末残高	54,940	67,860

29 セグメント情報

以下の報告セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業利益（損失）が最高経営意思決定者によって経営資源の配分の決定及び業績の評価に通常使用されているものです。最高経営意思決定者は、個別の資産情報を使用してセグメント評価を行っていません。ソニーにおける最高経営意思決定者は、会長兼社長CEOです。

ソニーは、2011年4月1日付の組織変更にともない、当年度第1四半期より、主にコンシューマー・プロフェッショナル&デバイス（以下「CPD」）分野及びネットワークプロダクツ&サービス（以下「NPS」）分野を従来構成していた事業を再編し、業績報告におけるビジネスセグメント区分の変更を行いました。この再編に関連して、従来のCPD分野及びNPS分野に含まれていた事業は、新設されたCPS分野及びPDS分野に移管されました。

CPS分野には、テレビ事業、ホームオーディオ・ビデオ事業、デジタルイメージング事業、パーソナル・モバイルプロダクツ事業、ゲーム事業などが含まれます。S-LCDの持分法による投資利益（損失）も、CPS分野に含まれます。PDS分野には、プロフェッショナル・ソリューション事業、半導体事業、コンポーネント事業などが含まれます。映画分野は、映画、ビデオソフト及びテレビ番組を含む映像ソフトの企画、製作、取得、製造、販売、配給、放映を行っています。音楽分野には、SME及びSMEJならびにソニーが株式の50%を保有する米国における音楽出版事業の合併会社であるSony/ATV Music Publishing LLCの業績が含まれています。金融分野は、日本市場における生命保険、損害保険を主とする保険事業、日本のクレジットファイナンス事業及び銀行事業を行っています。2012年2月15日、ソニーはエリクソンの保有するソニー・エリクソンの持分50%を取得しました。これにともない、ソニー・エリクソンはソニーの100%子会社となり、社名をSony Mobile Communications ABに変更しました。これにともない、従来単独セグメントとして表示されていたソニー・エリクソン分野を、第4四半期よりソニーモバイル分野へと変更しました。ソニーモバイル分野の業績は、2012年2月15日までの期間のソニー・エリクソンの持分法による投資利益（損失）、2012年2月16日から2012年3月31日までの期間の売上高及び営業収入、営業利益（損失）、ならびに支配権取得にともない、ソニーが保有していたソニー・エリクソンの持分50%について公正価値にもとづいて再評価したことにより計上した評価差益102,331百万円で構成されています。その他分野は、日本における携帯電話の製造委託事業、主に日本においてインターネット関連サービス事業を行うソネットエンタテインメント㈱、ディスク製造事業等の様々な事業活動から構成されています。ソニーの製品及びサービスは、一般的にはそれぞれのオペレーティング・セグメントにおいて固有のものです。以上のセグメント変更にともない、2010年度実績は修正再表示しています。

【ビジネスセグメント情報】

売上高及び営業収入：

項目	2010年度	2011年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
C P S：		
外部顧客に対するもの	3,771,610	3,061,214
セグメント間取引	78,223	75,543
計	3,849,833	3,136,757
P D S：		
外部顧客に対するもの	1,066,574	967,603
セグメント間取引	436,690	346,168
計	1,503,264	1,313,771
映画：		
外部顧客に対するもの	599,654	656,097
セグメント間取引	312	1,624
計	599,966	657,721
音楽：		
外部顧客に対するもの	457,771	430,751
セグメント間取引	12,972	12,038
計	470,743	442,789
金融：		
外部顧客に対するもの	798,495	868,971
セグメント間取引	8,031	2,924
計	806,526	871,895
ソニーモバイル：		
外部顧客に対するもの	-	77,732
セグメント間取引	-	-
計	-	77,732
その他：		
外部顧客に対するもの	377,822	378,071
セグメント間取引	70,004	64,598
計	447,826	442,669
全社（共通）及びセグメント間取引消去	496,885	450,122
連結合計	7,181,273	6,493,212

C P S分野におけるセグメント間取引は、主としてその他分野に対するものです。

P D S分野におけるセグメント間取引は、主としてC P S分野に対するものです。

ソニーモバイル分野の業績は、2012年2月16日から3月31日までの期間の売上高及び営業収入で構成されています。

その他分野におけるセグメント間取引は、主として映画分野、音楽分野及びC P S分野に対するものです。

全社（共通）及びセグメント間取引消去には、ブランド及び特許権使用によるロイヤルティ収入が含まれています。

セグメント別損益：

項目	2010年度	2011年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
営業利益(損失)：		
C P S	10,817	229,807
P D S	27,650	20,194
映画	38,669	34,130
音楽	38,927	36,887
金融	118,818	131,421
ソニーモバイル	4,155	31,407
その他	7,116	3,546
計	246,152	19,702
全社(共通)及びセグメント間取引消去	46,331	47,573
連結営業利益(損失)	199,821	67,275
その他の収益	44,966	23,478
その他の費用	39,774	39,389
連結税引前利益(損失)	205,013	83,186

上記の営業利益(損失)は、売上高及び営業収入から売上原価、販売費・一般管理費及びその他の一般費用を差し引き、持分法による投資利益(損失)を加えたものです。

ソニーモバイル分野の業績は、2012年2月15日までの期間のソニー・エリクソンの持分法による投資損失57,680百万円、2012年2月16日から3月31日までの期間の営業利益(損失)、ならびに支配権取得にともない、ソニーが保有していたソニー・エリクソンの持分50%について公正価値にもとづいて再評価したことにより計上した評価差益102,331百万円で構成されています。

全社(共通)及びセグメント間取引消去には、各セグメントに配賦されない本社の構造改革費用及びその他本社費用が含まれています。また、全社(共通)及びセグメント間取引消去には、ソニーモバイルの支配権取得時にエリクソンから取得した無形資産であるIPクロスライセンス等の知的財産の償却費が含まれています。

その他の重要事項：

項目	2010年度	2011年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
持分法による投資利益(損失)：		
C P S	7,214	64,078
P D S	130	198
映画	2,483	516
音楽	265	372
金融	1,961	1,252
ソニーモバイル	4,155	57,680
その他	2,566	2,399
連結合計	14,062	121,697

項目	2010年度	2011年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
減価償却費及び償却費：		
C P S	68,579	69,717
P D S	122,057	124,956
映画	7,996	10,825
音楽	12,166	10,789
金融(繰延保険契約費の償却を含む)	62,077	56,322
ソニーモバイル	-	869
その他	20,805	16,656
計	293,680	290,134
全社(共通)	31,686	29,460
連結合計	325,366	319,594

ソニーモバイル分野の業績は、2012年2月15日までの期間のソニー・エリクソンの持分法投資利益(損失)、2012年2月16日から3月31日までの期間のソニーモバイルの持分法投資損益で構成されています。
 ソニーモバイル分野には、2012年2月16日から3月31日までの減価償却及び償却費が含まれています。

下記の表は、C P S分野及びP D S分野の製品部門別の外部顧客に対する売上高及び営業収入の内訳を含んでいません。ソニーのマネジメントは、C P S分野及びP D S分野をそれぞれ単一のオペレーティング・セグメントとして意思決定を行っています。

項目	2010年度	2011年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
C P S		
テレビ	1,200,491	840,359
ホームオーディオ・ビデオ	285,297	241,885
デジタルイメージング	642,570	497,957
パーソナル・モバイルプロダクツ	828,375	722,301
ゲーム	798,405	744,285
その他	16,472	14,427
計	3,771,610	3,061,214
P D S		
プロフェッショナル・ソリューション	287,394	280,645
半導体	358,396	375,891
コンポーネント	410,090	297,108
その他	10,694	13,959
計	1,066,574	967,603
映画	599,654	656,097
音楽	457,771	430,751
金融	798,495	868,971
ソニーモバイル	-	77,732
その他	377,822	378,071
全社(共通)	109,347	52,773
連結	7,181,273	6,493,212

ソニーモバイル分野の業績は、2012年2月16日から3月31日までの期間の売上高及び営業収入で構成されています。

【地域別情報】

2010年度及び2011年度における顧客の所在国別に分類した売上高及び営業収入、2011年3月31日現在及び2012年3月31日現在の有形固定資産（減価償却累計額控除後）は次のとおりです。

項目	2010年度	2011年度
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上高及び営業収入：		
日本	2,152,552	2,104,669
米国	1,443,693	1,211,849
欧州	1,539,432	1,268,258
中国	562,048	495,101
アジア・太平洋地域	726,364	636,489
その他地域	757,184	776,846
計	7,181,273	6,493,212

項目	2011年3月31日	2012年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
有形固定資産（減価償却累計額控除後）：		
日本	684,031	699,647
米国	95,157	82,914
欧州	39,602	55,192
中国	39,936	39,388
アジア・太平洋地域	46,894	37,060
その他地域	19,248	16,797
計	924,868	930,998

地域別区分の変更にともない、上記2010年度の実績は修正再表示しています。

日本、米国ならびに中国以外の各区分に属する主な地域は次のとおりです。

- (1) 欧州： イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、スウェーデン
- (2) アジア・太平洋地域： インド、韓国、オセアニア
- (3) その他地域： 中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ

売上高及び営業収入、有形固定資産（減価償却累計額控除後）に関して、欧州、アジア・太平洋地域、その他地域において個別には金額的に重要性のある国はありません。

報告セグメント間及び地域間の取引は、ソニーの経営陣が独立企業間価格であると考えている価格で行っています。2010年度及び2011年度において、単一顧客として重要な顧客に対する売上高及び営業収入はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【借入金等明細表】

連結財務諸表注記「12 短期借入金及び長期借入債務」に記載しています。

【資産除去債務明細表】

2012年3月31日現在における資産除去債務の金額に重要性がないため、記載を省略しています。

【評価性引当金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	その他 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒及び返品引当金	90,531	33,441	49,509	3,454	71,009
繰延税金資産に対する評価性引当金	473,713	469,788	22,904	52,364	868,233

(注) 1 貸倒及び返品引当金のその他は外貨換算調整額です。

2 繰延税金資産に対する評価性引当金の当期首残高の表示は、連結財務諸表注記『22 法人税等』に記載の通り、当期末残高の表示にあわせて変更しています。

3 繰延税金資産に対する評価性引当金の当期増加高には、当社による完全子会社に先立ち、ソニー・エリクソンが計上していた繰延税金資産に対する評価性引当金を含みます。連結財務諸表注記『22 法人税等』参照。

4 繰延税金資産に対する評価性引当金のその他は外貨換算調整額及び法定税率変更の影響です。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高及び営業収入 (百万円)	1,494,921	3,069,910	4,892,786	6,493,212
税引前利益(損失) (百万円)	23,119	23,214	82,700	83,186
当社株主に帰属する四半期 (当期)純損失(百万円)	15,502	42,479	201,447	456,660
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期(当期)純損 失(円)	15.45	42.33	200.73	455.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり当社株主に 帰属する四半期純損失(円)	15.45	26.88	158.40	254.30

訴訟

2011年5月、当社の米国子会社であるSony Electronics Inc.は、米国司法省反トラスト局から二次電池事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。当社は、米国司法省及びその他の国の当局が二次電池市場の競争状況を調査していると理解しています。なお、この手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により発生し得る損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

2011年前半以降、PlayStation®Network、Qriocity™及びSony Online Entertainment LLCのネットワークサービスならびにその他当社子会社のウェブサイトがサイバー攻撃を受けました。これらのサイバー攻撃に関して、2012年6月27日時点で、顧客個人情報又はクレジットカードの不正使用があった旨確認されたとの報告をソニーは受けておりません。しかしながら、サイバー攻撃の一部に関し、ソニーは日本の経済産業省及び金融庁からの報告命令、米国の複数の州の法務長官や米国連邦取引委員会からの公式又は非公式な情報提供要求ならびに米国連邦議会からの情報提供要求など様々なものを含む問い合わせを多くの地域の当局から受けております。さらに、当社及び一部の子会社は、米国その他の地域において多くの集団訴訟の被告になっています。しかしながら、これらの手続の段階に照らし、不利な判決、和解その他の解決により発生し得るこれら全てに関する損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

2009年10月、当社の米国子会社であるSony Optiarc America Inc.は、米国司法省反トラスト局から光ディスクドライブ事業に関する情報の提供を求める命令を受領しました。当社は、米国司法省及びその他の国の当局が光ディスクドライブの競争状況を調査していると理解しています。また、当社及び一部の子会社が独占禁止法に違反していたと主張し、損害賠償その他の救済を求める多くの集団訴訟が、米国その他の地域にて提起されています。しかしながら、これらの手続の段階に照らして、不利な判決、和解その他の解決により発生し得る損害額やその幅について見積りを行うことは現時点においては可能ではありません。

当社及び一部の子会社は、これらの他にも複数の訴訟の被告又は政府機関による調査の対象となっています。しかし、ソニーが現在知り得るかぎりの情報にもとづき、それらの訴訟その他の法的手続きにより生じ得る損害は、現時点においては連結財務諸表に重大な影響を及ぼすものではないと考えています。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	2010年度 (2011年3月31日)	2011年度 (2012年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	76,788	42,039
受取手形	291	251
売掛金	1 438,119	1 401,174
有価証券	23,001	4,001
製品	1,835	1,641
仕掛品	7,199	8,703
原材料及び貯蔵品	973	751
前渡金	23	1 50,592
前払費用	12,752	13,986
預け金	1 5,965	1 53,793
未収入金	1 167,994	1 113,505
短期貸付金	1 23,245	1 204,240
その他	10,441	36,745
貸倒引当金	2,450	370
流動資産合計	766,176	931,053
固定資産		
有形固定資産		
建物	239,536	259,316
減価償却累計額	131,249	148,541
建物(純額)	108,287	110,775
構築物	11,668	12,127
減価償却累計額	7,648	8,318
構築物(純額)	4,020	3,810
機械及び装置	124,805	113,402
減価償却累計額	105,404	97,922
機械及び装置(純額)	19,401	15,480
車両運搬具	105	108
減価償却累計額	79	84
車両運搬具(純額)	26	24
工具、器具及び備品	69,487	64,119
減価償却累計額	57,988	54,803
工具、器具及び備品(純額)	11,499	9,316
土地	27,099	37,204
リース資産	1,157	1,546
減価償却累計額	715	496
リース資産(純額)	443	1,050
建設仮勘定	2,151	390
有形固定資産合計	172,925	178,049

	2010年度 (2011年3月31日)	2011年度 (2012年3月31日)
無形固定資産		
特許権	5,426	4,224
借地権	1,569	1,567
ソフトウェア	49,876	44,545
リース資産	42	34
その他	51,946	47,054
無形固定資産合計	108,859	97,424
投資その他の資産		
投資有価証券	29,707	41,581
関係会社株式	1,895,385	1,955,333
出資金	1	1
関係会社出資金	102,543	102,410
長期貸付金	2	-
関係会社長期貸付金	532,650	533,189
破産更生債権等	1,461	1,443
長期前払費用	1,916	1,534
その他	24,051	20,646
貸倒引当金	3,550	1,500
投資その他の資産合計	2,584,167	2,654,638
固定資産合計	2,865,952	2,930,110
資産合計	3,632,128	3,861,163
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,254	1,258
買掛金	1 411,917	1 348,374
短期借入金	1 47,891	1 283,255
1年内返済予定の長期借入金	10,000	138,690
1年内償還予定の社債	60,500	134,998
1年内償還予定の転換社債	3,475	2,303
リース債務	1 299	1 371
未払金	1 36,698	1 36,216
未払費用	1 140,106	1 153,235
未払法人税等	526	105
前受金	1 1,243	1 52,360
預り金	1 28,986	1 18,382
賞与引当金	23,517	17,246
製品保証引当金	6,200	20
資産除去債務	-	637
仮受金	1 2,009	1, 4 41,679
その他	8,324	26,434
流動負債合計	782,944	1,255,562

(単位：百万円)

	2010年度 (2011年3月31日)	2011年度 (2012年3月31日)
固定負債		
社債	376,982	296,990
転換社債	3,791	-
長期借入金	363,650	375,189
リース債務	1,223	1,815
繰延税金負債	1,112	1,492
退職給付引当金	41,048	58,130
役員退職慰労引当金	41	41
パソコン回収再資源化引当金	3,794	3,599
資産除去債務	2,469	2,451
組織再編により生じた株式の特別勘定	37,224	37,224
その他	1,962	1,405
固定負債合計	831,296	777,336
負債合計	1,614,240	2,032,898
純資産の部		
株主資本		
資本金	630,921	630,923
資本剰余金		
資本準備金	837,609	837,611
資本剰余金合計	837,609	837,611
利益剰余金		
利益準備金	34,870	34,870
その他利益剰余金		
別途積立金	354,400	-
繰越利益剰余金	153,085	315,159
利益剰余金合計	542,355	350,029
自己株式	4,670	4,637
株主資本合計	2,006,214	1,813,926
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,414	2,657
評価・換算差額等合計	1,414	2,657
新株予約権	10,260	11,682
純資産合計	2,017,888	1,828,265
負債純資産合計	3,632,128	3,861,163

【損益計算書】

(単位：百万円)

	2010年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月31日)	2011年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月31日)
売上高	1 3,211,249	1 2,572,123
売上原価		
製品期首たな卸高	1,915	1,835
当期製品製造原価	3 2,937,461	3 2,340,016
合計	2,939,376	2,341,851
製品期末たな卸高	1,835	1,641
製品売上原価	1 2,937,541	1 2,340,210
売上総利益	273,708	231,914
販売費及び一般管理費	2, 3 366,528	2, 3 325,398
営業損失()	92,820	93,485
営業外収益		
受取利息	1 12,485	1 7,240
有価証券利息	41	26
受取配当金	1 5,803	1 7,124
受取賃貸料	1 11,200	1 12,875
為替差益	14,022	9,824
その他	1 15,224	1 24,563
営業外収益合計	58,775	61,652
営業外費用		
支払利息	1 4,831	1 5,439
社債利息	6,980	5,883
賃貸費用	1 8,366	1 9,477
貸倒引当金繰入額	12	160
固定資産除却損	3,176	6,594
その他	1 9,838	1 27,478
営業外費用合計	33,203	55,031
経常損失()	67,248	86,863
特別損失		
減損損失	-	4 23,500
関係会社等損失補償金	-	22,759
関係会社株式売却損	-	16,470
関係会社株式評価損	40,874	9,678
抱合せ株式消滅差損	29,827	-
早期割増退職金	13,776	-
投資有価証券評価損	12,015	-
災害による損失	5 6,999	-
特別損失合計	103,490	72,408
税引前当期純損失()	170,738	159,271
法人税、住民税及び事業税	20,275	5,770
過年度法人税等	-	6 13,642
法人税等調整額	125,383	180
法人税等合計	105,108	7,692
当期純損失()	275,846	166,963

【製造原価明細書】

項目	区分	注記 番号	2010年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日)		2011年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月 31日)	
			金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		*2	2,725,298	87.8	2,065,562	82.8
労務費			148,370	4.8	149,179	6.0
経費		*3	228,215	7.4	278,539	11.2
当期総製造費用			3,101,882	100.0	2,493,279	100.0
期首仕掛品たな卸高			8,174		7,199	
合計			3,110,056		2,500,479	
期末仕掛品たな卸高			7,199		8,703	
他勘定振替高		*4	144,310		130,555	
固定資産振替高		*5	21,086		21,204	
当期製品製造原価			2,937,461		2,340,016	

(注) 1 当社の原価計算方式は、総合原価計算方式を採用していますが、一部の製品については個別原価計算方式を採用しています。

なお、期中は予定価格を用い、期末において原価差額を調整しています。

*2 材料費中に含まれている外注加工費は、2010年度 380,780百万円、2011年度 164,173百万円です。

*3 経費のうち主なものは委託研究を含む業務委託料であり、2010年度 127,825百万円、2011年度 195,767百万円です。

*4 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

項目	2010年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日)	2011年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月 31日)
販売費及び一般管理費(百万円)	127,007	116,051
その他(百万円)	17,303	14,505
計(百万円)	144,310	130,555

*5 固定資産振替高の内訳は次のとおりです。

項目	2010年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日)	2011年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月 31日)
ソフトウェア(百万円)	20,387	20,713
その他(百万円)	699	491
計(百万円)	21,086	21,204

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	2010年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日)	2011年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	630,821	630,921
当期変動額		
新株の発行	99	2
当期変動額合計	99	2
当期末残高	630,921	630,923
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	837,510	837,609
当期変動額		
新株の発行	99	2
当期変動額合計	99	2
当期末残高	837,609	837,611
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	34,869	34,870
当期変動額		
当期変動額合計	0	-
当期末残高	34,870	34,870
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金		
当期首残高	8,101	-
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の取崩	8,101	-
当期変動額合計	8,101	-
当期末残高	-	-
固定資産圧縮特別勘定積立金		
当期首残高	17,229	-
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	17,229	-
当期変動額合計	17,229	-
当期末残高	-	-
別途積立金		
当期首残高	354,400	354,400
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	354,400
当期変動額合計	-	354,400
当期末残高	354,400	-

(単位：百万円)

	2010年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日)	2011年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月 31日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	428,736	153,085
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の取崩	8,101	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	17,229	-
別途積立金の取崩	-	354,400
剰余金の配当	25,089	25,090
当期純損失()	275,846	166,963
自己株式の処分	48	63
会社分割による減少	-	210
当期変動額合計	275,651	162,074
当期末残高	153,085	315,159
自己株式		
当期首残高	4,675	4,670
当期変動額		
自己株式の取得	111	79
自己株式の処分	116	112
当期変動額合計	5	33
当期末残高	4,670	4,637
株主資本合計		
当期首残高	2,306,994	2,006,214
当期変動額		
新株の発行	198	5
剰余金の配当	25,089	25,090
当期純損失()	275,846	166,963
自己株式の取得	111	79
自己株式の処分	68	49
会社分割による減少	-	210
当期変動額合計	300,780	192,288
当期末残高	2,006,214	1,813,926
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,614	1,414
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,029	1,243
当期変動額合計	4,029	1,243
当期末残高	1,414	2,657

	2010年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月31日)	2011年度 (自 2011年 4月 1日 至 2012年 3月31日)
新株予約権		
当期首残高	8,710	10,260
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,549	1,422
当期変動額合計	1,549	1,422
当期末残高	10,260	11,682
純資産合計		
当期首残高	2,313,089	2,017,888
当期変動額		
新株の発行	198	5
剰余金の配当	25,089	25,090
当期純損失()	275,846	166,963
自己株式の取得	111	79
自己株式の処分	68	49
会社分割による減少	-	210
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,578	2,666
当期変動額合計	295,202	189,623
当期末残高	2,017,888	1,828,265

【重要な会計方針】

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 1. 時価のあるもの
決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 2. 時価のないもの
移動平均法による原価法
- 2 デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
- 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっています。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15～50年
機械及び装置	4～10年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）にもとづく定額法によっています。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
- 5 繰延資産の処理方法
支出時の費用として処理しています。
- 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、原則として決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- 7 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金
執行役及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。
 - (3) 製品保証引当金
製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の経験率にもとづき計上しています。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しています。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規による必要額を計上しています。

(6) パソコン回収再資源化引当金

家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。

8 完成工事高及び完成工事原価の認識基準

当年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。工事進行基準を適用する工事の当年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によります。

9 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引について、ヘッジ対象にかかる金利相場変動リスクを回避することを目的として利用しています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについて、有効性の評価を省略しています。

10 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しています。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

【表示方法の変更】

(貸借対照表)

前年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」及び「短期貸付金」は、それぞれ資産の総額の100分の1を超えたため、当年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の貸借対照表の組替えを行っています。

この結果、前年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた39,651百万円は、「預け金」5,965百万円、「短期貸付金」23,245百万円、「その他」10,441百万円として組み替えています。

前年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「仮受金」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の貸借対照表の組替えを行っています。

この結果、前年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた10,333百万円は、「仮受金」2,009百万円、「その他」8,324百万円として組み替えています。

(損益計算書)

前年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の損益計算書の組替えを行っています。

この結果、前年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた13,014百万円は、「固定資産除却損」3,176百万円、「その他」9,838百万円として組み替えています。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

当年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2009年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 2009年12月4日)を適用しています。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社に係る注記

関係会社に対する主な資産・負債

	2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
資産		
売掛金	382,913百万円	363,217百万円
前渡金	-	50,577
預け金	5,965	53,793
未収入金	108,657	75,549
短期貸付金	20,500	203,990
負債		
買掛金	370,521	300,576
短期借入金	47,891	283,255
未払費用	52,142	64,016
その他の負債	39,809	44,207

2 圧縮記帳

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

	2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
国庫補助金等	1,023百万円	1,016百万円
保険金等	29	28

3 保証債務等

(1) 債務保証契約

2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)		2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	
関係会社等の買掛金及び銀行借入金等に対する保証		関係会社等の買掛金及び銀行借入金等に対する保証	
Sony Europe Limited	205,748百万円	Sony Computer Entertainment America LLC	132,792百万円
Sony Computer Entertainment America LLC	116,577	Sony Europe Limited	97,565
Sony Global Treasury Services Plc	68,669	Sony Global Treasury Services Plc	75,183
リース契約及び契約債務履行等に対する保証を行っています。		リース契約及び契約債務履行等に対する保証を行っています。	
Sony Capital Corporation	50,630	ソニーエナジー・デバイス(株)	72,808
フィルムファイナンス及びリース契約等に対する保証を行っています。			
Sony Supply Chain Solutions (Korea) Co.,Ltd.	42,712	Sony Capital Corporation	46,871
		フィルムファイナンス及びリース契約等に対する保証を行っています。	
ソニーイーエムシーエス(株)	25,888	ソニーイーエムシーエス(株)	18,500
(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント	22,127	(株)ジャパンディスプレイウエスト *1	2,233
ソニーモバイルディスプレイ(株)	7,228	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント	278
その他 27社	154,196	その他 27社	131,281
小計	693,775	小計	577,511
従業員の銀行借入金に対する保証		従業員の銀行借入金に対する保証	
従業員	803	従業員	670
小計	803	小計	670
計	694,578	計	578,181

(注) *1 2012年3月30日付で、ソニーモバイルディスプレイ(株)は社名を(株)ジャパンディスプレイウエストに変更しています。

(2) 経営指導念書等の差入れ(注)

2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)		2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	
関係会社に対する経営指導念書等の差入れによる保証等		関係会社に対する経営指導念書等の差入れによる保証等	
Sony Global Treasury Services Plc	35,446百万円	Sony Global Treasury Services Plc	30,966百万円
契約債務履行及び為替取引に対する信用補完を行っています。		契約債務履行及び為替取引に対する信用補完を行っています。	
MSM Satellite (Singapore) Pte. Ltd.	8,584		
契約債務履行及び短期借入に対する信用補完を行っています。			
その他 1社	493		
銀行借入に対する信用補完を行っています。			
計	44,523	計	30,966

(注) 経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。

4 仮受金

当年度の仮受金は当社及び当社子会社の災害に関連する受取保険金等です。

(損益計算書関係)

1 関係会社に係る注記
関係会社との主な取引

	2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
売上高	2,871,031百万円	2,298,958百万円
営業費用		
材料購入高	2,878,233	2,273,582
営業外収益		
受取利息	12,380	7,174
受取配当金	5,029	6,327
受取賃貸料	11,150	12,808
その他の営業外収益	4,958	6,868
営業外費用	2,421	22,333

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
特許権使用料	30,021百万円	17,969百万円
運賃及び荷造費	24,520	14,583
広告宣伝費	16,754	4,884
販売促進費	6,825	8,568
アフターサービス費	13,300	15,182
製品保証引当金繰入額	6,200	20
パソコン回収再資源化引当金繰入額	567	523
従業員給料及び手当	28,999	30,131
賞与引当金繰入額	5,524	3,640
退職給付費用	4,714	5,653
業務委託費	43,916	52,529
減価償却費	17,820	16,791
貸倒引当金繰入額	327	35
貸倒損失	107	-
開発研究費	109,665	100,546
その他	57,269	54,346

なお、販売費に属する費用のおおよその割合は前年度27%、当年度19%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前年度73%、当年度81%です。

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	2010年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	2011年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	295,363百万円	288,104百万円

4 減損損失

当社は、製品カテゴリーを資産グルーピングの基礎とし、他の製品カテゴリーとキャッシュ・フローが相互に関連する資産はまとめてひとつの資産グループとしています。当年度において計上した減損損失23,500百万円のうち、主なものは以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都品川区等	液晶テレビ事業用資産	ソフトウェア、権利金等	12,588
米国	ネットワークビジネス事業用資産	ソフトウェア等	9,441

液晶テレビ事業用資産、ネットワークビジネス事業用資産について、投資額の回収が見込めなくなったため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、この減少額を減損損失として特別損失に計上しました。主な内訳は、液晶テレビ事業用資産についてはソフトウェア4,333百万円、権利金3,877百万円等であり、ネットワークビジネス事業用資産についてはソフトウェア9,212百万円等です。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、資産の見積処分価額等により評価しています。

5 災害による損失

2011年3月11日に発生した東日本大震災に関連して、災害による損失6,999百万円を特別損失に計上しています。その内訳は、固定資産除却損等2,086百万円、修繕費の見積計上額4,465百万円、その他の費用又は損失447百万円です。

6 過年度法人税等

過年度法人税等は、関係会社間取引における移転価格に関する二国間事前確認制度について、当年度末時点で今後両税務当局が合意に達する可能性が高く見込まれるため、この合意により当社連結子法人の前年度までの課税所得を減額修正することとしない計上したものと等です。

(株主資本等変動計算書関係)

2010年度(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当年度期首株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
普通株式(注)	1,039,656株	37,902株	25,970株	1,051,588株
合計	1,039,656株	37,902株	25,970株	1,051,588株

(注) 普通株式の自己株式の増加37,902株は、単元未満株式の買取りと株式買取請求によるものであり、減少25,970株は、単元未満株式の買増請求による売渡しと株式退職金の支給によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2010年5月12日 取締役会	普通株式	12,544百万円	12円50銭	2010年3月31日	2010年6月2日
2010年10月28日 取締役会	普通株式	12,544百万円	12円50銭	2010年9月30日	2010年12月1日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2011年5月26日 取締役会	普通株式	12,545百万円	利益剰余金	12円50銭	2011年3月31日	2011年6月9日

2011年度(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当年度期首株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数	当年度末株式数
普通株式(注)	1,051,588株	35,700株	25,485株	1,061,803株
合計	1,051,588株	35,700株	25,485株	1,061,803株

(注) 普通株式の自己株式の増加35,700株は、単元未満株式の買取りと株式買取請求によるものであり、減少25,485株は、単元未満株式の買増請求による売渡しと株式退職金の支給によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2011年5月26日 取締役会	普通株式	12,545百万円	12円50銭	2011年3月31日	2011年6月9日
2011年11月1日 取締役会	普通株式	12,545百万円	12円50銭	2011年9月30日	2011年12月1日

(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2012年5月9日 取締役会	普通株式	12,545百万円	利益剰余金	12円50銭	2012年3月31日	2012年6月6日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

1. 有形固定資産

主として、パーソナルコンピューター等の電子機器、電力貯蔵用NAS電池(ナトリウム/硫黄電池)システム(「工具、器具及び備品」、「機械及び装置」)です。

2. 無形固定資産

ソフトウェアです。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	2010年度 (2011年3月31日)	2011年度 (2012年3月31日)
1年内	7,988	7,823
1年超	2,163	3,190
合計	10,150	11,013

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

2010年度(2011年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	121,760	465,093	343,334
合計	121,760	465,093	343,334

2011年度(2012年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	121,760	419,046	297,286
合計	121,760	419,046	297,286

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	2010年度 (2011年3月31日)	2011年度 (2012年3月31日)
子会社株式	1,739,046	1,832,511
関連会社株式	34,580	1,063

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	2010年度 (2011年3月31日)	2011年度 (2012年3月31日)
(1)流動負債		
繰延税金資産		
災害関連収入	- 百万円	12,219百万円
未払費用	14,170	11,032
賞与引当金	9,364	6,555
その他	9,203	6,185
繰延税金資産小計	32,737	35,992
評価性引当金	32,727	35,617
繰延税金資産合計	10	375
繰延税金負債		
その他	10	375
繰延税金負債合計	10	375
繰延税金負債の純額	-	-
(2)固定負債		
繰延税金資産		
繰越欠損金	108,586	177,644
関係会社株式等	90,996	68,291
退職給付引当金	35,422	31,667
その他	16,849	21,284
繰延税金資産小計	251,854	298,886
評価性引当金	250,510	298,525
繰延税金資産合計	1,344	361
繰延税金負債		
前払年金費用	938	-
その他有価証券評価差額金	872	1,407
その他	646	446
繰延税金負債合計	2,456	1,853
繰延税金負債の純額	1,112	1,492

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

税引前当期純損失のため記載を省略しています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(2011年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(2011年法律第117号)が2011年12月2日に公布され、2012年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これにともない、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、2012年4月1日に開始する事業年度から2014年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、2015年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更による影響は軽微です。

また、欠損金の繰越控除制度が2012年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることにともなう影響はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券 (その他 有価証券)	証券投資信 託受益証券	銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		キャッシュ・リザーブ・ファンド 1銘柄		4,000,532,864
	計		4,000,532,864	4,001
	有価証券(その他有価証券)合計		4,000,532,864	4,001

投資 有価証券 (その他 有価証券)	株式	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)スカパーJSATホールディングス	283,058	10,317
		(株)ジャパンディスプレイ	200,000	10,000
		シャープディスプレイプロダクト(株)	200,000	10,000
		(株)半導体エネルギー研究所	1,000,000	3,500
		マネックスグループ(株)	117,235	2,122
		(株)毎日放送	1,172,490	1,524
		(株)NTTぷらら	9,000	450
		FDKエナジー(株)	800	400
		(株)フジ・メディア・ホールディングス	2,250	320
		ビットワレット(株)	5	284
		その他 68銘柄	1,992,858	2,658
	計		4,977,696	41,576
	出資金	銘柄	出資口数 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資事業組合に対する出資 3銘柄		6	6	
計		6	6	
投資有価証券(その他有価証券)合計		-	41,581	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期 償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物 *1	239,536	28,125	8,344 (2,526)	259,316	148,541	7,844	110,775
構築物 *1	11,668	825	365 (1)	12,127	8,318	350	3,810
機械及び装置 *1	124,805	5,727	17,129 (569)	113,402	97,922	7,368	15,480
車両運搬具	105	11	8	108	84	13	24
工具、器具及び備品 *1	69,487	5,327	10,695 (932)	64,119	54,803	3,953	9,316
土地	27,099	11,269	1,164	37,204	-	-	37,204
リース資産 *1	1,157	1,107	718 (39)	1,546	496	401	1,050
建設仮勘定 *1	2,151	1,622	3,383 (316)	390	-	-	390
有形固定資産計 *1	476,007	54,013	41,807 (4,383)	488,213	310,165	19,928	178,049
無形固定資産							
特許権 *1	8,313	137	416 (2)	8,034	3,810	1,054	4,224
借地権	1,569	3	5	1,567	-	-	1,567
ソフトウェア *1	90,481	36,268	19,819 (13,801)	106,931	62,386	23,859	44,545
リース資産 *1	102	12	26 (0)	88	53	18	34
その他 *1	109,519	26,384	20,783 (4,107)	115,121	68,067	13,097	47,054
無形固定資産計 *1	209,984	62,804	41,048 (17,911)	231,740	134,316	38,029	97,424
長期前払費用 *1	2,387	1,878	2,054 (1,206)	2,211	677	556	1,534

(注) *1 当期減少額のうち()内の金額は、減損損失の計上額の内書です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 *1	6,000	196	41	4,284	1,870
賞与引当金	23,517	17,246	23,517	-	17,246
製品保証引当金 *2	6,200	20	395	5,805	20
役員退職慰労引当金	41	-	-	-	41
パソコン回収再資源化引当 金 *3	3,794	523	57	662	3,599

(注) *1 当期減少額(その他)は、貸倒実績率の低下及び回収等にもなう取崩しによるものです。

*2 当期減少額(その他)は、製品保証に係る責任及び費用負担を子会社に移管したことにもなう取崩しによるものです。

*3 当期減少額(その他)は、見積りの変更にもなう取崩しによるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(2012年3月31日現在)

現金及び預金

区分		金額 (百万円)
現金		2
銀行預金	定期預金	25,000
	当座預金	7,017
	普通預金	10,020
	小計	42,037
計		42,039

受取手形

主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
ダイトエレクトロン(株)	162	蝶理イメージング(株)	15
カシオ計算機(株)	40	東通産業(株)	14
三菱電機ホーム機器(株)	17	その他	4
		計	251

決済期日別内訳

期日	2012年4月	5月	6月	7月	計
金額(百万円)	87	90	60	14	251

売掛金

主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
Sony Electronics Inc.	57,551	Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd.	45,631
Sony Europe Limited	56,922	(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント	33,162
ソニーマーケティング(株)	51,914	その他	155,994
		計	401,174

当期における発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留日数 (日)
438,119	2,602,255	2,639,200	401,174	87	59

たな卸資産

区分	製品 (百万円)	原材料 (百万円)	仕掛品 (百万円)	貯蔵品 (百万円)	計 (百万円)
テレビ	-	-	866	0	866
ホームオーディオ・ビデオ	-	-	241	2	243
デジタルイメージング	-	-	139	3	142
パーソナル・モバイルプロダクト	1,624	-	18	112	1,754
プロフェッショナル・ソリューション	17	-	660	172	849
半導体	-	-	4,315	74	4,389
コンポーネント	0	104	1,731	33	1,868
その他	-	48	734	204	985
計	1,641	151	8,703	600	11,096

短期貸付金

主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
Sony Global Treasury Services Plc	195,690
(株)ソニーファイナンスインターナショナル	8,300
コロナ工業(株)	250
計	204,240

関係会社株式

主な会社別内訳

関係会社	金額 (百万円)	関係会社	金額 (百万円)
Sony Americas Holding Inc.	1,485,146	(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	87,045
Sony Mobile Communications AB	134,705	ソニーセミコンダクタ(株)	25,468
ソニーフィナンシャルホールディングス(株)	115,820	その他	107,149
		計	1,955,333

関係会社長期貸付金

主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
Sony Global Treasury Services Plc	533,189
計	533,189

支払手形
主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
(株)内田洋行	120	アプライドマテリアルズジャパン(株)	82
中外炉工業(株)	93	(株)パルテック	64
キヤノントック(株)	90	その他	808
		計	1,258

期日別内訳

期日	2012年4月	5月	6月	7月	計
金額(百万円)	251	304	509	194	1,258

買掛金
主な取引先別内訳

取引先	金額 (百万円)	取引先	金額 (百万円)
ソニーイーエムシーエス(株)	226,228	Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.	19,051
ソニーセミコンダクタ(株)	32,469	ソニーエナジー・デバイス(株)	17,127
(株)ジャパディスプレイウエスト	21,055	その他	32,444
		計	348,374

短期借入金
主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
Sony Global Treasury Services Plc	283,255
計	283,255

社債
銘柄別内訳

銘柄	発行年月日	金額(百万円)
2012年満期1.16%利付 第16回無担保普通社債	2005年9月8日	(39,999)
2015年満期1.57%利付 第17回無担保普通社債	2005年9月8日	29,993
2013年満期1.52%利付 第19回無担保普通社債	2006年2月28日	(35,000)
2015年満期1.75%利付 第20回無担保普通社債	2006年2月28日	24,997
2013年満期1.403%利付 第22回無担保普通社債	2008年12月25日	10,700
2018年満期2.004%利付 第23回無担保普通社債	2008年12月25日	16,300
2012年満期0.945%利付 第24回無担保普通社債	2009年6月16日	(60,000)
2014年満期1.298%利付 第25回無担保普通社債	2009年6月16日	110,000
2019年満期2.068%利付 第26回無担保普通社債	2009年6月16日	50,000
2017年満期0.664%利付 第27回無担保普通社債	2012年3月13日	45,000
2022年満期1.410%利付 第28回無担保普通社債	2012年3月13日	10,000
計		296,990 (134,998)

(注) ()内の金額は、「1年内償還予定の社債」で、外書です。

長期借入金
主な取引先別内訳

取引先	金額(百万円)
第3回シンジケートローン(注1)	129,000
第2回シンジケートローン(注1)	78,000
(株)三井住友銀行	67,314
(株)三菱東京UFJ銀行	44,876
住友信託銀行(株)(注2)	30,000
その他	26,000
計	375,189

(注1) 第3回シンジケートローンは、(株)三井住友銀行を幹事とする44社の協調融資によるものです。

第2回シンジケートローンは、(株)三菱東京UFJ銀行を幹事とする33社の協調融資によるものです。

(注2) 住友信託銀行(株)は、2012年4月1日付で、中央三井信託銀行(株)及び中央三井アセット信託銀行(株)と合併し、三井住友信託銀行(株)となりました。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.sony.co.jp/SonyInfo/IR/pn/
株主に対する特典	【2012年実績】 100株以上保有（2012年3月末現在）の株主宛に2012年6月5日付で、以下の内容の「株主特典クーポン」をご案内しました。 クーポンの名称：「株主特典AV」クーポン及び「株主特典IT」クーポン クーポンの内容：株主専用ウェブサイトにおいて提供するソニーのインターネット直販サイト「ソニーストア」で利用できる割引率クーポン（AV商品15%オフ、IT商品5%オフ） 有効期間： 2012年6月5日～2013年3月31日 その他： 譲渡ないし換金はできません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書
事業年度（2010年度）（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）
2011年6月28日 関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書
2011年6月28日 関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
2011年6月30日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第9号の2にもとづく臨時報告書です。
- (4) 四半期報告書及び確認書
事業年度（2011年度第1四半期）（自 2011年4月1日 至 2011年6月30日）
2011年8月12日 関東財務局長に提出
- (5) 発行登録書（社債）及びその添付書類
2011年8月12日 関東財務局長に提出
- (6) 臨時報告書及びその添付書類
2011年11月1日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号及び同条同項第2号の2にもとづく臨時報告書です。
- (7) 有価証券届出書（普通株式新株予約権証券）及びその添付書類
2011年11月1日 関東財務局長に提出
普通株式新株予約権証券は当社第22回普通株式新株予約権として発行したものです。
- (8) 訂正発行登録書（社債）
2011年11月1日 関東財務局長に提出
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類
2011年11月2日 関東財務局長に提出
2011年11月1日に提出した上記（7）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (10) 四半期報告書及び確認書
事業年度（2011年度第2四半期）（自 2011年7月1日 至 2011年9月30日）
2011年11月14日 関東財務局長に提出
- (11) 有価証券届出書の訂正届出書
2011年11月14日 関東財務局長に提出
2011年11月1日に提出した上記（7）の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (12) 訂正発行登録書（社債）
2011年11月14日 関東財務局長に提出

- (13)有価証券届出書の訂正届出書
2011年11月22日 関東財務局長に提出
2011年11月1日に提出した上記(7)の有価証券届出書にかかる訂正届出書です。
- (14)臨時報告書の訂正報告書
2011年11月22日 関東財務局長に提出
2011年11月1日に提出した上記(6)の臨時報告書にかかる訂正報告書です。
- (15)訂正発行登録書(社債)
2011年11月22日 関東財務局長に提出
- (16)四半期報告書及び確認書
事業年度(2011年度第3四半期)(自2011年10月1日至2011年12月31日)
2012年2月14日 関東財務局長に提出
- (17)訂正発行登録書(社債)
2012年2月14日 関東財務局長に提出
- (18)訂正発行登録書(社債)
2012年2月21日 関東財務局長に提出
- (19)発行登録追補書類(社債)及びその添付書類
2012年3月7日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2012年6月27日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 村 明 彦
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	木 村 浩 一 郎
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	岩 尾 健 太 郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結資本変動表、連結財務諸表注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社及び連結子会社の2012年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結財務諸表注記29「セグメント情報」に記載のとおり、会社は2011年度より、ビジネスセグメント区分の変更を行い、これに伴い2010年度のビジネスセグメント区分を2011年度の区分に合わせて修正再表示している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、ソニー株式会社の2012年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して統合監査を行った。米国公開企業会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。統合監査は、財務報告に係る内部統制の理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が状況に応じて必要と認めたと他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、統合監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するために必要な取引の記録が行われていること及び会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の会社の資産の取得、使用又は処分を防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供する方針及び手続を含んでいる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク、もしくは方針や手続の遵守の程度が低下するリスクが伴う。

当監査法人は、ソニー株式会社は、米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、すべての重要な点において、2012年3月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

強調事項

会社の内部統制報告書に記載のとおり、会社は、Sony Mobile Communications ABを2011年度中に買収によって取得したため、これを基準日(2012年3月31日)における財務報告に係る内部統制の有効性の評価対象から除外している。当監査法人も、Sony Mobile Communications ABを内部統制監査から除外している。Sony Mobile Communications ABは完全子会社であり、3,470億円の総資産、及び777億円の売上高及び営業収入が2012年3月31日現在の連結財務諸表に含まれている。

我が国の内部統制監査との主要な相違点

当監査法人は米国公開企業会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下の通りである。

1. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行う。
2. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、内部統制の有効性の判断規準として、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みが用いられる。
3. 我が国で一般に公正妥当と認められる内部統制監査の基準に準拠した場合、財務報告に係る内部統制には、有価証券報告書提出会社の個別財務諸表に係る内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る内部統制が含まれ、これには持分法適用会社の内部統制も含まれる。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2012年6月27日

ソニー株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中村 明彦
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村 浩一郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩尾 健太郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニー株式会社の2011年4月1日から2012年3月31日までの2011年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニー株式会社の2012年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。